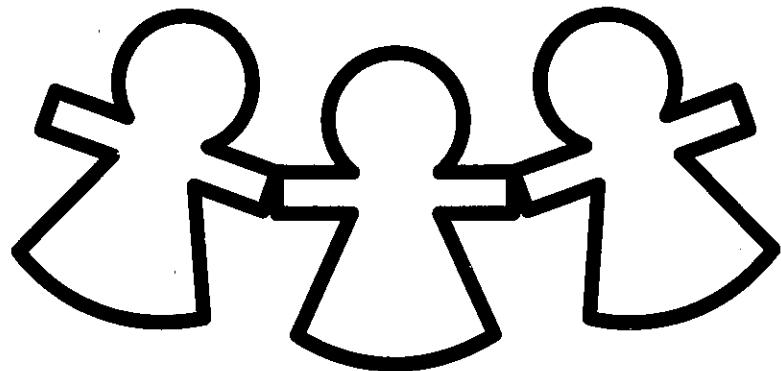


青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル



はじめに

21世紀の本格的な高齢社会の到来を間近に控え、また、障害者の社会参加の推進が望まれている現在、高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心して出かけることができる福祉のまちづくりの推進が求められています。

このような中で、高齢者、障害者等のすべての県民が住みよいまちづくりを実現するため、平成6年3月に『青森県福祉のまちづくり整備指針』を策定し、関係機関の協力を得ながら高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物等の整備・改善に努めてきました。

さらに、福祉のまちづくりを効果的に推進していくため、平成10年10月には、『青森県福祉のまちづくり条例』を制定し、平成11年4月に施行しました。

この条例では、県、事業者及び県民の理解と連携の下に、福祉のまちづくりを推進していくとともに、高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できる公共的施設の整備といった物的な環境の整備にとどまらず、事業者から提供されるサービス面や県民相互の「思いやりの心」の醸成といった心の面にも配慮しながら、各関係分野が行う施策などの連携により、総合的かつ計画的に福祉のまちづくりの推進を図ることとしています。

この整備マニュアルは、福祉のまちづくりの理解の第一歩として、条例の対象となる施設や条例に規定されている整備基準について、図解も含めて具体的に解説し、さらに、望ましい基準などを示し、事業者や設計者の方々が公共的施設を設計する上で必要になる事項を盛り込みました。

福祉のまちづくりを推進するためには、県、市町村、事業者及び県民が一体となり、総合的に取り組んでいくことが必要です。

事業者、設計者をはじめ県民の皆様に、この整備マニュアルを有効に利用していただき、すべての人が安心して快適に暮らせる「福祉のまちづくり」が一層推進されることを願っています。

青森県福祉のまちづくり条例前文

私たちのふるさと青森県は、本州最北端に位置し、鮮やかにうつろいゆく四季、三内丸山遺跡が語りかける古^{いにしえ}からの歴史など、世界に誇ることができる自然と文化に恵まれている。

このふるさとの豊かな自然や特色ある文化の恵みを私たちのだれもがひとしく享受することができ、並びにこの積雪寒冷の地であるふるさとにおいて、私たちの一人一人が個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で、ひとしく、行動し、及び参加することができる社会を実現することは、私たちの共通の願いであり、責務である。

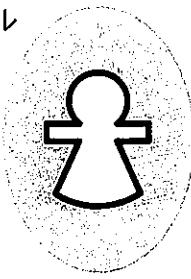
このような認識の下に、私たちは、高齢者、障害者、妊産婦などで日常生活又は社会生活に制限を受ける人々が円滑に利用できる公共的な施設や交通機関の整備を促進し、すべての人々が自由に、安心して、積極的に社会参加することができるよう行動上その他の障壁のないまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

C O N T E N T S

目 次

はじめに	3
青森県福祉のまちづくり条例前文	5
目 次	6
I 青森県福祉のまちづくり条例の概要	9
・ すべての人にやさしいまちづくりをめざして	10
～青森県福祉のまちづくり条例の制定～	
・ 青森県福祉のまちづくり条例構成図	12
・ 青森県福祉のまちづくり条例の対象となる施設	13
・ 条例に基づく届出等の窓口	14
・ 青森県福祉のまちづくり条例手続きの流れ	15
・ 福祉のまちづくり条例における整備基準・整備箇所	16
・ 青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法との対象施設と対象箇所の関係	17
II 整備マニュアル	19
1. 共通事項	21
・ よりよい福祉のまちづくりをめざして ～「青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル」の活用方法	22
・ 障害者、高齢者等の動作能力と設計について	26
(1) 手すり	36
(2) 水栓、把手	38
(3) 材料	40
(4) コンセント・スイッチ、照明	42
(5) 視覚障害者を誘導又は注意を喚起する床材	44
2. 建築物	49
・ 整備マニュアルの見方	50
(1) 出入口	52
(2) 廊下等（その他これに類するもの）	56
(3) 階段	64
(4) 昇降機（エレベーター）	68
(5) 便所	72
(6) 駐車場	82
(7) 敷地内の通路	86
(8) 観覧席及び客席	90
(9) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（浴室等）	94
(10) 客室	100
(11) 受付カウンター及び記載台（受付カウンター等）	104
(12) 公衆電話所	106
(13) 券売機	108
(14) 案内標示	110
(15) 授乳及びおむつ替えの場所	114

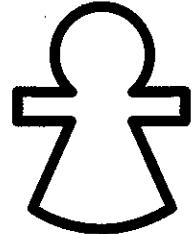
福祉のまちづくり条例
整備マニュアル



・ 雪のあるときのブロック
・ 点字があることの表示
・ 点字の書類がそろっている
・ その他

3. 公共交通機関の施設（建築物を除く）	117
(1) 改札口	118
(2) 通路その他これに類するもの（通路等）	124
(3) 階段	128
(4) 昇降機（エレベーター）	130
(5) 乗降場	134
(6) 便所	138
(7) 案内標示	140
4. 道路	145
(1) 歩道	146
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道橋（立体横断施設）	156
(3) 案内標示	158
5. 公園	161
(1) 出入口	162
(2) 園路	164
(3) 便所	168
(4) 駐車場	170
(5) 案内標示	172
(6) 附帯設備	174
6. 路外駐車場（建築物を除く）	179
路外駐車場	180
III 資料	183
・青森県福祉のまちづくり条例	184
・青森県福祉のまちづくり条例施行規則	188
・公共的施設（特定施設）整備項目表	215

I 青森県 福祉のまちづくり 条例の概要



すべての人にやさしいまちづくりをめざして ～青森県福祉のまちづくり条例の制定～

1. はじめに

障害のある人もない人も住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるような社会環境づくり、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念の実現が求められています。

本県でも、21世紀初頭に、県民の4人に1人が65歳以上になるという超高齢社会の到来が予想されています。県民の誰もが老いを迎えることなどにより、心身の機能が低下したり、障害を有する可能性があります。

高齢の人、障害のある人、妊娠している人、乳幼児連れの人などすべての県民が安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野への活動ができるような障壁のない（バリアフリー）の生活環境を造っていく必要があります。

このような背景から、県では「青森県福祉のまちづくり条例」を平成10年10月に制定し、平成11年4月から施行しました。

2. 福祉のまちづくり条例の目的

私たちの身の回りには健康なときはそれ程意識することはないものの、自由で円滑な行動を妨げるいくつもの障壁（バリア）が存在しています。

このため、高齢者や障害者等のハンディキャップがある人であっても、ない人であっても住み慣れた家庭や地域社会において、安全かつ快適に生活し、積極的に社会参加できる社会環境の整備が求められています。

条例制定の目的は、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの公共的施設の具体的な整備項目を規定し、新築等の事前の届出を義務づけることを基本に、県民の啓発広報や社会教育の充実などの内容を加えることにより、ノーマライゼーションの理念の実現に県民の理解と協力を得ながら総合的に推進することにあります。

3. 条例制定の経緯及び検討経過について

『高齢者や障害者に配慮された施設はすべての人が利用しやすいものである』という理念の下、県は、平成6年3月に建築物の整備の際の基本的考え方や整備基準を明示した「青森県福祉のまちづくり整備指針」を策定し、障害者等の利用に配慮した優良な施設の表彰を行うなど、その普及と啓発に努めてきました。

一方では、この指針は「ガイドライン」という性格上、事業主の「自主性」、「自発性」に委ねられるため、より実効性の高い条例の制定が要望されていました。県では、平成9年度から庁内関係各課により、条例制定に向けた検討を開始しました。

平成10年度には、学識経験者、福祉団体、産業団体、市町村の代表者等で構成する「青森県福祉のまちづくり懇話会」を設置し、条例制定等についての意見交換や検討を行いました。

また、「福祉のまちづくり」は、すべての県民が関わることから、条例の検討過程に多くの県民の意見を取り入れることとし、電話、ファクシミリ、インターネットを使って県民からのアンケートを取りまとめる『県政アクセスネット』や、一般公募の県民による意見交換会『青い森の県民ワークショップ』の開催などを実施しました。

4. 「青森県福祉のまちづくり条例」の特徴

(1) ノーマライゼーション実現のための福祉のまちづくりの推進

条文の前に、本条例の基本理念を示す条文を設け、自然と文化が調和したふるさとのノーマライゼーションの実現のため、福祉のまちづくりを行うことを謳っています。

(2) 県、事業者及び県民の一体となった福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを推進する主体として、県、事業者及び県民の責務を定め、三者の連携の下に福祉のまちづくり推進に取り組む体制の整備を図ることを定めています。

(3) 「思いやりの心」をもった福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害者等に配慮した施設整備とともに、「思いやりの心」などの心（ソフト）の面での福祉のまちづくりにも配慮しています。

(4) 指導、勧告、公表制度による福祉のまちづくりの実効性の確保

新築等の届出がなされた施設について、整備基準に適合しない場合、その新築等の着工前に、整備基準への適合を図るために助言・指導を規定するとともに、公共的施設の無届新築等の場合の「勧告」を規定し、さらに手続違反が著しい場合においては、社会的制裁としての「公表」を行うことにより、福祉のまちづくり推進の実行性を担保しています。

青森県福祉のまちづくり条例構成図

(平成11年12月改正)

前 文

私たちのふるさと青森県は、本州最北端に位置し、鮮やかにうつろいゆく四季、三内丸山遺跡が語りかける古から^{いにしへ}の歴史など、世界に誇ることができる自然と文化に恵まれている。

このふるさとの豊かな自然や特色ある文化の恵みを私たちのだれもがひとしく享受することができ、並びにこの積雪寒冷の地であるふるさとにおいて、私たちの一人一人が個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で、ひとしく、行動し、及び参加することができる社会を実現することは、私たちの共通の願いであり、責務である。

このような認識の下に、私たちは、高齢者、障害者、妊産婦などで日常生活又は社会生活に制限を受ける人々が円滑に利用できる公共的な施設や交通機関の整備を促進し、すべての人々が自由に、安心して、積極的に社会参加することができるよう行動上その他の障壁のないまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

I 総 則	①目 的	福祉のまちづくりに関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる公共的な施設等の整備のための措置について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。 『福祉のまちづくり』、『高齢者、障害者等』の定義付け
	②定 義	福祉のまちづくりに関する総合的かつ広域的施策の策定及び実施
	③県 の 責 務	(削除)
	④	事業活動を行うに当たり、福祉のまちづくりに取り組み、施策に協力
	⑤事 業 者 の 責 務	福祉のまちづくりに取り組み、施策に協力
	⑥県 民 の 責 務	
II 施 策 の 基 本 方 針 等	⑦施 策 の 基 本 方 針	(1)事業者及び県民の福祉のまちづくりへの意識高揚。県、市町村、事業者及び県民の連携、体制の整備 (2)公共的施設等の整備の促進 (3)高齢者、障害者等に配慮された住宅の普及、交通安全の確保、災害等からの保護
	⑧啓 発	事業者及び県民の福祉のまちづくりについての关心と理解の深化 福祉のまちづくりに関する教育用資料の提供、学習機会の提供、その他教育及び学習の支援
	⑨情 報 提 供 等	公共的施設等の構造・設備、住宅、日常生活用具等の研究・技術開発、情報提供
	⑩自 発 的 な 活 動 の 促 進	福祉のまちづくりに関する県民の自発的活動の促進
III 公 共 的 施 設 等 の 整 備	⑪整 備 基 準 の 設 定	公共的施設の整備基準の設定 →規則
	⑫整 備 基 準 の 遵 守 等	公共的施設の新築等における整備基準への適合遵守義務
	⑬適 合 証 の 付 交 及 び 公 表	公共的施設の所有者・管理者等への適合、維持保全、安全かつ円滑な利用の助言及び指導 適合証の交付請求及び交付 →規則
	⑭特 定 施 設 の 新 築 等 の 届 出	適合証の交付、不適合時の公表 →規則
	⑮特 定 施 設 の 新 築 等 に 係 る 措 置	特定施設の新築等または新設時の届出 →規則
	⑯特 定 施 設 の 無 届 出 新 築 等 に 係 る 措 置	特定施設の新築等届に係る変更届の届出 →規則 新築等届又は新築等変更届の整備基準不適合時の指導・勧告措置
	⑰公 共 車 両 等 及 び 公 共 工 作 物 に 係 る 措 置	無届出新築等又は新築等の無届出変更の勧告措置 公共車両等及び公共工作物の所有者又は管理者への助言・指導措置
IV 雜 則	⑱財 政 上 の 措 置	福祉のまちづくり施策推進のために必要な財政上の措置
	⑲立 入 調 査 等	公共的施設等の整備基準への適合状況等の関する報告、資料提出、職員による立入調査、質問への協力要請
	⑳公 表	正当な理由のない (1) 特定施設の無届出新築等における新築等の着手 (2) 特定施設の新築等の無届出変更における新築等の着手 →の場合の公表 (3) 報告、資料提供等の協力要請に応じない (4) 虚偽の報告、資料提供等 ↓ 口頭又は書面による意見陳述の機会の付与
	㉑國 等 に 対 す る 特 別 例	国、地方公共団体等への手続規定の適用除外
	㉒施 行 事 項	施行事項の規則への委任

附 則

福祉のまちづくり条例の対象となる施設

公共的施設 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、県が定めた整備基準に適合するよう努めなければならない施設。

特定施設 公共的施設のうち一定規模以上の施設で、新築、増築、改築、新設等する場合に知事等への届出が必要な施設。

区分	公共的施設		特定施設※
建築物	保健・福祉施設	市町村保健センター、児童福祉施設、老人福祉施設など	すべて
	医療施設	病院、診療所	
	学校等	学校、専修学校、自動車教習所など	
	公益事業の営業所等	郵便局、ガス・電気・電話の事業所	
	金融機関の店舗	銀行、信用金庫、農業協同組合など	
	火葬場	火葬場	
	集会・文化施設	集会場、公民館、図書館、博物館など	
	公共交通機関の施設	港湾、空港、バス、鉄道の施設	
	飲食業・物品販売業・サービス業店舗	飲食業店舗、物品販売業店舗、理容所、美容所、クリーニング所、旅行代理店など	300m ² 超
	公衆浴場	公衆浴場	
	スポーツ・興行・遊興施設	体育館、ボーリング場 剧場、映画館 ダンスホール、遊技場、パチンコ屋など	500m ² 超
	展示施設	展示場など	
	宿泊施設	旅館、ホテルなど	1,000m ² 超
	自動車車庫	自動車車庫	
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎	
	官公庁の庁舎	官公庁庁舎	すべて
	事務所	事務所	3,000m ² 超
	公衆便所	公衆便所	すべて
	複合施設	複合施設（ショッピングセンターなど）	3,000m ² 超
建築物以外	道路	道路	すべて
	公園	児童遊園、港湾の緑地、都市公園	すべて
	動物園等	動物園、植物園、遊園地	
野外駐車場	野外駐車場		駐車場法第12条の届出を要する施設

※ 特定施設欄の面積は、当該施設の用途に供する部分の床面積のことを指す。

条例に基づく届出等の窓口

○特定施設（建築物）の新築等（変更）の届出先

受付の窓口	県土木事務所建築指導課 青森市、弘前市、八戸市の建築担当課
-------	----------------------------------

問い合わせ先	所在地	電話番号
青森県健康福祉部障害福祉課（全般）	青森市長島一丁目1-1	017-734-9307
青森県土木部建築住宅課（全般）	青森市長島一丁目1-1	017-734-9694
青森土木事務所建築指導課	青森市幸畠字唐崎76-4	017-728-0200
弘前土木事務所建築指導課	弘前市蔵主町4	0172-32-0282
八戸土木事務所建築指導課	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5151
五所川原土木事務所建築指導課	五所川原市栄町10	0173-35-2105
十和田土木事務所建築指導課	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4311
むつ土木事務所建築指導課	むつ市中央一丁目1-8	0175-22-1231
鰺ヶ沢土木事務所建築指導課	鰺ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-37	0173-72-3135
青森市都市政策部建築指導課	青森市中央一丁目22-5	0177-34-1111
弘前市建設部建築指導課	弘前市上白銀町1-1	0172-35-1111
八戸市都市開発部開発指導課	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111

○特定施設（建築物以外）の新築等（変更）の届出先

受付の窓口	公共交通機関の施設：障害福祉課 児童遊園：こどもみらい課 公園：港湾空港課 都市公園：都市計画課 その他：障害福祉課 路外駐車場：都市計画課
-------	---

問い合わせ先	所在地	電話番号
青森県健康福祉部障害福祉課		017-734-9307
青森県健康福祉部こどもみらい課		017-734-9302
青森県土木部港湾空港課	青森市長島一丁目1-1	017-734-9675
青森県土木部都市計画課		017-734-9684

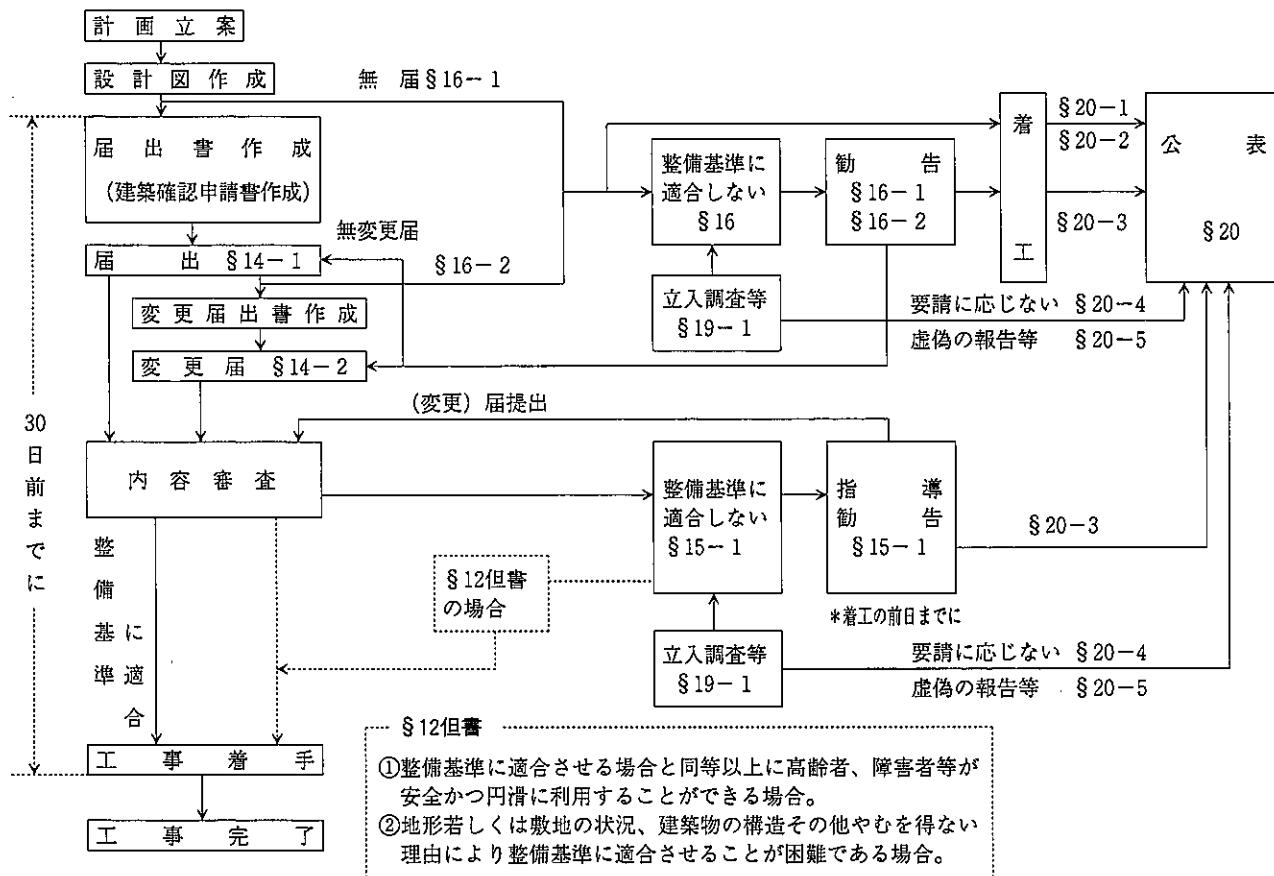
○適合証の交付請求先

受付の窓口	建築物 既存建築物、建築物以外：障害福祉課 県土木事務所建築指導課 青森市、弘前市、八戸市の建築担当課
-------	--

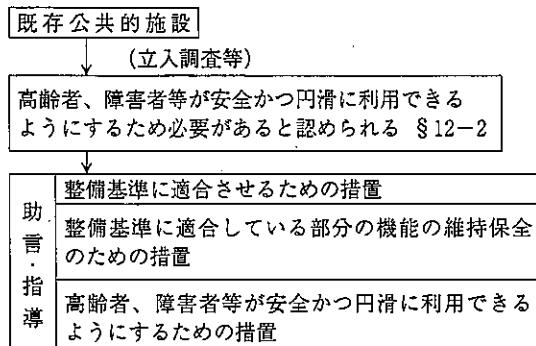
青森県福祉のまちづくり条例手続きの流れ

1. 特定施設の新築等の届出

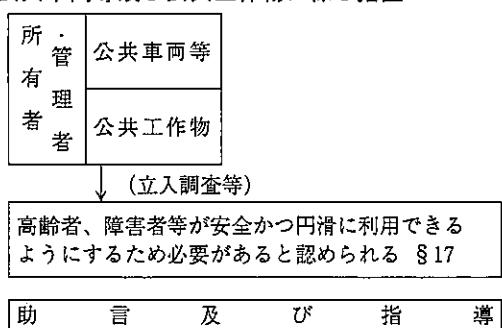
〈事業者〉



2. 既存公共的施設における整備基準の遵守等



3. 公共車両等及び公共工作物に係る措置



福祉のまちづくり条例における整備基準・整備箇所

1. 条例とハートビル法の関係

「青森県福祉のまちづくり条例」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」において対象としていない道路、公園、公共交通機関などの建築物以外の公共的施設をも対象とし、まちを構成している公共的施設の移動面や面的な広がりにも十分に配慮して、福祉のまちづくりを進めいくこととしています。

本条例とハートビル法の対象施設との比較表（概要）は、次頁のとおりです。

2. 条例の整備箇所・整備基準等の基本的な考え方

障害のある方や高齢の方などが公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう配慮をする箇所について、建築物等の出入口や廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路などを指定し、その整備基準等を、ハートビル法に規定している基礎的基準及び誘導的基準の考え方などを踏まえ、それらの箇所ごとに個別具体的に定めています。

(1) 整備基準（基礎的基準）

高齢者、障害者等の利用を不可能としている障壁（バリア）を除去する必要最低限な水準として条例で定めた基準であり、福祉のまちづくりの基礎となる基準です。事業者は公共的施設を整備する場合、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

また、この整備基準は、特定施設を整備する際に必要な新築等届に対して、県等が指導を行うときの基準となるものです。

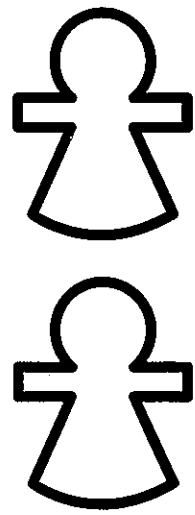
(2) 望ましい基準（誘導的基準）

整備基準が基礎的な基準を定めているのに対して、望ましい基準（誘導的基準）は、高齢者、障害者等が特段の不自由なく施設を利用できる基準として、今後の社会を目指していくべきより望ましい基準として、この整備マニュアル内で解説しています。この誘導的基準については、条例に基づく行政指導によって実現を求めるのではなく、福祉のまちづくりの普及啓発により事業者の自主的、自発的に取り組みを期待するものです。

○ 青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法との対象施設と対象箇所の関係（概要図）

他法令等 との関係	対象施設	規模	対象箇所		
			青森県福祉のまちづくり条例 （施行規則）		
青 森 県 福 祉 の ま ち づ く り 施 行 規 則	建 築 物	ア 出入口 イ 廊下等その他これに類するもの（スロープ） ウ 階段（踊場） エ 昇降機 オ 便所 カ 駐車場 キ 敷地内の通路	a 出入口 b 廊下等その他これに類するもの（スロープ） c 階段（踊場） d 昇降機（エレベーター） e 便所 f 駐車場 g 敷地内の通路 h 観覧席及び客席 i 浴室、シャワー室、脱衣室、及び更衣室 j 客室 k 受付カウンター及び記載台 l 公衆電話所 m 券売機 n 案内表示 o 授乳及びおむつ替えの場所		
			p 改札口 q 通路等、階段、エレベーター、便所、案内標示 r 乗降場		
			s 歩道等 t 横断歩道橋及び地下横断歩道 u 案内表示		
			v 出入口、便所、駐車場、案内表示 w 園路 x 附帯設備（ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他）		
			y 路外駐車場		
			＜公共交通機関の施設（建築物を除く）＞		
			17 興行施設（その他これらに類する施設→2を拡大） 18 集会施設（公民館、冠婚葬祭施設、その他これに類する施設→3を拡大） 19 展示施設（その他これに類する施設→4を拡大） 20 宿泊施設（その他これに類する施設→6を拡大） 21 身体障害者更生援護施設、知的障害者更生援護施設、老人福祉施設等の社会福祉施設等、介護老人保健施設、その他（保健・福祉施設→7を拡大） 22 スポーツ施設（その他これに類する施設→8を拡大） 23 遊興施設（ダンスホール、遊技場、まあじやん屋、ぱちんこ店、カラオケボックス、その他これに類する施設→8を拡大） 24 文化施設（その他これに類する施設→9を拡大） 25 一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所、一般電気事業の用に供する営業所等、第一種電気通信事業の用に供する営業所～公益事業の営業所等～→16を拡大） 26 学校等（→16を拡大） 27 官公庁の庁舎（→16を拡大） 28 火葬場 29 共同住宅、寄宿舎 30 事務所 31 複合施設（ショッピングセンター、駅ビルなど）	施設により異なる	＜道路＞ s 歩道等 t 横断歩道橋及び地下横断歩道 u 案内表示
			＜公園＞ v 出入口、便所、駐車場、案内表示 w 園路 x 附帯設備（ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他）		
			＜路外駐車場＞ y 路外駐車場		
			32 公共交通機関の施設（建築物を除く） 33 道路（道路法の道路） 34 公園（児童遊園、都市公園、港湾緑地、動物園、植物園、遊園地） 35 路外駐車場（建築物を除く）（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。））		
	建 築 物 以 外				

II 整備マニュアル



1. 共通事項

よりよい福祉のまちづくりをめざして

～「青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル」の活用方法～

はじめに

青森県は、昭和55年7月に「身体障害者のための建築施設設備の手引」を、また、平成6年3月には「青森県福祉のまちづくり整備指針」、そして平成10年10月、「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりに関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、これを積極的に推進し、県民の福祉の増進に資することを目指している。このように、本県は過去20年間以上も前から、福祉のまちづくりに取り組んできており、一定の成果を収めてきたが、今後、さらに「福祉のまちづくり」が発展するためにこのマニュアルをまとめたものである。

福祉のまちづくりに関わるこれまでの一連の動きは、いずれもが高齢者や障害者の生活環境の整備を目指しているが、時代の流れとともに、目的を始めとして対象物や対象者や目的が少しづつ異なり、福祉のまちづくりの考え方が広く県民に支持され、より広範囲になってきたことに注目にしなければならない。と同時に、福祉のまちづくりの企画者・計画者・設計者も当然それに対応した考え方を持たねばならない。しかし、計画や設計の実際の場面では、対象者の行動特性も十分に把握されないまま作業が進められ、マニュアルどおりにすればよいといった姿勢で技術的基準の考え方方が十分に理解されないまま、作業が進められてきた傾向も否定できない。その結果、せっかく作られた建築物・道路・公園・公共交通機関等が、県民の十分な評価が得られていない場合が生じてきている。たとえば、各部の詳細設計がマニュアルを守っていない例、守っていても設置場所が不便である例、部分部分の詳細設計は良くできても建築物全体の動線は不便不自由である例などがその例である。

そこで、今回のマニュアルは、これまでのマニュアルの弊害をできる限り避け、設計者が高齢者や障害者の行動特性を理解した上で設計ができるよう、また、一つひとつの基準の考え方や数字のもつ意味をできる限り詳細に説明することに努めた。

本書の主旨をよく理解した上で事業が展開され、よりよい福祉のまちづくりを実現し、すべての県民が、真に安全で快適な生活をおくれるような社会を実現したい。

1. 福祉のまちづくりがたどってきた道

(1) 福祉のまちづくりの原点

建築物の構造上の障壁、たとえば、階段が昇降できないために建築物を利用できない、車いす対応トイレがないために外出ができないといったことにより、高齢者や障害者が生活上に大きな不利益を蒙っていることが指摘されたのは、1950年代の後半であった。アメリカ合衆国は素早く反応し、1961年に世界最初のバリアフリー建築基準を制定した。

バリアフリーデザインは、1960年代にヨーロッパで提唱されたノーマライゼーション思想が理解され始めたこと、かつての施設収容型福祉施策が地域福祉施策へ転換しようとしていた時期と重なったこと、障害者自身によるバリアフリー化運動が市民各層に好意的に受け入れられたこと、行政主導型の都市計画から市民主導型のまちづくり運動が主流になってきたこと、などを背景に、我が国でも徐々に浸透していった。

(2) 法制面・行政面から見た福祉のまちづくり

1970（昭和45）年に制定された心身障害者対策基本法は、「国及び地方公共団体は、心身障害者のための住宅を確保し、また日常生活に適する住宅の整備をすること」「国及び地方公共団体は、交通施設その他の公共的施設の利用の便宜を図るために必要な施策を講じること」（同法22条）と規定している。この考え方は、平成5年に制定された障害者基本法にそのまま受け継がれている。これとは別に、厚生省は全国各地で展開される福祉のまちづくり運動の重要性を認め、昭和48年度に「身体障害者福祉モデル都市」設置事業を開始した。その後、同様な事業が次々に展開され、現在の「障害者や高齢者にやさしいまちづくり」推進事業に受け継がれている。

建設省は、1973（昭和48）年に道路の段差切下げ基準を、1975（昭和50）年に「身体障害者の利用を考慮した建築設計資料」、1977（昭和52年）に「官庁営繕における身体障害者の利用に対する措置」通知、最近では1994（平成6）年から「福祉のまちづくりモデル事業」を改組・拡充して「人にやさしいまちづくり事業」の開始、ハートビル法を推進するために、1994年（平成6年）に制定した法律「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）へとつながっていく。同年建設省の中長期的な施策の方向、整備の目標などを総合的にまとめた「生活福祉空間づくり大綱」を策定するなど身体障害者に対する環境整備に関わる一連の動きもみられる。しかし、ハートビル法は努力義務となっていることや、たとえ実施されたとしても建築物のみへの適用であるために、地域で生活する人たちの日常生活の利便性を高めるまでにはなかなか至らない。そこで、各地方自治体では建築物をはじめ、公園、道路、交通機関までもが対象となる「福祉のまちづくり条例」への制定へと動いた。現在、都道府県レベルでは、ほとんどがこれを制定している。

2. なぜ「福祉のまちづくり」なのか

（1）「福祉のまちづくり」の社会的背景

福祉のまちづくりの社会的背景として、高齢者人口の増加、障害者人口の増加、高度経済社会からゆとり社会への変化が指摘されているが、建築自身が本質的に変化した理由は、次のようにとらえている。

1960年代から70年代にかけて、国をはじめ多くの地方自治体で、幹線道路の配置や市街地の活性化、住宅地開発等の都市計画事業が実施されたが、それらは行政主体に進められ、市民参加の機会はなかなか与えられなかった。経済成長の効率性を重視した都市計画は、一方でさまざまな都市公害発生の一因となり、さらに歴史的街並みが喪失したり、保育所、子供の遊び場、公園、コミュニティセンターといった生活利便施設が不足気味となるなどの結果を招いた。危機感を抱いた市民は、これをきっかけに自分たちの生活環境を守るためにさまざまな住民運動を始めた。これがいわゆる「まちづくり」運動の発端である。この市民運動は、徐々に行政の都市計画を変えていく結果となった。ここで重要なことは、まちづくりは、市民生活の向上を最優先すべきことを示唆している。さきに述べた経済優先思想から個人の生活を重視する考えに転換してきたことと相通ずるところである。一方で、人口の都市への集中は建築物をはじめとする都市構造の高層化、重層化、鉄道の高架化を促進することになる。その結果、複雑になった都市構造は、高齢者や障害者の行動を阻害している場合が多い。また、各機能に連続性がなく非人間的な都市空間となってきた。

（2）ユニバーサルデザインへ

建築家であり重度障害者でもあったロン・メイス氏は、これまで、バリアフリーを前提とした環境づくりから一步進んでユニバーサルデザインを提唱した。バリアフリーデザインがバリア（障壁）を除去することに主眼をおいていのに対し、ユニバーサルデザインは、バリアーとなるものが生じないように設計段階から十分に検討することを意味している。

表1は、ノースキャロナ大学ユニバーサルデザインセンターが示している「ユニバーサルデザインの7原則」である。アメリカでは主として重度障害者、強いていえば車いす使用者を念頭においた考え方だと受けとめられている。

表1 ユニバーサル・デザインの7原則

1. EQUITABLE DESIGN	(公平な使用)
2. FLEXIBILITY IN USE	(フレキシブルな使用)
3. SIMPLE AND INTUITIVE USE	(シンプルで直感的な使用)
4. PERCEPTIBLE INFORMATION	(わかりやすい情報)
5. TOLERANCE FOR ERROR	(間違いの許容)
6. LOW PHYSICAL EFFORT	(少ない身体的負担)
7. SIZE AND SPACE FOR APPROACH AND USE	(接近し使用するためのサイズとスペース)

3. 「福祉のまちづくり」の概念

次に、ユニバーサルデザイン思想に裏付けられた「福祉のまちづくり」の概念について述べる。

(1) 人間性の重視

なによりもまず、人間としての尊厳が尊重される社会、一人ひとりの人生や信条が大切にされる社会でなければならない。そのためには個人の意思が尊重される社会づくりでなければならぬが、同時に高齢者や障害者の利用のしやすさ、生活のしやすさに基準を置くことによって全ての市民が利用しやすくなるような生活環境づくりを行う。そして、全ての市民が平等に、生きがいを持って生活し活動できるようにしなければならない。

(2) ノーマライゼーション思想の実現

ノーマライゼーションとは、換言すれば「障害がある者もない者も共に社会の構成メンバーなのだから、共に生活できる環境の中で共に生きるのが当たり前である、そしてこれを前提としてあらゆる社会的サービスや社会政策は推進されなければならない」と言うことである。これをユニバーサルデザインと合わせ考えれば、建築物、道路、公園、交通機関といった物理的な環境は、

- ・いつでも必要なときに利用できる
- ・どこでも利用できる
- ・誰でもが共に利用できる、といったことになろう。

(3) ヒューマンライト（人権）を守る

諸外国では、バリアフリーデザインは人権思想からとらえられることが多い。わが国の障害者基本法でも「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする」（第3条）とし、障害者の人権を保障している。しかし、ユニバーサルデザインのとらえ方は、障害者のみならず、高齢者、一時的障害者、妊婦、小さな子供のための（狭義の意味の）福祉という観点よりかは、あらゆる市民の生活や人権を保障するものとして受け止められるべきである。

(4) コミュニティ形成としてのまちづくり

われわれが住む社会は、人と人との信頼関係の上に構築されたものであり、人と物との信頼関係で成り立っているのでは決してない。すなわち、高齢者や障害者や子どもたちに対する「人にやさしい建築」は必ず必要なものであるが、それだけで高齢者・障害者の生活は成立するのではなく、市民一人ひとりとの信頼関係や協調関係が持続する社会でなければならない。逆にとらえれば、市民の一人ひとりが高齢者や障害者が抱える問題を自分たちと共に通の課題であるという認識のもてる地域社会の形成を図っていくことが課題となる。その意味で、「人にやさしい建築」はソフトとハードとのバランスが重要であり、どちらか一方が先行したり、一方が欠けた場合にはかえってマイナス面が生じることがある。

4. 「福祉のまちづくり」の設計基本方針

以下、福祉のまちづくりを実践するときの、設計基本方針を述べる。

(1) 安全性

現行の建築基準法は健康な成人のみを対象としており、高齢者や障害者や子どもたちに対する配慮は皆無であること、しかも健康な成人に対する最低基準であるから、これを守っても高齢者、障害者等の安全は決して担保されない。したがって、高齢者、障害者等の身体特性、動作特性、行動特性を充分に理解してから設計を始めるべきである。そうすることによって、初めて高齢者、障害者等の安全な行動が得られる。

(2) アクセシビリティ（Accessibility；接近性）

接近性とは利用したいと思う施設設備まで近づけるようにすることをいう。最近では階段に併設してスロープがつき、あるいはエレベーターが設置されるなどして、車いすや乳母車までが利用しやすい建築物が多くなっているが、まだまだ十分とは言い難い。また、道路・交通安全設備が不十分であれば、車いす歩行が困難となり、介助歩行を余儀なくされる。さらに敷地まで近付けても最後の部分に段差があったりして高齢者や障害者の接近を阻んだりすることもある。まず、接近性を確保するように心がける。

(3) アダプタビリティ (Adaptability;利用性)

建築物にはそれぞれの用途があり、その用途を達成するためには建築物を訪問する。福祉のまちづくりは十分に高齢者・障害者の利用に供するべきである。さらに高齢者・障害者の動作が単に可能でありさえすればよい、ということではなく、安全にかつ快適に動作が行われ、目的が達成できることを目標としなければならない。

(4) 利便性

社会生活のあらゆる場面で利便性の向上が叫ばれ、これをひとつひとつ追求してきた結果、いまわれわれが享受しているような利便性が高い、機能性の高い生活が生まれている。しかし、これまでの利便性や機能性は健康な成人のみを対象とした場合が多かったが、これから社会では高齢者・障害者も含めたあらゆる市民の利便性までをも対象として考えていく必要がある。

(5) 連続性

建築物、道路、公園、公共交通機関や個々の都市施設の整備は、ユニバーサルデザインの考え方沿って着実に進みつつある。しかし、車いす用トイレが整備されてもそこに至る廊下に段差がある例も指摘されたことがあるし、建築部の敷地と道路との間に段差があったり、そこへ至るまでの移動が困難であるため、結果としてその施設を利用することができない場合もしばしばある。敷地外においても、これまで日常生活圏内の移動及び電車、地下鉄等の交通機関を用いた広域にわたる移動手段の整備面で、連続性や面としての広がりをもつ整備（道路、交通網等）という視点が十分ではなかったし、したがって、具体的には駅施設のエレベーター、エスカレーター等の整備を図るほか、バス停留所、バス車両等についても整備を推進し、連続性を担保する必要がある。

(6) 分かりやすさ

障害のない人たちが視覚、聴覚をはじめとする、あらゆる感覚を駆使して情報を処理し空間把握をにつとめようとするのに比較して、高齢者はすぐ身近に情報があるにも関わらずそれに気づかなかったり、視・聴覚障害者はしばしば情報障害者といわれるよう、通常の方法では生活に必要な情報が充分に得られないことがある。そのような場合には他の方法で情報を伝達しなければ、日常生活上不便や不自由をきたし、非常事態が発生した場合には生命をも脅かされてしまうことになる。

(7) 快適性

ユニバーサルデザインは、接近性、利用性、利便性、安全性がしっかりと確保されているのが重要であるが、最近はこれらの性能レベルが上がるにつれて、快適性・居住性の向上が求められるようになってきた。快適性・居住性とは、生活空間の中で心身共に快適であり、心の安らぎを感じられるような空間のことである。

(8) 災害時の対応

非常災害時には、障害のない者であっても的確な判断と素早い行動を行うことはなかなか難しいとされる。ましてや障害者、高齢者は、自らの力で避難することが困難な場合が多い。このため、十分に対応策を講じるとともに、万一災害が発生した場合には救助活動と避難行動を速やかに進め、人災に至らないように鋭意努力をすることが重要である。たとえば、建築基準法で定められた防火区画のみでは高齢者や障害者が、避難することは困難と予想される場合は、より多くの防火区画を行い、水平避難が可能となるように設計するなどの方法を探るべきである。

青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル作成委員長 野村 歓
(日本大学理工学部建築学科教授)

参考文献

- 1)厚生行政科学研究報告『高齢者・障害者に住みよい福祉のまちづくりに関する研究』 1990年度
- 2)長寿社会における生活環境整備検討委員会『高齢社会のための街の環境整備事業報告書』
シルバーサービス振興会、1994年
- 3)野村歡『福祉のまちづくりへの課題』簡保資金振興センター、1997年
- 4)（社）日本住宅設備システム協会「住宅設備システムにおけるユニバーサルデザインの評価基準の研究报告」
1998年度

障害者、高齢者等の動作能力と設計について

1 障害者の分類

分 類	簡 単 な 定 義
身体障害 (児)者	視覚障害者 視力又は視野、若しくはその両方が著しく低下又は欠損している者
	聴覚又は平衡機能障害者 聽力又は平行機能、若しくはその両方に著しい障害がある者
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 音声機能、言語機能又はそしゃく機能、若しくはそれらの複数の機能に著しい障害がある者
	肢体不自由者 上肢、下肢又は体幹、若しくはそれらの複数について、機能上の障害や欠損がある者
	内部障害者 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくは免疫機能、若しくはそれらの複数の機能に障害があり、日常生活活動が制限されている者
知的障害 (児)者	知的機能の障害が発達期 (おおむね18歳まで) に現れ、日常生活に支障が生じている者 (児童)
精神障害者	精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する者

2 障害者の動作能力と設計

(1) 車いす使用者

ア.車いすの種類

(ア) 自力操作用車いす

- ・後輪駆動型…いわゆる標準型で、大車輪が後方にある最も一般的なタイプ
- ・前輪駆動型…大車輪が前方にあるタイプ
- ・片手駆動型…半身まひなどの人が片手で操作ができるようにしたもので、レバー方式のものもある
- ・その他…足の力で前進するもの (足駆動タイプ) や、チェーン駆動のもの (手動チェーンタイプ)、座席が昇降するもの (座席昇降タイプ)、6輪のもの、座面が板製のもの (折り畳み可能) などがある

(イ) 介助用車いす

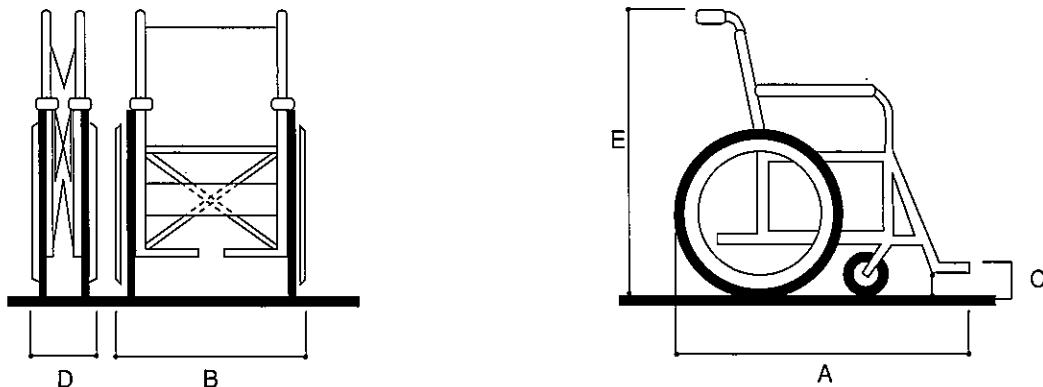
- ・「介護者が押す」ということを前提にしている車いすであり、後輪が自力駆動の車いすと比較して小さく、全体的にも小さくて軽いことが特徴。
- ・グリップ部分にブレーキが付いているタイプや、リクライニングタイプ、シャワーいす兼用タイプなどがある。

(ウ) 電動車いす

- ・バッテリーを電源とする電動モータの力で走行する。通常はレバーを手で操作するが、顎でレバーを動かすタイプや、呼気の力で動かすタイプもある。
- ・時速は、4.5km毎時 (屋内外兼用タイプ) と6.0km毎時 (屋外タイプ) の2種類がある。
- ・重量は、軽量のものが30kg程度で、通常のもので70~100kg程度である。
- ・後輪駆動が通常であるが、4輪駆動のものもある。
- ・段差乗り越え能力を重視した6輪タイプや、手動の車いすを電動化できるタイプもある。

イ. 車いす寸法

(ア) 手動車いす（自走用）(JIS T9201)

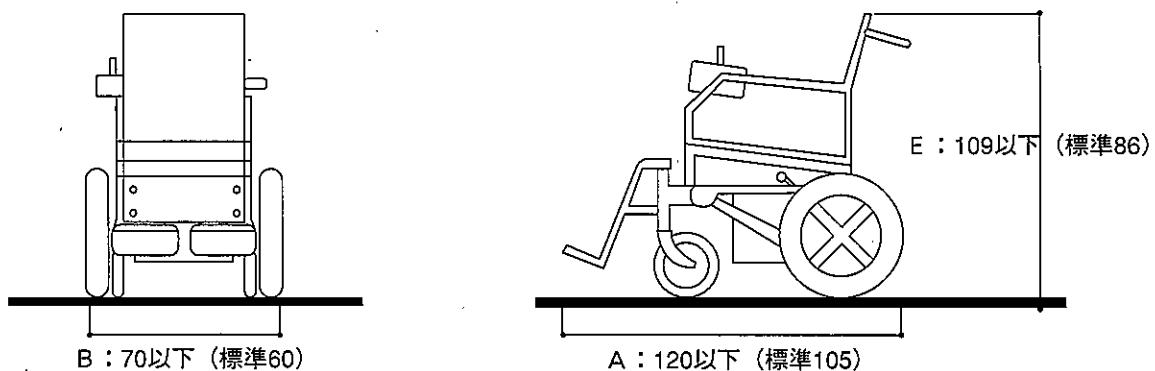


(寸法単位:cm)

記号	部 位	寸 法	備 考
A	全 長	120以下	フットレスト先端から駆動輪径外側までの横幅
B	全 幅	70以下	使用時における左右ハンドリム間の外側寸法
C	フットレスト高	5以上	フットレストの最下端から床までの寸法
D	折りたたみ幅	32以下	折りたたみ時における左右ハンドリム間の外側寸法
E	全 高	109以下	床からグリップ上線までの最大寸法

JIS規格上の備考：上表において、全幅を70cm以下としているが、日本国内の建築関係の現状を考慮すると、全幅は65cm以下が推薦される

(イ) 電動車いす (JIS T9203)

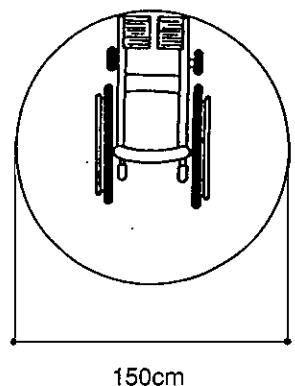


(寸法単位:cm)

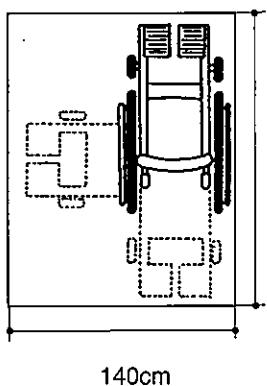
記号	部位または能力	寸 法	備考または主な性能
A	全 長	120以下	フットレスト先端から駆動輪径外側までの横幅
B	全 幅	70以下	使用時における左右ハンドリム間の外側寸法
E	全 高	109以下	床からグリップ上線までの最大寸法
/	登 坡 力		10° の斜面を直進で登れる
/	段差乗り越え		屋内外兼用で2.5cm、屋外用で4cmの段差が越えられる
/	連続走行時間		4時間程度

ウ. 車いす生活に必要なスペース（手動車いすに限る）

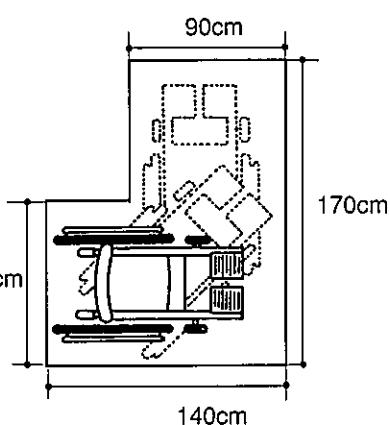
●転回に必要なスペース



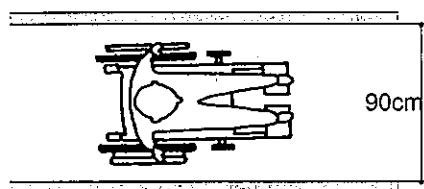
●180° 転回に必要な最小スペース



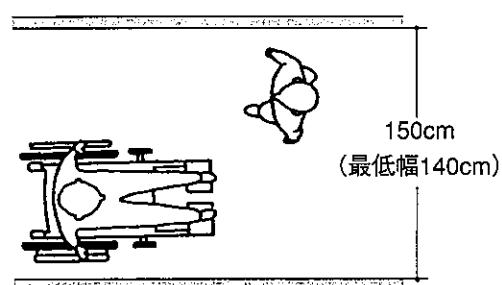
●90° 角通過に必要な最小スペース



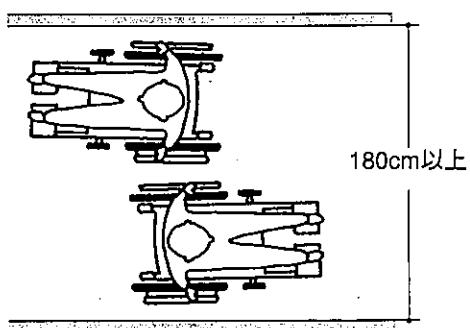
●車いす1台通行幅員



●車いすと人のすれ違い幅員
(最低幅140cm)



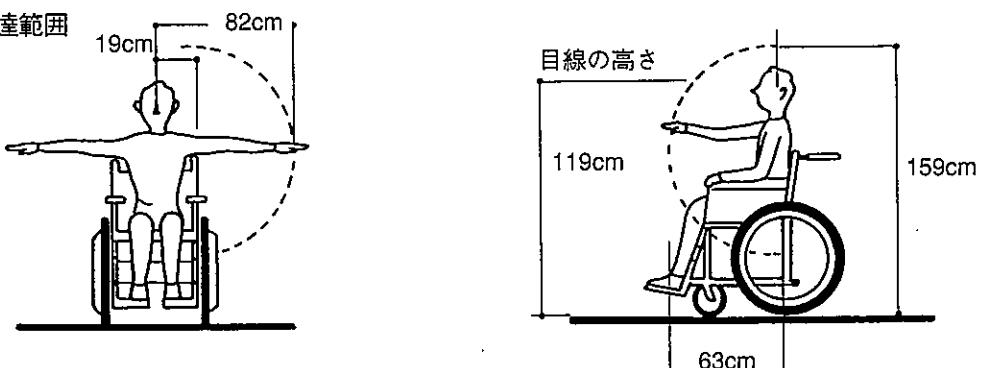
●車いす2台のすれ違い幅員



工. 設計上の配慮点

問題点	まめ知識	チェックポイント
段差や急な斜面の昇降は困難である。	脳卒中などによる半身まひの人は、まひしていない上下肢で車いすを操作するので、斜面はほとんど登れない場合が多い。	歩道の縁石、建物出入口や室内の段差、階段や歩道橋、サッシの凸部、スロープの勾配
溝にキャスター(小車輪)が落ち込むと動けなくなる。		踏切、エレベーターのかごと床の隙間、金属属性の泥落とし、グレーチングの溝
路面の凹凸,砂利道・ぬかるみなどは移動が困難である。		未舗装の道路、出入口への敷地内通路、公園や庭園の園路、駐車場
幅の狭いところは通れない。	車いすの両側に、それぞれ少なくとも10cmずつの操作スペースが必要である。	出入口や廊下の幅、通路壁面の凸部や障害物
狭いところでは転回できない。		廊下の曲がり角・出入口ドアの前後、便所や洗面所
横方向に直接移動することは不可能で、横への移動に手間がかかる。	カウンターなどで横に移動しなければならない場合は一度後方に下がり、方向を90°変えて直進し、さらに90°方向をカウンターの方へ変えて、直進するという動作が必要である。	カウンター、商品の陳列棚、図書館の書架、自動販売機などの前のスペース
高いところに手が届かない。奥行きのあるところに手が届かない。		棚、物入れ、引出し、台所設備、カウンター、エレベーターの操作ボタン、公衆電話、自動販売機
低いところに手が届かない。	低いところの物を取ろうとして、車いすから転落することがある。	低位置の引出し、コンセント
移動時には両手がふさがる。		雨の日に傘が使えない
横方向や前後にも手の届く範囲が限られる(膝より30cm程度前方)。 座席よりも前にフットレスト等があるので対象物に接近しにくい。	フットレストを着脱できるものや、側方に回転可能なものなどがある。	棚、カウンター、図書館の書架、自動販売機、水飲み場
頭(上半身)の位置が低い。	手洗いの水が跳ね上がるなどして、顔などをぬらさないような配慮が必要である。	手洗い器、台所の流し、鏡などの位置や角度
膝、肘受けの高さが通常の座位よりも高い。	アームレスト(肘受け)が着脱可能なものや跳ね上げできるもの、テーブルタイプ、短いタイプなどがある。	机、テーブル、台所の流し台、手洗い器などの形状や高さ
車いすから他の物への乗り移りにスペースが必要である。 移乗面の高さが、高すぎたり低すぎたりすると乗り移りが困難である。	障害のタイプにより、乗移り方がそれぞれ違うが、いずれにせよ、スペースやいす及びベンチの高さを考慮する必要がある。	ベッドや便器の周囲、浴室などのスペースや高さ、手すりなど身体を支える設備、駐車場でのドアを開いて車いすに乗り移るために必要なスペース

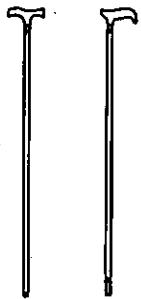
オ. 車いす使用者の到達範囲



(2) 歩行障害のある者

ア. 装具などの種類

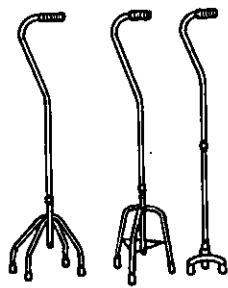
(ア) 杖



T字杖・L字杖



オフセット杖



多点杖



松葉杖

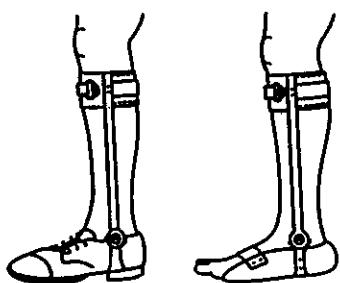


カナディアンクラッチ

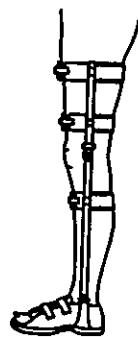


ロフストランドクラッチ

(イ) 検査用 (下肢用)



短下肢装具

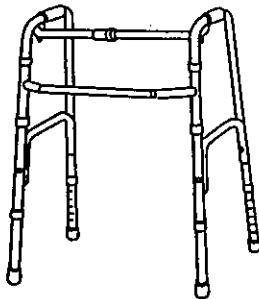


長下肢装具

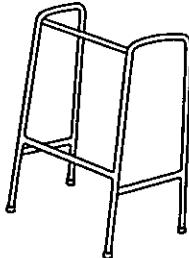


膝装具

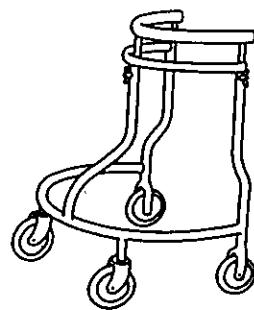
(ウ)歩行補助用具



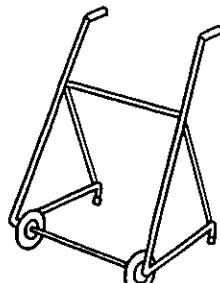
交互式歩行器



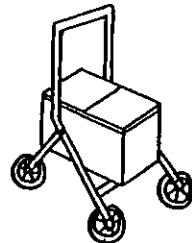
固定式歩行器



肘当て付歩行器



2輪付歩行器



シルバーカー

イ. 設計上の配慮点

問題点	まめ知識	チェックポイント
段差の乗り越えや斜面の移動が困難である。	段差や斜面と、視覚的に容易に認識できるようなコントラストにする。 スロープよりも、踏み面30cm、けあげ10~15cm程度の緩やかな階段のほうが上りやすいこともある。	出入口の段差、階段や歩道橋などの勾配、急勾配の斜面、手すりの取り付け位置や形状
足が引っかかると転倒の危険がある。	小さな段差（およそ1.5~7cm）がより危険である。 脳卒中などによる半身まひの人は、まひしていない側の足を引っかけると容易に転倒する。	路面や床面の凹凸、出入口の小さな段差、視覚障害者誘導用ブロックの設置状態 階段の段鼻
杖先が滑ると危険である。	杖に強く頼って歩行するので、杖が滑ると即転倒となることが多い。 雪道用の杖先はコンクリート等の固い床で滑りやすい。	滑りやすい路面や床面、砂利やぬかるみ、階段や斜面
溝などに杖先がはまると危険である。	杖に強く頼って歩行するので、杖の支持性がなくなると、転倒することが多い。	踏切、エレベータのかごと床の間の隙間
低いところに手が届かない。	しゃがみこみや伸び上がってものを取るなどの動作時に転倒しやすい。	引き出しや棚の位置、コンセントやスイッチ類の位置、手すりの取り付け位置や形状
立ったり、座ったりする動作が困難である。	立ち上がりや座りの途中でバランスを崩しやすい。自力で何度も立ち上がると、疲れやすい。	トイレ（洋式か和式か）、いすやベンチの高さと配置、立ち上がり用手すりの配置

(3) 視覚障害者

ア. 基本事項

- ・視覚障害者とは視覚機能に何らかの障害がある人々である。全盲・準盲・弱視・視野狭窄などに分類され、すべての人が全盲というわけではない。
- ・先天的な視覚障害と後天的な視覚障害がある。
- ・視覚障害者の標示は基本的に、音声による聴覚や手指の触覚、足底の触覚により行われる。
- ・音による標示は、誘導鈴や音響式信号機、音声案内などがある。誘導鈴の取り付け位置は、出入口中央上部にする。
- ・手指の触覚による標示は、点字プレートなどがある。
- ・足底の触覚による標示は、視覚障害者誘導用ブロックなどがある。
- ・盲人用つえ使用者に対する配慮として、縁石などで立ち上がり壁を設ける。
- ・弱視者に対する配慮としては、照明を明るく、文字を大きく、コントラストをはっきりさせることができられる。特に、階段やその他の段差、危険な箇所は、色分けを行う。

イ. 盲人用つえ

- ・材料は、グラスファイバー、木又は軽金属である。
- ・色は、白又は黄色である。
- ・長さは、身長に応じて100～140cm（おおよそ胸の高さ）に設定する。

ウ. 磁気センサーを利用した誘導方法

フェライトなどの磁気標識体を敷設した路面や床面を、磁気センサー内蔵の専用杖をついて歩くと、磁気センサーが感知して杖が振動する。分岐点では位置や方向を音声にて案内する。

エ. 設計上の配慮点

問題点	チェックポイントおよび配慮事項
空間中の突出物や段差などの障害物、斜路の始まりと終わりなどがわかりづらい。	通路に置かれている障害物の除去、柱や壁から出ている身長以下の突出物の除去、誘導用ブロックの敷設、手すり等への点字プレートの設置
日常的な情報収集方法として、音声及び触覚などに頼ることを必要とする。	音声による案内、案内所までのアプローチの安全確保、点字プレートの設置
形や位置、状態を確認することが困難である。	音声による案内、出入口の位置や幅、扉の開閉方法、トイレ設備や器具、用具の配置及び形態
弱視者の場合、一般的な表示方法や小さいものでは読みにくい。	点字および触図の活用、掲示板のデザイン（文字を大きく、明暗をはっきりと、照明の付加など）
弱視者の場合、透明なガラスの存在に気付かない場合がある。	ドア及び窓ガラスには目の高さに黄色のテープなどの目印を貼付

(4) 聴覚障害者

ア. 基本事項

- ・聴覚障害は、聾（ろう）と難聴に大きく分けることができる。
- ・先天的な聴覚障害と後天的な聴覚障害がある。
- ・聴覚障害者への情報は、文字や色、光など、主として視覚により行われる。
- ・緊急時避難などに対し、シグナルの設置等が必要である。

イ. 設計上の配慮点

問題点	チェックポイント及び配慮事項
音声による情報伝達が困難なために、視覚（文字や動作や触覚など）による伝達が必要である。	案内板や配置図などの標識類の位置、大きさや配色、アナウンス設備や電話、避難用警報装置などへのシグナルの設置

(5) 内部障害者

ア. 基本事項

- ・内部障害には、「じん臓機能障害」「心臓機能障害」「呼吸器機能障害」などが含まれる。
- ・人工肛門及び人工膀胱のある人に対する配慮が必要である。
- ・外見だけや比較的短時間の軽い作業時などは、健康な人とほとんど変わらない。
- ・体力の低下が著しく、強度の高い運動や持久的な運動ができない場合が多い。

イ. 設計上の配慮点

問題点	チェックポイントおよび配慮事項
階段や斜面の昇降が困難である。	エレベーターの設置状況、階段やスロープへの手すりの設置状況
持久力が低下している場合が多い。	休憩所などの適正配置、歩道へのベンチの設置
オストメイト（人工肛門及び人工ぼうこうのある人）に対する配慮が必要である。	パウチ（排泄物を受けとめるための袋）を装着していることから、パウチがはずれた場合などのトラブルに対応できるようなトイレとする。特に、便器近くの荷物置き場やフック、便房内の手洗い（お湯が出るように）、着替えに十分なスペースなどを設置する。

3 高齢者と設計

ア. 高齢者の特徴

まず、高齢者イコール障害者ではない。80歳を越えた後期高齢者であっても、筋力などの身体機能が良好に保たれ、心身共に健康そのものという方が多数生活しているということを前提とする。

知的能力に関しては、「創造力」、「洞察力」、「計画性」などの能力は50代で最高となり、その後も長い間維持される。一方、「記憶力」は60代で20代の3分の1程度となる。これはあくまでも新しいことに関する記憶力であり、若い頃に覚えたことに関しては明瞭である。また、これら知的能力は趣味やスポーツなどを行うことにより、維持される。

視力に関しては、動いているものを認識する「動体視力」やコントラスト認識の能力が低下しやすい。また、明るい場所から暗い場所へ移動したときに行われる「暗順応」は、60代から低下してくる。

聴力に関しては、70代後半でかなりの人が不自由を意識し始め、家族などとの会話が成り立たないなどのいわゆる「家族からの遊離」の原因となる。また、新しい知識を記憶することの障害にもなりやすい。聴力は、一般的に可聴領域が上下からそれぞれ狭まるような形で起こる（周波数の低い音と高い音が聞こえづらい）。さらに、難聴は「痴呆」を促進する一要因とされている。

その他身体機能面に関しては、筋力は30代より低下すると言われている。バランス能力（平衡性）や瞬発力、敏捷性なども加齢とともに低下する。特に、歩行時の地面と足のつま先との距離が小さくなり、つまずきの原因になっている。また、心臓の能力や呼吸能力も、70代で最盛期の2割から4割程度低下すると言われている。

イ. 設計上の配慮点

- ・段差をすべて除去することが望ましいが、それがかなわないならば、段差が一目でわかるようにコントラストをはっきりさせる。
- ・「戸を開ける」「靴を履き替える」などの立ったままでの動作が行われる場所には、縦手すりを設置する。
- ・玄関など「靴を履き替える」動作が必要な場所には、ベンチなどを設置し、腰をかけた状態で行わせるのが望ましい。
- ・設置可能なすべての場所に、歩行補助用の手すりを設置することが望ましい。
- ・明るさと暗さの差が大きい場所は、足下がはっきり見えるように、照明を設置する。
- ・蹴込み板のない階段や、段鼻が出すぎて、つまずきやすい形状の階段は避ける。
- ・濡れても滑らない床材を使用する。
- ・標示は、下地とコントラストをはっきりさせ、太く大きい字のものを設置する。
- ・アナウンスなどの音によるものは、周りの雑音に左右されない程度の音で強さを考えるとともに、高齢者が聞こえやすい周波数帯を用いる。

4 主な疾患と設計

(1) 脳卒中後遺症

ア. 疾患の特徴

出血または梗塞によって脳に障害を受けることにより現れる障害であり、障害を受けた部位によって現れる症状が千差万別である。最も一般的な症状としては、体のどちらか半分がまひする「片まひ」である。また、痛みや熱さ、冷たさなどがわからなくなる感覚障害や、言語障害、視覚障害などが併せて起こる場合もある。これらの症状は、老化や再発によるとき以外、悪化することはない。

イ. 設計上の配慮点

- ・車いすは半身で操作することが多いため、推進力が弱く、小さな段差も乗り越えられない場合がある。
- ・どちらか半身しか使えないために、「入る（行く）とき用」と「出る（帰る）とき用」のそれぞれの場合に、手すり等の設備設置を考慮する必要がある。
- ・まひしていない半身（健側）に頼った生活を余儀なくされるために、歩行中の健側での「すべり」や「つまづき」が高い確率で転倒を引き起こす。

(2) 脊髄損傷者

ア. 疾患の特徴

背骨（脊椎）は大きく、頸椎、胸椎、腰椎、仙椎に分けられる。この脊椎の中を、頸椎から仙椎に向かって神経（脊髄）が走っており、この脊髄が交通事故や転落などによって、完全または部分的に切断されることで受傷する。身体の左右対称的に、運動まひと感覚まひが、ほぼ同じ障害として現れる。そして、より高位で受傷（腰椎部よりは胸椎部、胸椎部よりは頸椎部）すればするほど、身体上に障害がより重症となる。また、例えば、胸椎部で受傷した者と腰椎部で受傷したものは、ほぼ別の疾患と考えていいほど、症状が違う。特に、頸椎部では、少しの損傷部位の高さの差が、機能する筋の数を大きく左右し、日常生活の総動作に多大な影響を及ぼす。

全体的に、症状が安定すれば、悪化することはほとんどない

イ. 設計上の配慮点

- ・損傷の高さ（部位）によって、電動車いすや手動車いす、杖歩行など、移動手段がそれぞれ異なる。
- ・頸髄損傷では発汗などにより放熱できないことから体温の調節がうまくいかず、夏における木陰などが重要となる。
- ・大便や小便に閑わらず、トイレ動作に時間がかかるので、適切な広さと適切な熱環境のトイレを考える必要がある。

(3) 慢性関節リウマチ

ア. 疾患の特徴

原因不明で全身が炎症を起こし、悪化しては少しよくなるということを繰り返しながら、全体的に徐々に悪化していく進行性の疾患である。その症状のひとつとして、身体中のいろいろな関節が対称的に、痛んで腫れ、変形していくという「関節症状」が見られる。女性に多く、30代で罹患する人が多い。当初は杖なしで歩けても、少しづつ歩行能力が低下し、杖を使うようになり、最終的には車いすとなる場合がほとんどである。また、「朝のこわばり」といって、起床時に最も体を動かすことができないことが多い、朝になかなか起きてこないことを怠けていると勘違いされ、偏見を受けている女性患者が多くいる。また、気候、気温、湿度により痛みが影響を受け、活動性の揺れがある。

イ. 設計上の配慮点

- ・手指や手首、肘などの関節変形が重症である場合が多いので、車いすをうまく操作できない。また、推進力も小さい場合が多い。
- ・歩行可能で、かつ、足の関節が90°で固まってしまっている人は、登りのスロープやすりつけにより、骨折する可能性がある。
- ・膝などが固まってしまっていることから、身長に対するいすの高さを、通常よりも高く設定する必要がある。
- ・手すりを握ることができないことが多いので、肘の高さで設置した方がよい場合もある。
- ・疲れやすいことから、階段や通路に、適切に手すりやベンチを配置する必要がある。

青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル作成委員 金沢 善智
(弘前大学医療技術短期大学部理学療法科講師)

参考文献

- 1)全国社会福祉協議会『要介護高齢者のための住宅リフォーム』1994年度

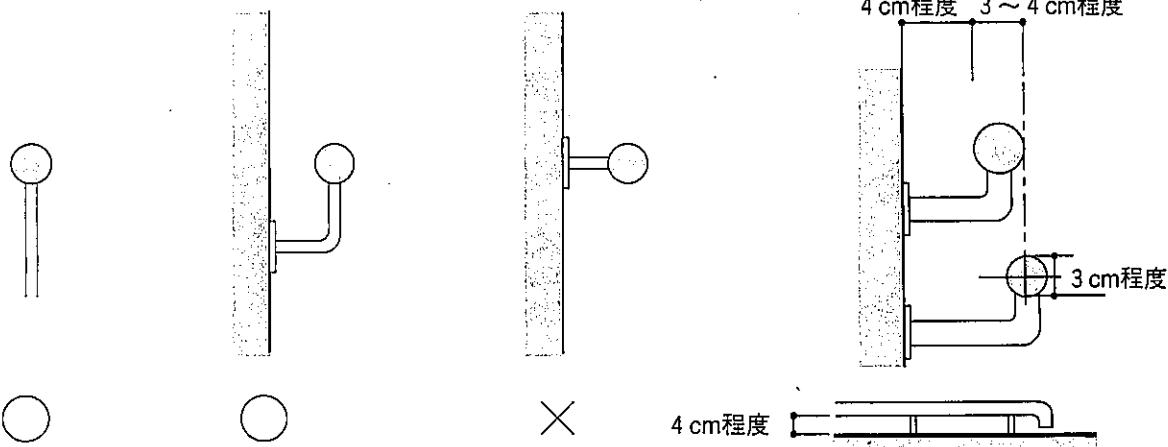
基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

手すりは、高齢者や障害者などの誘導、落下防止、身体保持、移動及び移乗動作の補助などについて有効な設備であり、その目的に応じた形状、大きさ、材料を考慮した上で、堅固に設置する。

解説

手すりの形状や材質は、使用する場所にもよるが、丸形が一般的で握りやすい。障害によっては平型が使いやすい場合もあるため、施設の用途に応じて設置する。

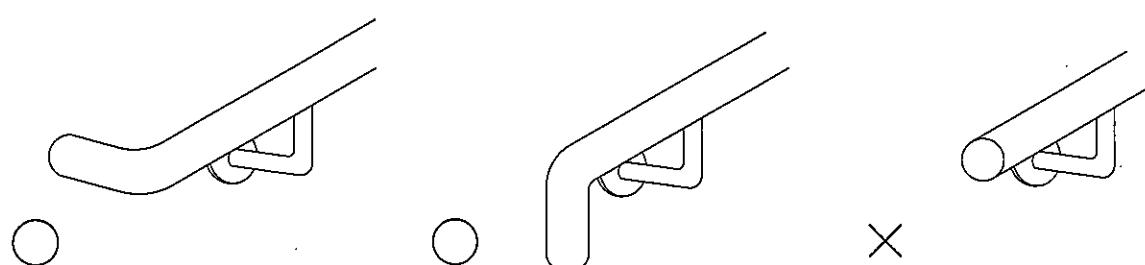
手すりの設置方法



直径は3～4cm（幼児用は3cm）が適当であり、手すりと壁面との空間は4cm程度とし、端部は袖口等がひっかかったり、幼児が誤ってぶつかった時にも支障がないように、必ず下方又は壁面側に折り曲げて取り付ける。

材質は、木製又は塩化ビニル樹脂を被覆したステンレスパイプとする。屋外に設置する手すりの場合には、冬季にも表面が冷たくなりにくい塩化ビニル樹脂被覆をしたもののが望ましい。

手すり端部の処置

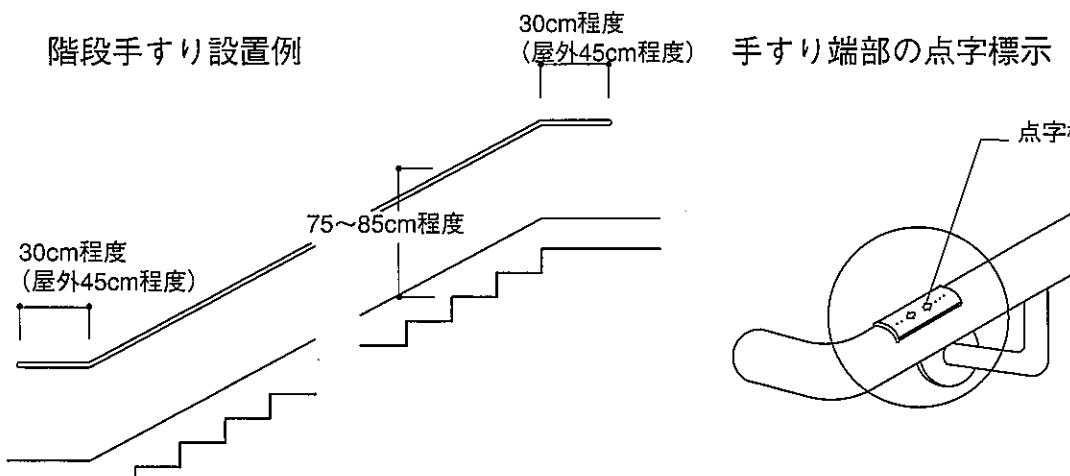


・壁面へ手すり端部を
曲げた例

・下方へ手すり端部を
曲げた例

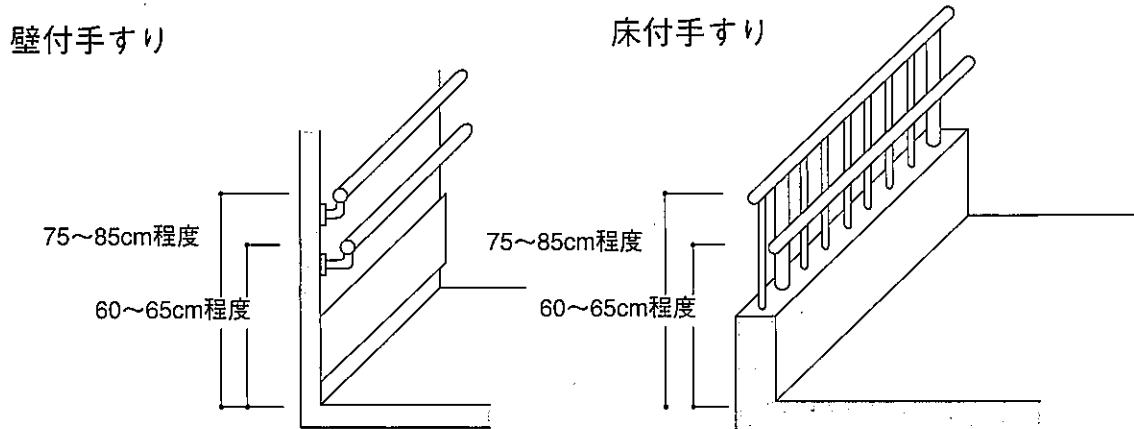
階段の手すりは、踊場などで途切れることのないように連続させ、階段の始点と終点では水平に長させる。このように手すりを長するのは、階段の始まりと終わりをわかりやすくするのと、高齢者や障害者の身体が安定するまで手すりがあると安全だからである。

手すりの端や曲がり角及び階段の終始点などの要所には、現在位置などを点字で標示する。

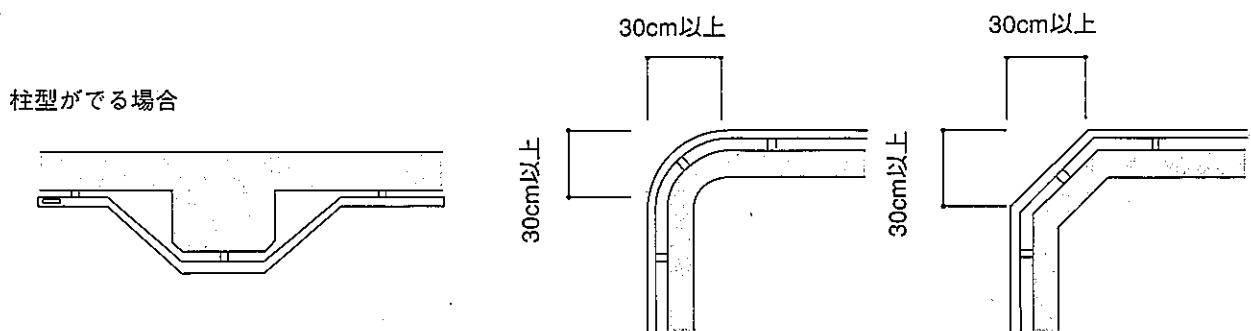


廊下、階段、傾斜路の手すりの取付け高さは、1段の場合には75~85cm程度、2段の場合は60~65cm程度及び75~85cmを基本とする。

便所や浴室などその他の手すりの取付け高さなどについては、各項にて詳細を記す。



柱型などの突起物などがある場合にも、手すりはできる限り途切れることのないように設置する。同様に、隅切りや面取りを施した場合にも、手すりを連続して設置する。



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

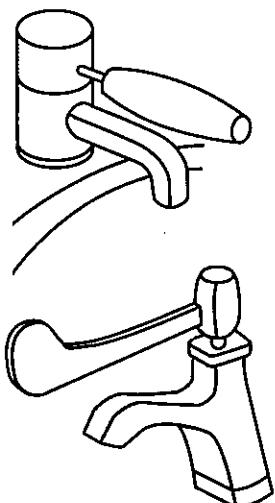
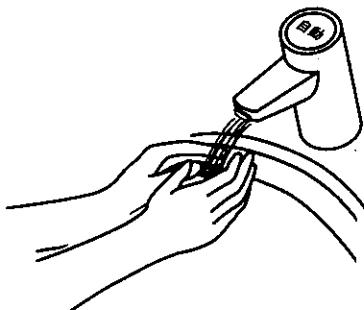
高齢や障害により、指先の器用さが衰えたり、力が入りにくくなったりした場合には、水栓を操作したり、ドアノブを回す動作がしにくくなる。そこで、水栓や把手は高齢者や障害者が支障なく使用できるような器具を選択するとともに、その周辺についても十分配慮する。

解説**1. 水栓**

水栓金具は、片手で簡単に操作できる大きめのレバー式の混合水栓や、自動感知式などを利用する。

泡沫式の水栓は、車いす使用者が利用する浅型の洗面器は水跳ねが少なく便利である。ハンドシャワータイプは、手元まで引き寄せて利用できるので、障害にかかわらず使用しやすい。

浴室などに設ける混合水栓は、湯温調整機能付のサーモスタット式が望ましい。

水栓の例**レバー式水栓****自動感知式水栓**

2. 把手

高齢者や障害者の利用を配慮した把手は握りやすいもの、操作しやすいものとしなければならない。

引戸では、彫込み引手などは開閉操作がしにくく不便となるので、握りやすい太さの長めの棒状把手とする。

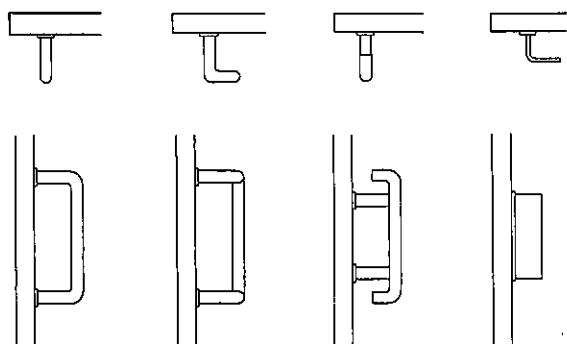
把手の太さは3cm以下を目安とする。取付位置は、手が掛けやすいように、また、把手と戸枠の間に指を挟まないように枠から離す。床からの高さは、90cm程度を中心に設置する。

開き戸では、丸いドアノブは握力が衰えた場合などに握って回す操作がしにくいため、レバー式やプッシュ式とする。レバーハンドルの端部は、衣服の引っかかりなどを防ぐため、扉側に曲げたものが望ましい。取付高さは、床から90~100cm程度の高さを目安とする。

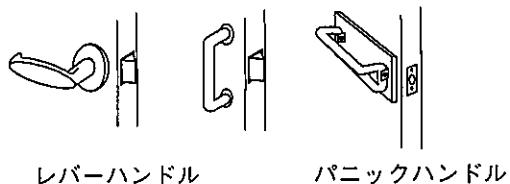
有効開口幅員を十分にとろうとすると扉の寸法が大きくなり、車いす使用者などには開閉しにくくなる場合がある。その際には、補助把手を設置して、開閉動作を補うなどの工夫をする。

扉の鍵はつまみが大きく操作しやすいものとし、便所などでは使用中の表示がわかりやすいようにする。クレセントなども同様に大きなものとする。

引き戸の把手



開き戸の把手

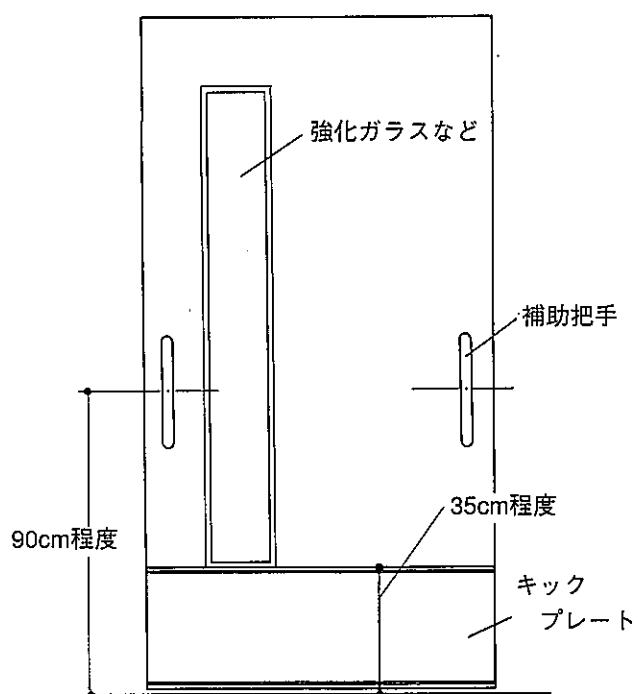
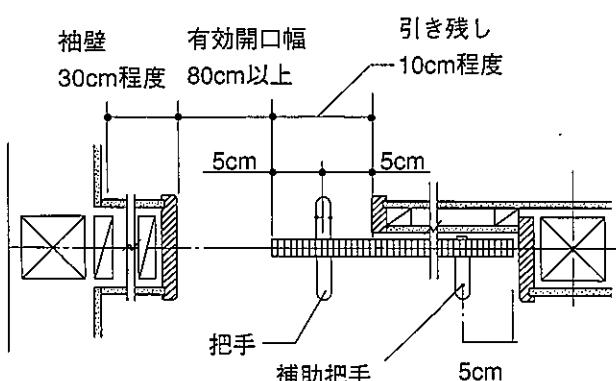


レバーハンドル

パニックハンドル

取付高さ

把手の取付位置



基本的な考え方(設計にあたっての配慮)

材料及び仕上げは、使用環境を考慮した上で、高齢者や障害者が安全かつ円滑に利用できるものとする。

解説**1. 外部床**

雨や雪にぬれたときの滑りにくさを第一に考慮し、石やタイルは光沢のない表面のざらついたものを選び、水はけに留意して敷設する。石を使用する場合には、水磨きや本磨きよりも、バーナー仕上げが適する。また、タイルの場合には、釉薬を施したものより、無釉のものやノンスリップ加工が適している。モルタル塗仕上げの場合もコテで均した状態は不適当である。細い溝を設ける、ひっかく、小粒の石を埋め込むなど、表面に滑り止め加工を施すほうが滑りにくい。

床の滑りは、ほこりや水分の付着の有無により滑りやすさが異なるので、外部からこれらを持ち込まないように玄関廻りを計画する必要がある。水に濡れても比較的滑りにくい合成ゴム系起毛タイルなどは、床下地面との密着性に留意して敷設する。冬季間など、ゴム底の履き物が多くなる際には、玄関前へ足ふきマットなどを置く場合があるが、その端部に引っかかって転倒することのないように、床面と同仕上げ高さとなるように工夫する。

2. 内部床

滑りにくさを要求されるが、あまり滑らないとかえって引っかかりを誘発する。適度な滑りにくさは、滑り抵抗係数(C.S.R: Coefficient of Slip Resistance)で評価される。滑り抵抗係数(C.S.R)を規定する際には、床の使用条件を勘案した上で、原則として以下の値を満足する材料や仕上げとする。ただし、体育館の床など激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑りにくいとかえって危険なのでこの限りではない。

・上足で歩行する部分	0.35～0.90
・下足で歩行する部分	0.40～0.90
・素足で歩行する部分	0.45～0.90
・傾斜路部分	0.50～0.90

同一の床において、滑り抵抗に大きな差(C.S.Rで0.2以上)がある材料の複合使用は避ける。

痴呆性高齢者などが利用する施設においては、床面に人影などが反射するような仕上げは紛らわしく高齢者を混乱させる原因となりやすいので避ける。

3. 水廻り床

一般的には耐水性の高さと掃除のしやすさからタイルを使用するケースが多い。使用するタイルの表面性状が滑りにくいことも重要だが、目地部分が滑り止めに有効になるので多少掃除がしにくいが、できるだけ目地が多くなるように、小さいタイルを使用するほうが安心である。ただし、目地そのものは小さくする。施設の浴室などで、床面を裸ではったりプッシュアップして移動する場所では、目地のある材料は使用してはならない。

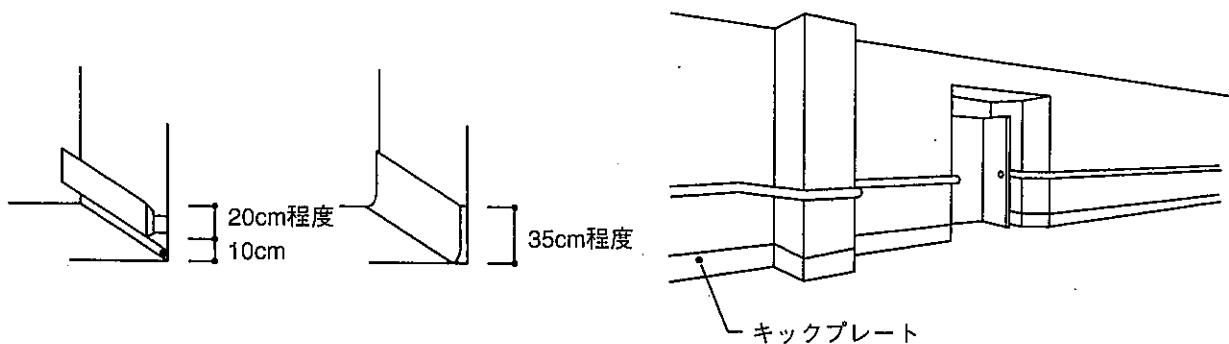
4. 壁仕上げ

歩行中の身体の接触しやすい通路部分には、表面がなめらかで擦傷を起こしにくいものを選び、角のある粒子が目立つ粗い吹き付け仕上げは避ける。また、車いすの足の部分を乗せるフットレスト部分で壁が破損されることを留意して、床から35cm程度の高さまで強度が高いものあるいは部分的に補修が可能なもの（総称して車いすあたり、キックプレートという）を使用する。

出隅部分は尖っていると危ないので、面取り加工や隅切り加工を施して鋭角な角をなくすること。

痴呆性高齢者などが利用する施設においては、壁面に人影などが反射するような仕上げは紛らわしく、混乱させる原因となりやすいので避ける。

キックプレートの設置例



5. ガラス材など

ドアに透明あるいは透光性の高い面材を使う場合には、割れにくく、仮に割れても危険な破片が飛び散らないものを用いる。内部では、内装制限などにより使用できない場合もあるが、アクリルやポリカーボネイト板が有効である。また外部では安全性を重視したガラスとする。通常の板ガラスに比べて3～5倍の強度があり、割れた時の破片が粒状になる強化ガラス、またガラスとガラスの間にフィルムを挟んで、万一壊れても破片が剥離しない合わせガラスなどがある。また、飛散防止フィルムを貼ることも効果的である。

痴呆性高齢者などが利用する施設においては、ガラス面に人影などが反射するような仕上げは紛らわしく、混乱させる原因となりやすいので避ける。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者は、手先が到達する位置が立位の場合に比べて低く可動域が制限されるため、コンセントやスイッチの設置高さを計画する場合には留意する。また、視覚障害者などにも利用しやすい工夫を施す必要がある。

解説

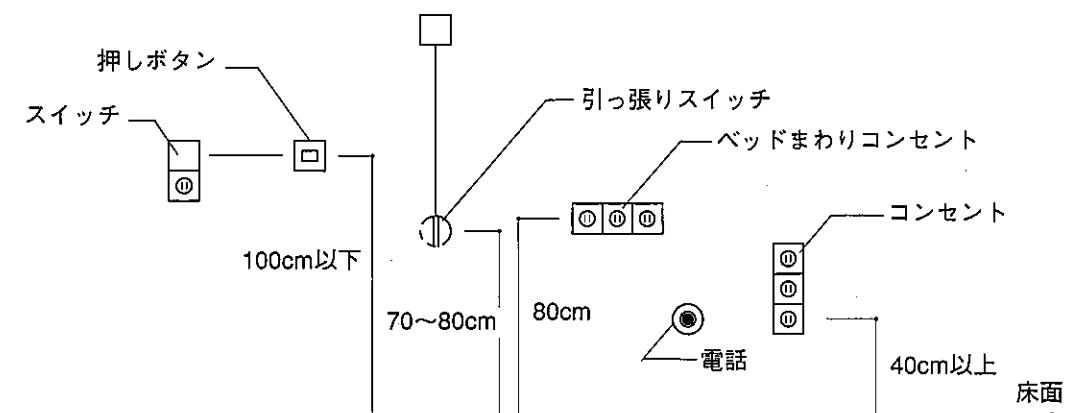
1. コンセント・スイッチ

スイッチの設置高さは、車いす使用者の可動域を考慮して、床から100cm程度とする。その他、機器の操作ボタンなども同様に床から100cm程度に設置する。また、抜き差しが頻繁に行われる箇所のコンセントの設置高さは、床から40cm程度とする。この際、電気製品のコードが通行する際の妨げにならないようにコンセントの設置位置を計画する。マグネットなどのアダプタが付いたコンセントは、ひっかかってもコードがコンセントから容易に抜け安全である。

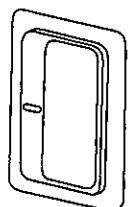
頻繁に利用されるスイッチは、指先の操作が困難な場合や視覚障害者などに操作しやすいように大型のタンプラスイッチ（ワイドタッチ・スイッチ）とし、周囲の壁面との色の対比を明確にして認識しやすいものとする。スイッチは使用状況がわかりやすいように、確認表示灯付スイッチなどとすることが望ましい。また、視覚障害者に配慮して、必要に応じて点字表示や浮き彫りのシンボルや文字などにより、スイッチの機能を簡単に説明することが望ましい。

車いす使用者用便房などの照明スイッチは、人を自動的に感知して点灯するものが望ましい。

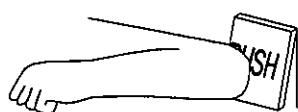
コンセント・スイッチ類の設置高さ例



大型スイッチの例



タンプラスイッチ



プッシュスイッチ

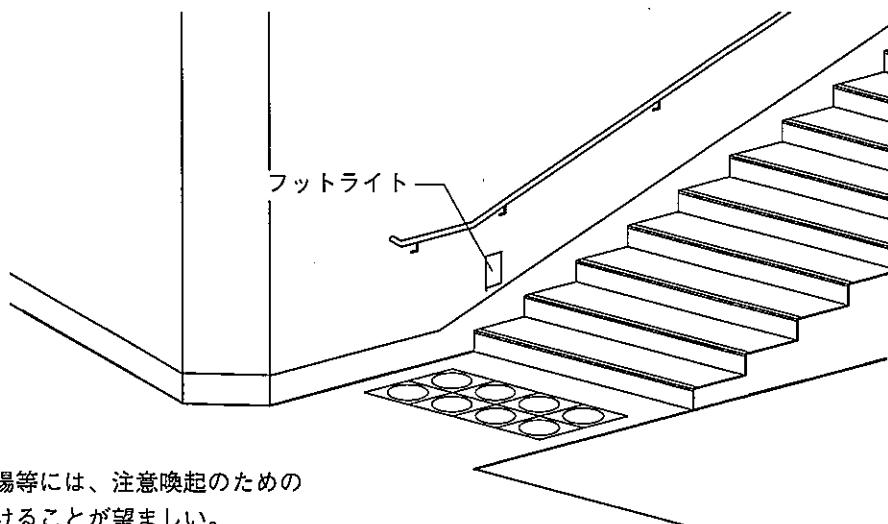
2. 照明

高齢者は、標準的な照度に対して2～3倍の照度が必要になるといわれている。また、明るい場所から暗い場所へ移動したとき「暗順応」が衰えるので、室内は照度のむらのないように複数の照明器具を設置する。ただし、現実的には複数の照明器具を設置することは、コストの面からあまり現実的ではないため、注意を促す場所などに照明器具を効果的に設置する。

光源はまぶしさ（グレア）が少なく、ものがきれいに見える（演色性の高い）ものとする。照明器具の設置に当たっては、光源が直接目にはいるようなものとせずに、取付位置にも配慮する。

こういった配慮は弱視などの視覚障害者にも有効である。

フットライトの設置例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

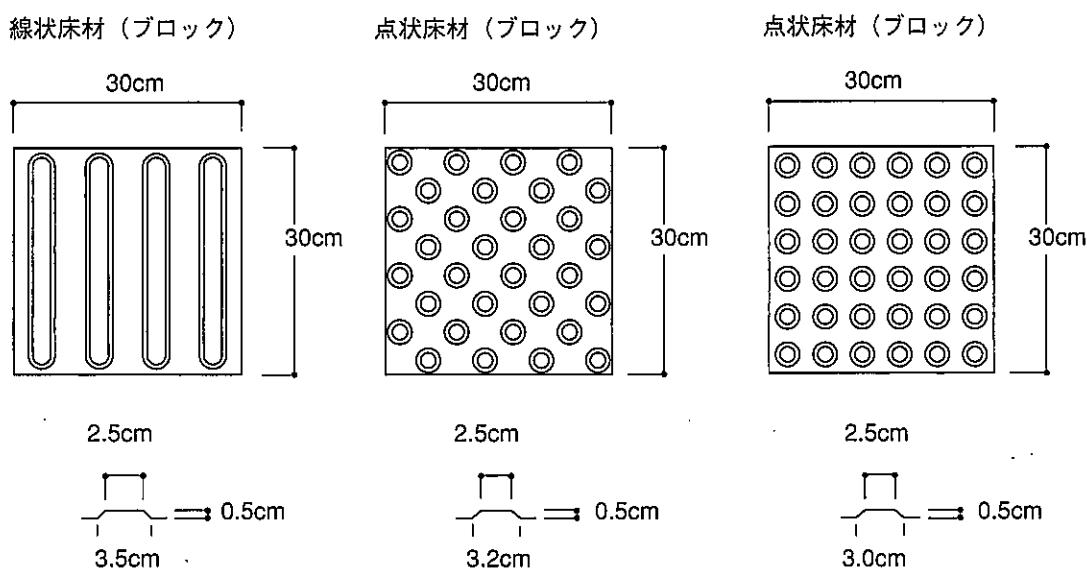
視覚障害者が方向を知る上や危険回避で、誘導用床材（線状プロック）や注意喚起用床材（点状プロック）の設置は、有効な手段である。さまざまな状況を考慮し、視聴覚障害者がわかりやすく安全に移動できるように、形状や色使いに配慮することが重要である。ただし、誘導用床材（プロック）が車いす使用者や歩行困難者及び、他の利用者の移動の妨げとならないように、設置にあたっては十分に計画する。

解説

1. 誘導床材（プロック）の種類

誘導床材（プロック）は、誘導対象施設の方向を案内するための誘導用床材（プロック）である線状床材（プロック）と、危険個所及び曲がり角などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すための注意喚起用床材（プロック）である点状床材（プロック）の2種類がある。

誘導床材（プロック）は十分な強度を有し、濡れても滑りにくい材質で、歩行性、耐久性、耐摩耗性にも優れたものとする。誘導床材（プロック）は、黄色を原則とするが、やむを得ず他の色を選択する場合には周辺床材と明度差や輝度比、色彩・コントラストのはっきりしたものとする。



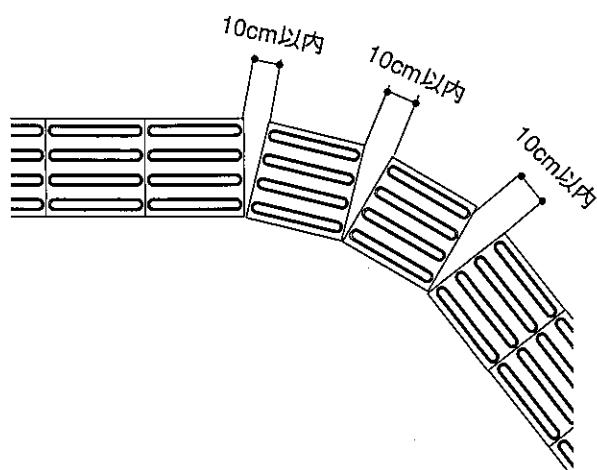
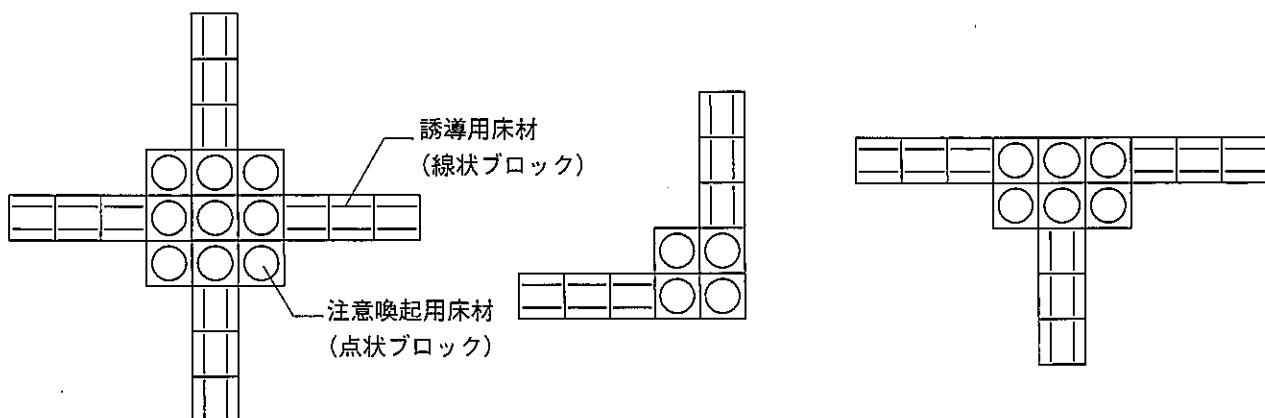
2. 設置方法

線状床材（プロック）は、通行動線の方向と線状突起の方向を一致させて敷設する。特に、危険物を回避させる場合や複雑な誘導経路の場合、及び視覚障害者が頻繁に利用する場合には、継続的に敷設する。ただし、あまり過剰な敷設はかえって混乱をまねくので、最も基本となる動線を熟考し、明快な経路とすること。原則として、湾曲しないように敷設し、曲がる部分は直角に配置する。

3. 設置場所

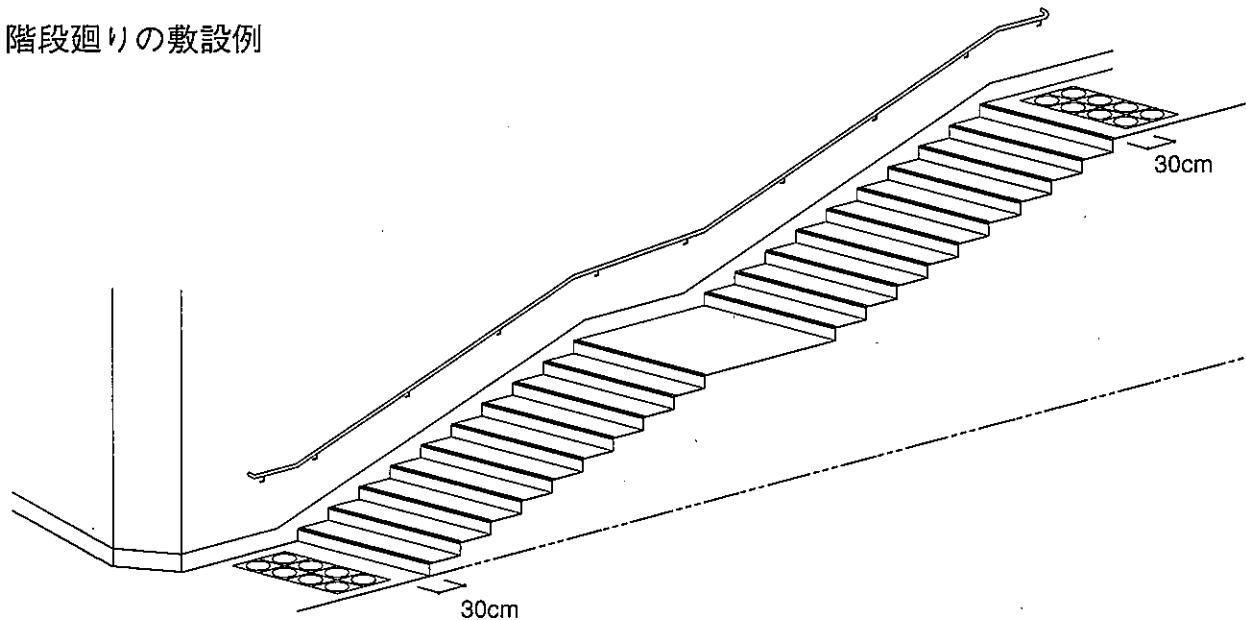
誘導床材（プロック）の敷設場所は、条例に定めるところ（廊下等、傾斜路、階段、敷地内通路、歩道、園路及び出入口、公共交通機関の改札口及び乗降場等）による。その他、必要に応じて誘導床材（プロック）を敷設する場合には「視覚障害者用誘導プロック設置指針（建設省道路局）」及び「公共交通ターミナルにおける障害者・高齢者などのための施設整備ガイドライン（運輸省）」並びに「視覚障害者用誘導プロック設置方針・同解説（財団法人日本道路協会）」などを参考にする。

誘導床材（ブロック）の敷設例

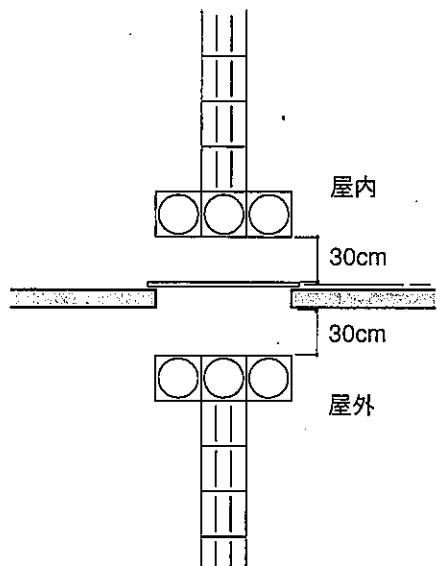


やむを得ず、屈曲部分が生じる場合には、
図のように誘導用床材（ブロック）が正方形と
なるように敷設し、間隔は10cm以内とする。

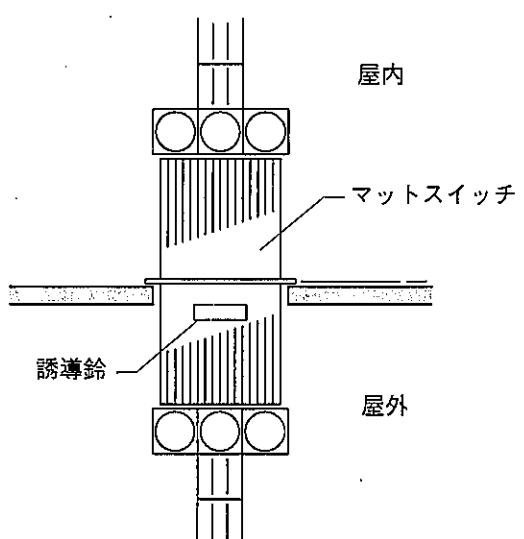
階段廻りの敷設例



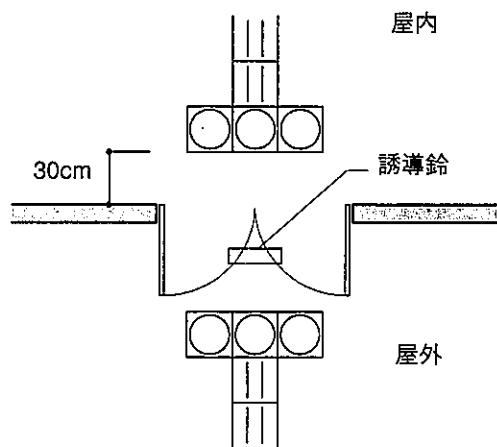
引戸廻りの敷設例1



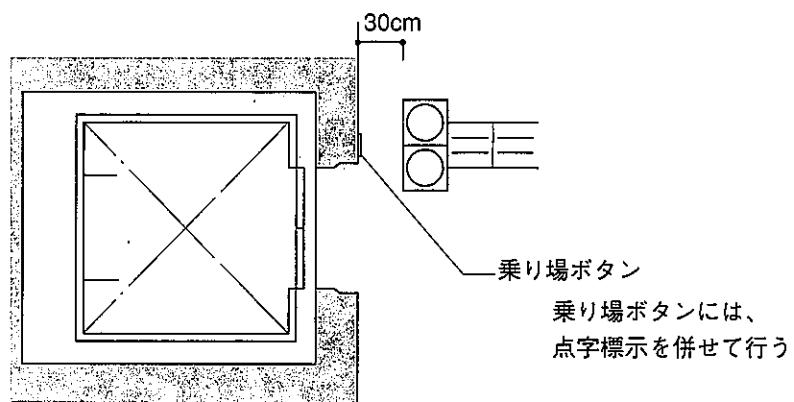
引戸廻りの敷設例2



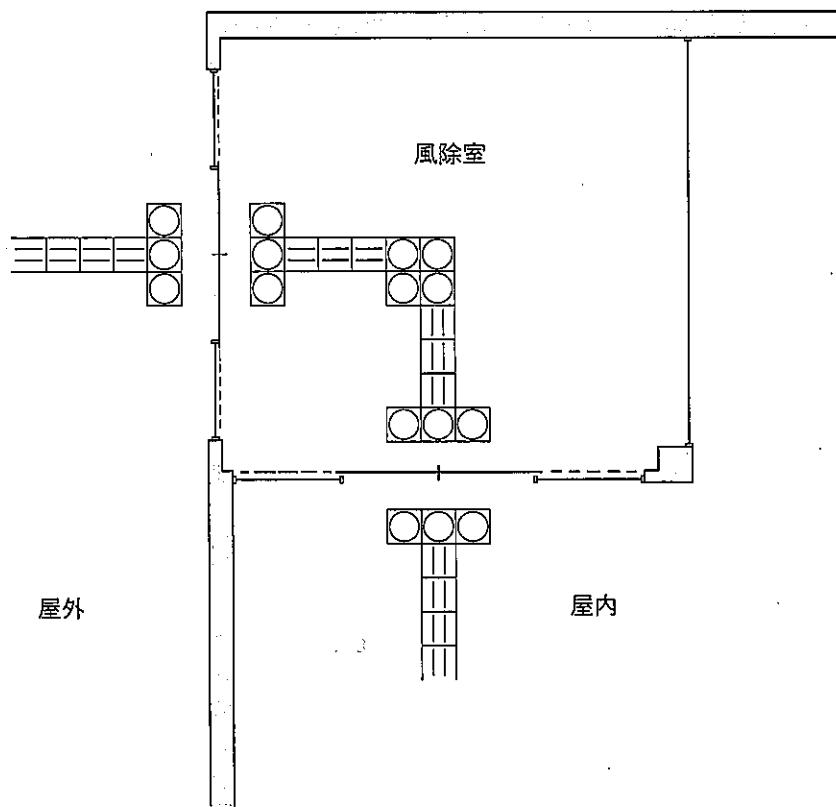
開き戸廻りの敷設例



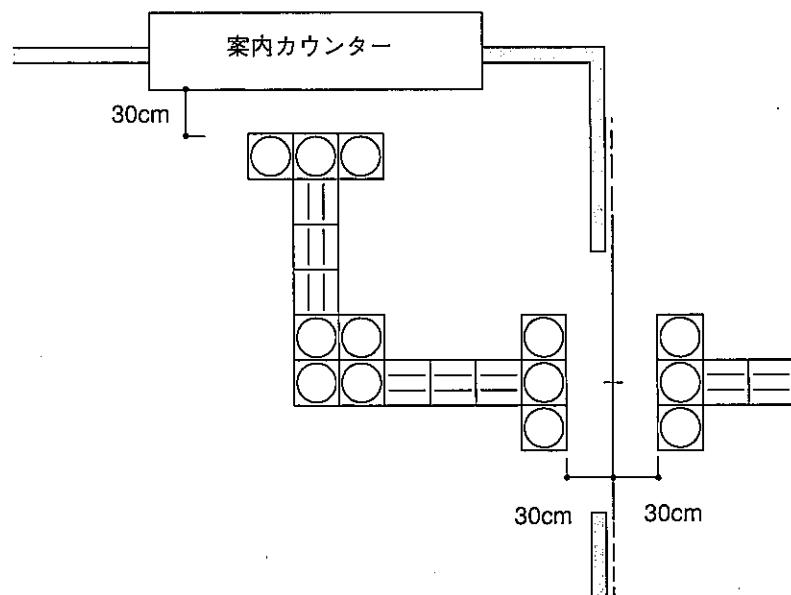
エレベーター廻りの敷設例



風除室の敷設例



施設案内カウンター廻りの敷設例



2. 建築物

◆ 整備マニュアルの見方

このマニュアルでは、ひとつの整備項目について、次の構成により整備基準と参考図例を見開きページを基本として表しています。

左ページ上段には、整備項目についての基本的な考え方を、左欄には整備基準（青森県福祉のまちづくり条例施行規則）、右欄には整備基準解説を示しました。

右ページには、設計者のわかりやすい手引きとなるように整備基準に沿った参考図例を紹介しています。

マニュアルの構成

●整備項目／区分

整備の対象となる施設等の、区分と箇所を表しています。

●基本的な考え方

整備項目について、設計するにあたっての配慮などの基本的な考え方を簡潔にまとめています。

●整備基準（基礎的基準）

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準を示しています。この整備基準は、高齢者、障害者等の利用を不可能としている障壁を除去する最低限必要な基準です。

●解説（望ましい基準含む）

整備基準の解説を示しています。解説については○印で、さらに、今後社会的に目指していくべきより望ましい基準（誘導的基準）を◎印で、やむを得ない場合については☆印で示しています。

●参考図例

整備基準についてのイラストや図表を用いて、わかりやすく解説しています。また、一部には望ましい基準も示しています。

整備項目

基本的な考え方

区分

参考図例

(1) 出入口 1/2

2 / 11

【基本的な考え方】(最初にあたっての説明)

被植物の主要な出入口は、高齢者や障害者が支障なく利用できるよう配慮し、車いす使用者の通行を考え、段差の解消や有効幅員の確保、扉の形状および挑戦障害者のための室内や居間等について配慮する。

整備基準

解説(望ましい基準を含む)

- 公共的施設を客及びこれに頼する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通じる出入口（共同住宅等にあっては、共用のもの限る。）及び駐車場へ通じる出入口並びに各室の出入口のうちそれ以上に以上は、次に定める構造とすること。

《留日記》

1 棚は、内法を80センチメートル以上とすること。

- 内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。
- 主要な入口の内法幅は120cm以上とすることが望ましく、この幅は人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、車いす使用者が円滑に通過できる寸法であり、通行の多い玄関等における標準である。

四

2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とするこ

- 市いす使用者にとって戸の開閉操作のしやすさでは、引き戸が開き易よりも望ましく、一般的には合引扉がもっともよい。
- 把手は、市いす使用者が使いやすい高さ（床面から 90cm 程度）に設ける。把手の形状は、レバータイプは身体の形のし、円柱（握り玉）の場合は操作性を考慮しないもので構わぬ。
- 自由開閉式は、戸の開閉速度や感知範囲を、市いす使用者が利⽤しうるよう規定する。
- 締結装置は設ける場合は、市いす使用者、视觉障害者等が容易に通過できる十分な空間を保証できる形式の戸を設置すること。
- 手動戸口に対する場合は、軽く開閉できるものとする。
- ☆ 手動戸口に対する場合は、締結装置を開閉するためアラニエック等に接するとともに、壁體との間に十分な開閉スペースを確保すること。

図1-a.外部出入口の整備例

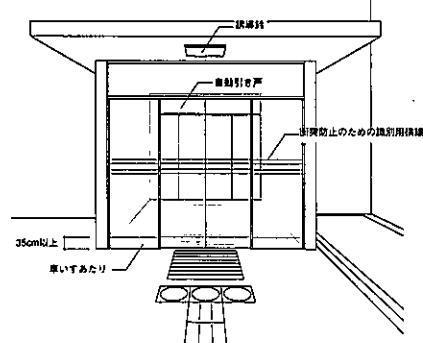
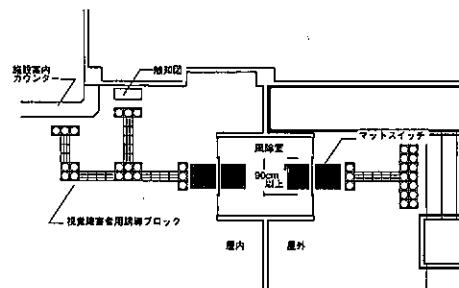


図1-b. 主要な出入口周りの整備例



整備基準

○整備基準解説（基礎的基準）

◎ 望ましい基準（誘導的基準）

☆やむを得ない場合

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

建築物の主要な出入口は、高齢者や障害者等が支障なく利用できるよう配慮し、車いす使用者の通行を考え、段差の解消や有効幅員の確保、扉の形状および視覚障害者のための案内や誘導等について配慮する。

整備基準

- 公共的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通じる出入口（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）及び駐車場へ通じる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

<幅員>

- 1 幅は、内法を80cm以上とすること。

<戸>

- 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 内法80cmとは、車いすが通過できる 最小寸法である。
- 主要な出入口の内法幅は120cm以上とすることが望ましい。この幅は人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、車いす使用者が円滑に通過できる寸法であり、通行の多い玄関等における基準である。
- 車いす使用者にとって戸の開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引戸がもっともよい。
- 把手は、車いす使用者が使いやすい高さ（床面から90cm程度）に設ける。把手の形状は、レバー式又は棒状のものとし、丸ノブ（握り玉）は操作が困難な人もいるので避ける。
- 自動引戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、車いす使用者が利用しやすいように設定する。特に、風除室では屋外側と屋内側の戸が同時に開いているときがないように配慮する。
- 回転扉を設ける場合は、車いす使用者、視覚障害者等が容易に通過できる十分な空間を保持できる形式の戸を設置する。
- 手動引戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。
- ☆ やむを得ず手動開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためドアチェックを設けるとともに、袖壁との間に十分な開閉スペース（少なくとも45cm以上）を確保すること。

図1-a.外部出入口の整備例

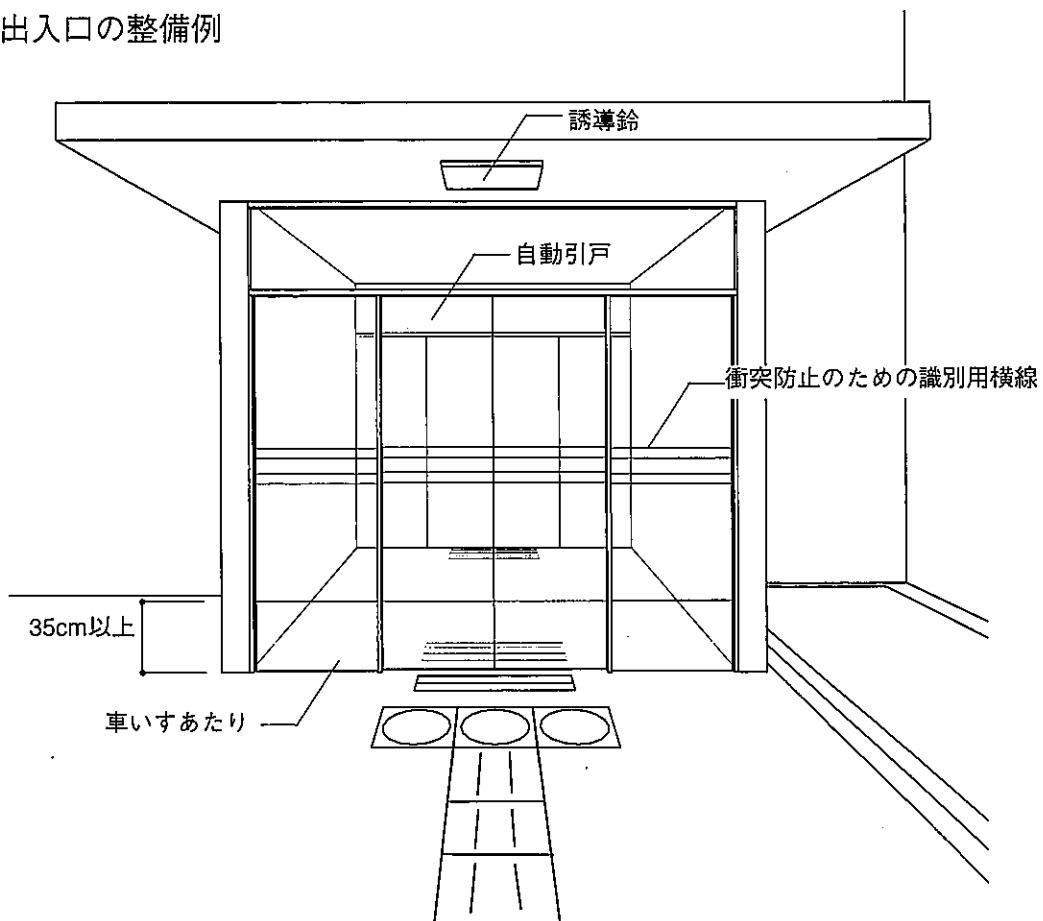
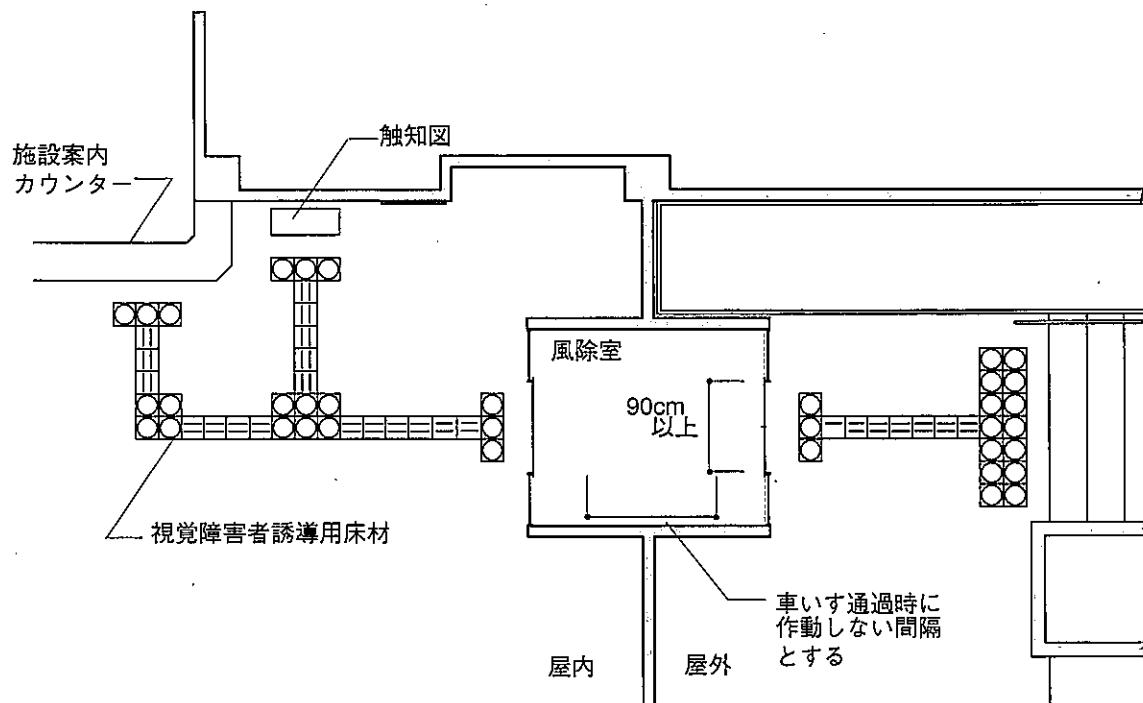


図1-b.主要な出入口廻りの整備例



整備基準

3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。

〈 段 差 〉

4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

解説（望ましい基準を含む）

- 衝突を防止するため、横線や模様シール等で衝突防止表示を施し、事故防止のため安全性の高いガラスを使用する。
- 車いす等の衝突による破損防止のため、戸及び廊下壁面の下端35cm程度に保護板を設ける。

- 引戸におけるレールは埋込み型を用い、床面に平面となるよう設ける。
- ☆ やむを得ず段差が生じる場合には2cm以下とする。段差2cmは車いすで乗り越えることができる、ぎりぎりの寸法である。

図1-c 各部屋の出入口の形式

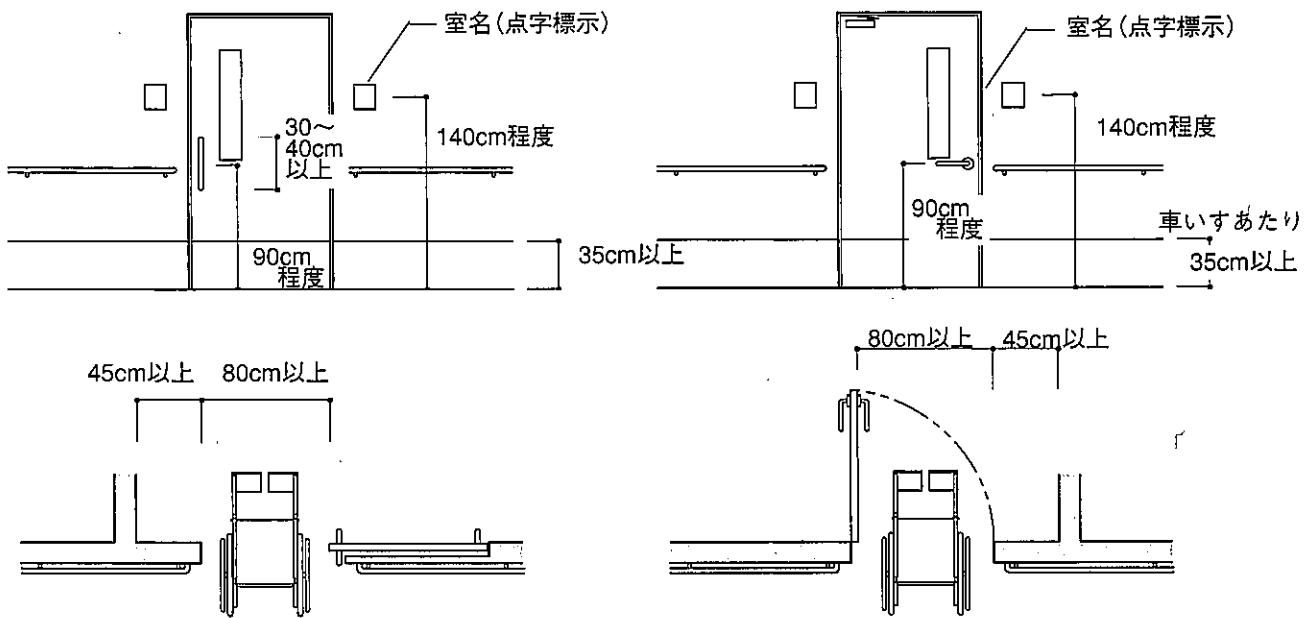


図1-d 車いす使用者のための開閉スペース

車いす使用者のための
スペース設置

各部の寸法 (cm)	
a	b
25	170
35	160
45	150
55	140

図1-e 開き戸への配慮

図1-f 把手の形式 (使いやすい形状)

レバーハンドル、パニックバーは開き戸に、棒状は引戸に適している。

高齢者・障害者等の利用を考慮したとき外開き扉は、好ましくない。そのため、建築基準法施行令第118条で内開き扉が禁止されている建築用途（劇場、公会堂等の客席からの出入口戸）にあって、外開き扉を設置する際にはアルコーブを設ける等設計に注意することが必要である。

-55-

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

建築物の廊下等は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべくその移動距離が短くなるように配慮する。

安全に通行できるように、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる最低限の幅員を確保するとともに、スロープ等により段差を解消するようにする。

廊下等は避難路としての役割を持つため、視覚障害者の移動の妨げとなる不用意な突出は避け、また備品類の設置も必要な廊下幅を確保できるように留意する。

整備基準

- 利用者の利用に供する廊下等（共同住宅にあっては、共用のものに限る。以下同じ）は、次に定める構造とすること。

<床面>

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

<段>

- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとすること。

- 3 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から各室の(1)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、(4)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。

<有効幅>

- イ 幅は、内法を120cm以上とすること。

- ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。

解説（望ましい基準を含む）

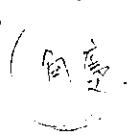
- 本項により整備基準の対象となる廊下は、高齢者や障害者を含む不特定かつ多数の者が利用する部分であり、利用目的となる室相互間や、エレベーターに至る部分も含まれる。
- 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。
- 廊下のような歩行空間では、室内に比べて移動の速度も比較的速い。小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気付かず、つまずいたり、踏み外したりして危険なので避ける。段差が生じる場合には、1建築(2)廊下等5に定める構造とする。
- 車いすで転回をする可能性のある部分、例えば室の出入口に接する部分は水平とする。
- 車いす使用者の利用に供する出入り口に至るそれぞれの廊下のうち、1以上は次に定める構造とする。

- 廊下幅120cmは車いす使用者と歩行者が横になって擦れ違うことができ、松葉杖使用者も円滑に移動できる寸法である。
- 高齢者や障害者等の使用に供する福祉施設の場合には、廊下の幅を車いすが2台すれ違うことができるよう180cm以上とすることが望ましい。
- 曲がり角や突出した柱型等は、危険防止のため、隅切り又は面取りをすることが望ましい。
- 車いすが180度転回できるための有効幅は140cm以上である。転回が必要とされる部分は、屋外及び室の出入口並びにエレベーターの出入口等である。

図2-a .廊下の整備例1

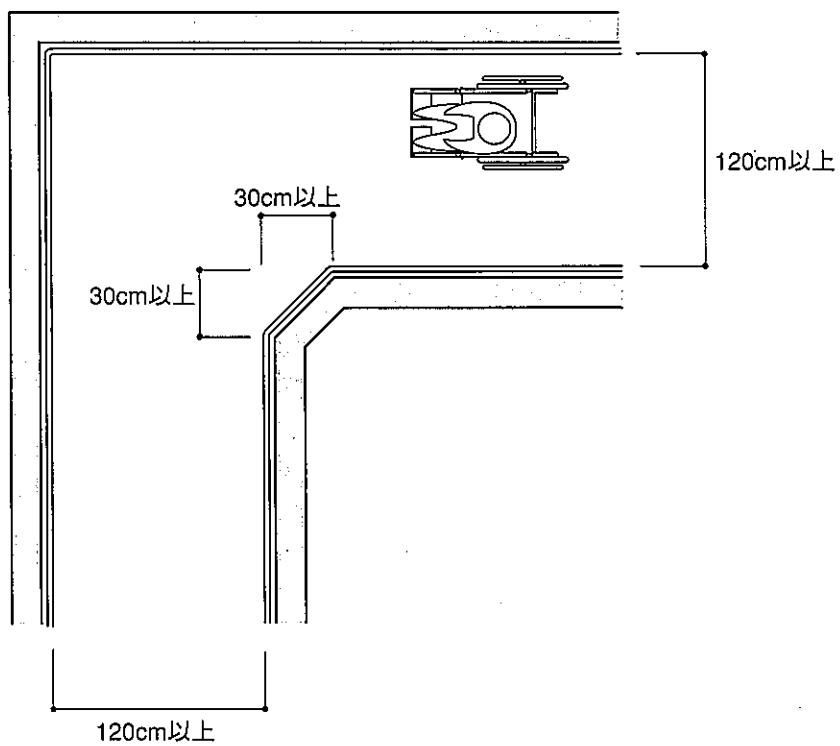
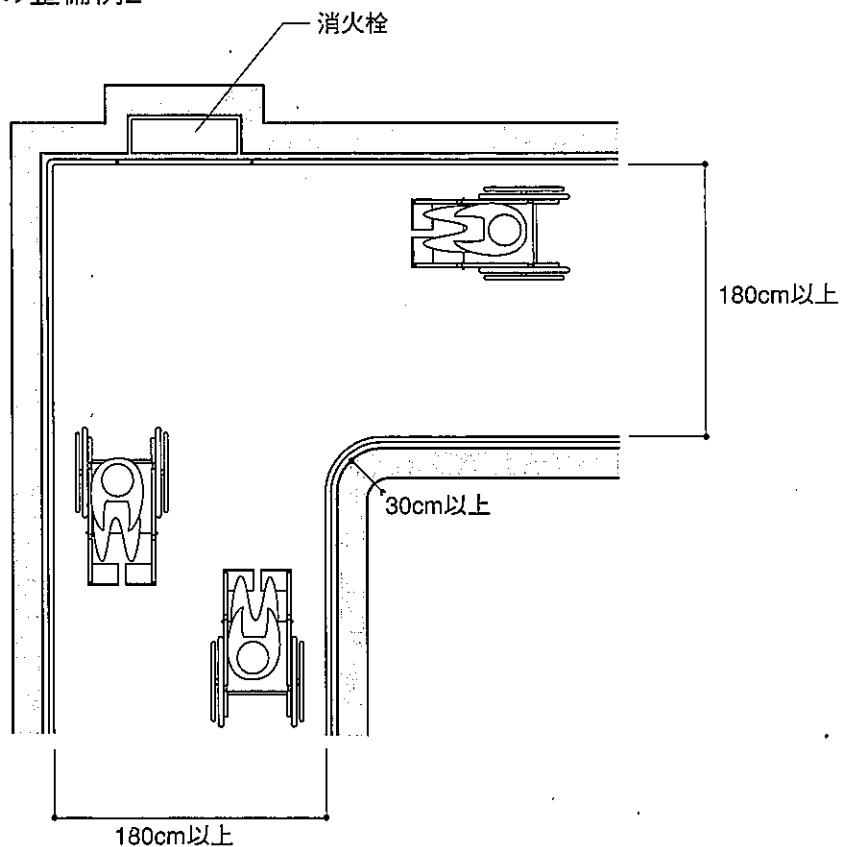


図2-b .廊下の整備例2



整備基準**〈高低差〉**

ハ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。）を設けること。

〈床の構造〉

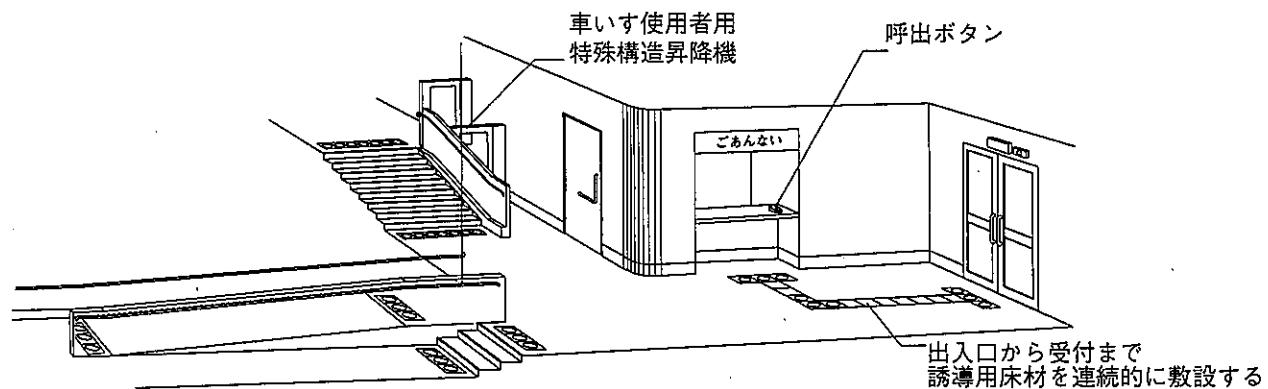
ニ (1)に定める構造の出入口並びに(4)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りではない。

解説（望ましい基準を含む）

- 傾斜路の項参照。
- 車いす使用者用特殊構造昇降機とは、車いす使用者並びに介護者を同乗させ、100cm前後の高低差を昇降する機器である。（p 59図参照。）
- 車いすが180度転回できるための有効幅は140cm以上である。転回が必要とされる部分は、屋外及び室の出入口並びにエレベーターの出入口等である。
- 廊下等における誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設場所は、下記の通りである。
 - ・直接地上へ通ずる出入口から受付、施設案内標識等に至る経路
 - ・階段、傾斜路、踊場、エスカレーターの上下端部
 - ・エレベーターの乗降ロビーの乗り場ボタン前
 - ・直接地上へ通じる出入口から道などへ至る敷地内通路
- 必要に応じ、便所出入口等に誘導用床材を敷設することが望ましい。
- 音声による誘導には、誘導鈴や音声又は放送によるもの、並びに視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して誘導や案内を行う装置がある。
- 音声による誘導は大規模で複雑な構造をもち出入口が複数ある施設にとって有効な情報提供手段となる。設置にあたっては、その目的と音源の種類による誘導特性に留意する。音声による誘導は、遠方からの方向確認には適していないが、近距離においては外部出入口等の正確な位置を案内したり、現在位置の確認や複数情報の提供が行える。誘導鈴は遠方から目標施設の位置、方向を大まかに認知するには有効である。
- 床からの壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色及び明度の差をつけることが望ましい。

図2-c. 視覚障害者に配慮した廊下の整備例



車いす使用者用特殊構造昇降機
(低段差解消機) の例

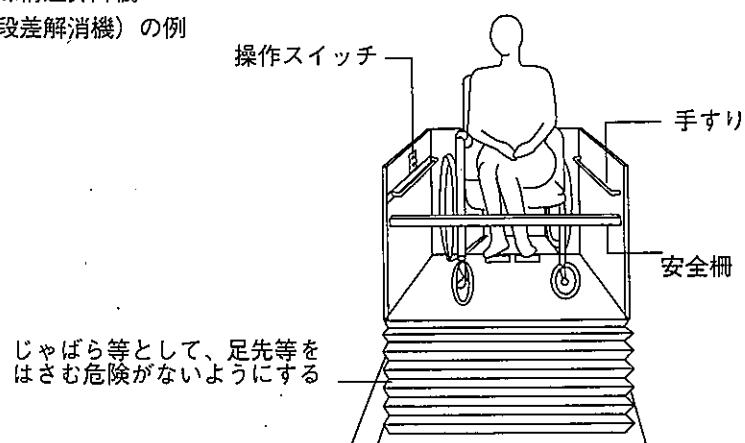
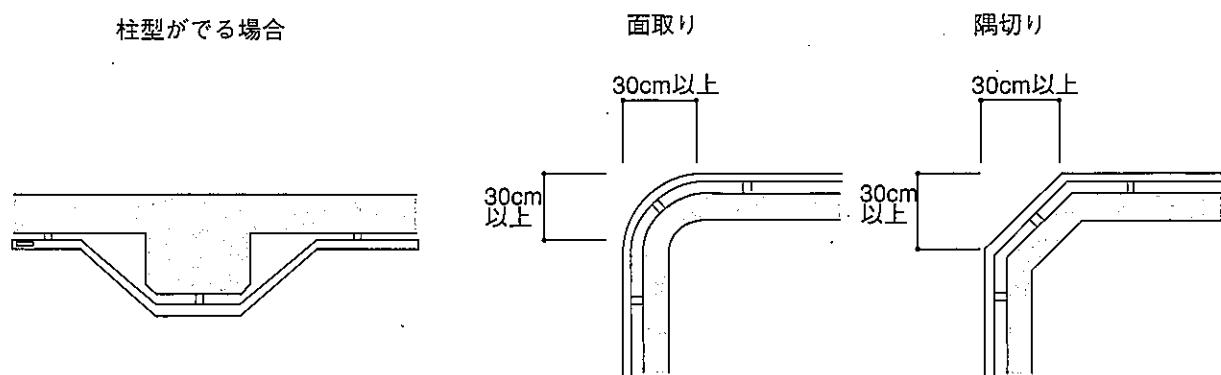


図2-d. 出隅、柱型廻りの手すりの処理



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

やむを得ず設計上段差が生ずる場合、車いす使用者の移動の妨げとなってしまうため適切な勾配の傾斜路を設置する。傾斜路は車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーでの移動にも便利である。特に、有効幅の確保や傾斜路の行程が長い場合の踊場等に配慮する。

障害によっては傾斜路の利用が難しい場合もあるので、階段を併設するなどの措置をする。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<傾斜路>

5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

<有効幅>

イ 幅は、内法を120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とする。

- 傾斜路の幅120cmは、車いす使用者と歩行者が横になってすれば違うことができ、松葉杖使用者も円滑に移動できる寸法である。幅90cmは車いす使用者の移動可能な寸法で、階段を併設する場合等、車いす使用者だけが移動する場合に適用となる。
- 車いす使用者は、若干蛇行しながら移動することも考慮して幅は余裕をもたせることが望ましい。
- 傾斜路の壁面には床から35cm程度以下の車いすあたりを取り付ける。
- 傾斜路からの車いす脱輪防止のため、5cm以上の立ち上がりを側壁に設ける。

<勾配>

ロ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の勾配にあっては8分の1）を超えないこと。

- 傾斜路の高さとは、傾斜路全体の総高低差である。
- 車いす使用者が自力で傾斜路を上昇するには相当の腕力がいる。また、下降する場合も腕にかかる負担が大きいため、勾配はできるだけ緩くすることが望ましい。

<踊場>

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

- 長くて急な傾斜路では一般的に車いすのブレーキだけではスピードを制御できない場合がある。また、昇降の途中での休憩スペースが必要となる。従って、傾斜路9mごとに踊場を設置する。勾配1/12の傾斜路で9m移動したときの垂直距離は75cmとなる。
- 踏面幅150cmは車いすが転回できる寸法である。
- 踊場には高齢者等が休憩できるベンチ等を設置することが望ましい。

<手すり>

ニ 傾斜路には、手すりを設けること。

- 手すりは、車いす使用者の利用よりはむしろ歩行困難者にとって有効な歩行の助けとなる。傾斜路の長さや幅を勘案して連続して手すりを設ける。
- 傾斜路の終始点を歩行者に知らせるため、45cm以上の水平部分を設けること。

図2-e 傾斜路の整備例 1

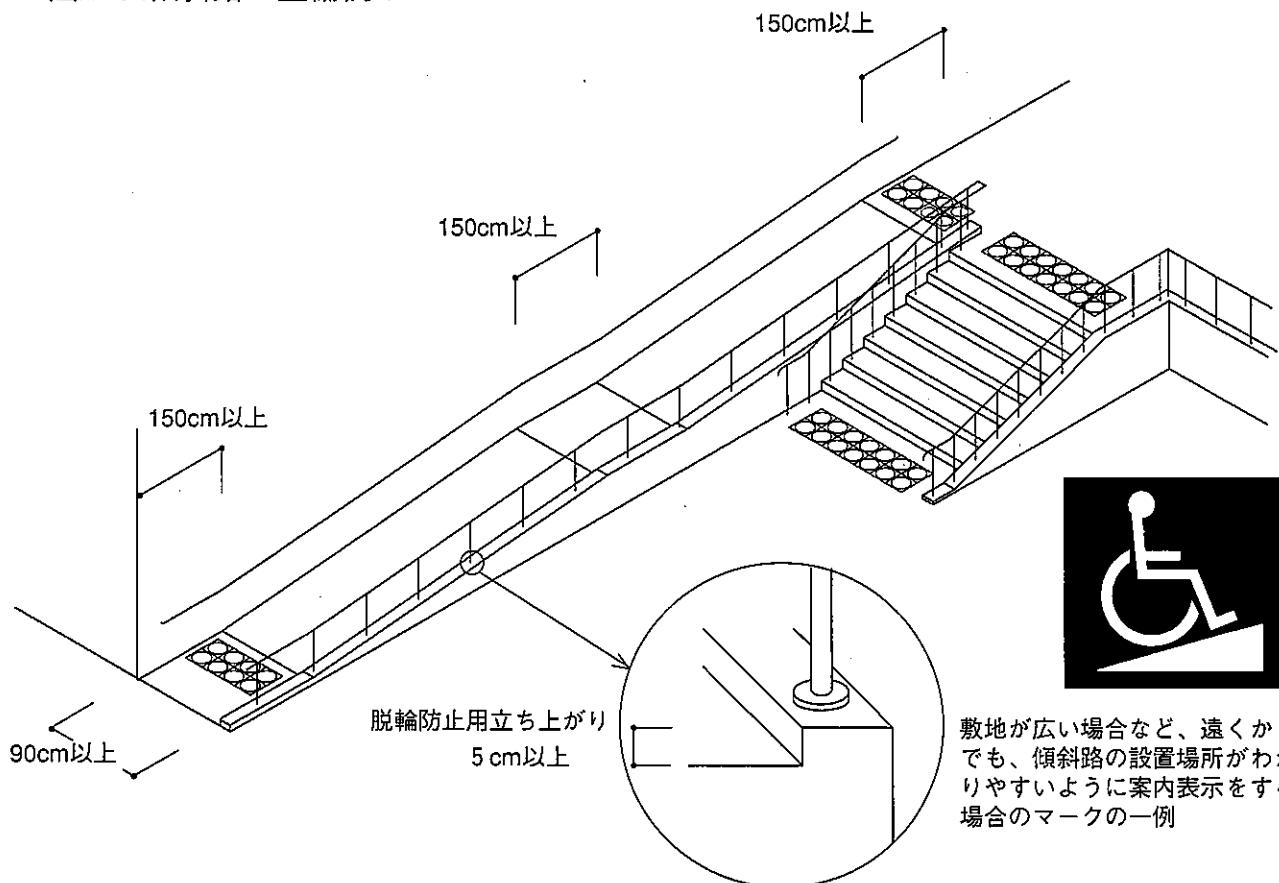


図2-f 傾斜路の整備例 2

傾斜路の方向が変わる場合には、
水平面を設ける

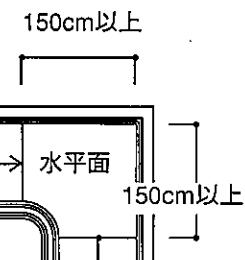
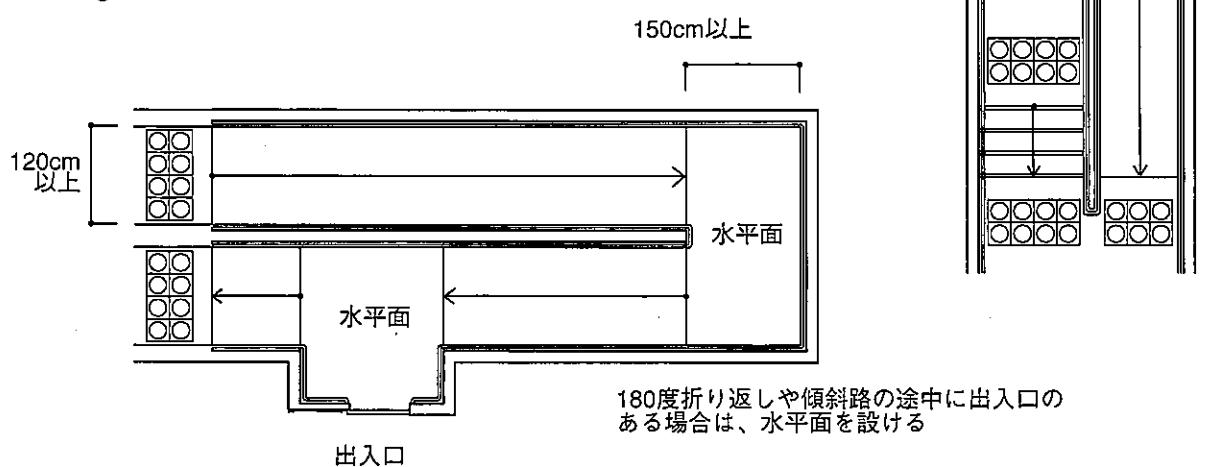


図2-g 傾斜路の整備例 3



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

廊下に傾斜路を設置する場合には床表面は滑りにくい材料とし、傾斜路は水平な部分と色彩や明度などにより区別がつくようとする。

壁面に不用意な突出物があると、視覚障害者などが移動の際にぶつかったりして危険なので、計画段階より十分に配慮する。ベンチや水飲み場などの設備も同様に予め設置する場所を綿密に計画し、移動の妨げにならないようにする。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<床面>

ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。

ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。

その他

<突出物>

<壁仕上げ>

<照明>

☆ 手すりは原則として両側に設けるが、構造上やむを得ない場合には、片側だけでも設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。

○ 車いすは勾配によってスリップして昇降しにくくなる。

○ 水平部分と傾斜部分の違いが判断できるようにすることでの注意を促す。ただし、床材の質感の違いが大きすぎるとつまずきやスリップ等、事故の危険性があるので留意する。

○ 必要に応じて、照明器具等を設置することが望ましい。

○ 注意喚起用床材（点状床材）は傾斜路の上端及び下端に近接する水平部分（傾斜路始終端から30cmの位置）に設置する。

○ 踊場及び傾斜路の途中の水平部分には、進行方向が複雑に分かれる場合を除き、原則として注意喚起用床材は敷設しない。

☆ 原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような措置を講ずる。高さ65cm以上に突出物を設ける場合は10cm以下とする。

○ 廊下等の途中に休憩ができるベンチ等を設置することが望ましい。その際には、不用意に突出しないようにアルコープを設置する。

○ 壁仕上げは、手触りのよいものとすることが望ましい。

○ 曲がり角部分に鏡を設けるなどにより、危険防止の配慮をすることが望ましい。

○ 衝突のおそれのある箇所には、安全ガラスを用いることが望ましい。

○ 廊下の照明は明るく、むらのないようにすることが望ましい。

図2-h.手すりの設置例

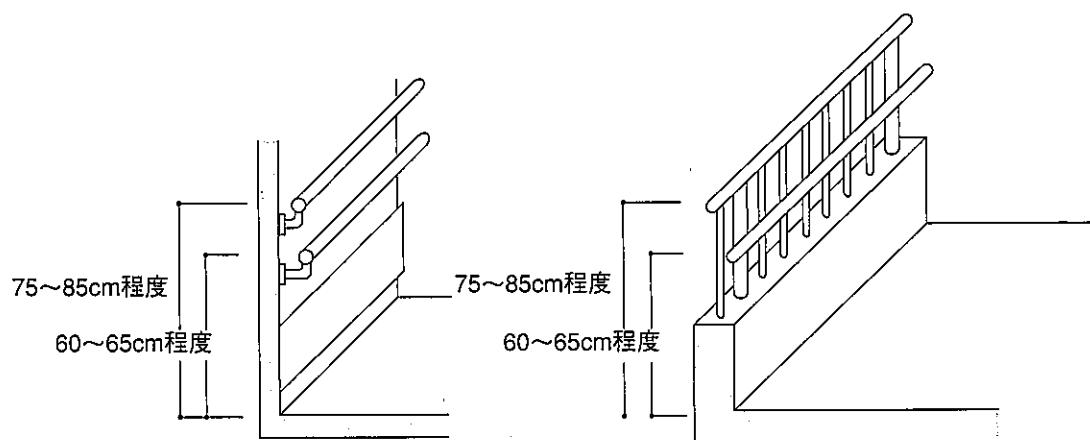


図2-i.視覚障害者に危険な突出物

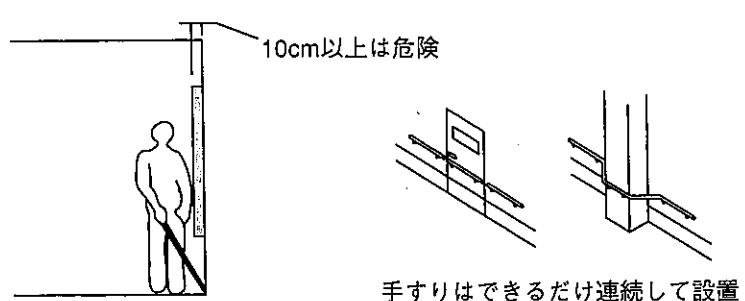


図2-j.キックプレートの設置例

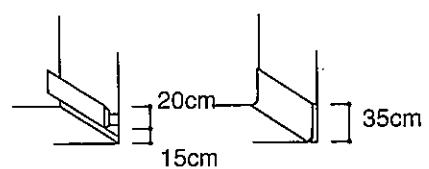
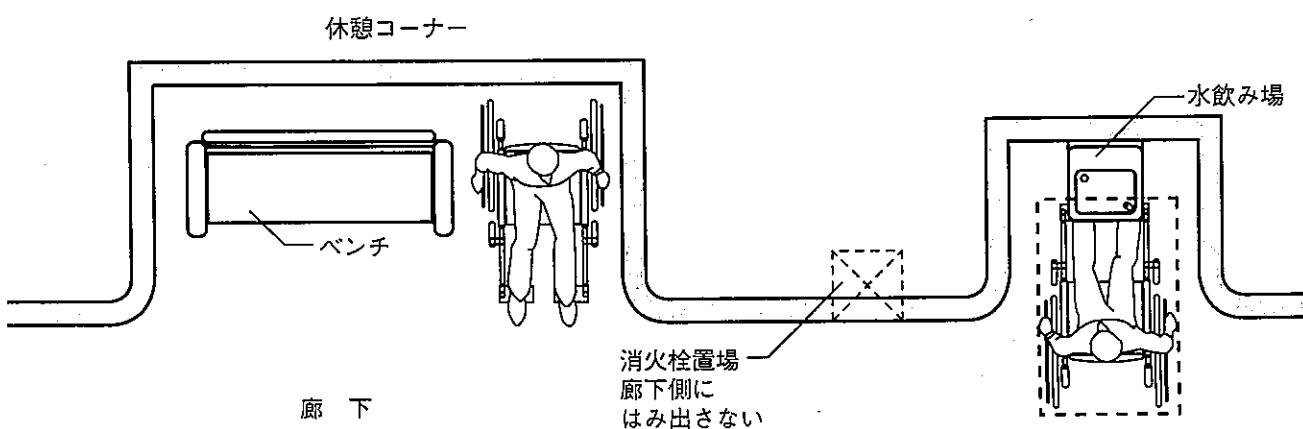


図2-k.ベンチ等の設置例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

階段は、高齢者、つえ使用者や視覚障害者等の昇降にとって大きな負担になるとともに、転落等の事故の危険性が高い場所である。また、避難にも利用するため、安全に対する十分な配慮が必要である。なお、階段の整備は、エレベーター等の設置の有無に関わらず重要である。

整備基準

- 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。

<手すり>

- 1 兩側には、手すりを設けること。

<回り段>

- 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。
ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りではない。

<床面>

- 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

解説（望ましい基準を含む）

- 手すりは、階段の両側に連続して設けることが基本である。
- 手すりの形状は円形か楕円形とし、壁面から4cm程度の空きを確保する。この空き寸法は、手すりをつかみやすいものとするのに必要な標準値である。
- 手すりの取り付け高さは、1本の場合は75~85cmとし、上下に2本設ける場合は下段を60~65cm程度に取り付ける。
- 手すりは、階段上下の端から30cm以上の水平部分を設け、端部は壁面側または下部に曲げて納める。
- 手すりの両端には、必要に応じて現在位置を点字で標示する。

☆ 回り階段は、転落の危険性が高く、視覚障害者にとっても方向がわかりにくくなるので、やむを得ない場合をのぞき設けない。

- 階段の床仕上げは、特に松葉杖の使用等を配慮して、滑りにくいものとする。
- 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、すべり止めは、金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。

図 3-a .階段の整備例

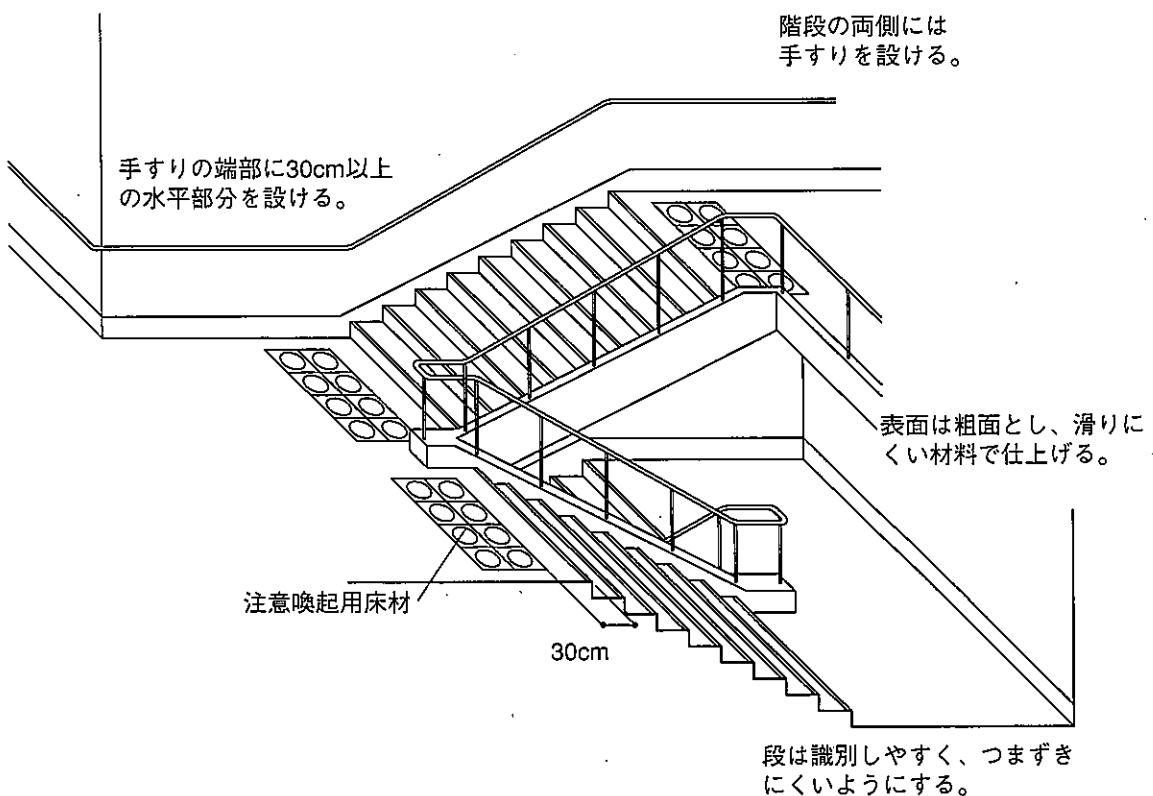
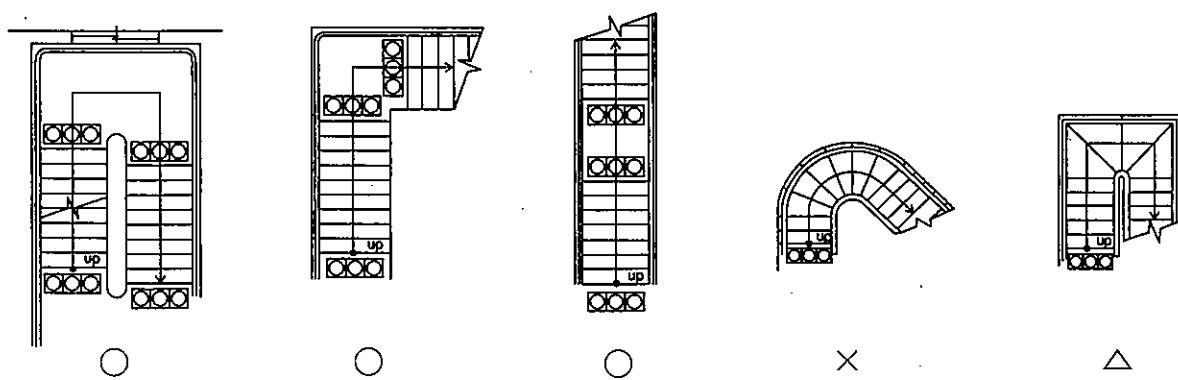


図 3-b .階段の形状



整備基準

4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

〈注意喚起用床材〉

5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を施設すること。

解説（望ましい基準を含む）

- 安全性を確保するために、照度を上げるとともに踏面に影ができないように照明を複数設ける。
 - 適宜、足下灯を設けることが望ましい。
-
- 視覚障害者の安全な利用に配慮した対応が必要である。

図 3-c .階段の整備寸法

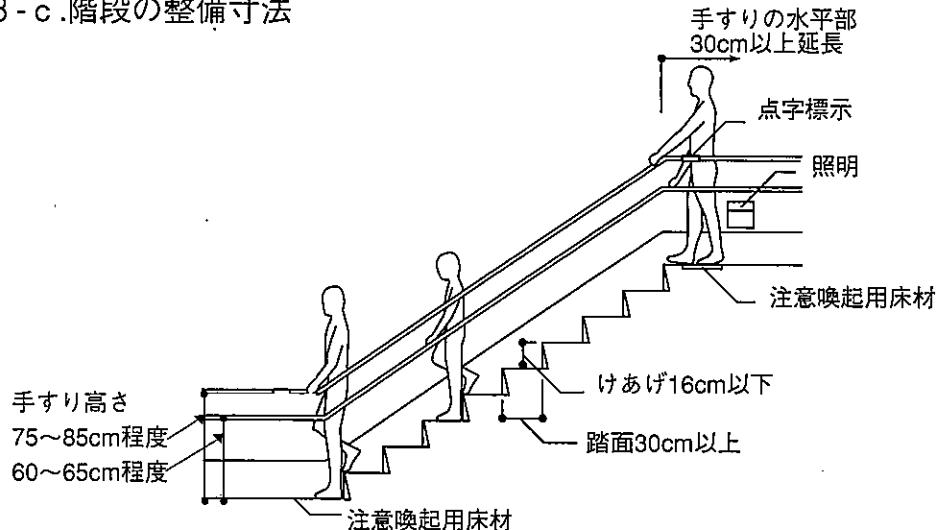


図 3-d .けあげ、踏面の形状 (つまずきにくい構造の例)

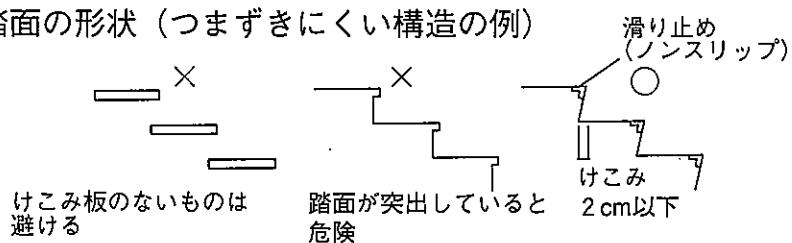


図 3-e .階段端の立上がり

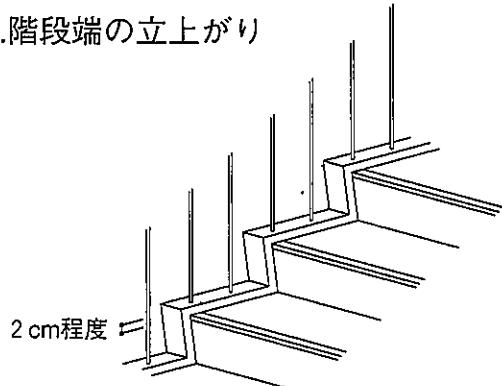


図 3-f .階段踏面の端部

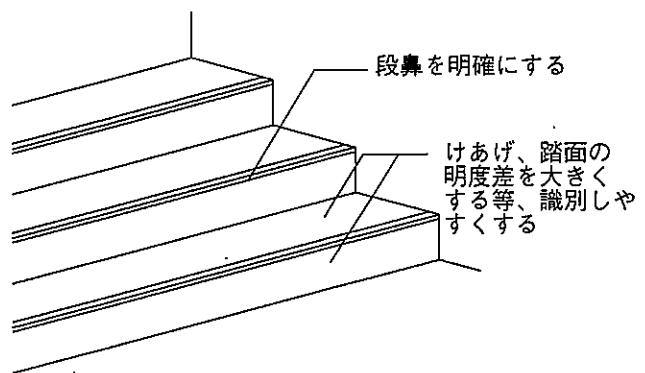
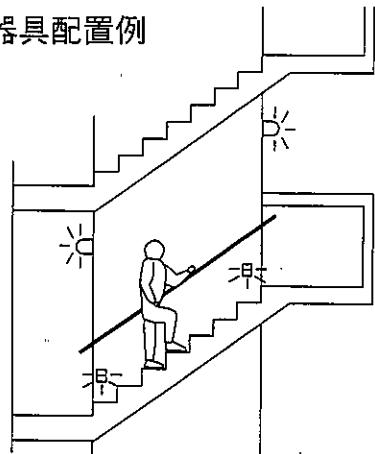


図 3-g .照明器具配置例



照度の目標例

(単位: ルックス)

共用部	共用部: 100、共用廊下: 100
-----	--------------------

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

昇降機（エレベーター）は、高齢者や障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、高齢者や障害者等が容易に認識利用しやすい場所に設け、案内標示等に配慮する。また、かご及び昇降路の出入口前（以下本項で「乗降ロビー」という。）の構造は、車いす使用者や視覚障害者等に配慮したものとする。

整備基準

- 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階を有する公共的施設（床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者対応駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターで次に定める構造のものを設けること。ただし、当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。

<かごの床面積>

- 1 かごの床面積は、 1.83m^2 以上とすること。

<かごの寸法>

- 2 かごの奥行きは、内法を 135cm 以上とすること。

<かごの形状>

- 3 かごの平面形状は、車いすの回転に支障のないものとすること。

<かご内の表示装置>

- 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

- 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- (社)日本エレベーター協会では「車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-A506）」「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-A515B）」「聴覚障害者エレベーターに関する標準」をまとめており、これによって製作される。ただし、「車いす兼用エレベーターに関する標準」では、かごの大きさが $135\text{cm} \times 140\text{cm}$ あれば車いすからかご内で転回できるよう記されているが、実際には困難であることに留意する。

- 一般の利用者と同様に、車いす使用者もエレベーターには前進で乗り込み、中で向きを変えて前進で降りられることが基本である。そのためには、間口 $150\text{cm} \times$ 奥行き 150cm 以上は必要とされる。

- かご内の同乗者が多く、車いすの回転ができない場合には後進で降りることを配慮して、かご内背面板に後方確認用の平面鏡を設ける。

- かごの内法寸法は、間口 $160\text{cm} \times$ 奥行 135cm 以上あれば車いすの回転がスムーズにできる。

図4-a.エレベーター乗降口ロビーの整備例

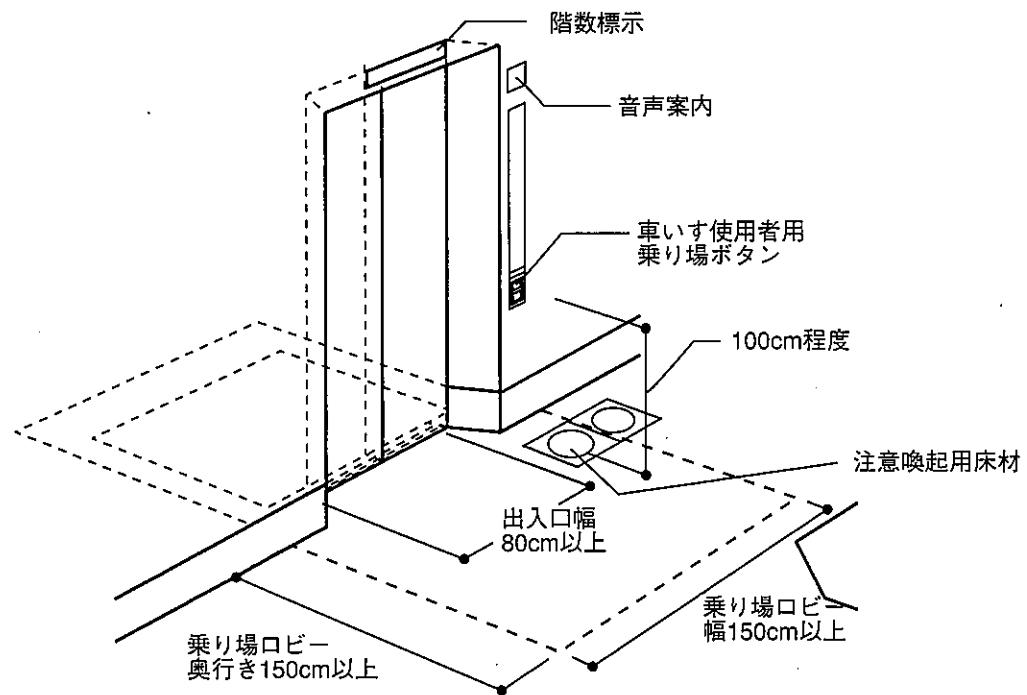


図4-b.エレベーターかごの形状

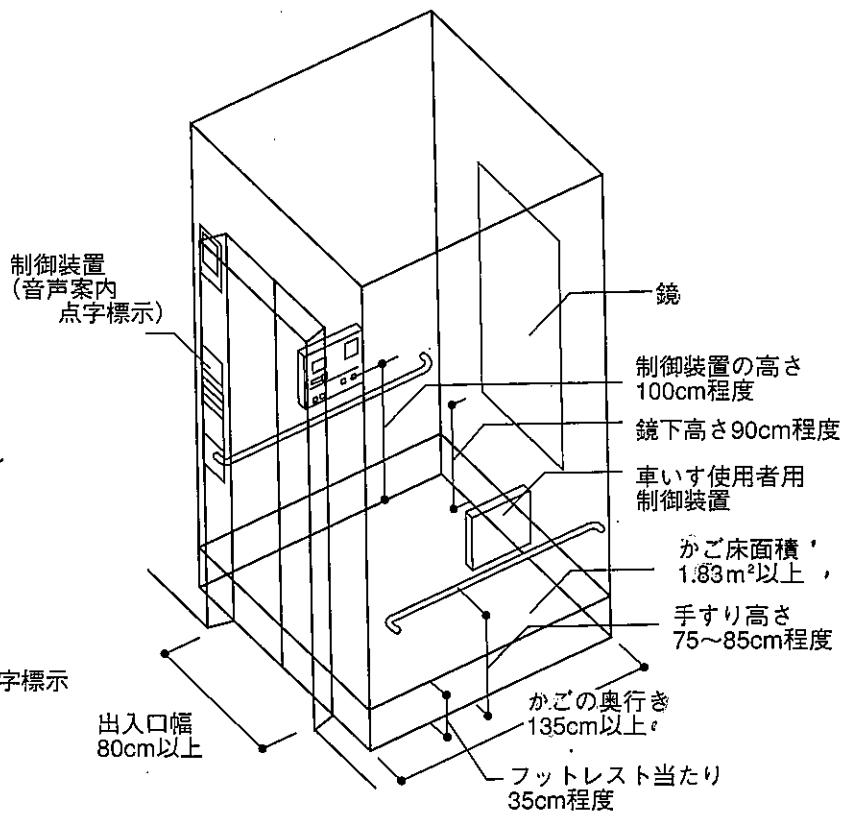
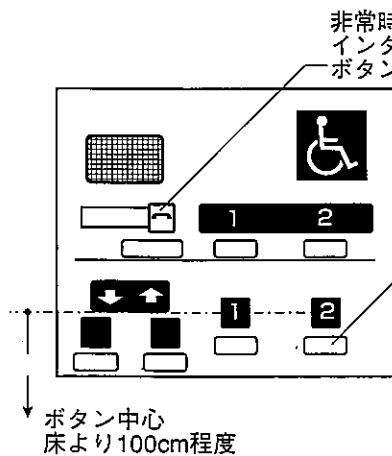


図4-c.車いす使用者用制御装置の例



整備基準**〈出入口の幅〉**

- 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。

〈かご内及び乗降ロビーの制御装置〉

- 7 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

- 8 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（7に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が安全かつ円滑に操作することができる構造とすること。

〈かご内の手すり〉

- 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。

〈乗降ロビーの広さ〉

- 10 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。

〈乗降ロビーの音声装置〉

- 11 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

解説（望ましい基準を含む）

- 内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。
- 内法90cm以上が、車いすの通過しやすい寸法である。
- かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、各ボタン面かその上部に浮彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内臓させて判別しやすくするなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。タッチ式は、視覚障害者には確認できず好ましくない。

- 車いすの転回を考慮している。

- 非常時における聴覚障害者のための視覚的情報伝達手段として、電子文字標示盤、聴覚障害者用モニター、又はこれに代わるものを探設する。

参考：社団法人日本エレベーター協会標準

車いす兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-A506)

視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-A515B)

- ※ エスカレーターを設置する場合のエスカレーターの構造は、原則として車いすに乗車したまま利用できる構造のものとする。

図4-d..エレベーターかごと乗降口ビーの平面

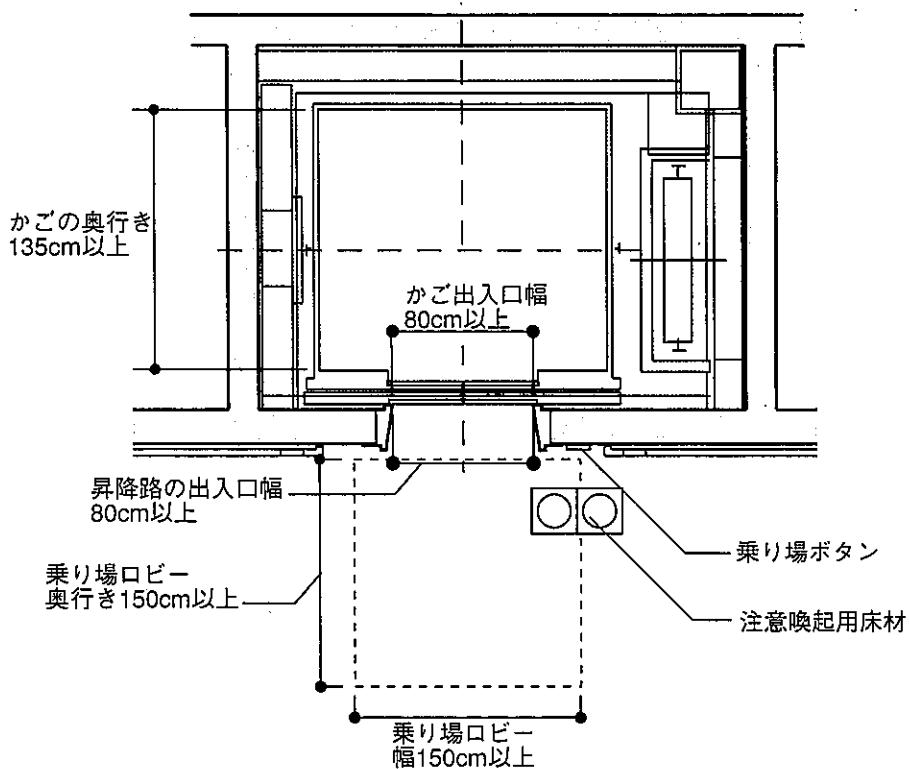
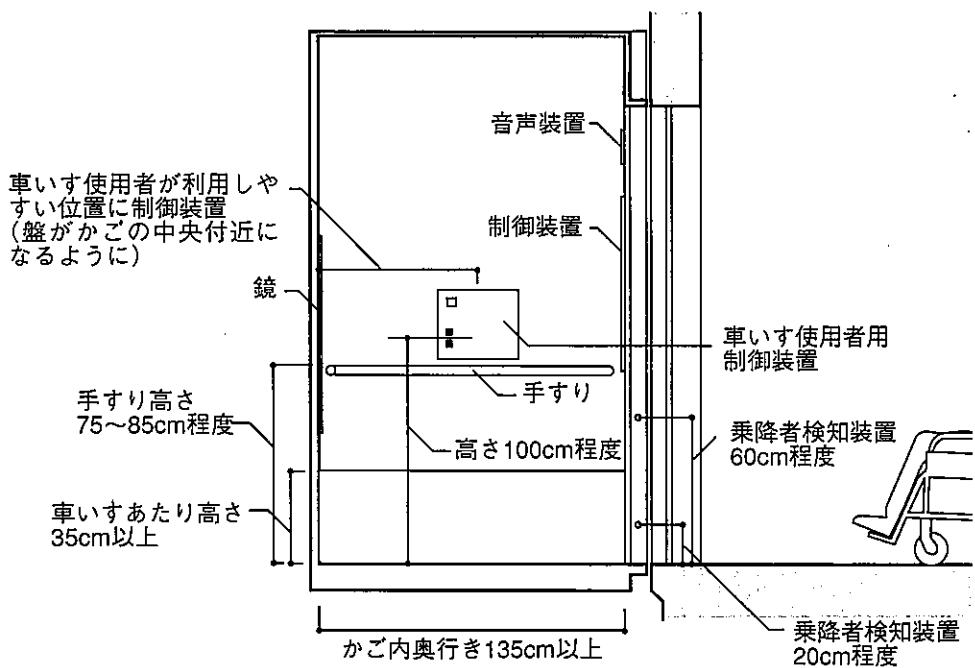


図4-e.. エレベーターかごの断面



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者の外出や施設の利用を促進する上で、最も重要な設備のひとつが便所である。車いす使用者が利用しやすいスペースを確保するとともに、高齢者、妊婦や乳幼児を連れた者など、より多くの者が利用できる設備を有するように配慮することで、行動範囲が拡大する可能性を提供することになる。

整備基準

- 1 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときには、それぞれ1以上）設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- 便所は、建築物の主要な出入口、エレベーター乗降ロビー等から位置が容易に把握でき、到達できる位置に設ける。なお、車いす使用者対応便房は一般用の便所の内部又は隣接した位置に設ける。
- スペース等の問題で、男女別に車いす使用者対応便房を設けられない場合には、男女共用の便房としてもよい。特に、この男女共用型便房は異性間介助や車いす使用者以外の者が利用しやすい。また、男女共用便房とした場合に、ベビーチェアーやベビーベッド、大人用ベッド、子供用大便器、汚物流し等を設置すると多目的に利用でき、より多くの者の利用が可能となる。
- 片まひ等障害による使い勝手を考慮して、左右反転の車いす使用者対応便房を各1以上設けることが望ましい。

<空間の確保>

- イ 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）が設けられていること。

- 車いすから便器への乗り移りは、車いすの側面及び前方からなされるのが一般的である（障害によっては異なる場合もある）。そのため、便器の両側に手すりを設けたり、便房内で車いすが回転できるように直径150cmの円が内接できるスペースを確保する。衛生陶器の配置にもよるが、原則として概ね内法で200cm×200cm以上が必要となる。
- ☆ このスペースが確保できない場合には、次善の策として車いすの斜め前方からのアプローチを可能にするための大きさとして、150cm×200cm程度の便房を確保する。
- ☆ 車いすで利用できる最小限の寸法としては、内法で90cm×170cm程度の便房が考えられる。この場合車いすの前方からしか便器へ乗り移ることができないが、それでもある程度の車いす使用者が利用でき、杖使用者等にとっても利用しやすい。

図 5-a. 便所の配置例

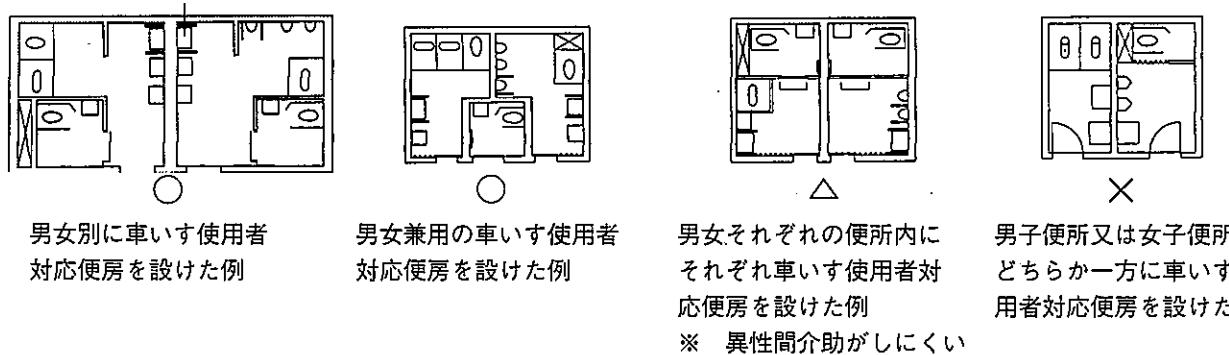
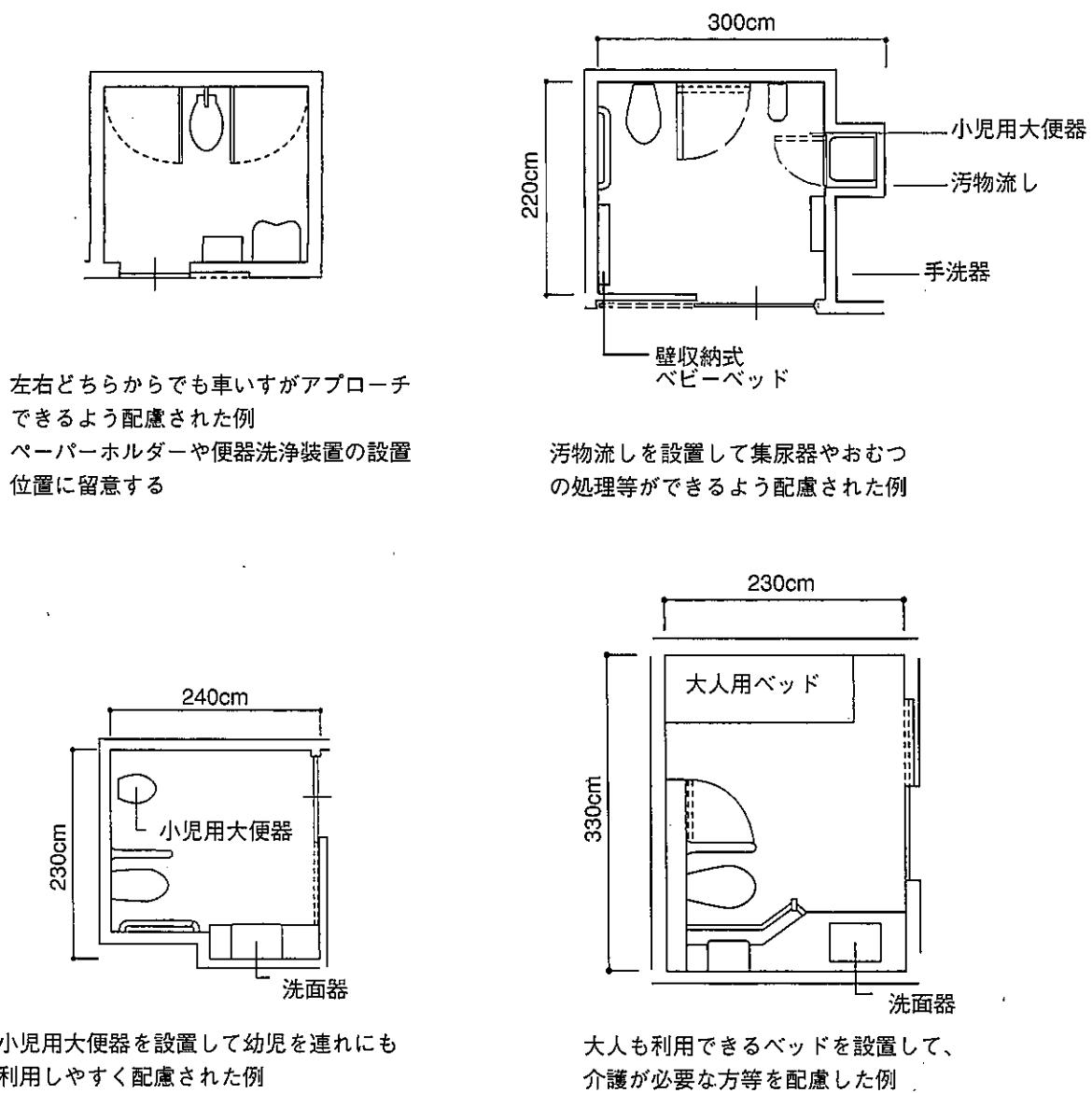


図 5-b. 多目的に利用できる便房の配置例



多目的便房には、集尿器等やおむつの処理等ができるように汚物流しを設けたり、ちょっとした荷物を置ける棚や衣類掛け用のフック、ベビーチェア等があると便利である。また、便房内でお湯が利用できること、介護が必要な場合等に有効である。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

便房内の手すりは全体重を掛けて使用されることが多いので、取付を堅固にする。可動手すりの場合には、ぐらつきにくい構造を選択する。

整備基準

〈腰掛便座〉

解説（望ましい基準を含む）

- 車いすの座面と便器の高さは乗り移りを考慮して同じにするが、車いす座面高さは一様ではないため、便座の高さは概ね40～45cm程度とする。
- 小判型の身体障害者用の便座は、後始末の介助が必要な場合や便器へ前方から乗り移りするのにはよいが、便座の幅が狭く安定した姿勢を保ちにくい等、利用者の範囲が狭くなるため一般的ではない。
- 洗浄装置は、手の届く位置に設け、大型のレバー式、くつべら式押しボタン、光感知式、床ボタン等操作伸しやすい形状とする。
- 便器は、車いすのフットレストが当たりにくいように便座の台座部が便器先端より引っ込んで空間に余裕があるものとする。

〈手すり〉

- 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直および水平に設ける。垂直手すりは主に便器からの立ち上がりや身体の方向転換のために利用され、水平手すりは主に車いすからの乗り移りの際に利用される。

- 壁側にはL字型手すりを設け、便器をはさんで反対側には数段階の角度で固定できる可動手すりを設ける。手すりの水平部分は、車いすのアームレストと同じ高さが使いやすく、通常65～70cm程度の高さとなる。
- 手すりは、しっかり握ることのできる3～4cm程度の太さのもので、触ったときに冷たくない材質のものとする。

〈出入口幅〉

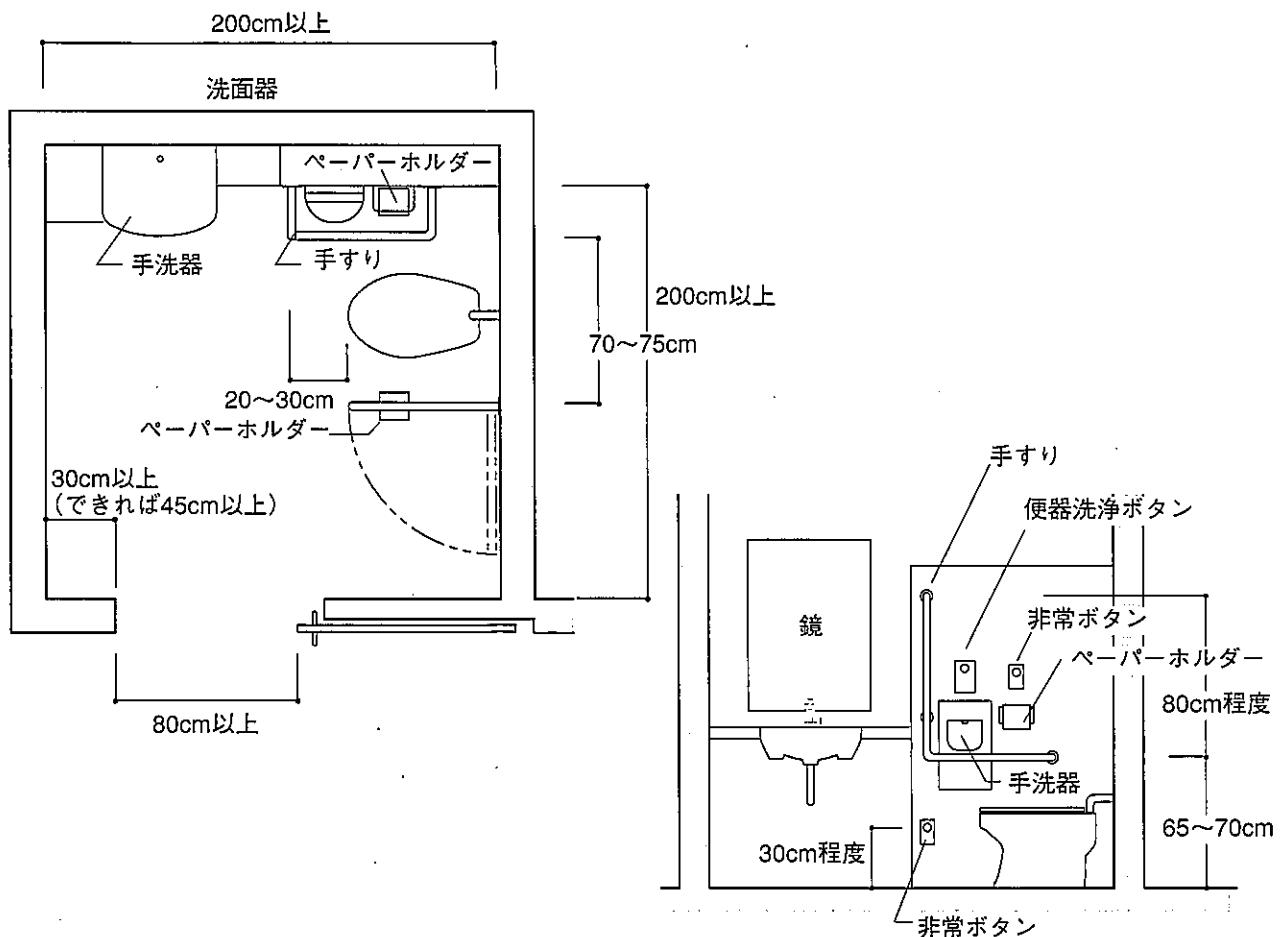
- ロ 車いす使用者対応便房の出入口及び車いす使用者対応便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。

- 出入口幅の80cmは、車いすで通過できる最小限の寸法である。
- 出入口の状況によっては必ずしも直進での出入りができるない場合もあるため、その場合には85cm以上を確保することが望ましい。

- ハ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- 車いす使用者対応便房の戸は、引戸とする。
- 引戸は、自動式とすることが望ましい。

図5-c.車いす使用者対応便房の配置例-1



多目的に利用する便房（ベビーベッド、チャイルドシートや汚物流し等を設置した場合）では、200cm×200cmのスペースでは狭いので、P.73図5-b参照のこと。

整備基準**解説（望ましい基準を含む）**

☆ 便房のスペースが小さい等やむを得ない場合には、外開き戸とする。その際、袖壁を設ける等、戸の開きスペースを確保する。戸を内開きにすると、車いすが入室した後に戸を閉めるのが困難であり、かつ便房内で転倒した場合身体や車いすがじやまになって、戸が開けられなくなるので避ける。

☆ アコードィオン形式の戸等は、公共的施設での利用者のプライバシーを十分に確保することが難しいため利用にはあまり適さないが、やむを得ず利用する場合には、開閉時に戸が振れない工夫をし、施錠が簡単で、プライバシーも確保できる構造とする。

- 戸の把手は、引戸には通常棒状とする。
- 施錠装置は容易に操作でき、万一の場合には外側から開錠できる形状とする。また、外側に『使用中』の表示ができるようとする。
- 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。
- 便所の出入口については、1建築物(1)出入口による。

〈段差〉

ニ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

〈床仕上げ〉

ホ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

○ 段を設けない。床面を水洗いする等で出入口にレベル差が生じる場合には、車いすの通過に際して支障とならないように、すりつけやスロープを設ける。排水溝等を設ける場合には、利用者の支障のない位置に設け、車いす等の通行に際して支障とならないようとする。

- 水拭き又は水洗いができ、なおかつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

図 5 - d .車いす使用者対応便房の配置例-2

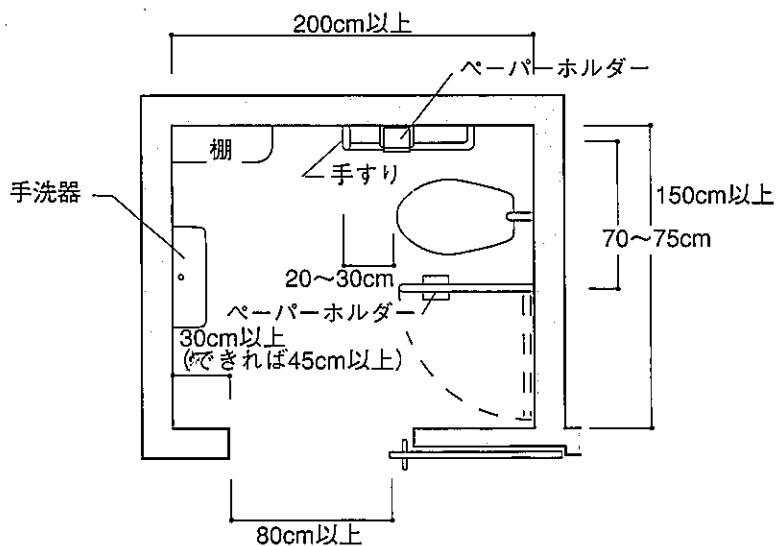


図 5 - e .高齢者等を配慮した便房の配置例

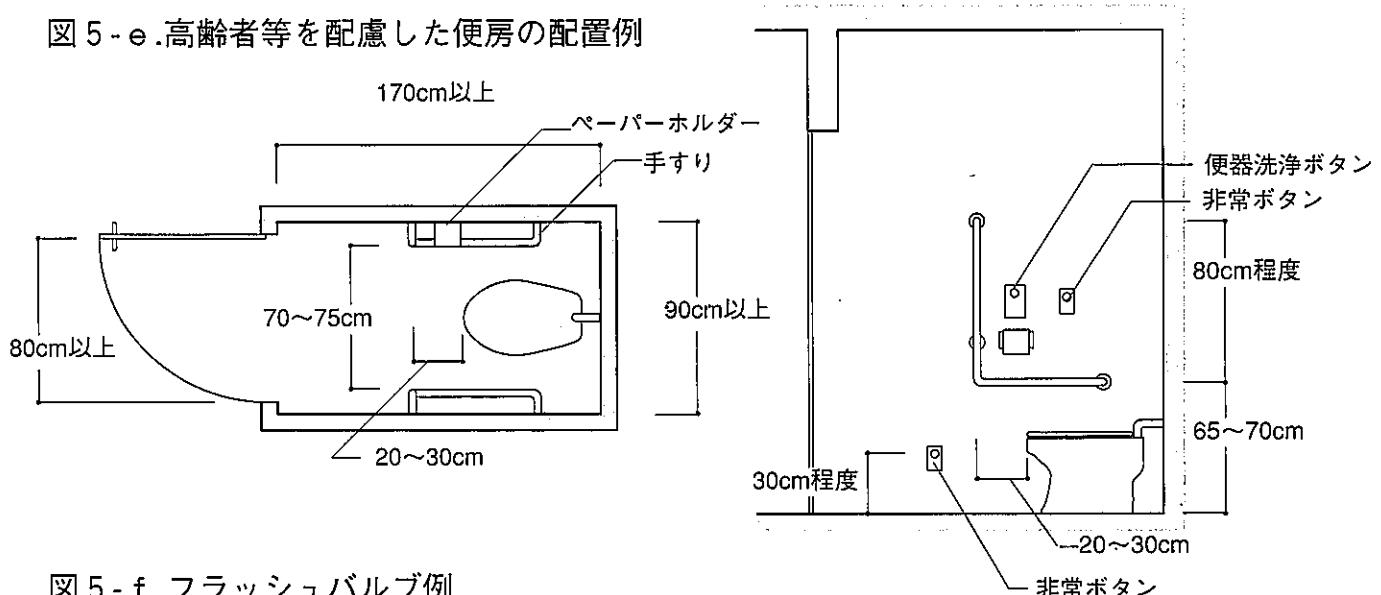
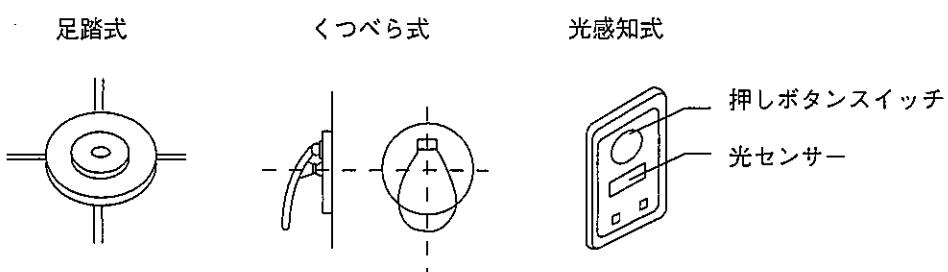


図 5 - f .フラッシュバルブ例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

洗面器は、車いす使用者が利用するときは、ひざが洗面器の下に入り、かつ水栓金具が容易に操作できることが必要である。また、杖使用者にとっては身体を預けても安全な形状が求められる。

整備基準

<案内表示>

ヘ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及び誰でも使用できる旨を見やすい方法により表示すること。

<洗面器>

ト 車いす使用者が安全かつ円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- 車いす使用者対応便房は、車いす使用者のみでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等、誰もが利用しやすいものであり、便房の入り口付近にはその旨を表示する。
- 便房内にベビーチェア、ベビーベッド、大人用ベッド、温水洗浄便座等の設備を設ける場合には、便房の出入口にその旨を表示する。
- 案内板には便所の位置を表示する。
- 非常用押しボタンには、ボタンに近接して点字などによる標示を行う。
- 便所の出入口は、点字による標示を行う。男女の区分があるときには、それぞれの出入口に点字による標示を行う。

- 洗面器（手洗い器も可とする。以下同じ。）は、車いす使用者が利用しやすい形状とし、洗面器の上端は76cm程度とする。その際、洗面器の下部に、膝が入りやすいように床から65～70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。
- 車いす使用者対応洗面器は、深さが浅いものが多いため、蛇口は水が跳ねない工夫を行う。
- 排水トラップは、車いす使用者の膝等がぶつからないよう横引き（Pトラップ等）とする。
- 水栓金具は自動式やレバー式とし、簡単に操作できるようにする。水栓のレバーは、床から80cm程度とする。

- 車いす使用者対応洗面器の鏡は、下端を床から80cm程度の高さからなるべく上方に長いものを取り付ける。車いす使用者対応便房は、車いす使用者以外の多くの人も利用することが考えられるため、可動式のものを除き、傾斜鏡は使用しない。

- 車いす使用者対応便房内とは別に、一般に利用される便所内に歩行困難者の利用する洗面器を設けることが望ましい。この際の洗面器の上端の高さは80cm程度とし、両側にカウンター又は手すりを設ける（車いす使用者用の洗面器には手すりを設けなくてもよい）。

図 5 - g .便房の標示例

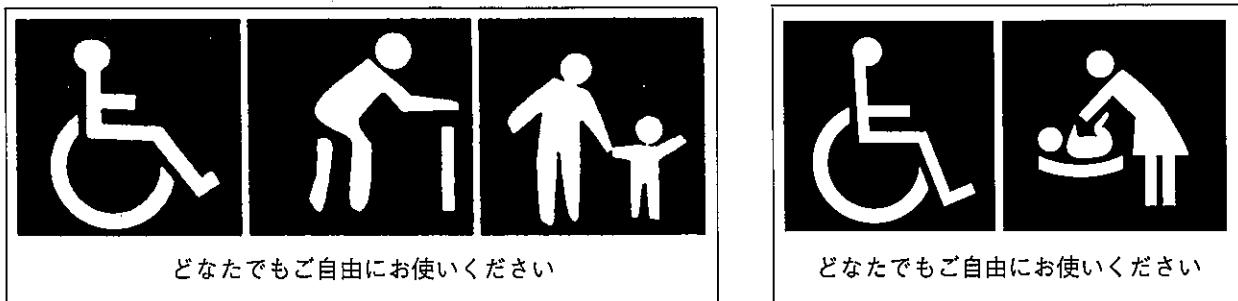
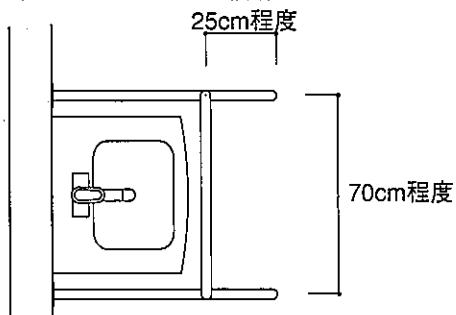
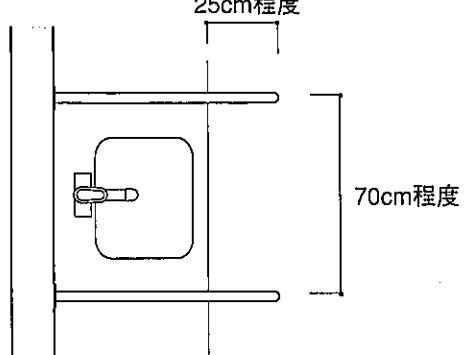


図 5 - h .洗面カウンターの整備例

1.歩行困難者を配慮した洗面器廻り
(カウンターがない場合)



2.歩行困難者を配慮した洗面カウンター廻り
25cm程度



3.車いす使用者を配慮した洗面カウンター廻り

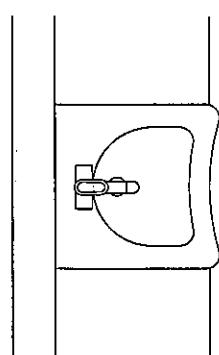


図 5 - i .車いす対応洗面器

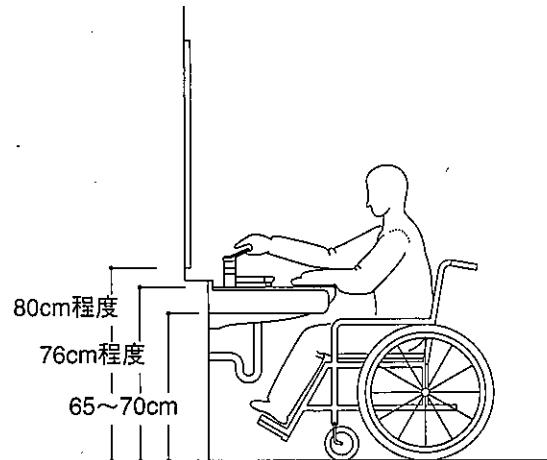
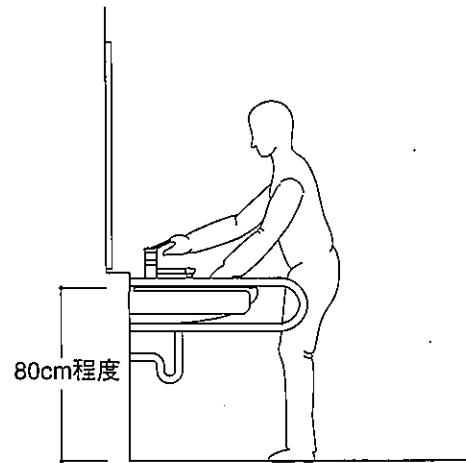


図 5 - j .歩行困難者対応洗面器



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

男性用小便器は、大きな床置式がだれもが利用しやすく、尿だれ防止のためにもよい。

小便器の手すりは障害による身体状況の違いによって設置位置が異なるが、ここでは比較的多く利用される形状を記している。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<小便器>

2 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すり付きの床置式の小便器のある便所を1以上設けること。

- 尿だれの汚れ防止や幼児や装着尿器使用者の利用を考慮して、小便器先端部が低い床置式とする。最近では床置式の欠点である床面の清掃性に配慮した先端部分（リップ）の低い壁掛け式小便器もある。
- 手すり付きの床置き式小便器は、便所の出入口から最も近い所に設置する。
- 小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸当て用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸当て用の手すりは床から高さ120cm程度とし、壁からの出は、小便器上部の壁からの出と同じにする。手すりが壁から出すぎると、便器に近づきにくくなり、床面を汚すことになる。横の手すりは間隔60cm程度、高さは80cm程度を目安とする。

・その他

<非常通報装置>

- 車いす使用者便房には、管理室等へ通報する非常通報装置を設ける。非常通報ボタンは、便座から手の届く位置及び転倒した場合にも手の届くような位置並びに紐式等として2ヶ所に設置する。

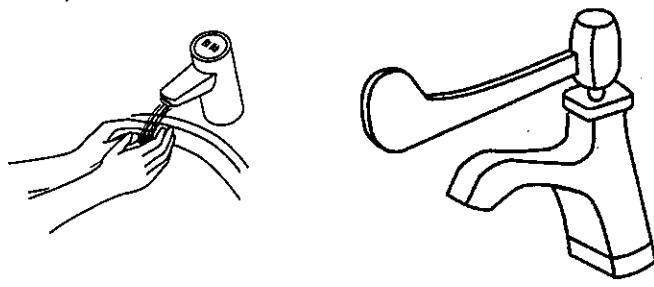
<暖房設備>

- 高齢者や障害者は、排尿・排泄に時間がかかることが多い。冬期間の寒さを考慮し、暖房を設置する。

<付帯設備>

- 脱いだ衣類や荷物等を置くための棚やフックを設けることが望ましい。その際、便房内での移動の妨げにならない位置に設置する。
- 電動車いす等の大型の車いすが便房内で、回転できない場合に後退で退出することを配慮し、便房内に後方確認用の鏡を設けることが望ましい。

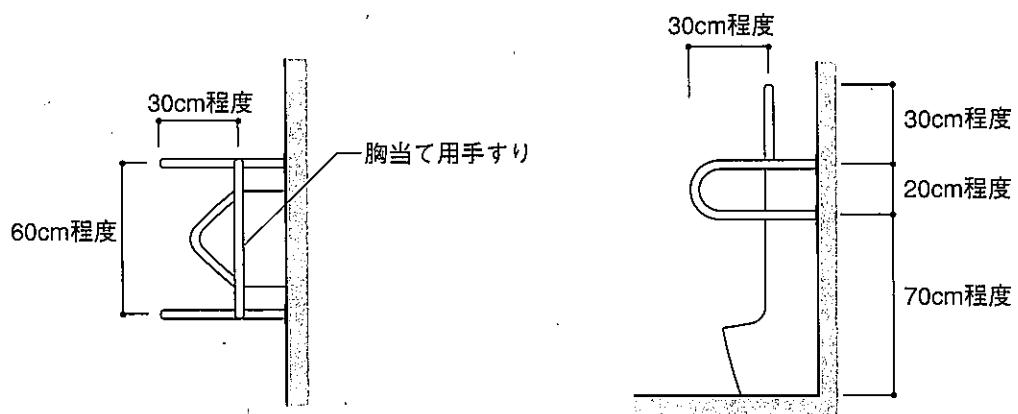
図 5-k .使いやすい水栓の例



自動水栓器具

レバー式水栓器具

図 5-l .小便器の整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者、杖使用者等歩行困難者が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。したがって、どの建築物についても車いす使用者等用の駐車場を配慮する必要がある。また、車いす使用者等自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、両方に対する配慮が必要である。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

- 1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。

<位置>

- イ 車いす使用者対応駐車施設へ通じる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は(7) 1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

<寒冷期対応>

- ロ 建築物等からの落雪等がない場所に設ける等冬季間の積雪及び路面凍結等に十分配慮した場所に設けること。

<幅員>

- ハ 幅は、350cm以上とすること。

<標示>

- ニ 車いす使用者対応駐車施設を設けている旨を見やすい方法により表示すること。

<通路>

- 2 車いす使用者対応駐車施設へ通じる(1)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、(7) 1から3までに定める構造とすること。

- 建築物のできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーター入り口付近等）に、車いす使用者等が利用できる車寄せと専用駐車スペースを設けることが必要である。専用とする理由は、車いす使用者は荷物をもって移動することや傘をさして移動することが著しく困難であるからである。
- 地下式、立体式駐車場には、車いす使用者が利用可能なエレベーターを1か所以上設けることが望ましい。
- ☆ やむを得ず、積雪や路面凍結等の心配がある場所に設けるを得ない場合は、主たる出入口に接する部分に屋根若しくはひさしを、また、路面には消融雪装置を設ける。

- 幅350cmとは、自動車のドアを全開した状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅であり、普通車用駐車スペースに車いすが転回（180度方向転換）でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm）を見込んだものである。

- 車いす使用者等用駐車スペースには、一般用駐車スペースと区分するため、車体用スペース床面に「国際シンボルマーク」を塗装標示するか、又は車止め付近に標識を設け、これらは運転席からも判別できる大きさとする。

図6-a.車いす使用者用駐車施設の整備例

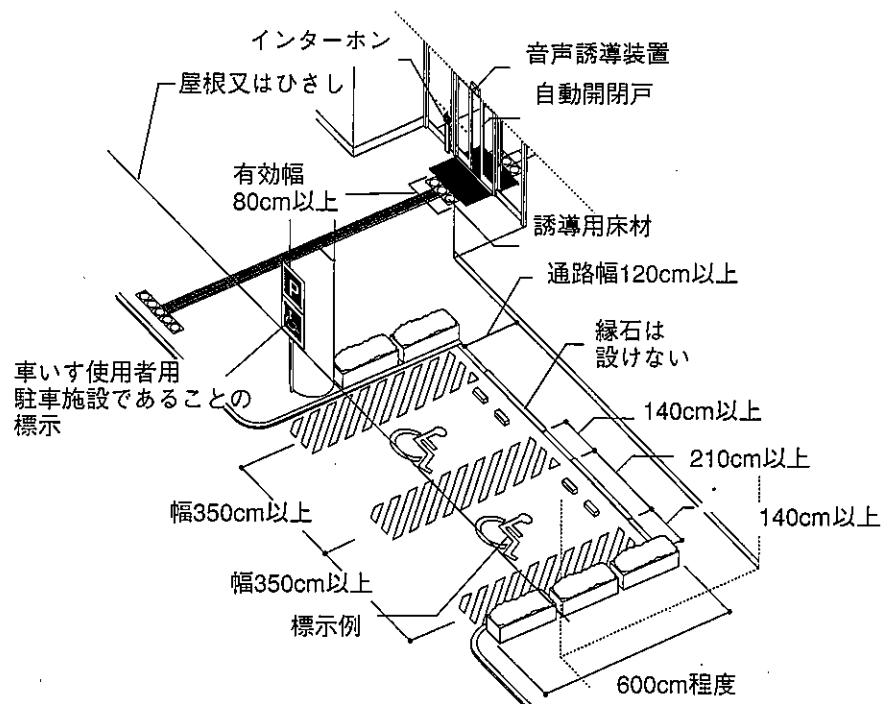
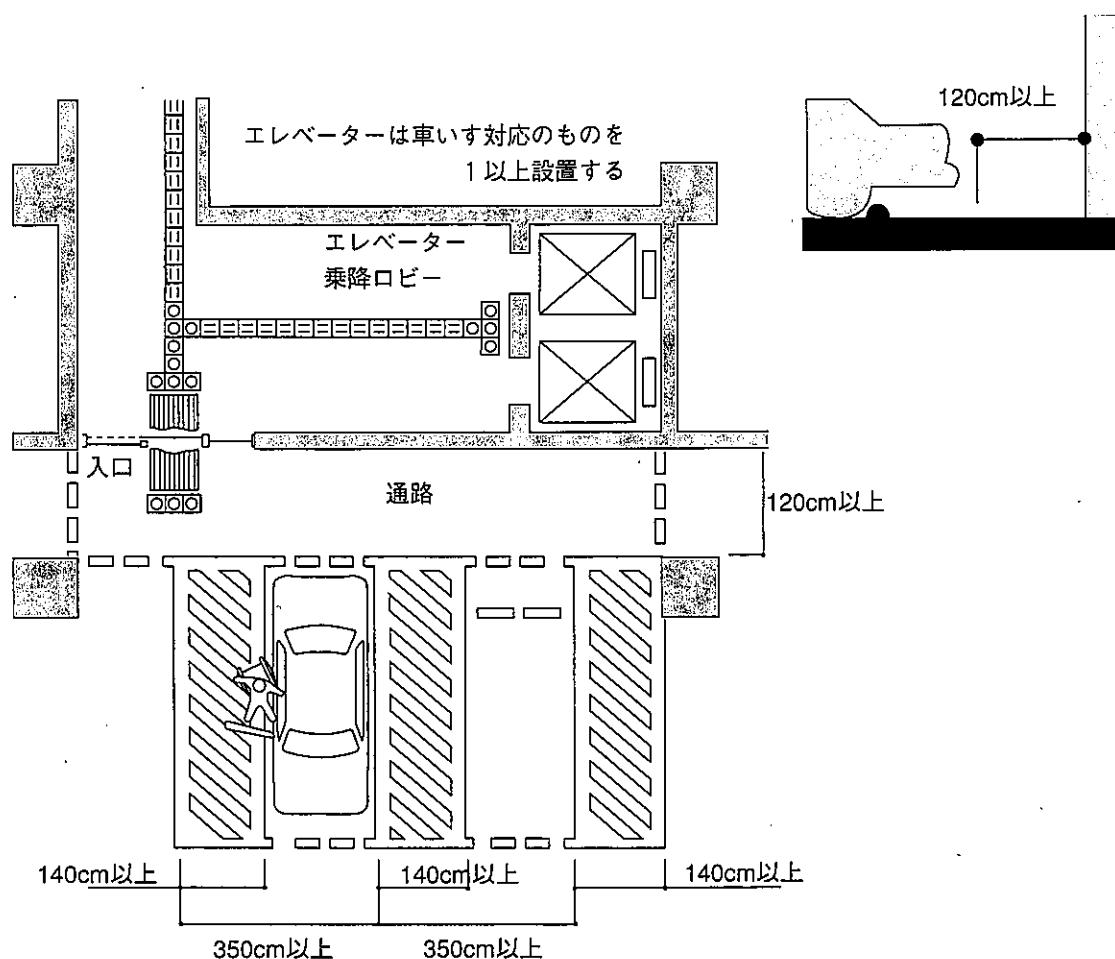


図6-b.車いす使用者用駐車施設の整備例



図 6-c. 屋外駐車場の整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

道路及び駐車場から建築物出入口までを結ぶ敷地内の通路は、ガードレールやスロープ等を設置して、車路との分離、十分な幅員の確保をすると共に、段差をなくし、高齢者や障害者等、すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう配慮する。

整備基準

- 利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

<路面>

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

<段>

- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(3) 1から4までに定める構造に準じたものとすること。

- 3 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

<有効幅>

- イ 幅員は、120cm以上とすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 雨掛かりによるぬれた状態、特に冬季間の凍結による滑り防止対応ができる材料の選択が重要である。
- 敷地内通路のような屋外歩行空間は、屋内空間に比べて移動の速度も早く、小さな段差でも危険が伴う場合があるので段差は設けない。
☆ どうしても高低差が生じる場合は(2)の5に定める傾斜路を設ける。

- 幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、松葉つえ使用者が円滑に通行できる寸法である。
- 幅員135cmは車いすと歩行者が相対してすれ違うことができる寸法であり、可能な限りこの幅員にすることが望ましい。
- 降雪期に配慮すれば150cm程度とすることが望ましい。

図 7-a .道路境界から出入口までの整備例

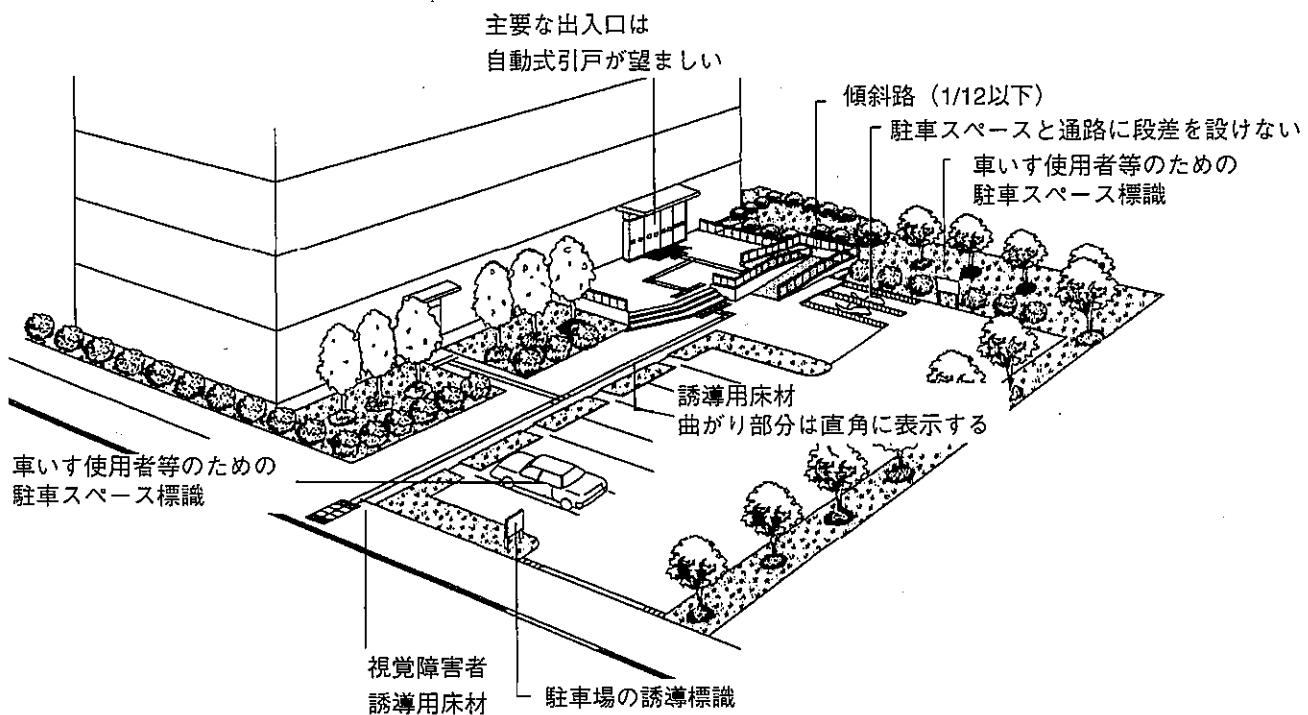
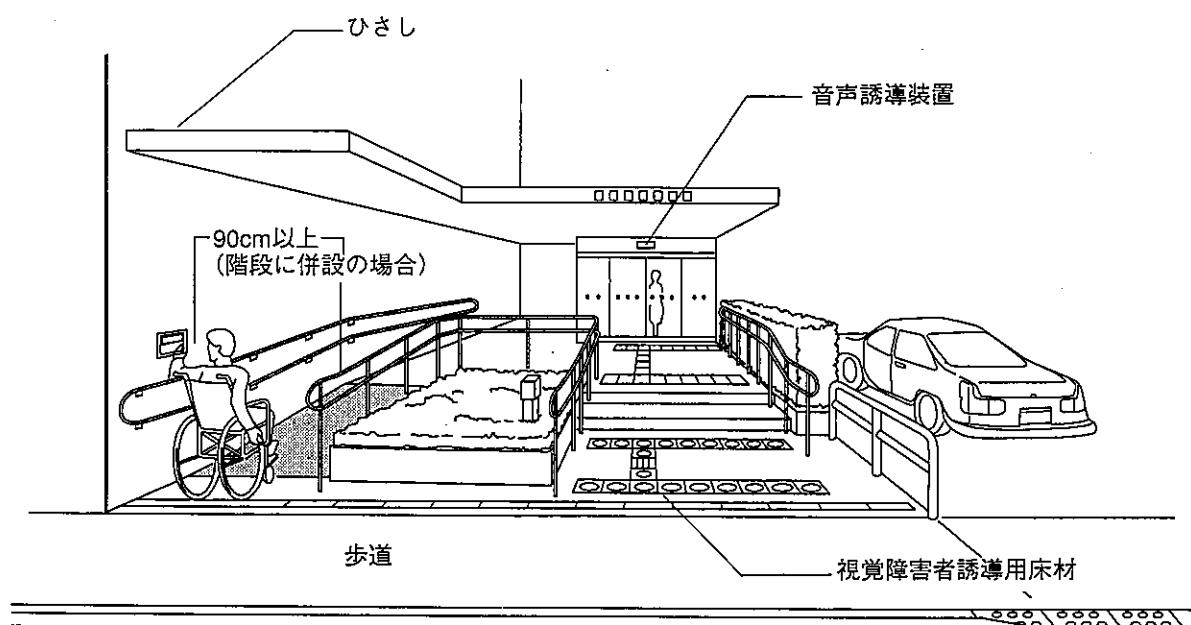


図 7-b .建築物入口廻りの整備例



整備基準**解説（望ましい基準を含む）****〈高低差〉**

- 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (1) (2) 5のイからホまでに定める構造とすること。
 - (ロ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
 - (ハ) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。
 - (ニ) 必要に応じ、ひさしを設ける等積雪及び路面凍結時の通行に支障がないように配慮すること。

4 公共的施設（一般公共の用に供される自動車庫を除く。）の直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

〈誘導用床材〉

- イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

〈注意喚起用床材〉

- ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

☆ 止むを得ず排水溝を設ける場合は溝蓋を設け、杖や車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

- 敷地出入口から建築物までの通路には、視覚障害者誘導のための誘導用床材（滑り止め付き）を施設し、又は音声による誘導装置を設備し、安全歩行の確保に努める。

- 建築物がある敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内標示をし、また必要に応じて手すりを設け、傾斜路の終始点には点字標示を行うものとする。
- 建築物の地理的特性によっては、凍結や積雪防止のための消融雪装置や上屋等を設けることが望ましい。

図 7-c 敷地内通路の整備例

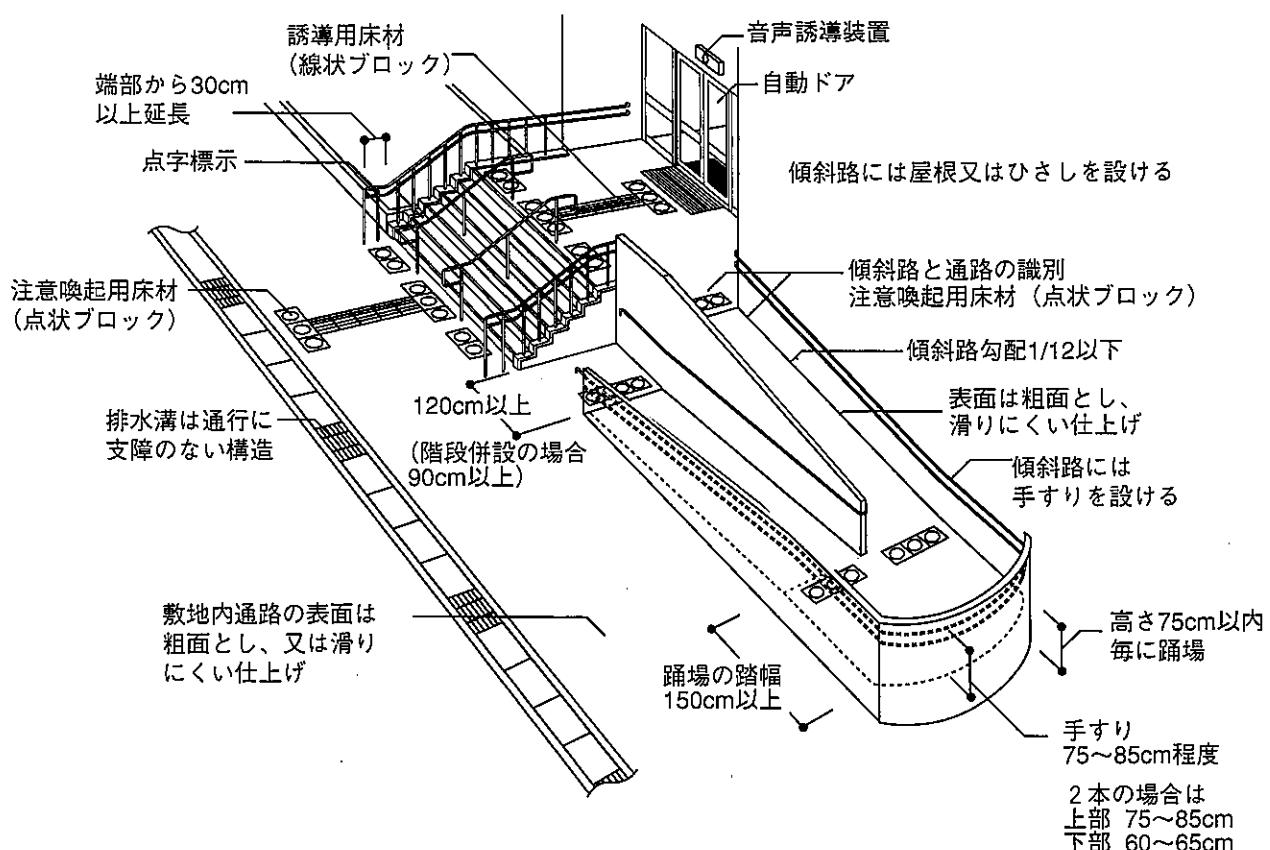


図7-d 車いすのキャスターの形状と大きさ

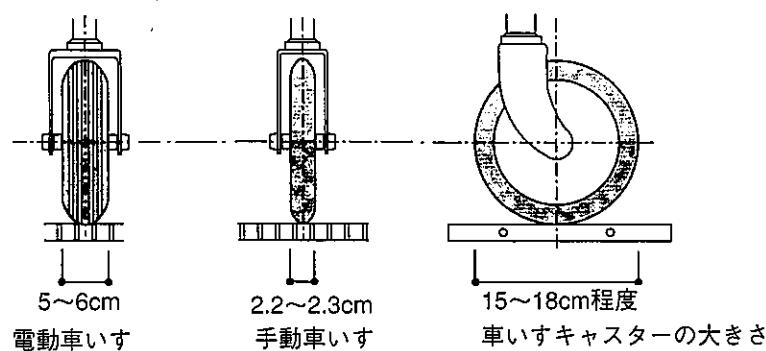
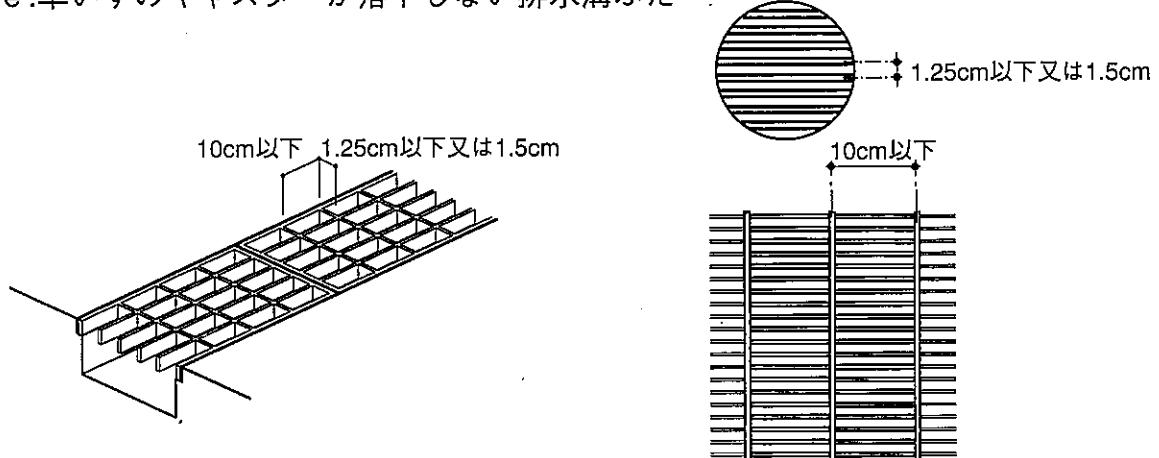


図7-e 車いすのキャスターが落下しない排水溝ふた



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

社会生活の中での劇場、映画館、文化施設等の重要度をふまえ、障害者、高齢者等が利用しやすい客席、参加できる舞台構造、設備に配慮する。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<適用>

- 1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。）を有する公共的施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を、観覧席等の総数が500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。

- 設置が必要な車いす使用者用席は、次の算定方法以上とする。

500席未満 2席以上

500席以上 $((席数) \times 1/500) + 2$ 席以上

（小数点以下切り捨て）

- 車いす使用者用席は出入口から容易に到達でき、またアクセスしやすいように通路と接し、かつ観覧しやすい席に設けるようにする。
- 複数の車いす使用者用席を設け、見る位置を選択できるようになることが望ましい。
- 介護者の席を車いす使用者席に隣接して設ける。

<有効幅>

- イ 幅は90cm以上、奥行きは110cm以上すること。

- 車いす使用者用席は車いすの寸法に余裕幅をえたものである。

<床面>

- ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。

- 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。

<スペース>

- ハ 車いす使用者席の後方に車いす使用者が容易に入り出し及び転回ができる部分を設けること。

- 車いすが180度転回できるための有効幅は150cm以上である。

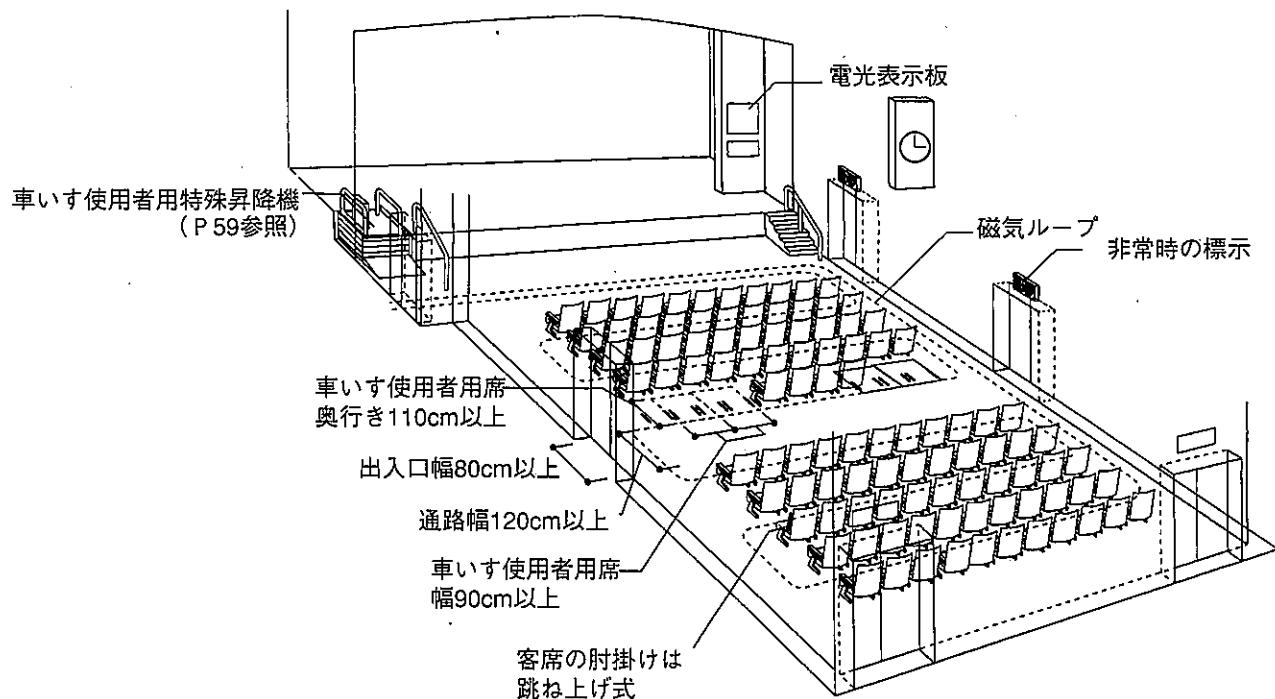
- 2 観覧席等のある室の(1)に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は次に定める構造とすること。

- 有効幅120cmは、車いす使用者と歩行者が横になって移動できる寸法である。

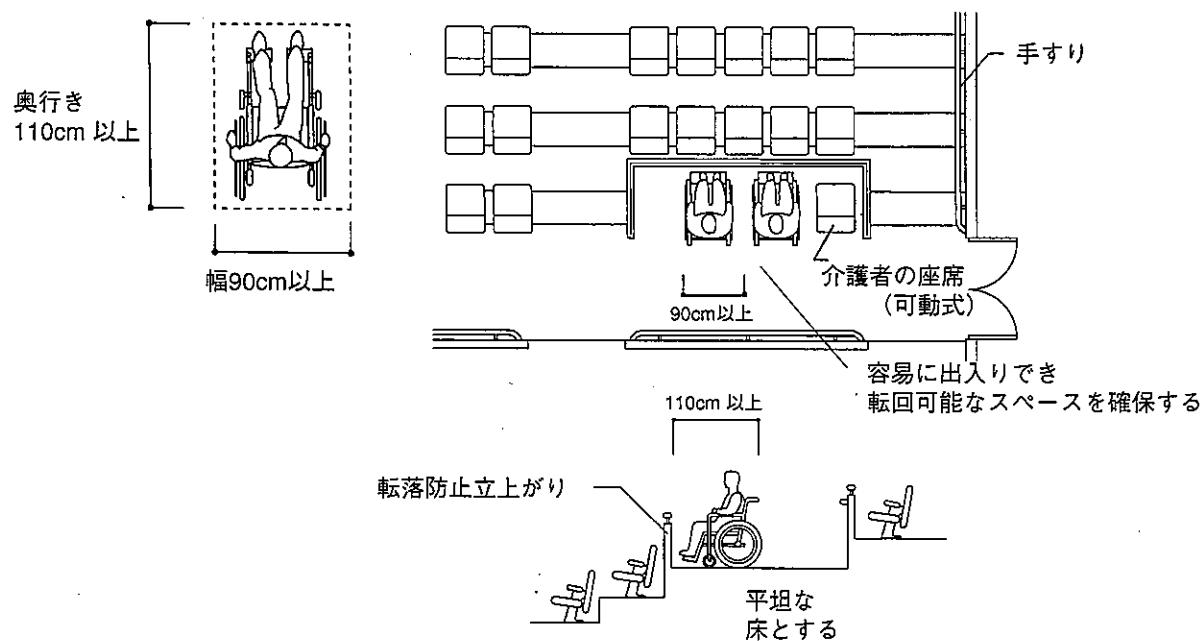
<有効幅>

- イ 幅は、120cm以上とすること。

8 図-a . 観覧席の整備例



8 図-b . 観覧席の基本寸法



整備基準**〈高低差〉**

- 高低差がある場合においては、(2)5イ、ロ及びホに定められる構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。

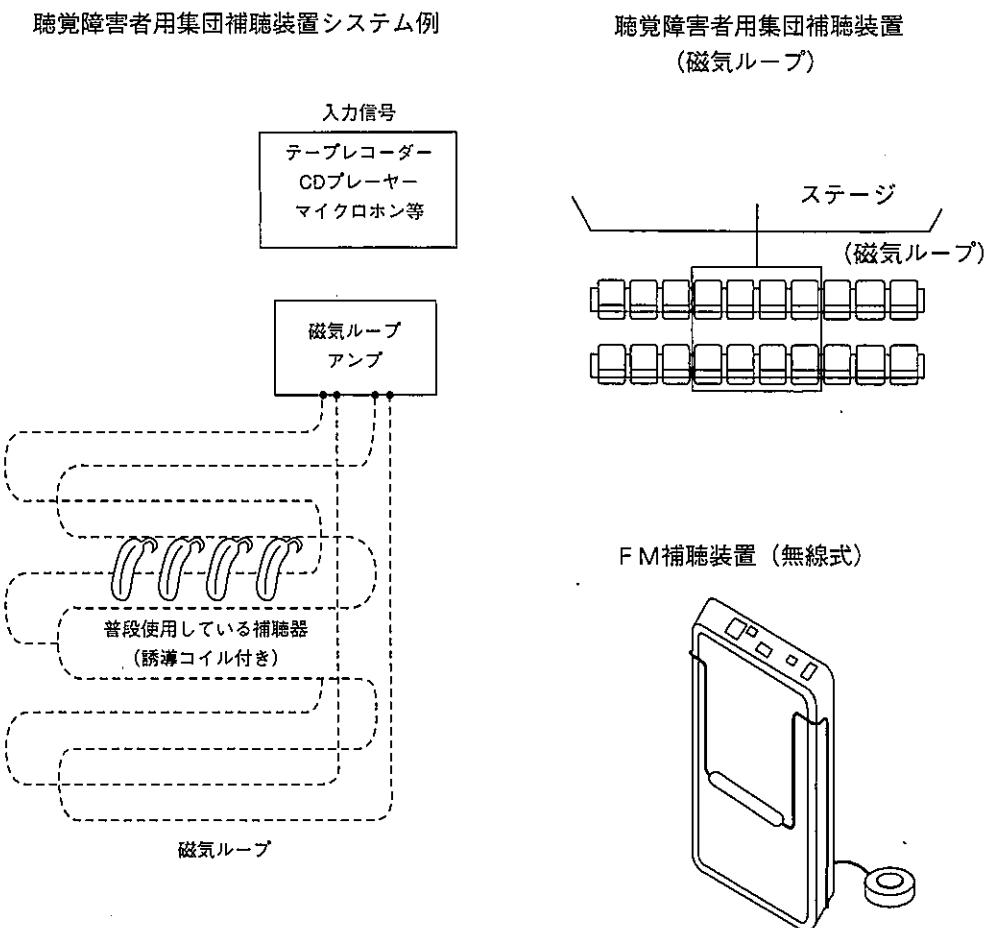
- 3 聴覚障害者のための観覧席等を設ける場合においては、聴覚障害者用集団補聴装置等を設けること。

・その他

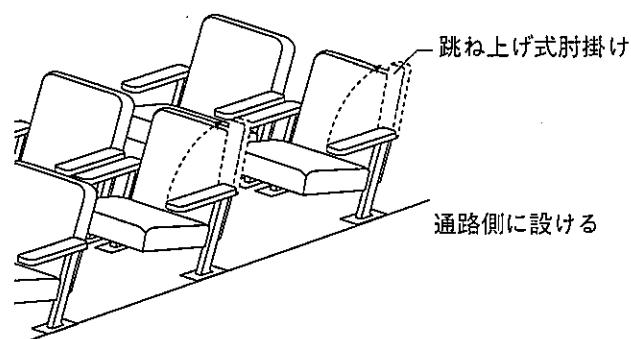
〈客席〉**〈舞台等〉****解説（望ましい基準を含む）**

- 傾斜路の有効幅は、内法を120cm以上（階段を併設するときは90cm以上）とし、勾配は1/12以下とし、床面は、粗面で、滑りにくい材料で仕上げる。
- 聴覚障害者用集団補聴装置には、磁気ループ、FM放送受信装置、赤外線送受信装置等がある。磁器ループとは、それから発生する電磁等を直接、聴覚障害者補聴器の誘導コイルでキャッチさせることにより、劇場等で遠く離れた音声を会場内の騒音に影響されずに音声だけを聞き取ることのできる装置である。
- 電子文字表示板等文字情報を表示するための設備を設けることが望ましい。
- 手話通訳スポット設備、OHP等が利用できる設備を設けることが望ましい。
- 字幕のスピードに追いつかない場合に備え、イヤホーンで日本語放送を行える設備を設けることが望ましい。
- 一般席の通路側のひじ掛けは、高齢者や障害者等が利用しやすいように、跳ね上げ式にすることが望ましい。
- 高齢者や障害者が出演、演出する場合にも配慮して、舞台、袖、楽屋等も利用できるように配慮する。特に、舞台へは容易に上がるような動線の確保や、昇降装置を設置する。

8 図-c .集団補聴器の例



8 図-d .跳ね上げ式肘掛け



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

浴室、シャワー室や脱衣室及び更衣室の構造及び設備等は、障害の特性や程度等により異なるため、建築物の目的や用途に対応する柔軟な配慮が必要である。ここでは基本的なスペースや設備について示す。

整備基準

- 利用者の利用に供する浴室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

<空間の確保>

- 1 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。

<浴槽>

- 2 浴槽、腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

<腰掛台>

<手すり>

解説（望ましい基準を含む）

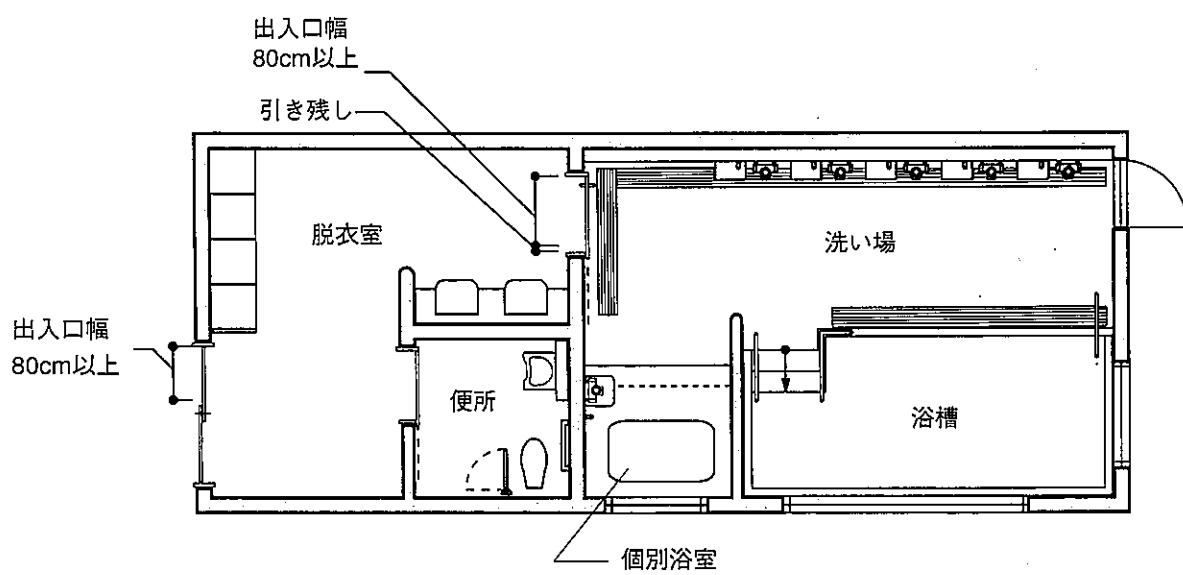
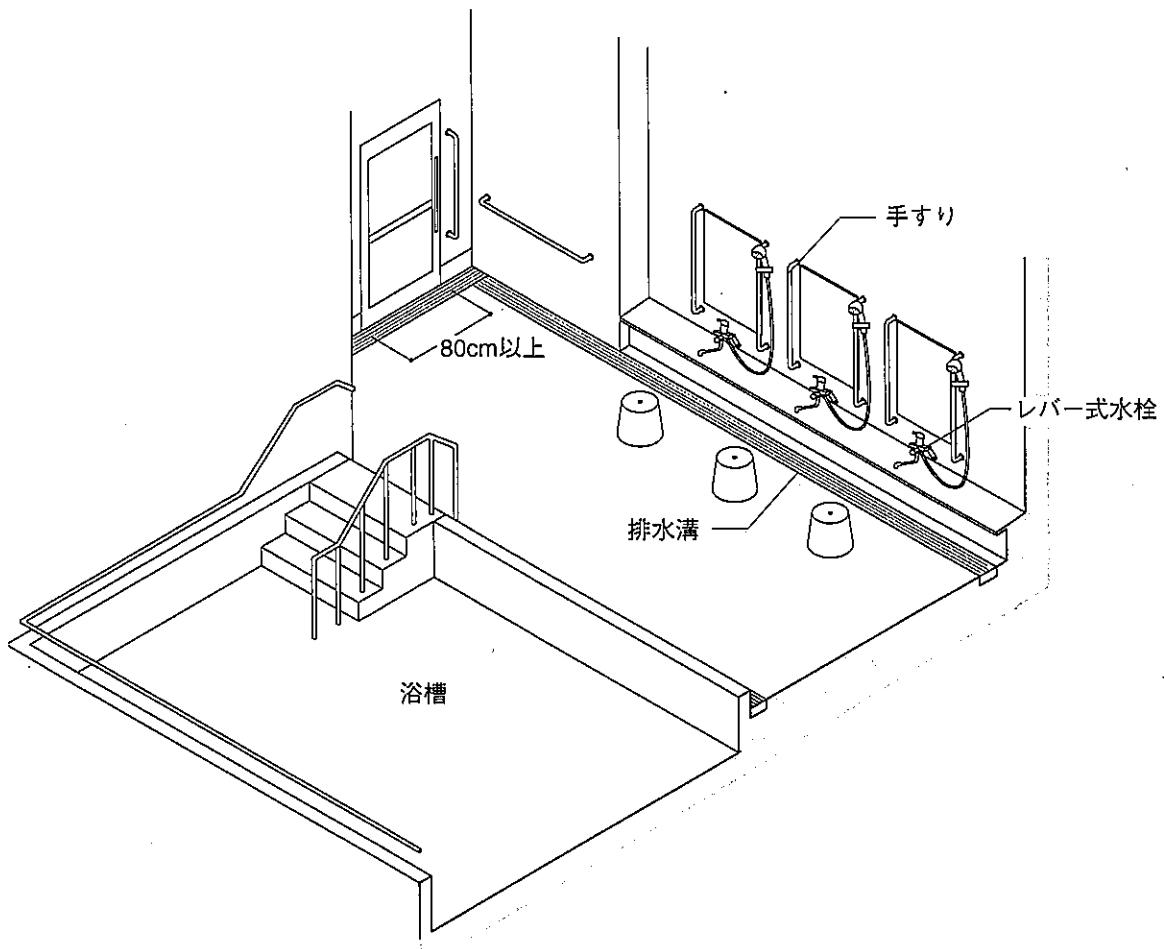
- 浴室には車いすで浴槽へ接近できるスペースを確保する。
- 浴槽の回りには3方向から介助できるスペースを確保することが望ましい。
- 車いす使用者対応シャワー室は、車いすで転回できるよう直径150cm程度の円が内接するスペースを確保する。
- 更衣室は、車いすで転回できる程度のスペースを確保するとともに、脱衣ベンチ等が設置できるようにする。

- 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける。
- 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け（腰掛台設置及び介助スペース）、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さと同じ40～45cm程度とする。
- 浴槽の床面は、滑りにくい仕上げとする。

- 腰掛台は、浴槽へ安全に出入りするためのもので、高さ及び奥行きは浴槽と同じとする。一般的に、下肢に障害のある場合等に利用される。
- 更衣室には、脱衣の際に腰掛けることができる台を設ける。腰掛台は、車いすの座面高さと同じ40～45cm程度とする。

- 移動を補助する水平手すりは、洗い場、浴槽や更衣室の周囲になるべく途切れることなく連続して設ける。
- 浴室等の出入口、浴槽の出入部や洗い場シャワー水栓前には、立ち上がりや身体保持を補助する縦手すりを設ける。
- 腰掛台を設けた場合には、浴槽の出入りを補助する水平手すりを、腰掛台及び浴槽の周囲に連続して設ける。

図 9-a. 共同浴室の整備例



整備基準**解説（望ましい基準を含む）****〈有効幅〉**

3 浴室等の出入口の幅は、内法80cm以上とすること。

- 出入口幅の80cmは、車いすが通過できる寸法である。

〈段差〉

4 浴室等の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又は洗い場までの床面には、車いすでの通行の支障となる段差を設けない。段が生じる場合には、水はけに十分留意してすり付け、車いす使用者や高齢者の通行の支障とならないようにする。
- 浴室と脱衣室及び更衣室の段差を解消することによって、排水が脱衣室側へ流出するのを防ぐことが必要である。一般的には、浴室側の床面に大型の排水溝を設け、その上面に車いすのキャスターが落ち込まないように溝の隙間が0.7cm以下の溝ふたを敷設し、段差を解消するとともに排水の流出を防ぐ。この際、洗い場の水勾配はこの出入口の排水溝側とは反対方向にとる。

〈床仕上げ〉

5 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

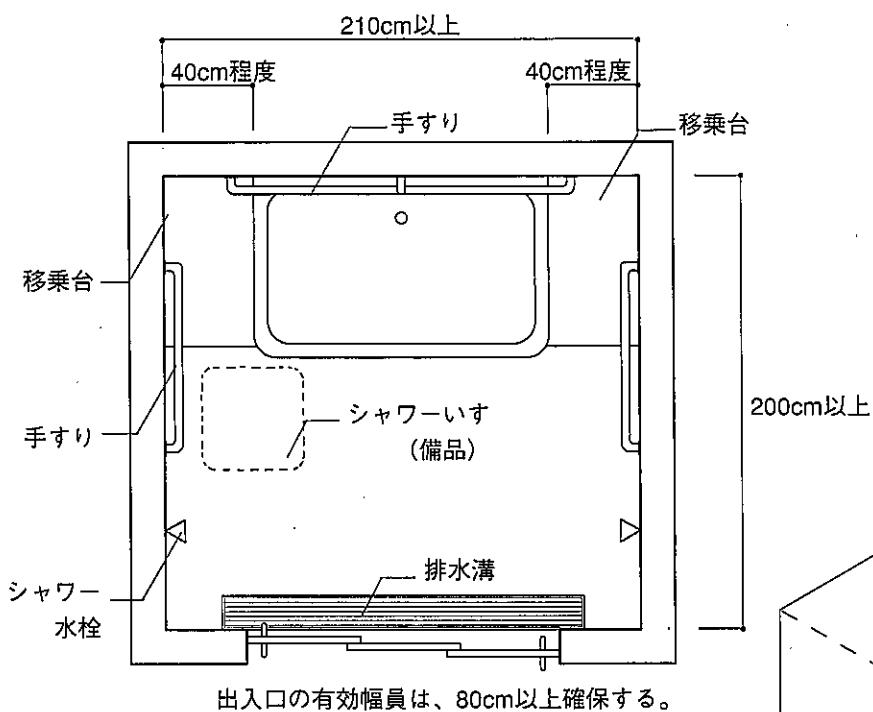
- ぬれても滑りにくく、かつ転倒時や床面上を座位姿勢で移動する場合を配慮し、身体を傷つけない仕上げとする。
- 石けん水が床一面に広がらないように、排水溝や排水口の位置に留意する。

〈水栓金具〉

6 水栓金具は、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が安全かつ円滑に操作できるものとすること。

- 水栓金具は、手先が不自由な場合も簡単に操作できるようにレバー式等とし、また温水の調整が容易で安全なものとする。
- 浴室のシャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、シャワーHEAD掛けは使いやすい位置に上下2か所設けるか、可動式（スライド式）とする。
- 温冷水の区分等は、点字による標示を行うことが望ましい。

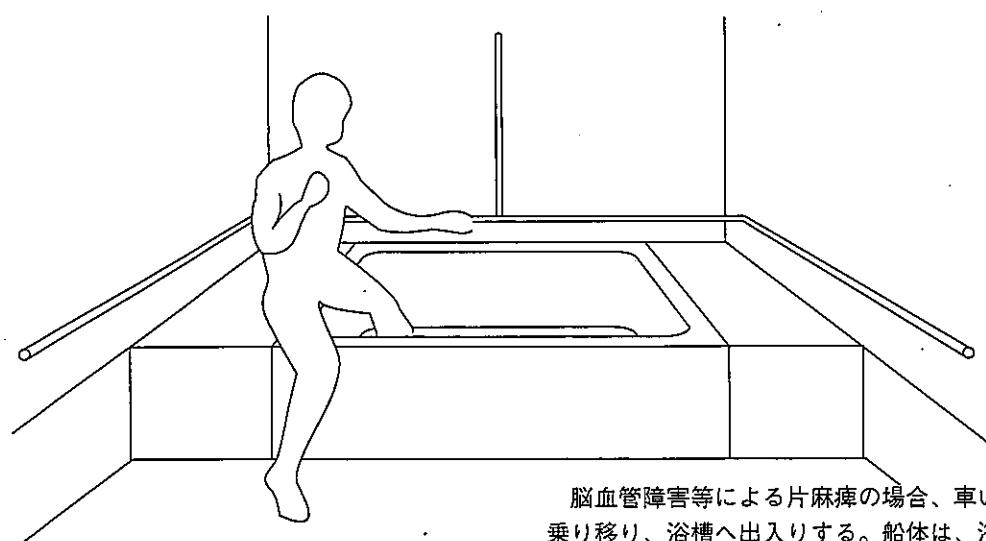
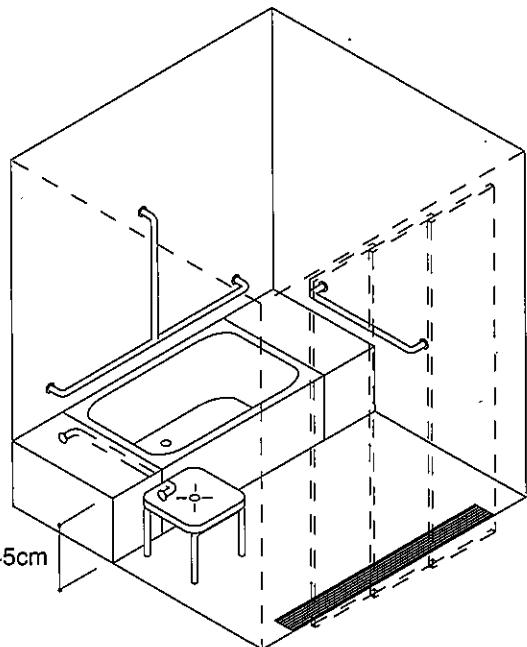
図9-b.個別浴室の整備例



浴槽の一端に車いすが横付けできるスペースや、
介護者が付き添えるスペースを確保するとよい。
また、シャワーいすや浴槽への移乗台等の備品を
用意し、貸し出す等の配慮が必要である。

10~15cm

40~45cm



脳血管障害等による片麻痺の場合、車いすから一度移乗台へ
乗り移り、浴槽へ出入りする。船体は、浴槽もしくはシャワー
いす、移乗台で行う。障害による左右の使い勝手を配慮して、
シャワー水栓は、浴槽の左右に設ける。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

その他

〈非常通報装置〉

- 管理室等へ通報できる非常用押しボタンを設置する。その際、浴槽及び洗い場のどちらからも手の届く位置に設ける。

〈付帯設備〉

- 洗面器、棚等の付帯設備は、車いす使用者が利用しやすいように配置する。
- 車いす使用者の利用が多い施設ではシャワー用の車いすを用意することが望ましい。

図9-c.シャワー室、更衣室の整備例

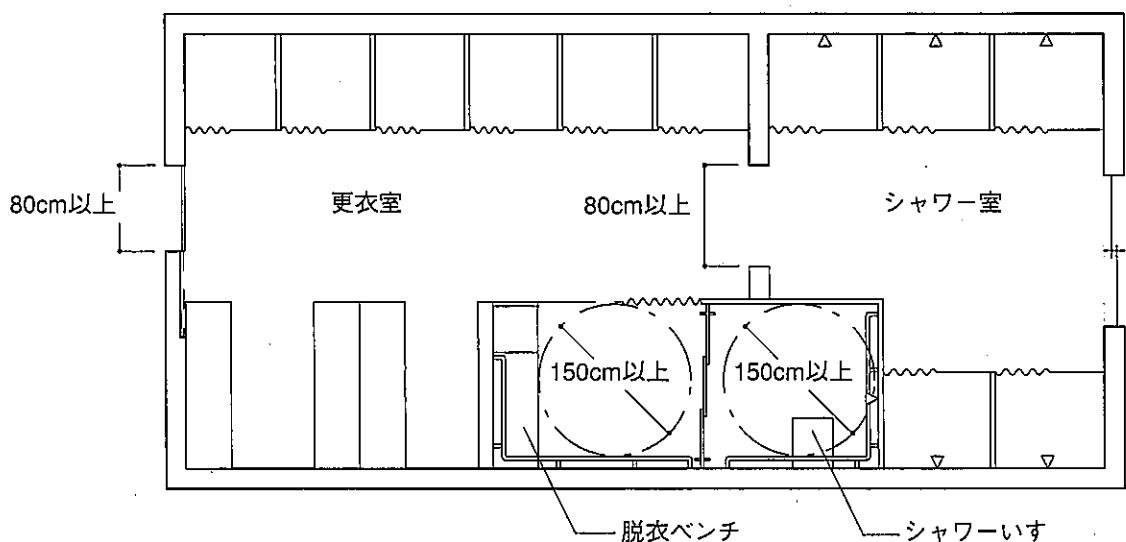


図9-d.シャワー室の整備例

図9-e.更衣室の整備例

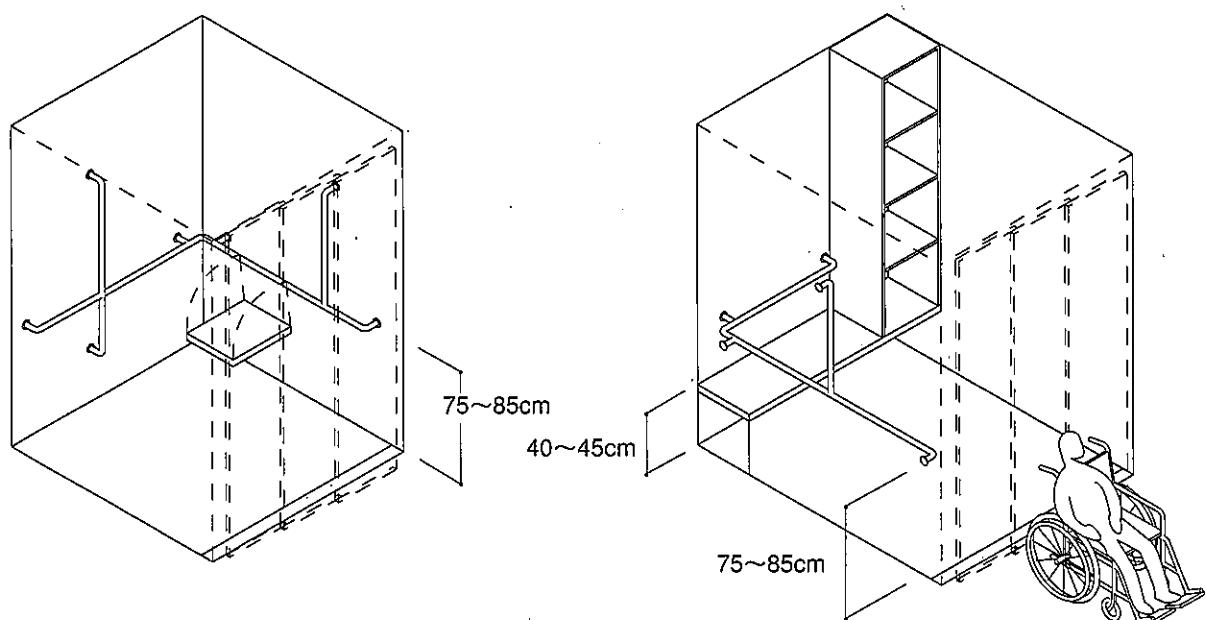
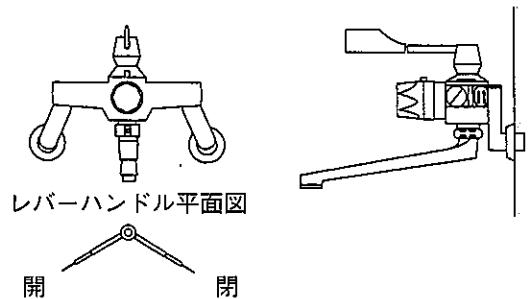
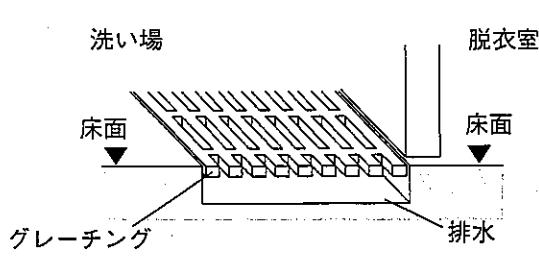


図9-f.洗い場と脱衣室の段差解消例

図9-g.温度調節ダイヤル付水栓の例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者、障害者等の外出、旅行等の増加に対応できるように、宿泊機能を持つ建築物には車いす使用者や視聴覚障害者等の利用に配慮した客室の整備を行う。その他の客室でも高齢者等が利用しやすいように、できる限りの配慮を行う。

障害者が利用する客室は、移動の困難性を考慮して、エレベーターの近く等、避難上有効な位置に設ける。

また、視覚障害者や聴覚障害者の非常時の誘導、客室とのコミュニケーションの確保について配慮する。

整備基準

- 宿泊施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）の客室（宿泊用のものに限る。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。

〈空間の確保・手すり〉

- 1 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。

〈便所〉

- 2 (5)1イからホまでに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。

〈浴室等〉

- 3 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができる浴室及び脱衣室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する(9)に定める構造の浴室及び脱衣室を設ける場合は、この限りではない。

〈非常通報〉

- 4 視覚障害者及び聴覚障害者に、音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- 客室は、片まひ等障害による使い勝手を考慮して、左右反転のプランを各1以上設けることが望ましい。
- ベッド廻り、出入り口廻り、便所・洗面・浴室内には、車いすで移動や転回できるように直径150cmの円が内接する程度のスペースを確保する。
- 客室内の手すりは、移動用の横手すりや、出入口付近及びベッド付近には身体保持用及び立ち上がり補助用の縦手すりを必要に応じて設置する。
- 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な面積が確保された車いす使用者対応便房とする。
《その他の設備については1建築物(5)便所イからホによる。》
- ☆ 浴室との組み合わせ等により、車いすが転回できるスペースを確保する。
- 高齢者、障害者が安全かつ円滑に利用できるよう十分な床面積が確保された浴室とする。
- 浴槽は背が寝すぎない形状のものとし、浴槽内での滑りを防ぐためにつま先が浴槽の前方壁に届くようとする。
- 浴槽の脇に車いすから乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できる浴槽の縁と同じ高さの移乗台を設けることが望ましい。
- 非常呼出ボタンを洗い場及び浴槽から手の届く位置に設置する。
《シャワー水栓等その他設備については(9)浴室等6を参照》
- 聴覚障害者のための非常警報装置は、フラッシュライトや振動によるものがある。フラッシュライトの場合は目に付きやすい場所に設置する。またテレビはスイッチを切っていても非常警報を通報する装置をつける。

図10-a.客室の整備例

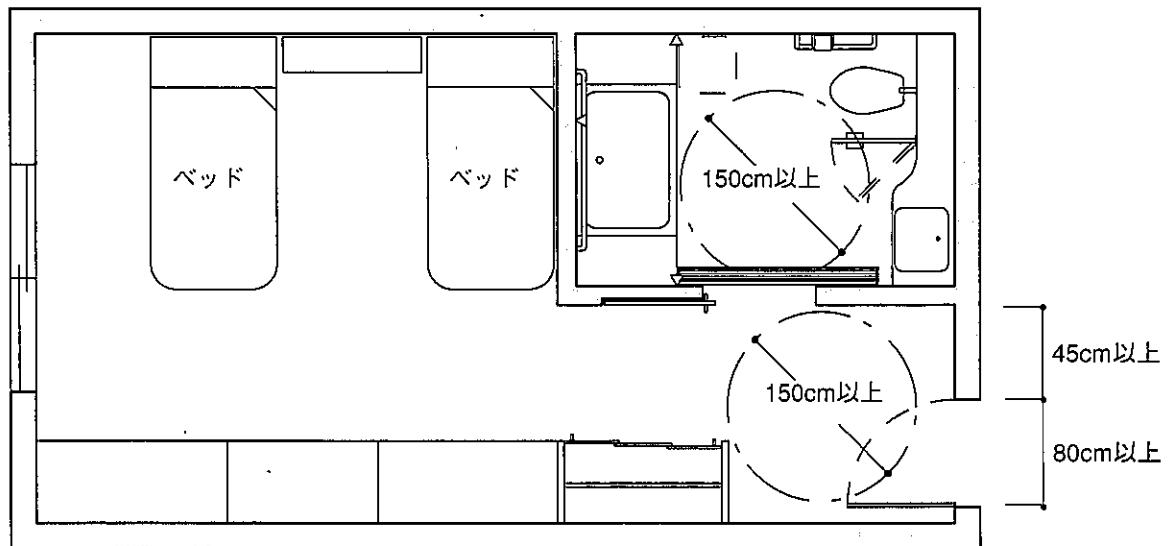
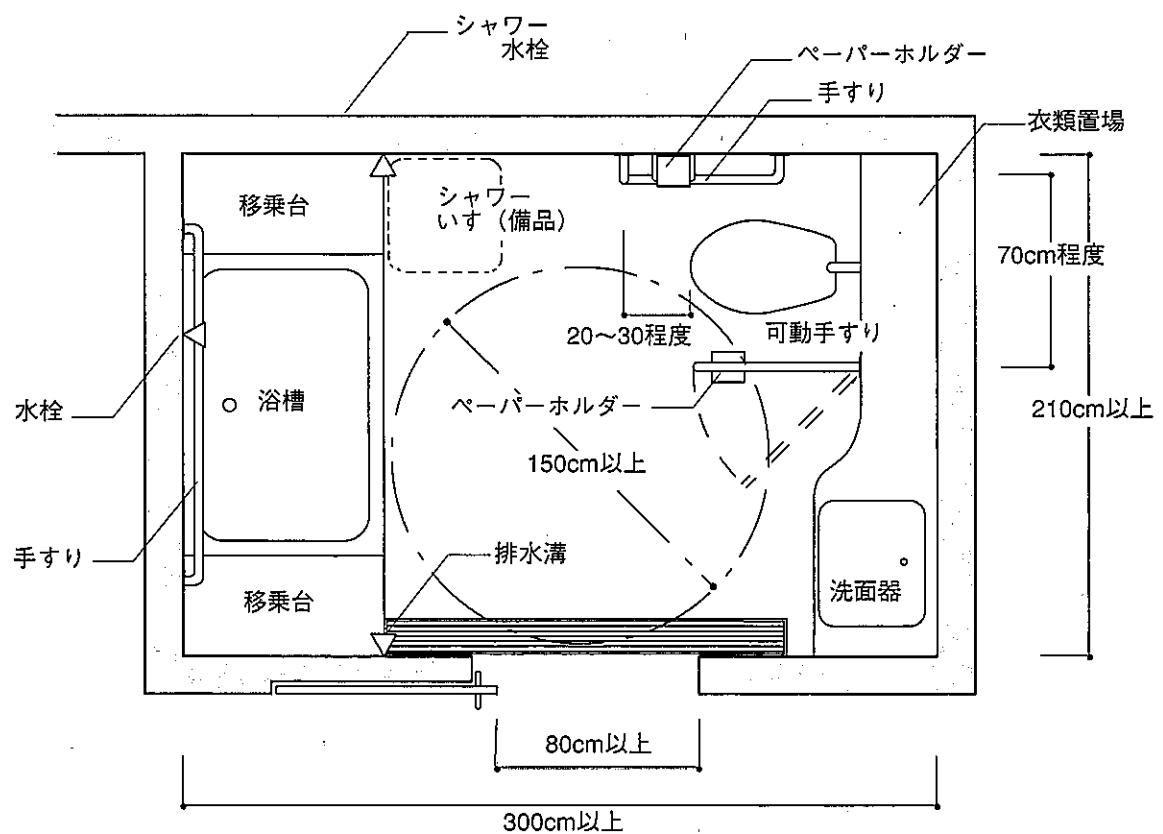


図10-b.水廻りの整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

障害者が利用する客室の備品類、コンセント、スイッチ等の設備は、身体機能や可動域等を考慮して、その設置高さや位置に配慮するとともに、利用しやすいものとする。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

・その他

〈床面〉

- 床の仕上げは、車いすでの操作が困難になるため、毛足の長い絨毯を敷設することは避ける。

〈扉〉

- 扉の把手は、障害者や高齢者が利用しやすい90cm程度の高さで、握りやすいレバー式や棒状のものとする。
- 手動開き戸の場合、開閉速度を調節できるようにドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉のためのスペースを確保する。

〈室名標示〉

- 部屋番号が視覚障害者にわかるように、番号（算用数字）を浮き出したものにするか、点字標示することが望ましい。

〈ベッド〉

- 車いすからの移乗のしやすさなどを考慮してベッド使用を基本とする。ベッドの高さは、車いすの座面高さと同程度の40～45cm程度とする。
- ベッドは、介助者を考慮して2以上確保する。
- ベッドの下部は、車いすのフットレストが入るようなスペースを設ける。
- ヘッドボードは、マットレス上面より30cm程度の高さとし、寄りかかりやすい形状のもどることが望ましい。

〈その他の諸設備〉

- コンセント、スイッチ、収納棚、洋服掛け等は、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。
- スイッチ等には、近接して点字標示を行うことが望ましい。
- カーテン等は、利用しやすいように紐をつけるか、電動式とすることが望ましい。
- 照明はベッド上からも操作できるものとし、なるべく明るいものとすることが望ましい。
- 聴覚障害者に配慮した電話機やファックスや目覚まし時計を設ける。また、フロントに聴覚障害者用機器を配備し、客室に持ち運ぶことができれば、他室でも利用できる。
- 客室内の聴覚障害者を廊下から呼び出すための設備（フラッシュライト、振動等）を設ける。無線式振動呼出器をフロント等に用意することが望ましい。

図10-c.ベッドの高さ、間隔の整備例

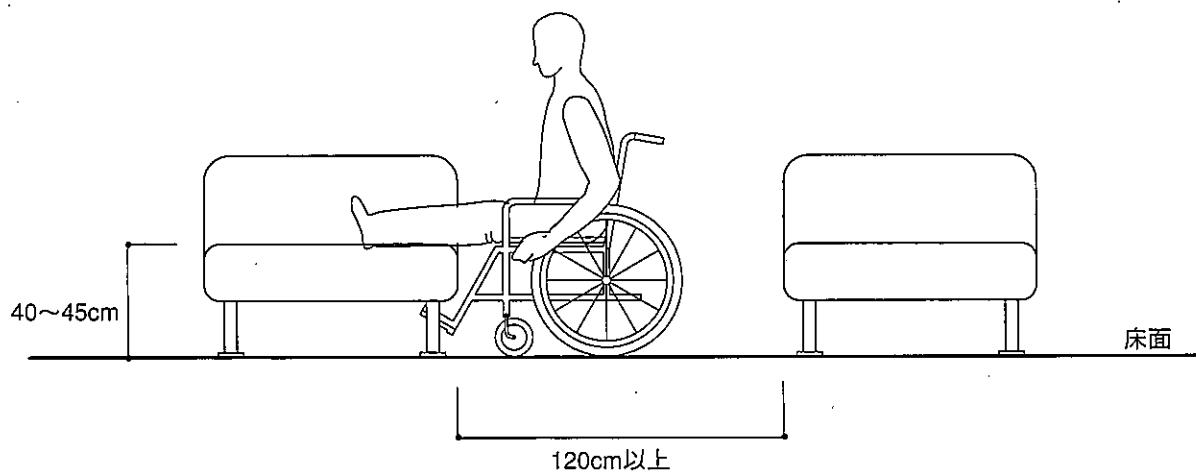
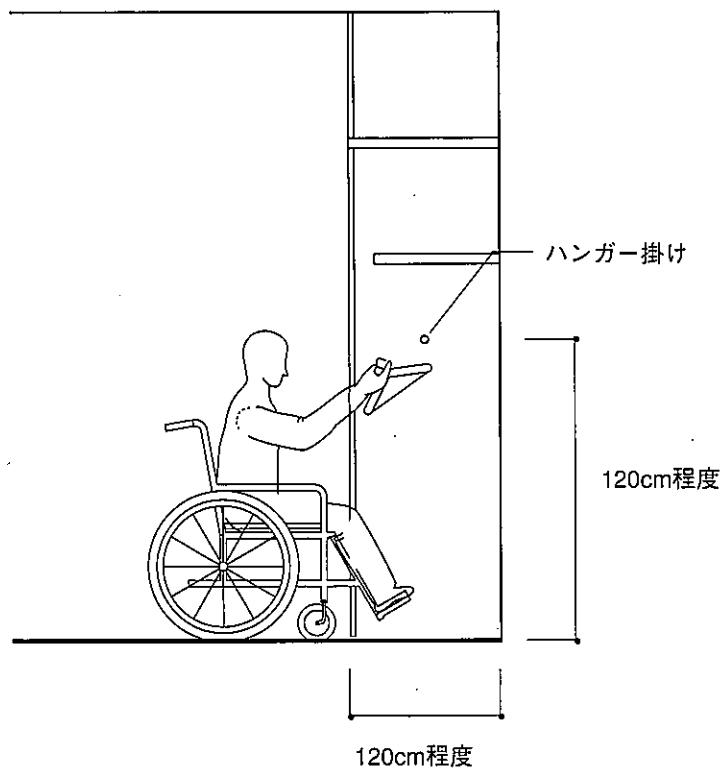


図10-d.クローゼットの整備例



参考：高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン

(平成8年3月国内観光促進協議会 高齢者・障害者旅行促進事業WG報告書) 参照
(一部改定)

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

受付カウンターや記載台は、高齢者や障害者等が使用しやすいよう、物品の受け渡し、筆記による対応や対話による応対等の内容に応じて仕様を検討する。

整備基準

- 利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合においては、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けること。

<高さ>

- 1 車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。

<けこみ>

- 2 下部に車いす使用者が利用しやすい空間（以下「けこみ」という。）を設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- 受付カウンターや記載台（受付カウンター等）を設置する場合には、高齢者、障害者等が使用しやすい形状、位置に配慮する。
- カウンター高さは、75cm程度とする。
- 受付カウンター等の下部には、車いすのフットレストが入る奥行き45cm程度、高さ65～70cm程度の空間（けこみ）を設ける。
- 車いす使用者が近接できるように、カウンター等の前には直径150cm程度の車いす回転スペースを確保する。
- 車いす使用者以外が利用するカウンターは、その使用目的に応じて、高さに配慮する。
- 立位で使用するカウンターは、身体の支えとなるよう床及び壁にしっかりと固定し、必要に応じ手すりを設ける。
- 銀行、病院等の呼び出しカウンターには、音声によるほか、聴覚障害者用に電光掲示板を併せて設置することが望ましい。

図11-a 受付カウンターの基本寸法

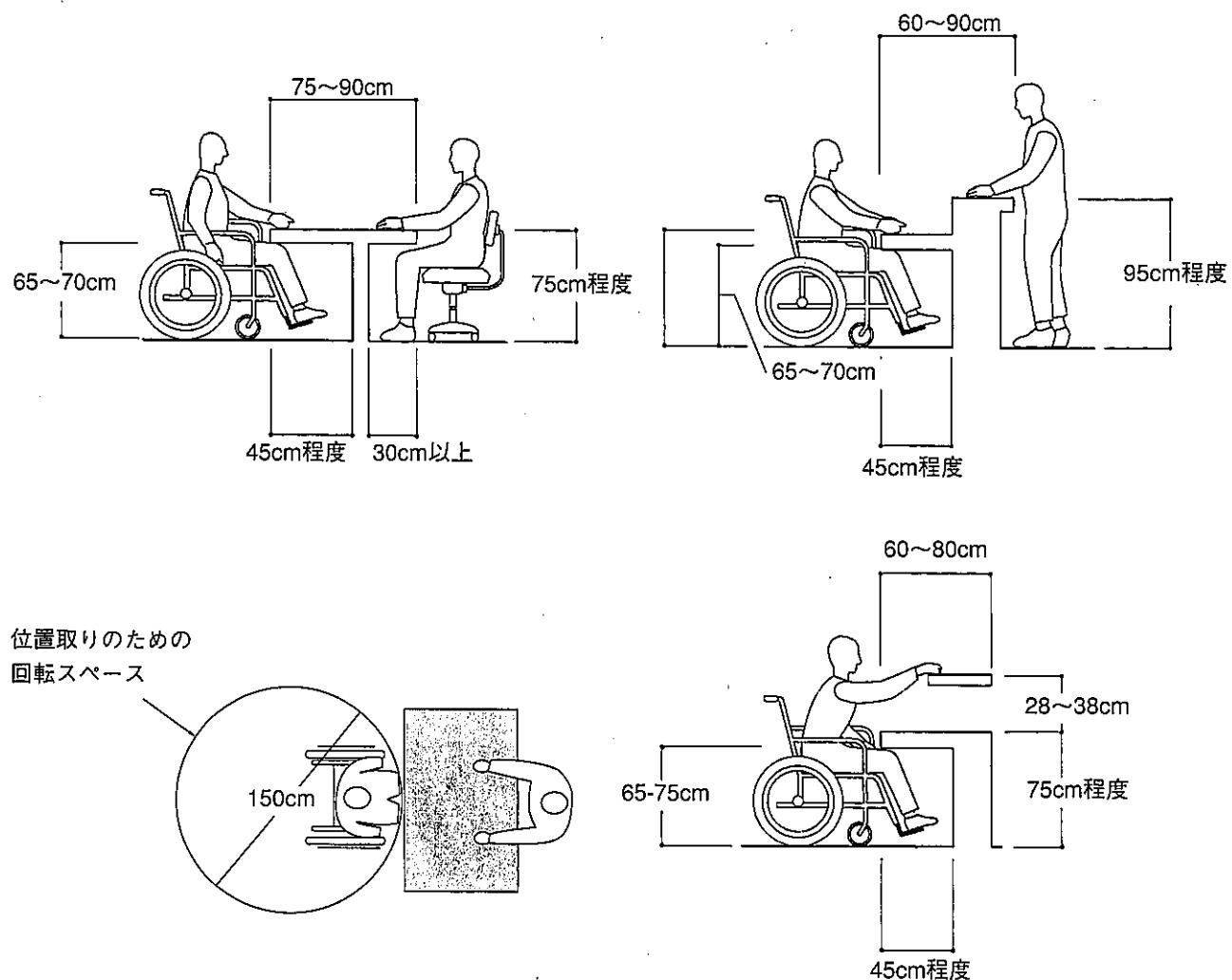
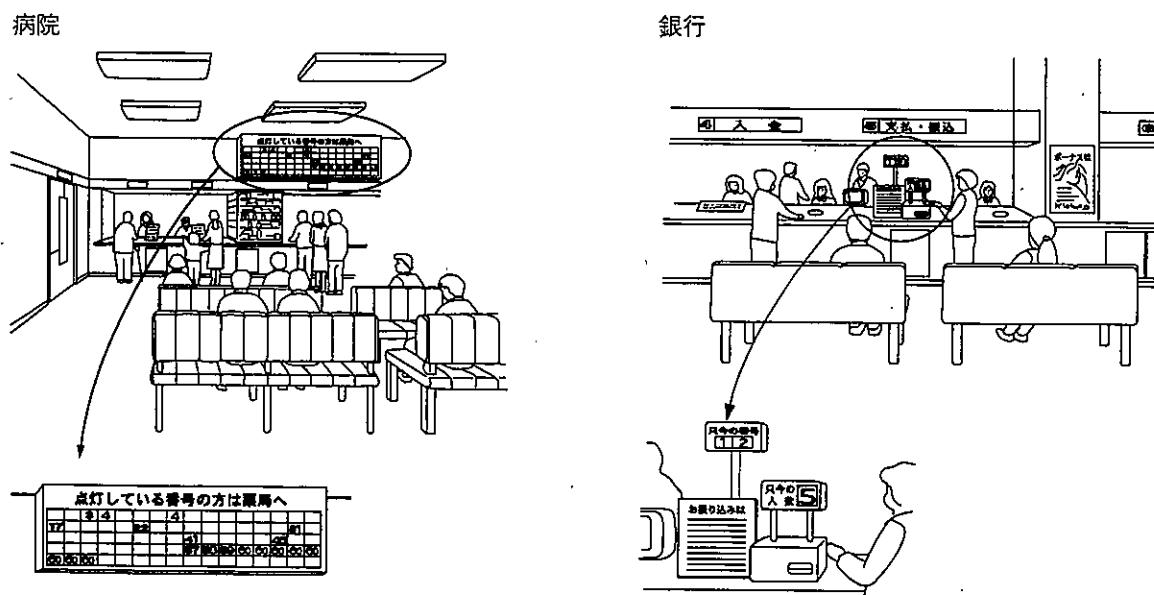


図11-b 電光掲示板による呼出カウンターの整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者及び高齢者等が利用できる公衆電話は、玄関ホール等のわかりやすい場所に設置する。

整備基準

- 公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすること。

〈電話台〉

- 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上ものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部にけこみを設けること。

〈出入口〉

- 2 公衆電話所に出口を設ける場合においては、当該出口は(1)に定める構造に準じたものとすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 車いす使用者が利用する電話台の高さは、台の上端で75cm程度とし、下部に高さ65~70cm程度、奥行き45cm程度の空間（けこみ）を設ける。
- 受話器及び電話ダイヤル、又はプッシュボタンの中心位置の高さは、車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるよう、90~100cm程度とする。
- 障害者の利用可能な電話機を設置した場合には、総合案内板等のわかりやすい位置にその旨を表示する。
- 電話機の周囲には、車いす使用者が近づきやすいよう十分なスペースを確保し、段差その他の障害物を設けない。
- つえ使用者等の歩行困難者のために、身体を支えたり、つえ等を立てかける手すり、フック又は壁面を設置する。
- 難聴者に対応した電話機やファックス等を設けることが望ましい。
- テレフォンカード挿入口や金銭投入口等には、点字による標示をすることが望ましい。

《1 建築物(1)出入口による。》

図12-a.公衆電話台の整備例

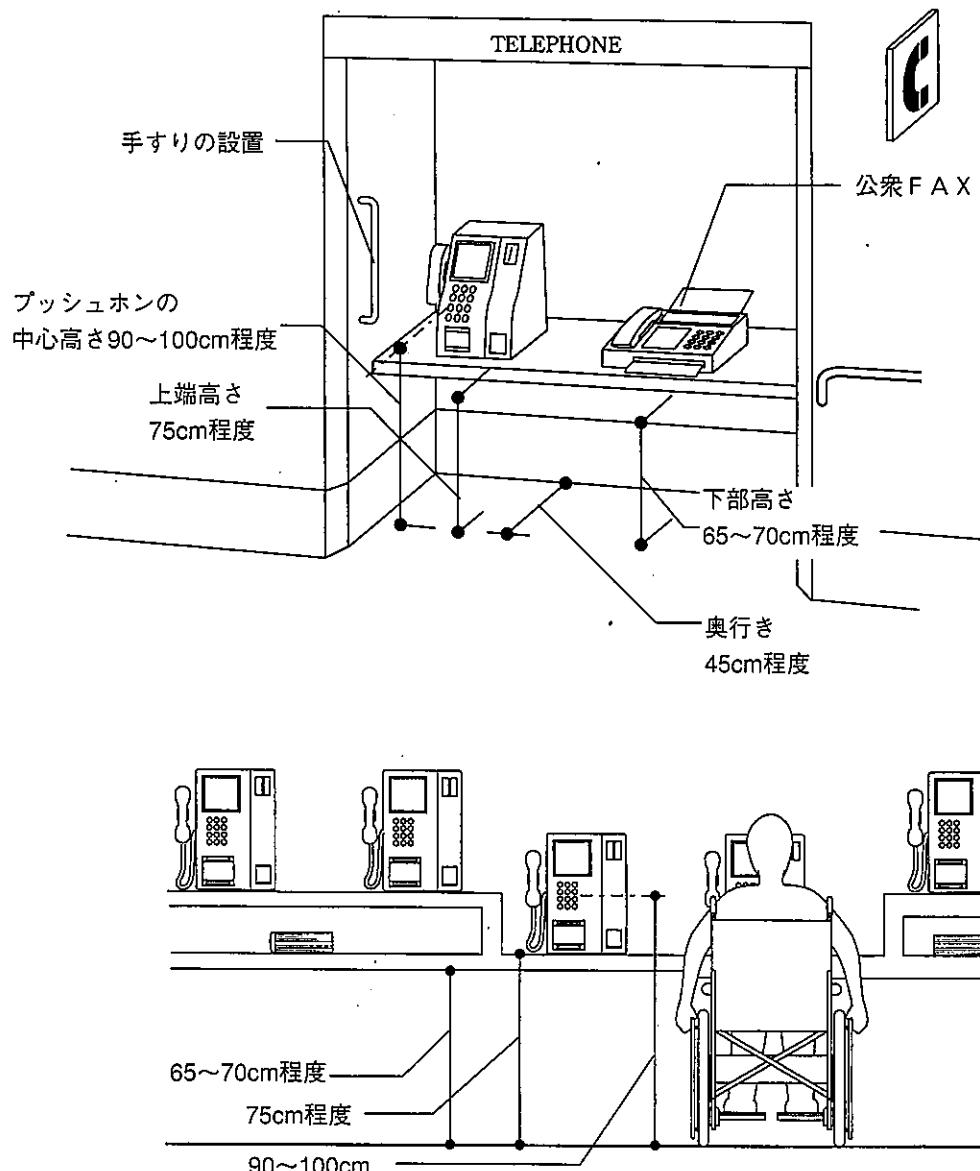


図12-a.電話案内の例



右側は聴覚障害者へのサービスを示すシンボルマーク

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

券売機、自動販売機および現金自動預払機(ATM)等は、設計段階で設置場所を計画し、高齢者や障害者などが使用しやすい位置で、かつ通行の支障とならないように配慮する。

整備基準

- 券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。

〈高さ〉

- 1 金銭投入口の高さ、けこみ等の車いす使用者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとすること。

〈視覚障害者への配慮〉

- 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように配慮したものとすること。

〈設置位置〉

- 3 直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路は、(7)4イ及びロに定める構造とすること。

解説（望ましい基準を含む）

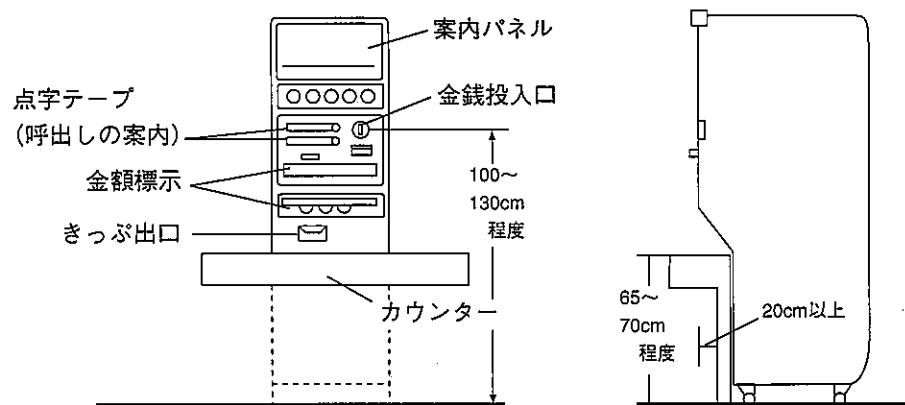
- 金銭投入口、運賃ボタンおよび切符出口の高さは、130cm以下とする。また、車いすが接近しやすいように、カウンター下部に高さ65~70cm程度および奥行き45cm程度のけこみを設ける。
- 金銭投入口、運賃ボタン等には、視覚障害者が利用しやすいように、点字による標示をする。
- 音声案内装置を併設することが望ましい。

《1建築物(7)敷地内通路4イ及びロによる。》

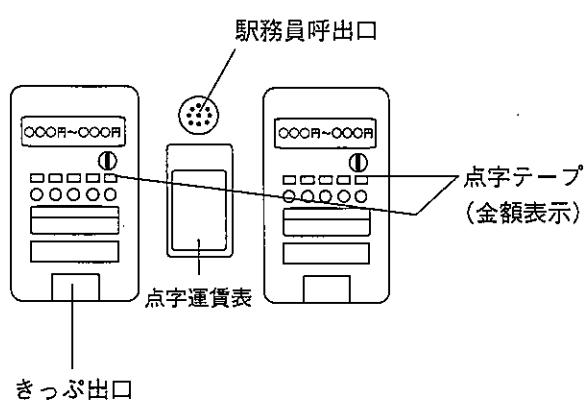
- 点字表示された機種は、改札口にできるだけ近い位置に設置する。
- 視覚障害者注意喚起用床材と、券売機カウンターの間隔は30cm程度とする。

図13-a.券売機等の例

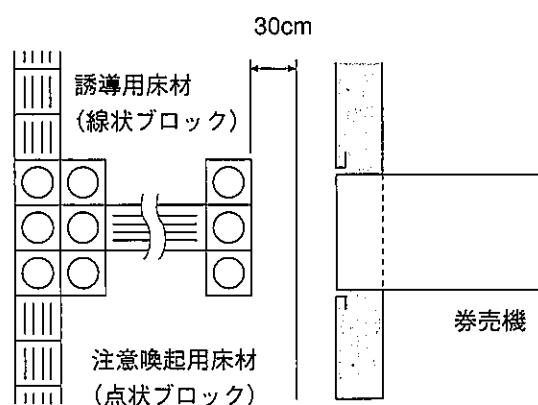
券売機の設置例



点字運賃表の標示例



券売機への誘導



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等が目的の場所に到達できるよう、障害の特性等に応じた案内又は標示を行う。

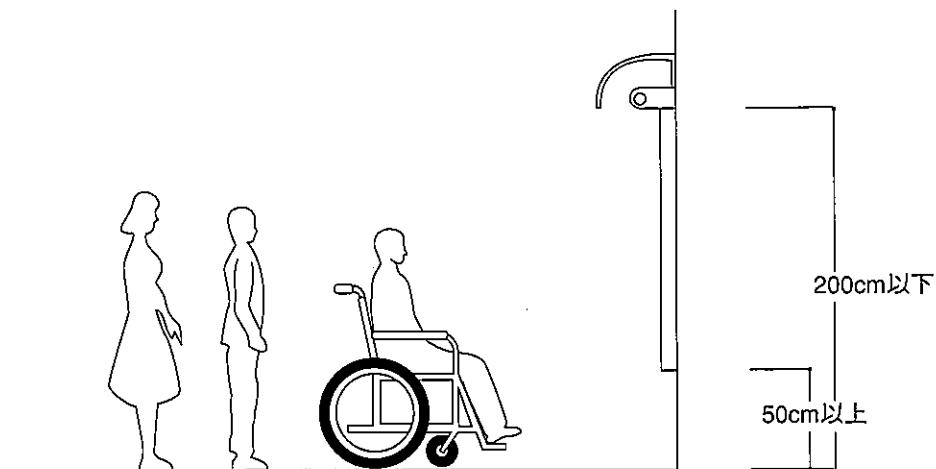
標識等の設置は、車いす使用者、幼児や高齢者もわかりやすく、視覚障害者等の歩行の妨げとならないように設置位置や高さ等に配慮する。また、照明や採光にも併せて配慮する。

整備基準**解説（望ましい基準を含む）**

- 案内標示を設ける場合においては、主要な案内表示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者が安全かつ円滑に利用できるものとする。

- 文字は、大きく太い書体（例：太ゴシック）がよく、必要に応じ、ありがなやローマ字を併用する。
- 案内標示面の高さは、床面より50～200cm程度の範囲とする。
- 夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けたり、逆光や反射グレアが生じないように案内板の仕上げや、設置位置や照明に配慮する。
- 突出型の室名札を設ける場合には、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ200cm程度）に設ける。
- 通路等に案内標示を設置する場合は、通路の幅員に配慮し、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。
- 案内標示の前には、直径150cm程度の車いす使用者が転回できるスペースを設ける。
- 必要に応じ触知図による案内板を設置することが望ましい。
- 標示板の位置を知らせるための誘導鈴を設けたり、音声案内又は放送による案内を行う。
- 呼出を行う窓口にあっては、音声によるほか、電光掲示等に配慮する。

図14-a.案内標示の設置例



案内標示板の中心は目線の高さ（130cm）程度とする

図14-b.触知図の設置例

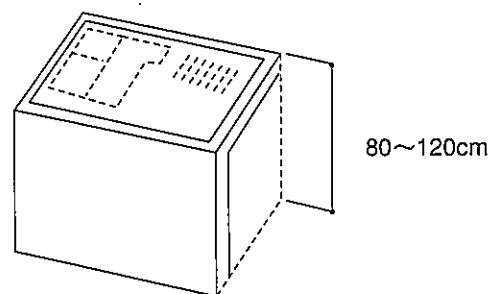


図14-c 案内標示の例



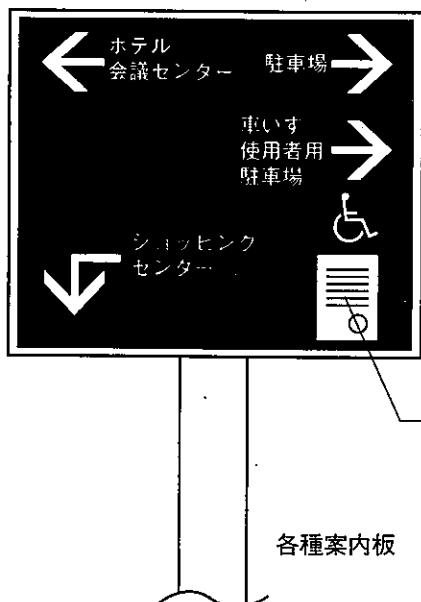
障害者が利用できる
施設・設備を示す
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者マーク



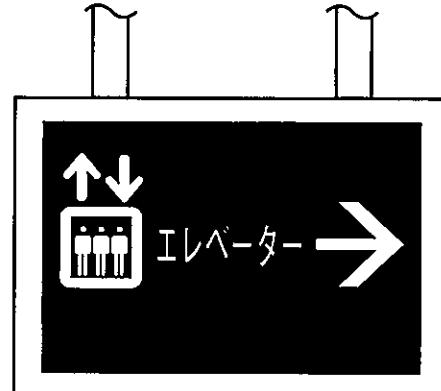
音声案内



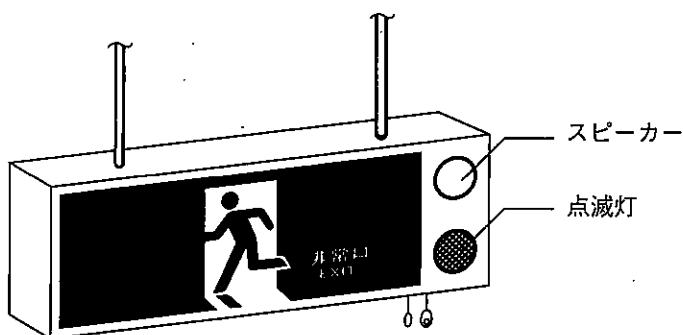
駐車場案内



入口方向を示す案内



エレベータ案内



点滅型誘導音装置付誘導灯

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置を配慮する。

整備基準

- 別表第1第1号(1)に掲げる保健・福祉施設のうち市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センター、同号(2)に掲げる医療施設のうち病院、(8)に掲げる公共交通機関の施設、同号(9)2に掲げる物品販売業の用に供する店舗のうち百貨店及びマーケット並びに同号(16)に掲げる官公庁の庁舎のうち保健所においては、安全かつ円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッドを設けること。

解説（望ましい基準を含む）

- 授乳及びおむつ替えの場所は、廊下等からの視線の遮断が必要である。
- 授乳室及びおむつ替えの場所には、ベビーベッド、椅子のほか手洗い、荷物棚、湯沸かし器、流し台の設置が必要である。
- 車いす使用者対応便房との併設も考慮できる。
- 冬期間等は、室温に十分配慮する。
- 男女問わず利用しやすい場所への設置が望ましい。

図15-a 授乳室の整備例

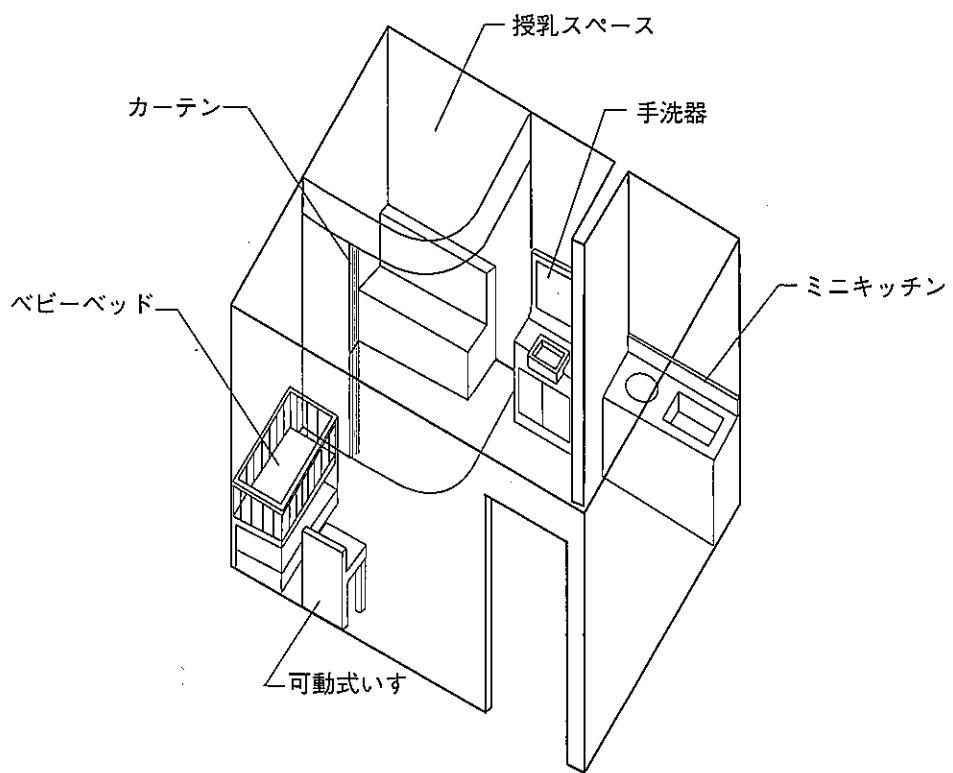
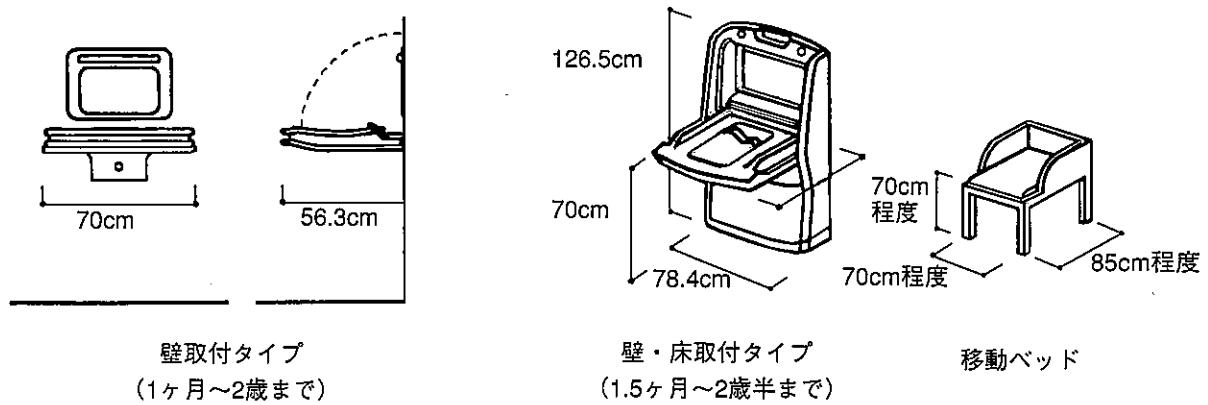


図15-b 授乳整備の配置例



3. 公共交通機関の施設

(建築物を除く)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（交通バリアフリー法案）」が、第147回国会に運輸省、建設省、警察庁、自治省の共同で提案されており、今後の鉄道駅等の公共交通機関の施設等における福祉のまちづくりはこの交通バリアフリー法（案）に沿って推進されていくことになろう。

なお、公共交通機関の車両の構造的側面を中心とした公共交通機関の在り方を示したものとして、「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」（平成2年3月運輸省運輸政策局）がある。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等が容易に近づけ、利用しやすい構造であること、そのためには券売機との位置関係を配慮し、乗降客の動線が複雑に交差しないように配慮する。また、特に視覚障害者や車いす使用者が利用しやすいように配慮する。

整備基準

- 改札口のうち1以上は、次に定める構造とする。

解説（望ましい基準を含む）

- 第1号(1)1には、「幅は、内法を80cm以上とすること」と記されている。80cmは、車いすが一台が通過できる最低限の寸法である。
- 自動改札等の操作や車いす使用者の通過しやすさを考慮し、幅90cm以上とすることが望ましい。

<幅員>

- 1 第1号(1)1及び4に定める構造に準じたものとすること。

- この寸法は通常の改札口よりやや幅広であり、時として、二人以上の乗降客が同時に通過してしまう可能性があるので、幅を狭めるために柵を設ける等の対策を講じる必要もある。
- 第1号(1)4には「車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」と記されている。車いすが通過する際に支障とならない段差は、2cm以下とされている。
- しかし、改札口周辺に段差があるのは、車いす使用者に限らず他の障害者や高齢者にも大きな障害となるので、段差は全く造らない方針で設計すべきである。

<床材>

- 2 誘導用床材を設けること。

- 誘導用床材の敷設とは、視覚障害者に配慮したものである。
- 車いす用の改札口とは併用しないことが望ましい。なぜなら、誘導用床材の上を車いすで通過すると、振動が激しくなり、時として床ずれの原因となる可能性があるからである。

図1-a 改札口の例

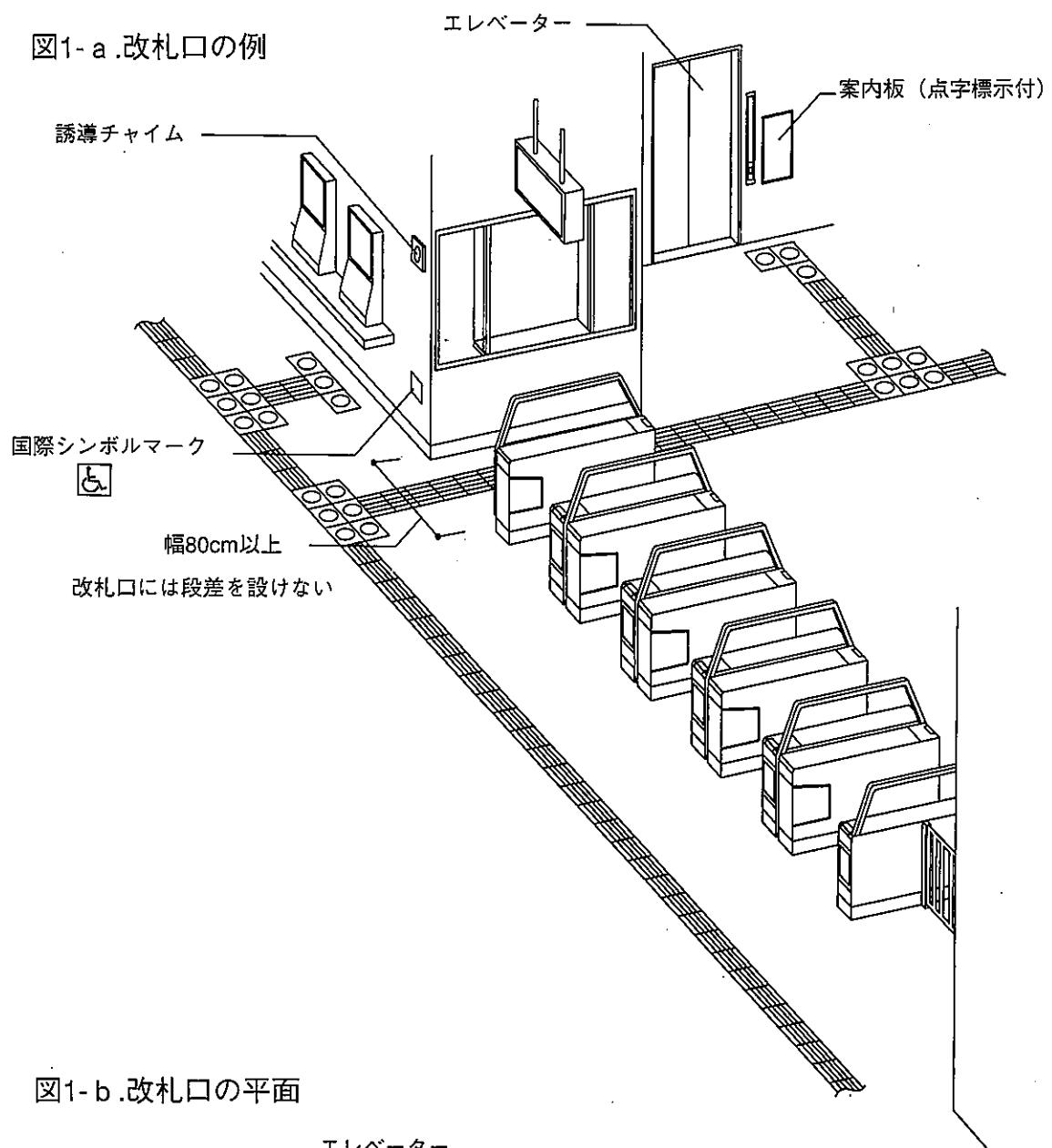


図1-b 改札口の平面

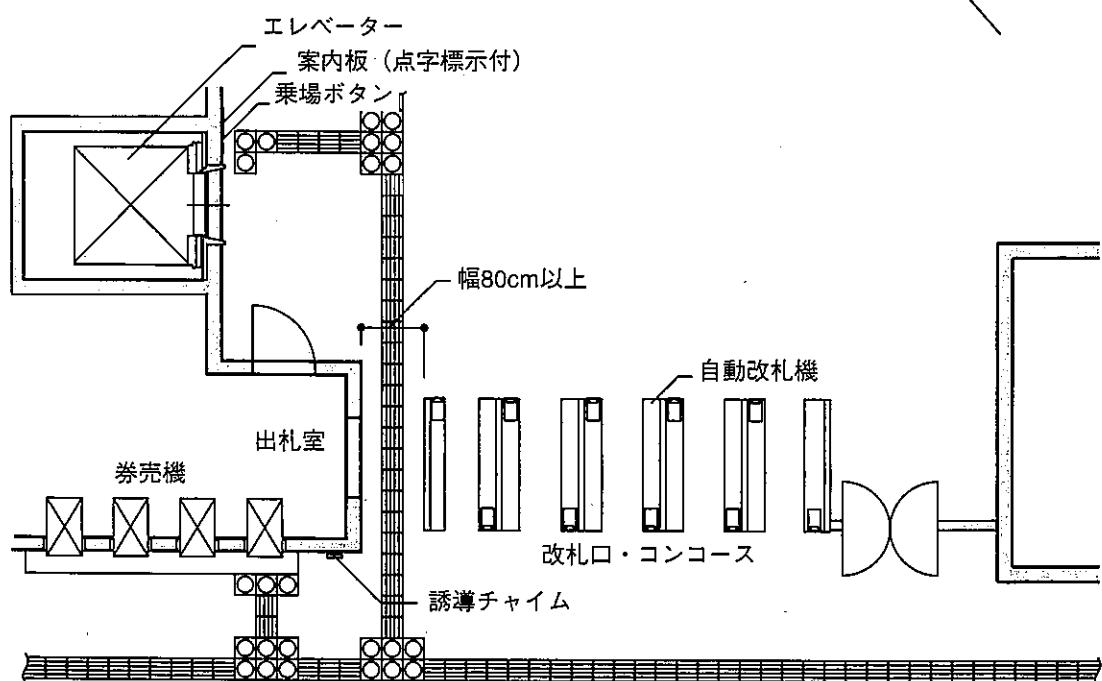


図1-c.券売機の例

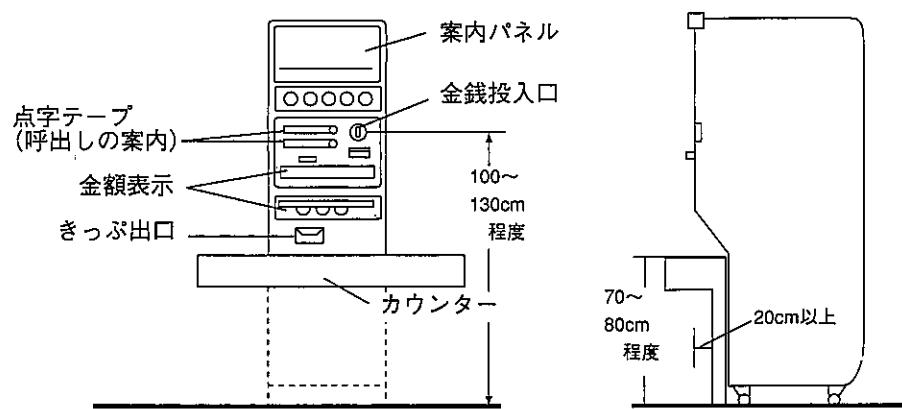


図1-d.自動販売機の点字標示例

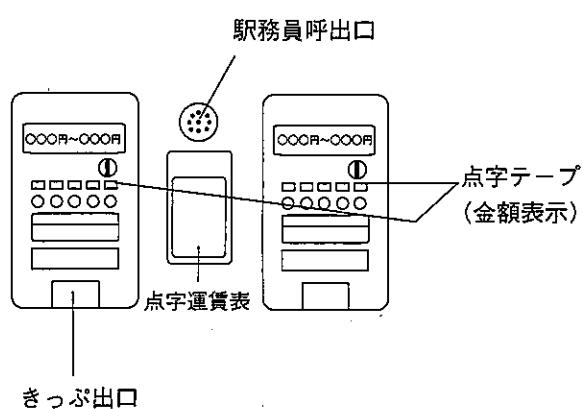


図1-e.券売機への誘導

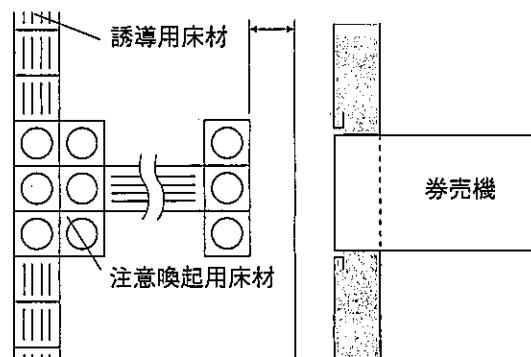


図1-f.新型券売機の例

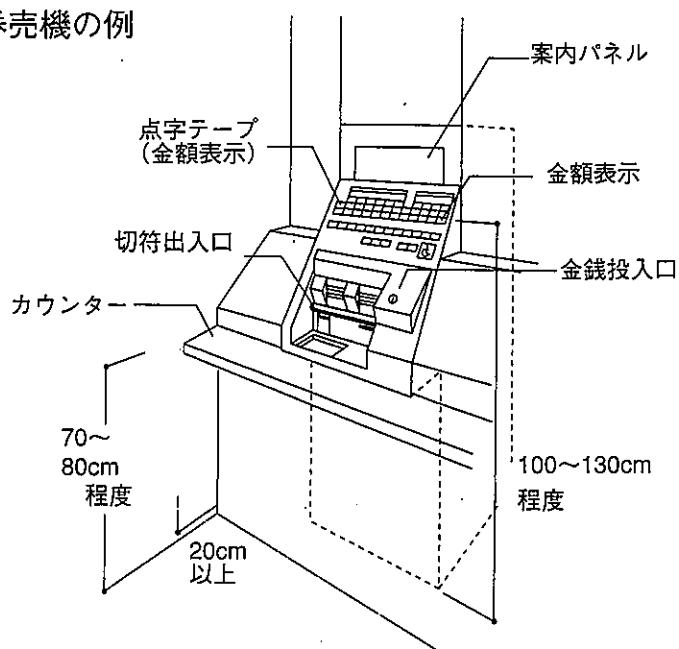


図1-g.券売機配置例

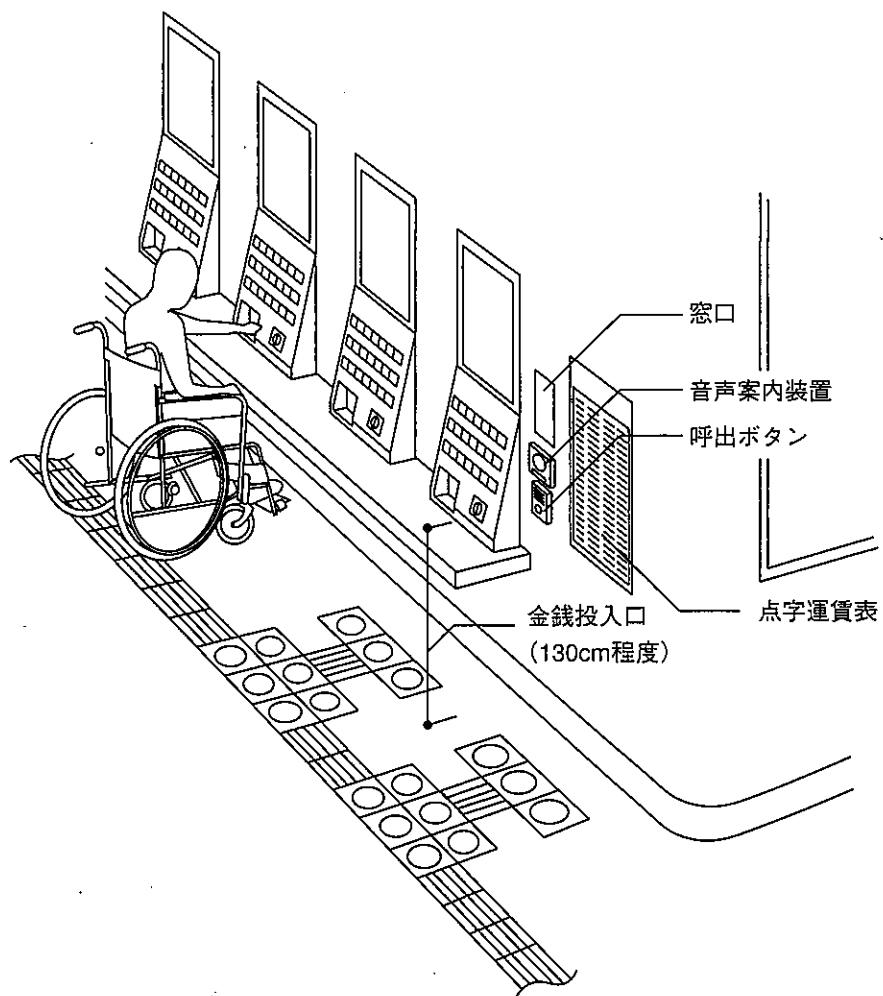


図1-h 券売機配置の平面例

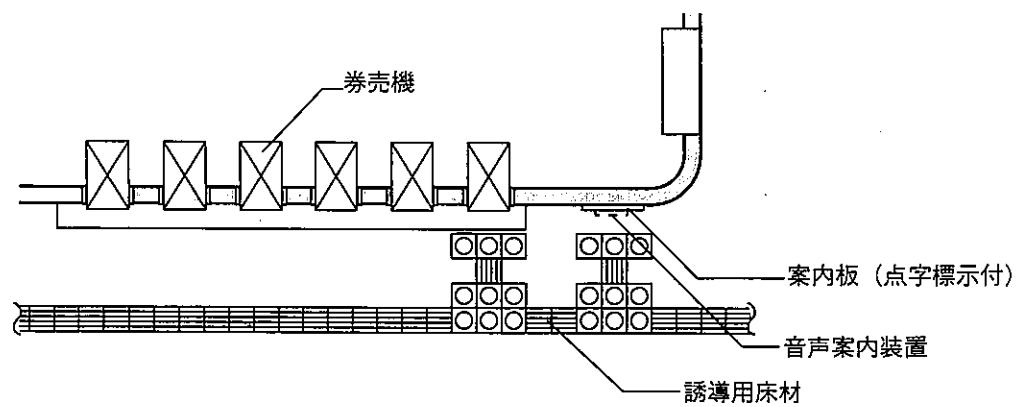


図1-i.出札・案内所のカウンターの高さ

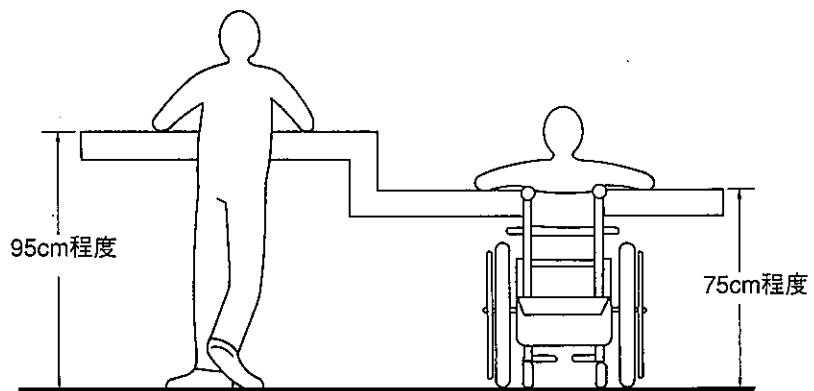
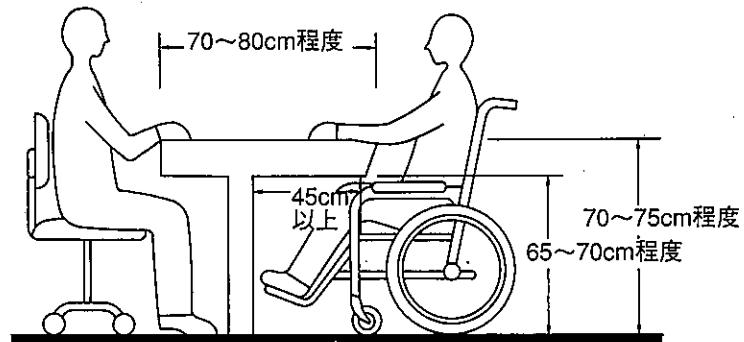
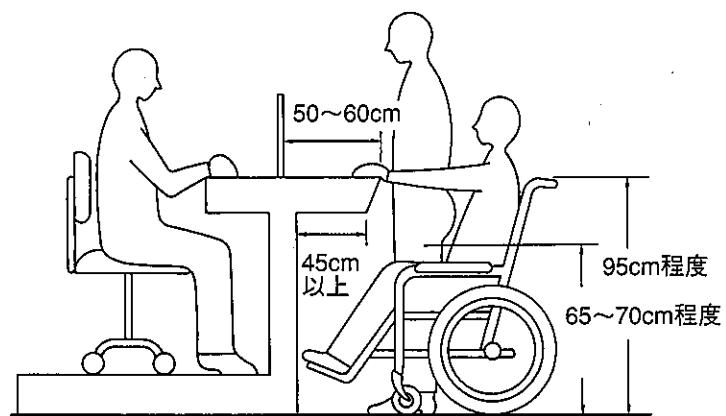


図1-j.出札カウンターの例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

公共交通機関の構内の通路は、できる限り単純に、しかもわかりやすい動線とするように心がける。複雑になると、高齢者や障害者等には理解しがたいことになる。

また、動線上に段差が生じないように最配慮を行う。やむを得ず段差が生じた場合には、車いす使用者が円滑に移動できるように、階段に併設して傾斜路や段差解消機等を設置して動線の連続性を確保する。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

- 利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。

<通路の構造>

- 1 第1号(2)1及び(3)1から4に定める構造に準じたものとすること。

<傾斜路及び特殊構造の昇降機>

- 2 (1)に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路について、当該経路に高低差がある場合においては、経路となる通路等の1以上に第1号(2)3ハに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

- 第1号(2)1には「表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げとする」と記されている。
- 不特定多数が利用する公共交通機関の施設では、特に床面の状態が利用者の安全性に大きく影響する。床材は、濡れても滑らないような材料を選択するべきである。通常、耐久性を考慮し、石貼りがよく使用されるが、表面は粗面仕上げとする。
- 第1号(3)1から4に記されている内容は、階段に関する事項であるが、階段については次項に記述する。ただし、本項では5が除外されているが、次項では含めて記述する。

- 本項は、移動時の動線における連続性を確保するために設けられた条文である。動線上に階段等の段差がある場合は、傾斜路もしくは特殊構造の昇降機（通常「低段差解消機」と呼ぶ）を設置するように求めている。
- (2)3ハに定める構造に準じた傾斜路その踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機とは、2建築物(2)廊下に詳述されている。
- 車いす使用者用特殊構造昇降機とは、車いす使用者並びに介護者を同乗させ、1m前後の高低差を昇降する機器である。現在、数社で市販されている。
- この昇降機は、手動式と電動式があるが、できれば電動式とすることが望ましい。
- 傾斜路の幅員は120cm以上とされているが、踊場で車いすの方向転換ができるように、135cm以上とすることが望ましい。この場合の踊場の奥行き方向の長さは、160cm以上とする。
- 勾配は1/12を超えないよう規定されているが、不特定多数が利用する公共交通機関の施設では、余裕をもって1/15～1/20とすることが望ましい。
- 傾斜路の床面の色を廊下等と明度差を大きくして区別するのは、床面に勾配が付いていることを視覚的に認識させ、事故を未然に防ぐためである。

図2-a 敷地内通路の例

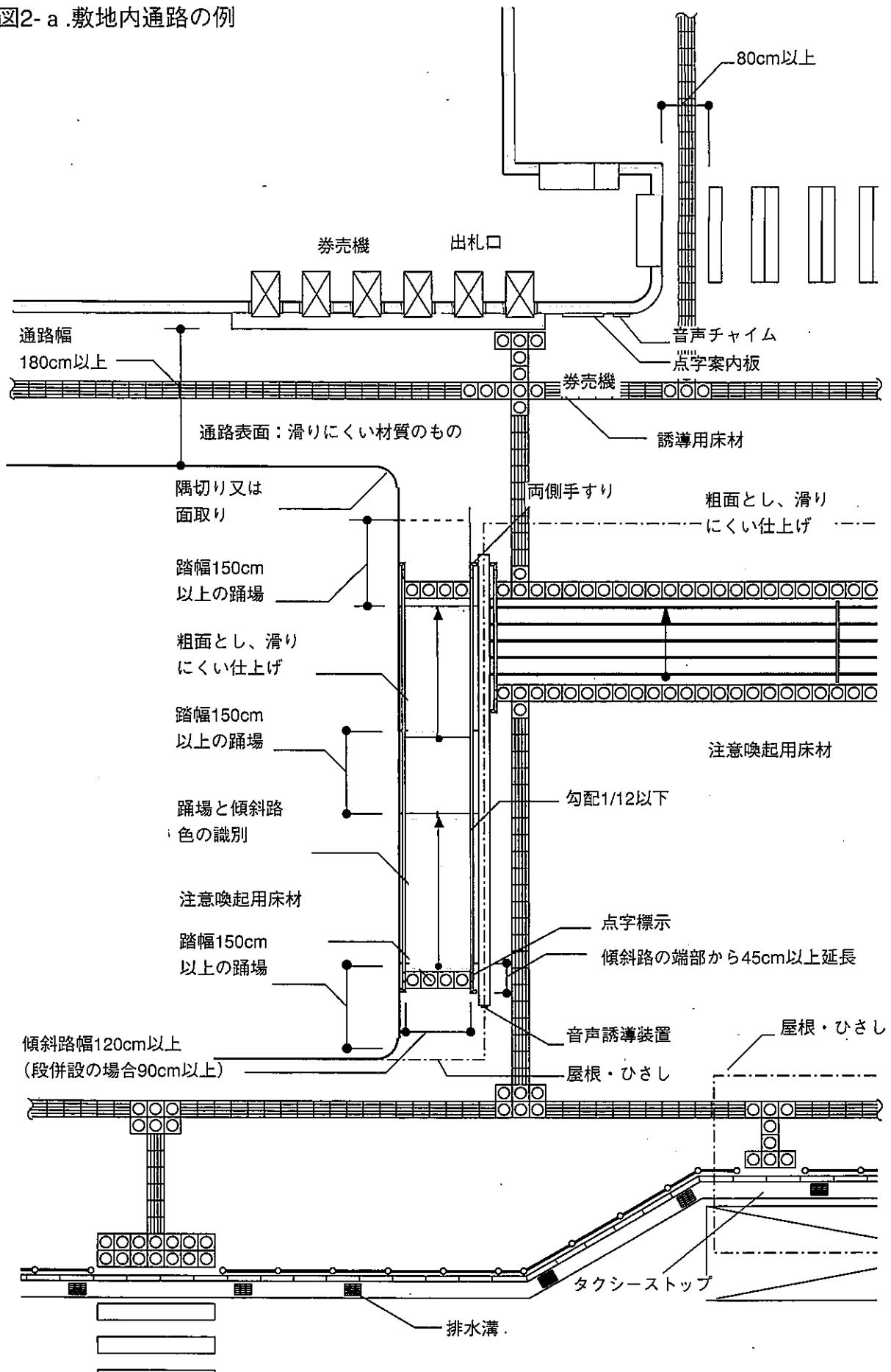


図2-b .通路等

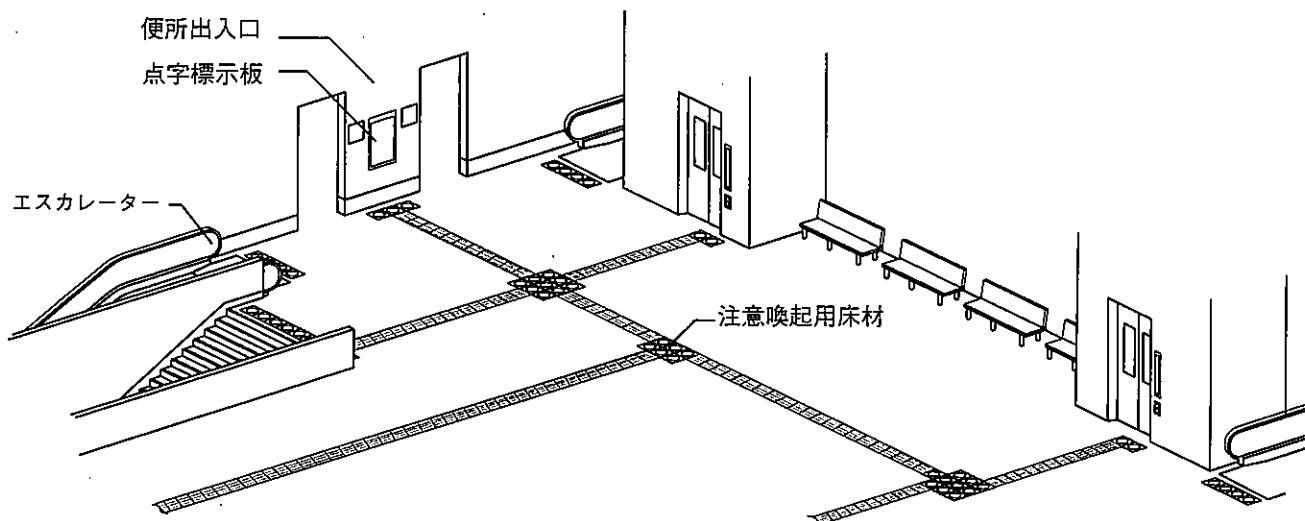


図2-c .通路等平面例

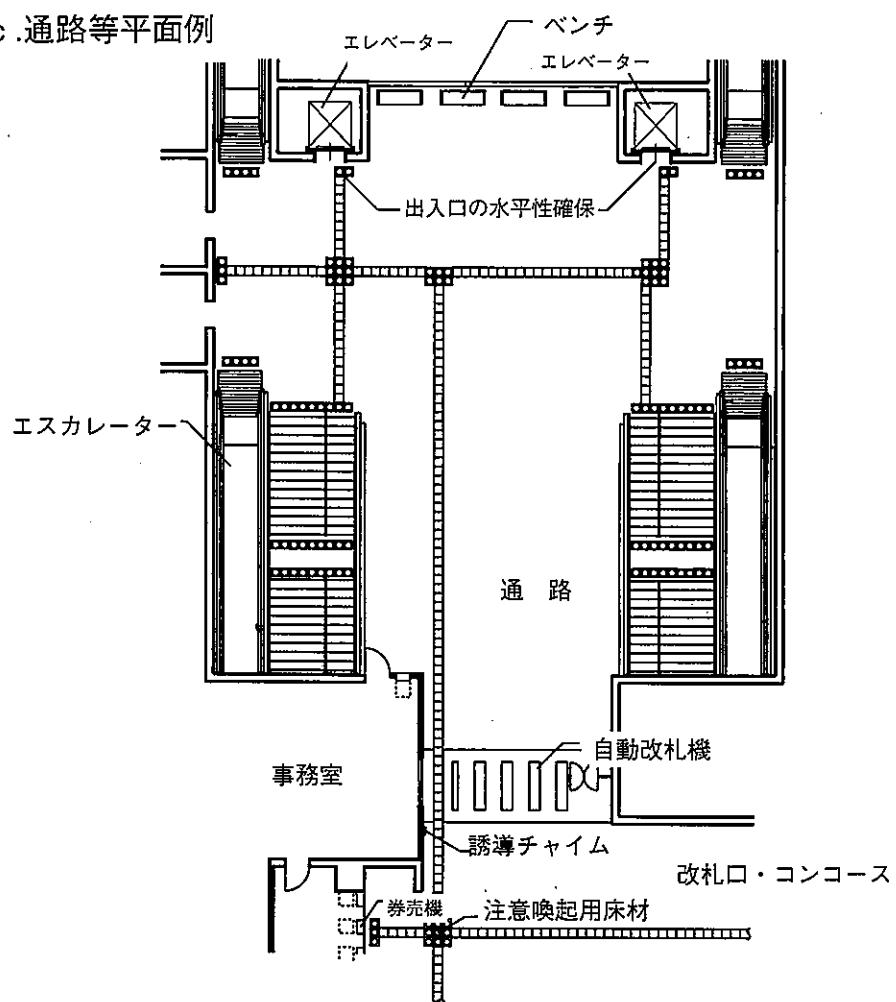


図2-d.曲がり角の処理

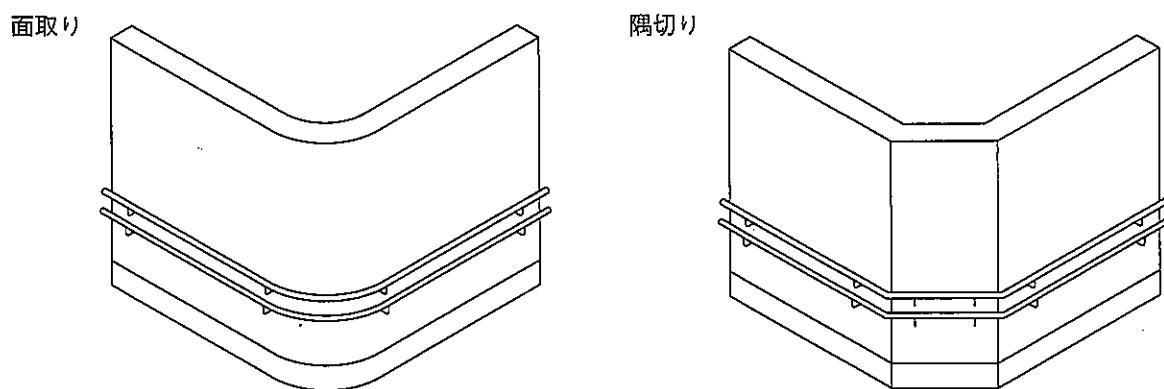


図2-e.突出部分がある場合の手すり設置例

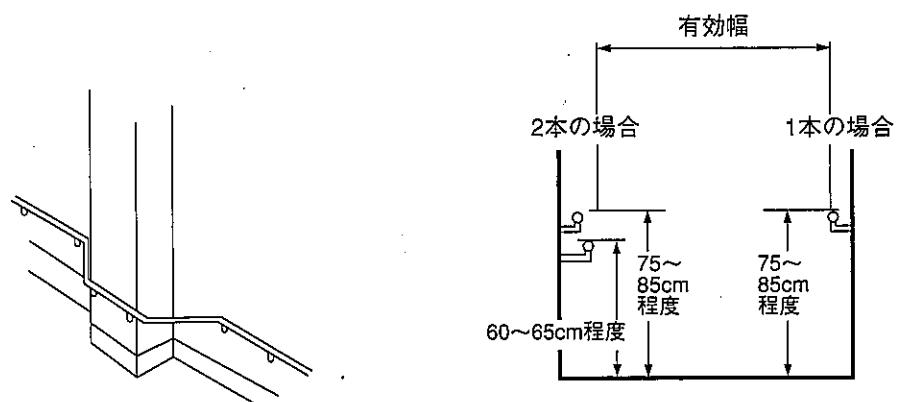
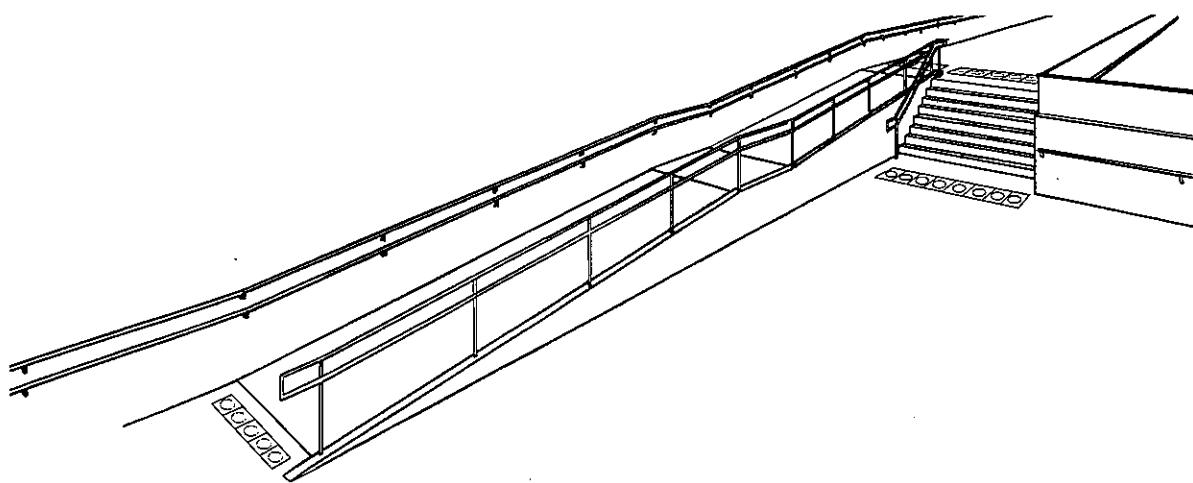


図2-f.スロープ設置例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

不特定多数の県民が利用する階段であり、しかも混雑が一時的に予測される交通機関の階段は、安全性を最大限に確保しなければならない。

そのためには、踏面とけあげの寸法、手すりの設置はもとより、仕上げ材、色彩等細部にわたる配慮が求められる。

整備基準

- 利用者の利用に供する階段は第1号(3)に定める構造に準じたものとすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 第1号(3)の内容は、「両側に手すりを設けること」、「主たる階段には回り段を設けないこと、ただし、建築物の構造上回り段を設けないとする構造が困難な場合はこの限りではない」、「表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること」、「踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとすること等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること」、「階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には注意喚起用床材を敷設すること」と記されている。
- 両側に設置する手すりは、冬季であっても利用しやすい材料とする。表面が金属製の手すりは、不向きである。
- 不特定多数が利用することを考慮し、高低2種類（床からの高さは65cm程度のものと85cm程度のもの）の手すりを設置する。上部の手すりは、手のくるぶしを壁面にこすらないよう壁面から4cm程度離すこととし、下部の手すりは、手すり直徑の半分程度さらに壁面から離すほうが握りやすい。
- 回り階段は、踏面の寸法が異なるので危険である。
- 回り階段についてのただし書きがあるが、不特定多数の県民が利用し、混雑が予想される交通機関では主たる階段に限らず乗降客が利用する全ての階段は、回り階段とするべきではない。
- 安全に昇降するためには、段をはっきりと識別できるように、けあげと踏面の明度を変える。
- 「つまずきにくい構造」とは、ノンスリップが大きすぎないことを意味している。通常、駅舎では階段の床材は耐久性の高い石貼りとなるが、この場合は段鼻を彫り込むことによってノンスリップとするのがよい。
- 階段の上端と下端に貼付する注意喚起用床材は、参考図のように仕上げる。

図3-a 階段の例

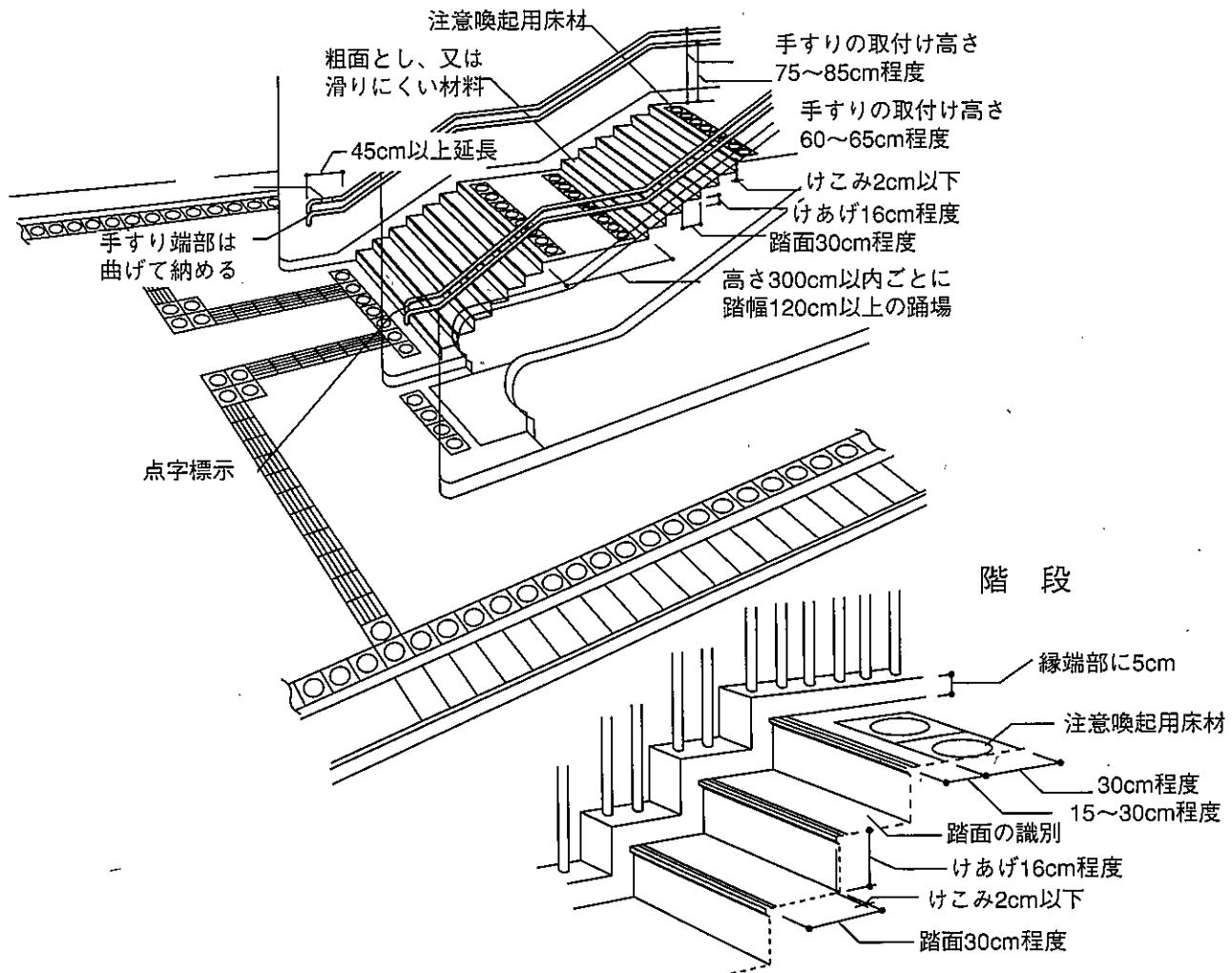
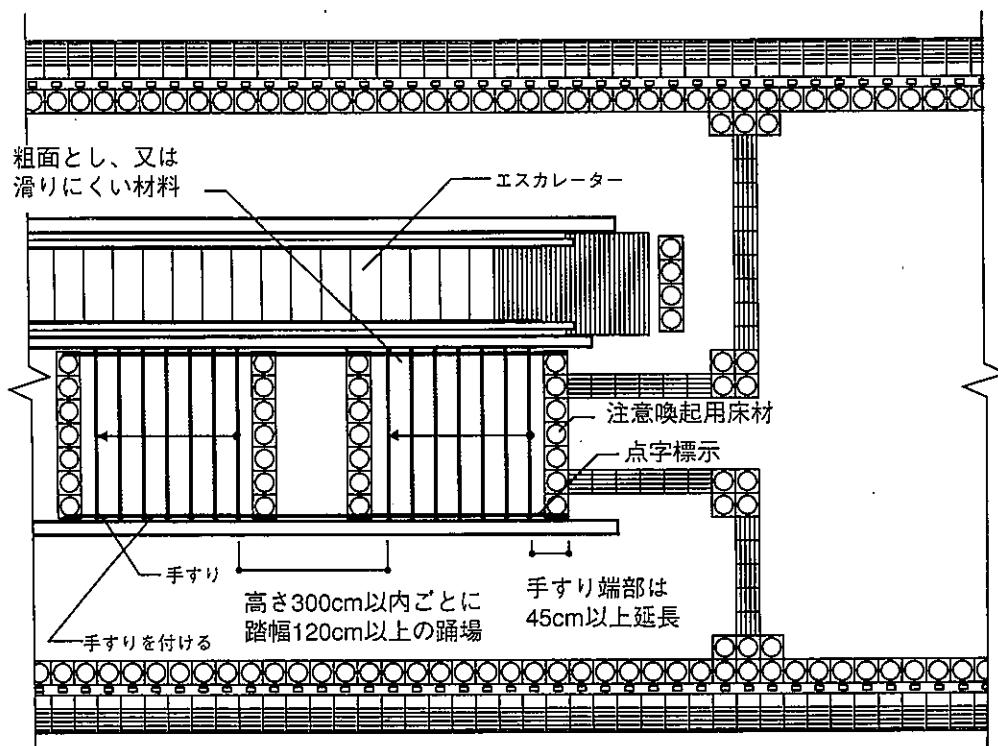


図3-b 階段平面の例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

不特定多数が利用する駅舎では、運輸省通達※によってエレベーターの設置が指導されている。しかし、これとは別に、高齢者や障害者関連施設があつて関係者の利用が多い駅舎等の公共交通機関の施設においても、エレベーターの設置が求められているし、高齢社会に備えて、新駅舎等では計画段階でエレベーターの設置場所を検討しておくことが望ましい。

また、最近、駅舎用に直角2方向出口エレベーターが開発されたので、このエレベーター設置も考慮に入れるのがよい。

整備基準

- 前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の公共交通機関の(1)に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5m以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1号(4)1から7までに定める構造のエレベータを設けること。

解説（望ましい基準を含む）

※上記の運輸省通達に準拠した本県条例により設置される第1号(4)1から7によるエレベーターの構造について、公共交通機関に設置する視点から検討をする。

- 1と2の寸法によるかごの幅は135cmとなる。すなわち、135cm四方では車いすが回転できない（車いすの回転には少なくとも150cm四方又は135cm×160cmが必要である）。したがって、示されている考え方は実効性がない。また、奥行き135cmでは介護者が後ろに立ったとき、第三者がエレベーターに乗ることができないようなぎりぎりの寸法である。
- 公共交通機関での不特定多数の乗降客が利用するエレベーターであるならば、車いすがかご内で回転できるような大きさとする。
- かごの入り口幅が80cm以上となっているのは、車いす並びに電動車いすのJIS規格による幅が70cmに規定されていることから、最低限の寸法として出されたものである。
- 車いす使用者が利用しやすい制御板の位置とは、かご内ではかご奥行きの中央付近又はかご出入り口付近で、かつ車いす使用者の肩の高さより若干低めの高さとする。
- 上肢に障害があるためにエレベーターの操作ボタンを押せない障害のために、足下に電動車いすのフットレストで押せる位置に、操作盤を設置する方法がある。

なお、直角2方向出口エレベーターが開発されており、これを利用すると、コンコースにおけるエレベーターの出入口向きを考慮した設置で、鉄道ホームからの規制が少なくなる。

※ 「鉄道におけるエレベーターの整備基準
(平成8年5月運輸省鉄道局長通達)」
なお、エスカレーターについても
「鉄道におけるエスカレーターの整備基準(改訂)
(平成8年5月運輸省鉄道局長通達)」
が出されている。

図4-a エレベーターと視覚障害者用床材の配置例

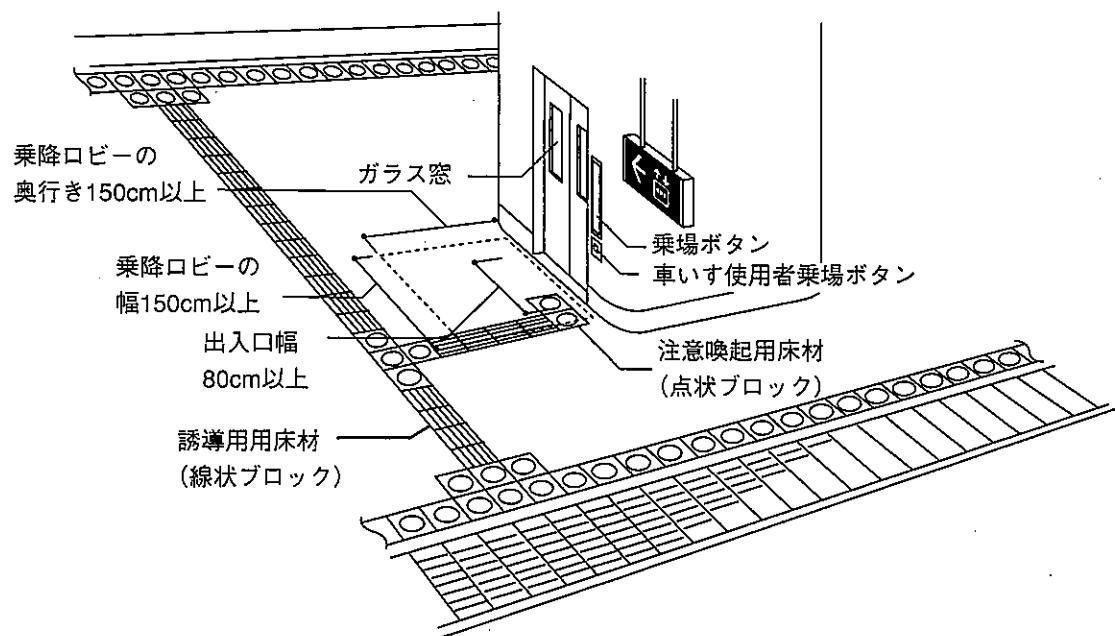


図4-b エレベーターと視覚障害者用床材の平面配置例

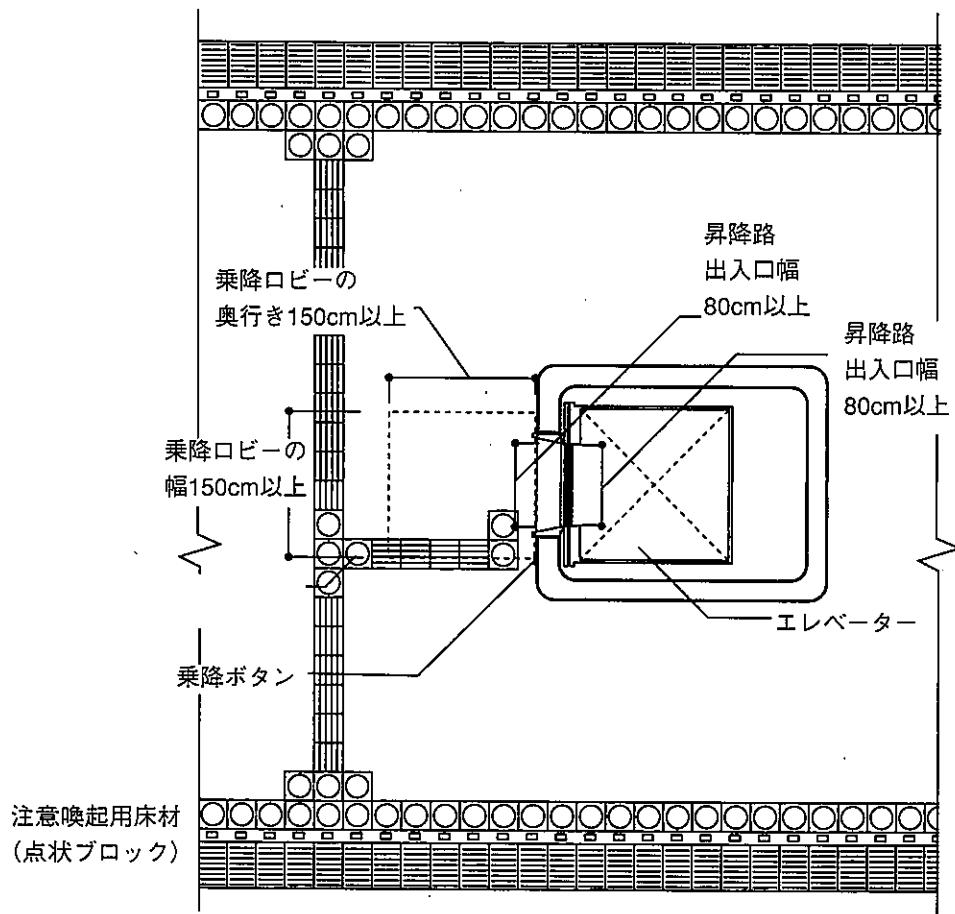


図4-c.エレベーターと階段の配置例

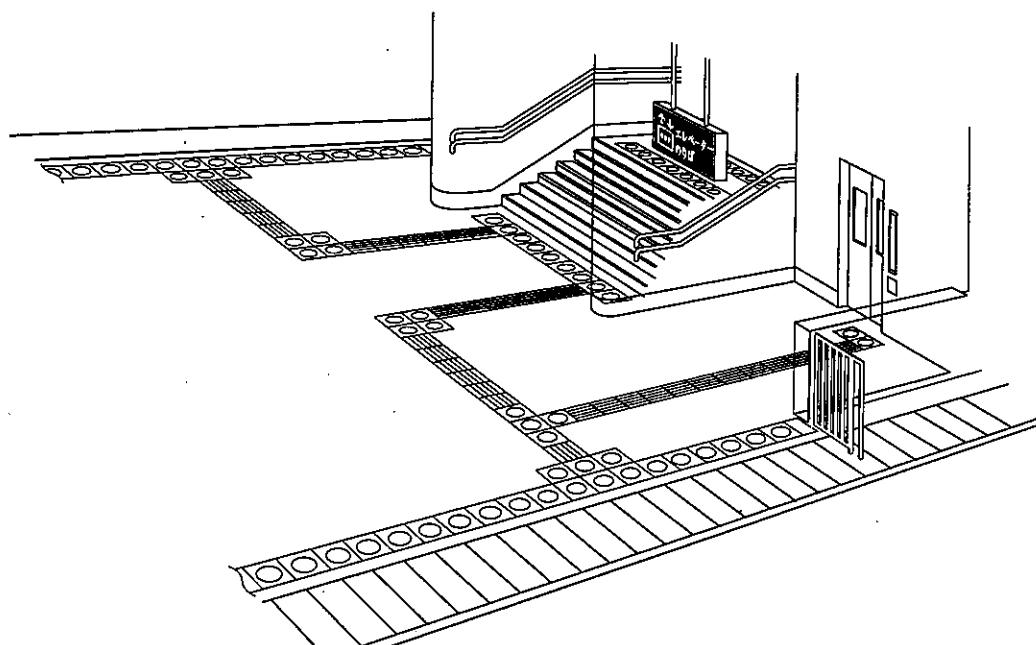


図4-d.エレベーターかご

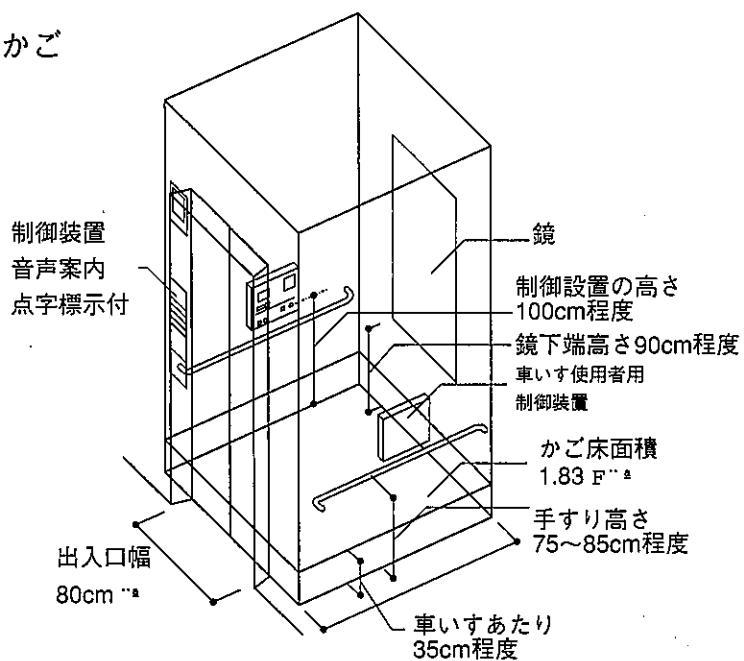


図4-e.車いす使用者用制御装置の例

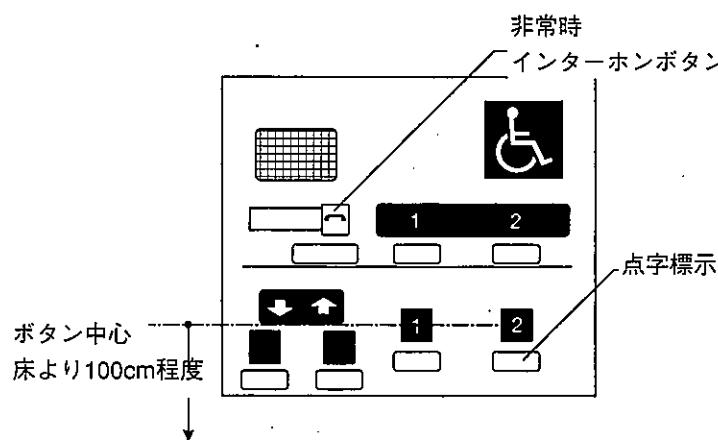
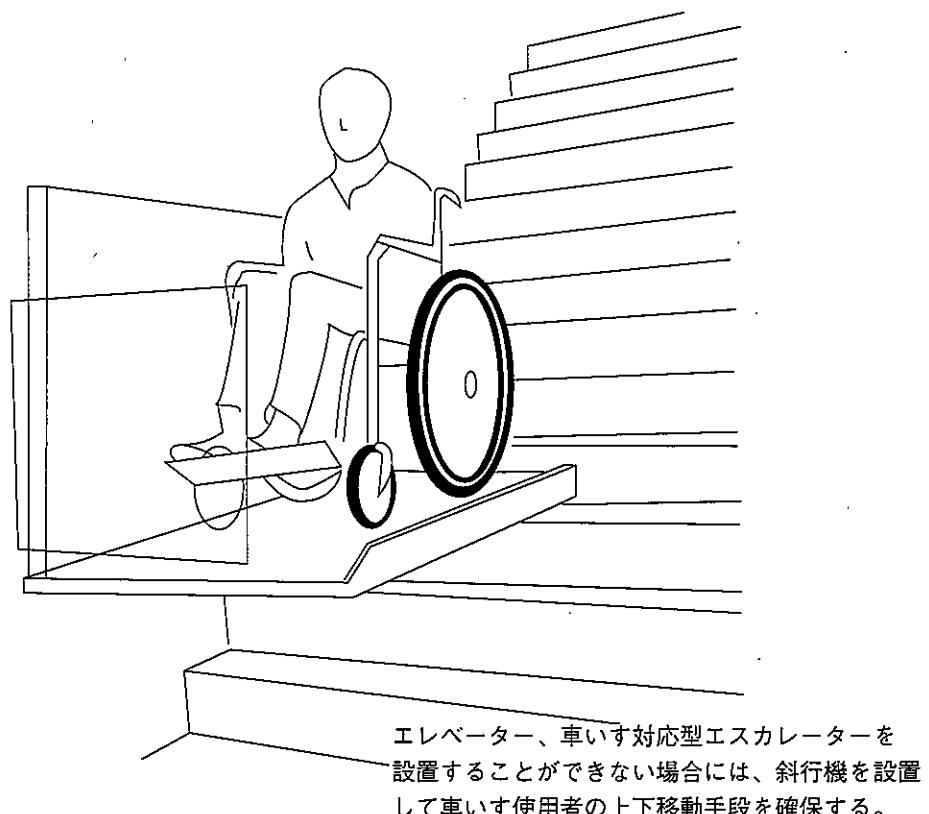


図4-f 車いす対応エスカレーターの例



図4-g 斜行機の例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

本項は、交通機関の中でも、鉄道のホームを念頭に置いて定められている。現在、運輸省等4省庁による交通バリアフリー法案が国会に提出中であるので、詳述は避けることとし、本項では、平成6年3月に運輸省が発行した「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者のための施設整備ガイドライン」に準拠することとする。

いずれにしても、乗降場からの転落を防ぐための配慮はいかにあるべきかが、最大の配慮点であることは間違いない。

整備基準

- 利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。

〈表面の仕上げ〉

- 1 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

〈安全性の確保〉

- 2 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。

〈注意喚起用床材〉

- 3 縁端には、注意喚起用床材を敷設すること。

解説（望ましい基準を含む）

- 高齢者が転倒すると骨折につながりやすく、歩行困難者が転倒すると、立ち上げることが非常に困難となる。転倒しないように段差を除去することはもちろんのこと、滑りにくい床仕上げにすることが非常に重要である。
- 視覚障害者が、ホームの端部であることに気づかず誤って転落をすることを防ぐための柵である。
- 視覚障害者が、ホームの縁端であることに気づかず誤って転落をすることを防ぐための注意喚起用床材である。
- 注意喚起用床材は、またいで越えてしまわないような幅とする。
- 縁端は、その他の部分と色を変えて、縁端であることを視覚的に訴える方が効果的である。

図5-a.ホームの整備例

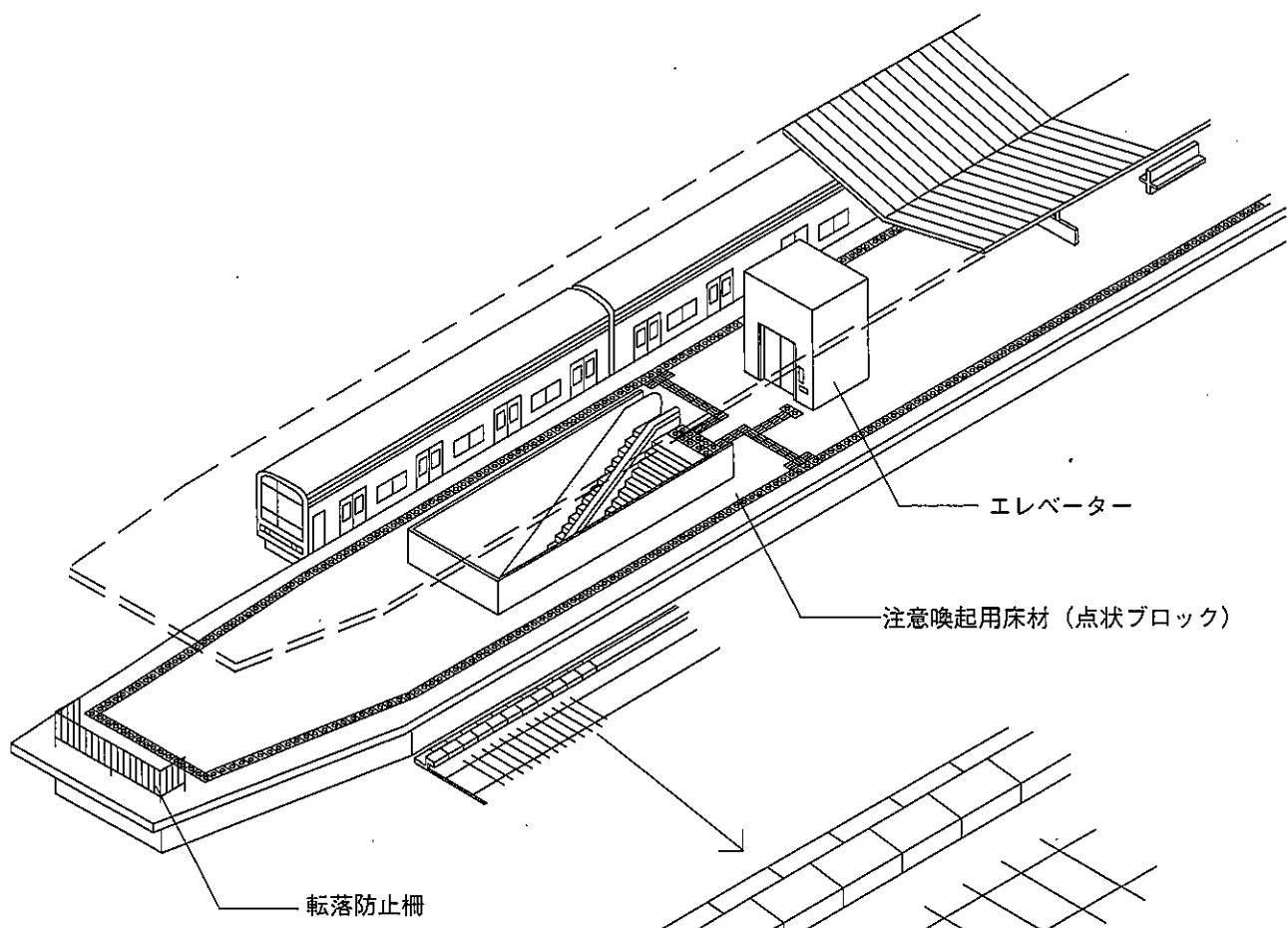


図5-b.ホーム縁端の敷設例

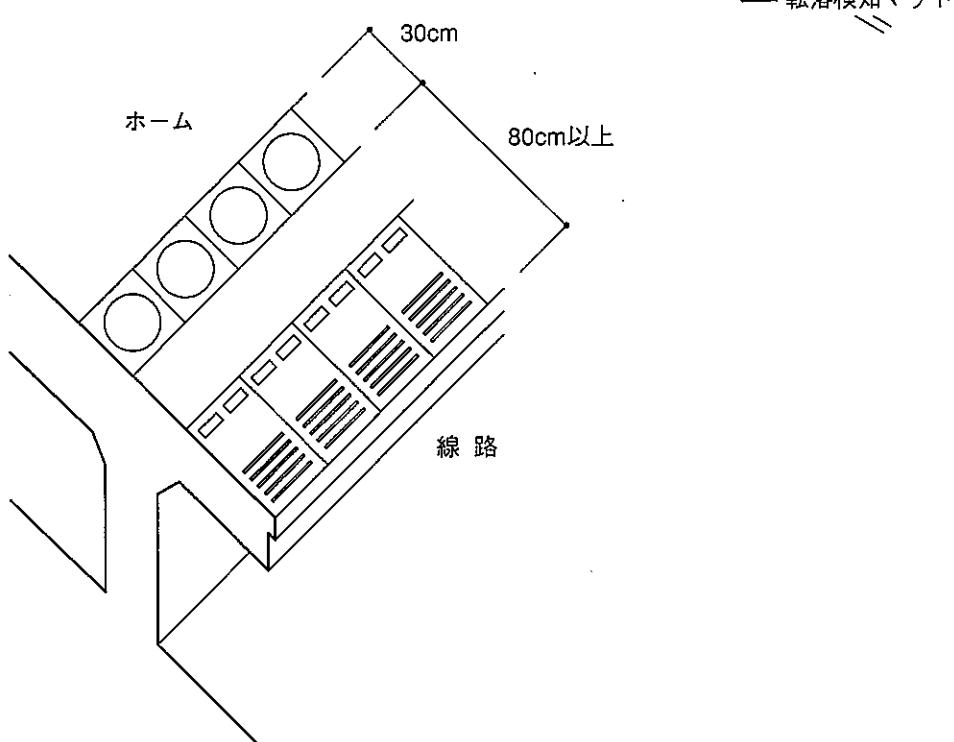


図5-c.乗降場の例

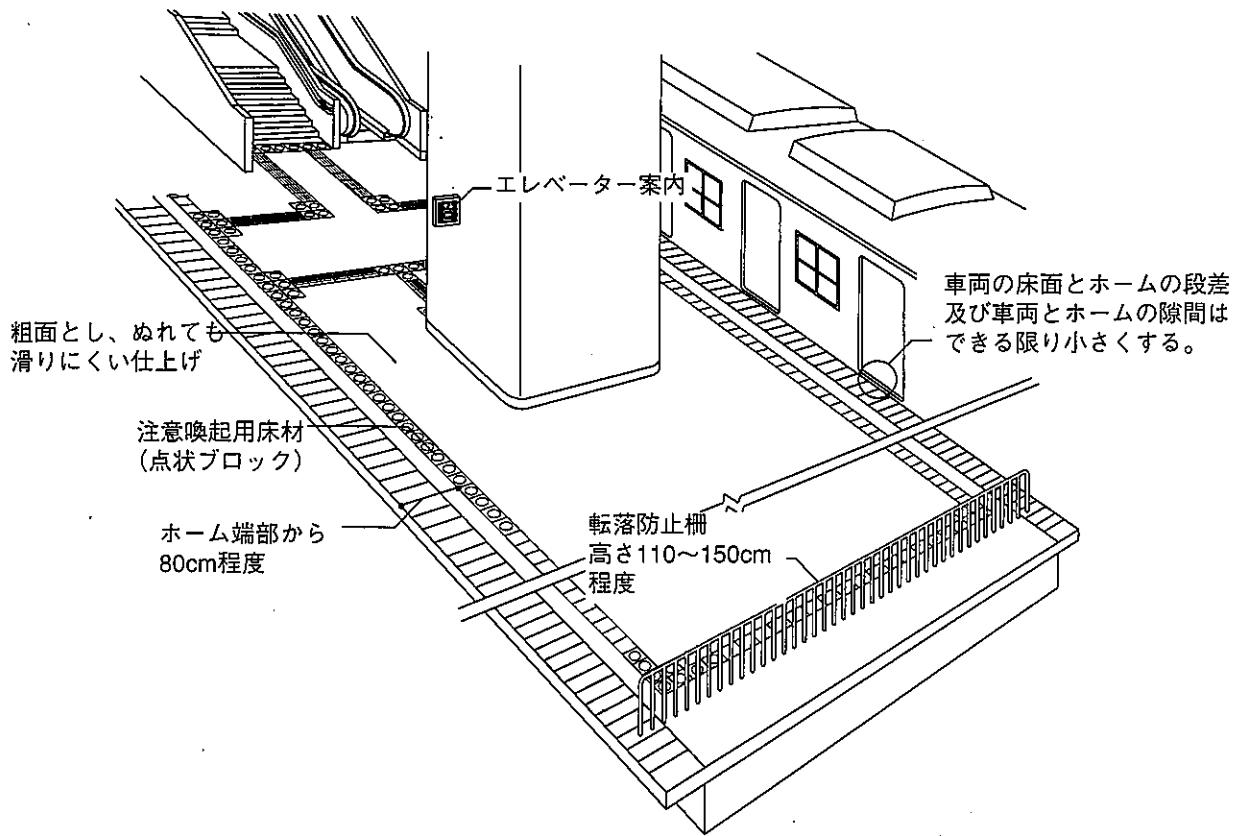


図5-d.乗降場の平面例

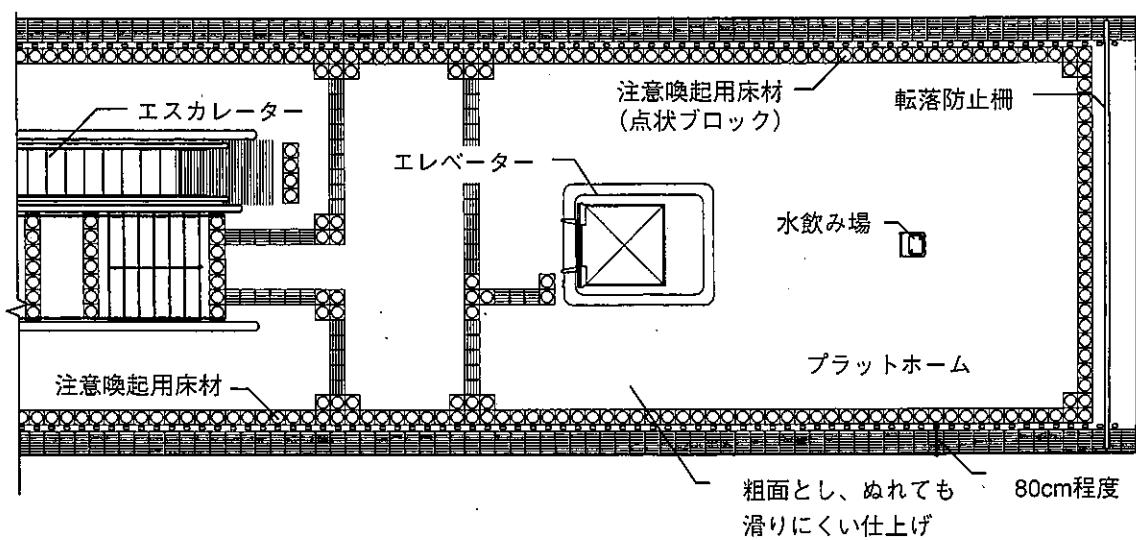


図5-e. プラットホーム例

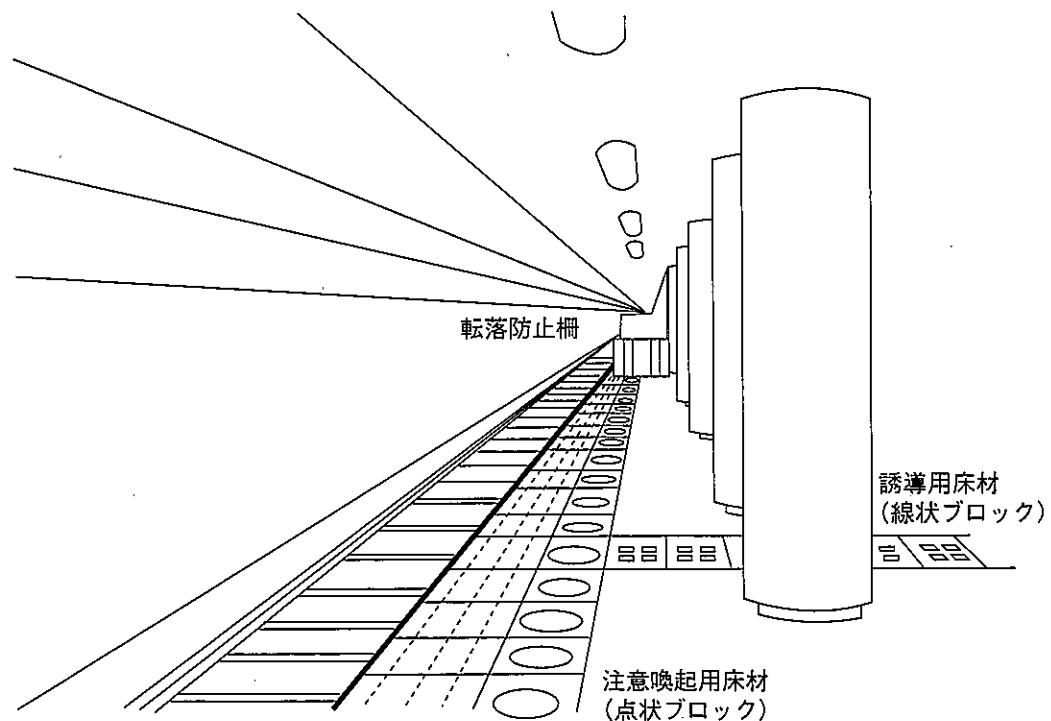
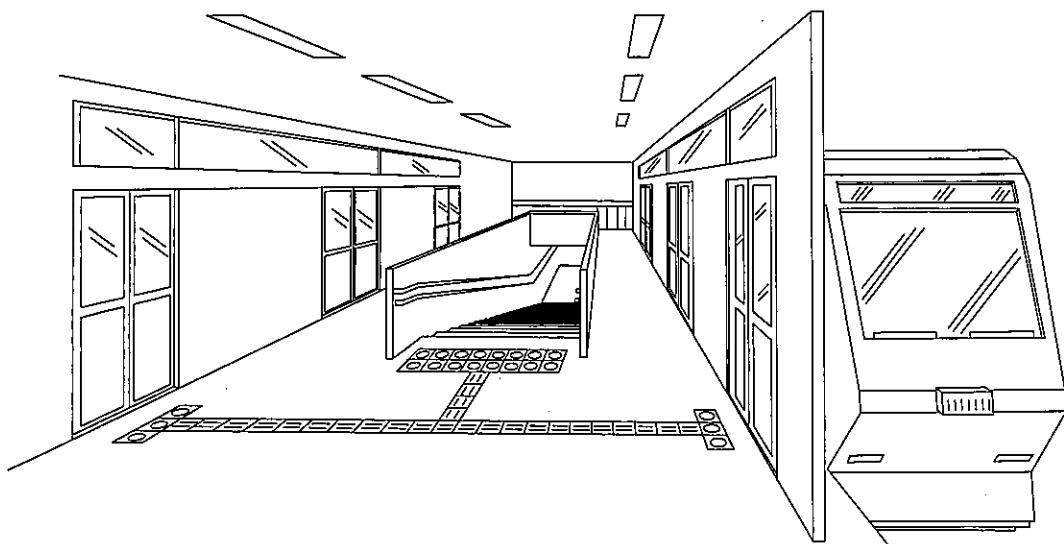


図5-f. ホームドアの整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

公共交通機関の施設内に設置する場合の便所に対する特段の配慮はない。基本に忠実に設置することが最も重要である。

整備基準**解説（望ましい基準を含む）****〈車いす対応便房の構造〉**

- 1 利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第1号(5)1に定める構造に準じたものとすること。

〈2 建築物(5)便所参照。〉**〈男子用小便器の構造〉**

- 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第1号(5)2に定める構造に準じたものとすること。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者にとって、広い構内を円滑に移動し、利用するのはなかなか困難である。そのために、自分がどこにいるのか、自分たちの行き先はどこかがよくわかるように、情報をきめ細かく提供しなければならない。

また、非常時が発生した時や非日常的な運行状況になった時には、いち早く情報を提供しなければならないが、特に視覚障害者や聴覚障害者にはわかりやすい方法や手段で情報を提供する。

整備基準**解説（望ましい基準を含む）**

- 案内標示を設ける場合においては、第1号(14)に定める構造に準じたものとすること。

- 第1号(14)には、「主要な案内表示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとすること」と記されている。
- ここでいう「主要な案内表示」とは、改札口、駅長室、エレベーター、便所、券売機の場所等、利用者が公共機関を円滑に利用するに必要なあらゆる利用施設の場所をいう。
- 駅名や時刻表を高い位置に掲示するのは多くの利用者にとって必要であるが、視力の低下によってこれを理解できない利用者に対して、手元でも見えるような標示を行うか、パンフレットを作成して配布する。
- 非常時又は非日常時の状況が発生したときの状況を視覚障害者や聴覚障害者に知らせるために聴覚や視覚による情報を提供する設備（アナウンス、電光掲示板や黒板に板書）を設置する。

〈その他の案内装置〉

- 触知図の設置
- 誘導鈴の設置
- 音声誘導装置の設置
- 手すりの案内点字を貼付
- 点字時刻表

図7-a.出入口に面した案内板の例

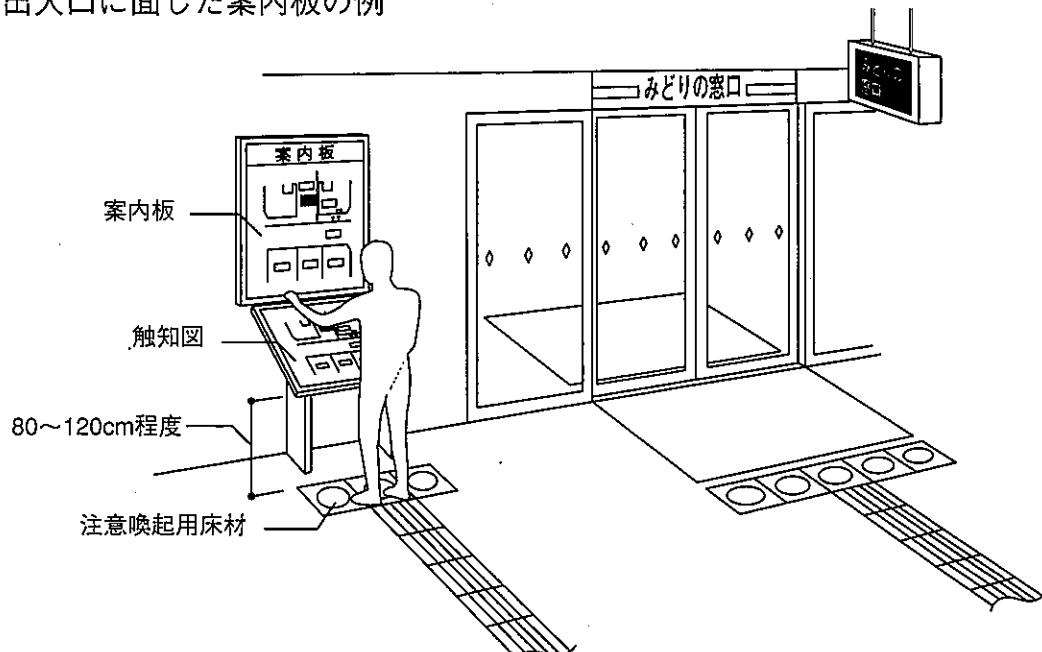


図7-b.誘導チャイムの例

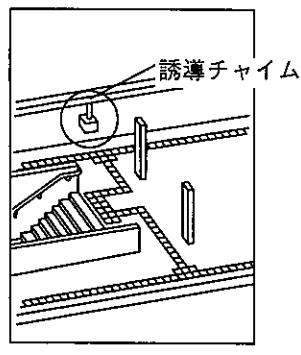


図7-c.音声誘導装置の例

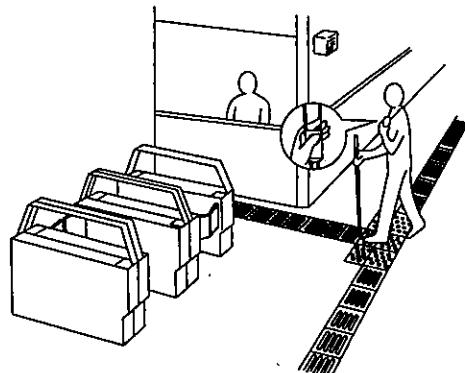


図7-d.音声触知図案内板の例

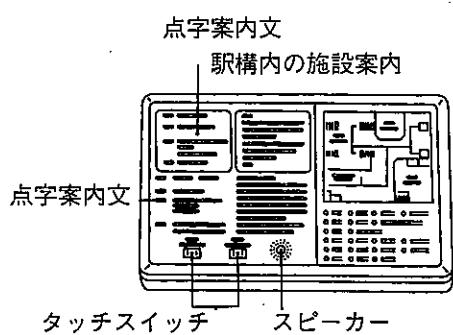


図7-e.点字案内板の例

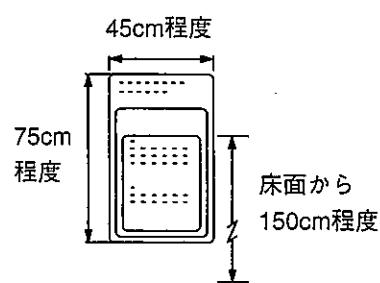


図7-f.手すり点字テープ



図7-g. 案内標示の例

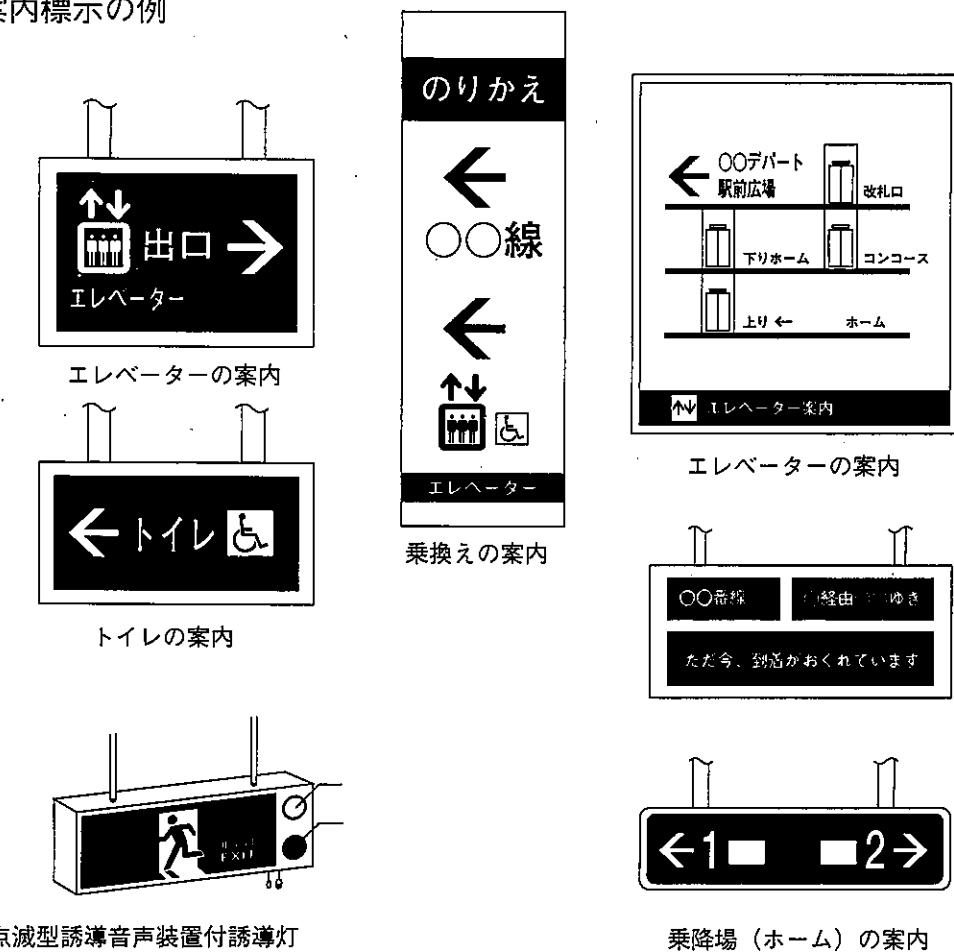


図7-h. 情報提供表示器の例

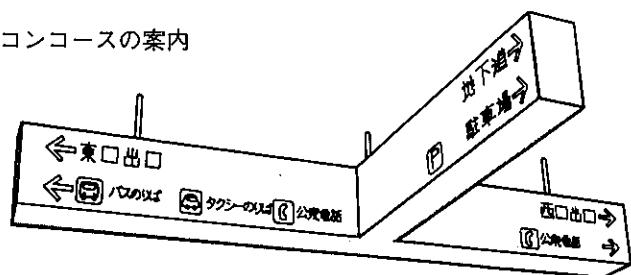
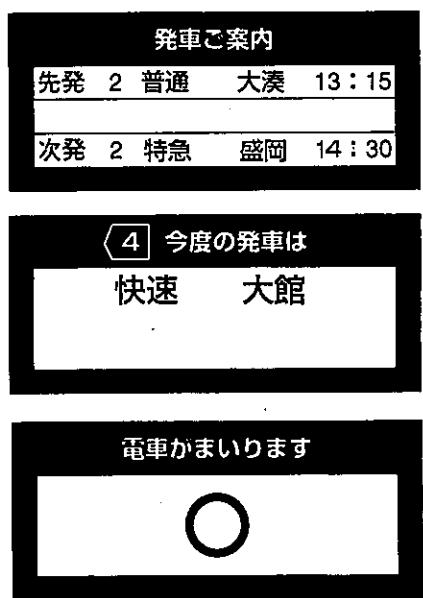
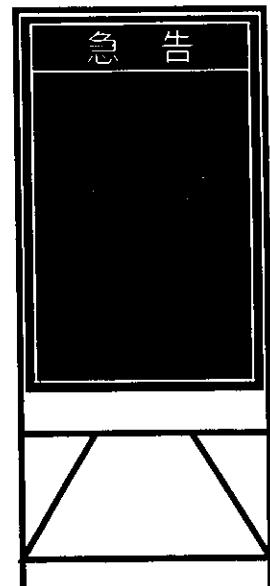


図7-i. 揭示板の例



4.道路

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

歩道、地下道等は移動の動線と連続しており、全ての人々が安全で快適に利用できるように整備されている必要がある。特に移動制約者にも支障のない通行ができるように幅員の確保や路面整備、また、必要に応じて視覚障害者用誘導用床材等の敷設に配慮する。

整備基準

- 歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。

解説（望ましい基準を含む）

参考：平成11年9月建設省道路局

「バリアフリー化に対応した歩道の構造基準」より抜粋

〈歩道等の形式〉

歩道等は、歩道面と車道面又は縁石との関係において以下の形式に分類される。

区画する工作物	歩道等の形式	歩道等面と車道面の関係	歩道等面と縁石天端との関係
・縁石	マウントアップ形式	歩道面等が高い	同一の高さ
	セミフラット形式	歩道面等が高い	歩道面等が低い
柵その他これに類する工作物	フラット形式	同一の高さ	歩道面等が低い

〈縁石で区画された歩道等の形式〉

- 縁石を設置する場合には、その高さは歩行者及び自転車の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して15cmを標準とする。ただし、当該歩道等を設置する一定区間において車両乗入れ部を設けない場合又は交通安全対策上必要な場合には20cmまで、橋又はトンネルの区間においては、当該構造物を保全するために25cmまで高くすることができる。
- 上記の規定において、柵、植樹帯又は並木が連続している等歩行者及び自転車の安全な通行が確保されている場合にあって、雨水の適切な誘導等が確保できる場合には、必要に応じ、縁石の高さは5cmまで低くすることができる。
- 歩道等面の高さは、当該地域の地形、気象、沿道の状況及び交通施設の設置状況等を考慮し、雨水の適切な誘導を勘案して決定するものとする。

図1-a.マウントアップ方式

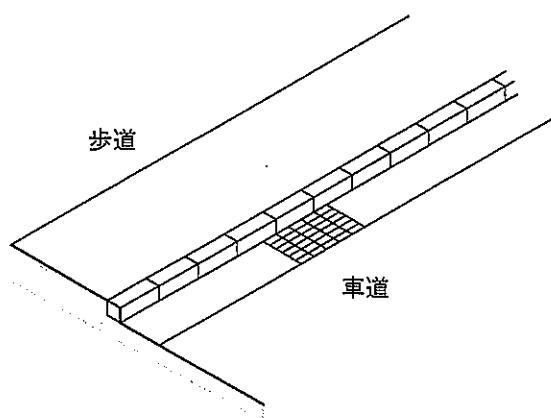


図1-b.植樹帯での分離

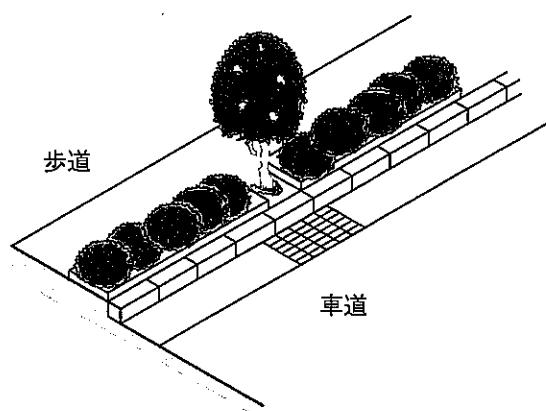


図1-c.ガードパイプでの分離

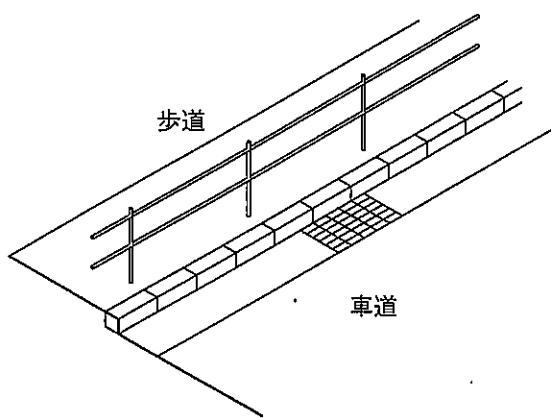


図1-d.フラット方式

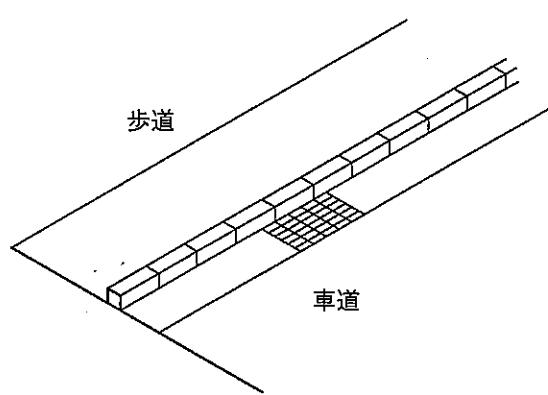
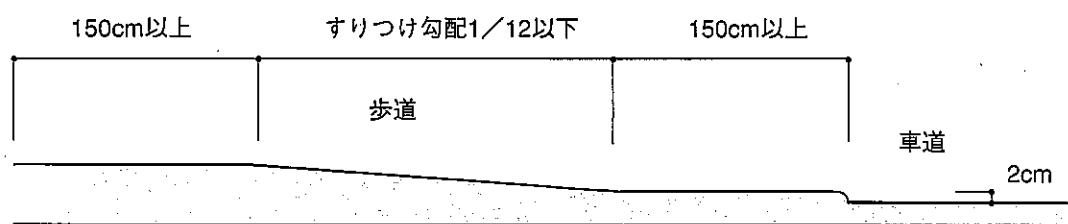


図1-e.段差切り下げ断面



整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<歩道環境の確保>

- 歩道等面に設ける勾配は、地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ない場合を除き、車いす等の安全な通行を考慮して以下を標準とする。
 - ・縦断勾配：5%（1/20）以下（ただし、沿道の状況等により、やむを得ない場合には8%（1/12）以下）
 - ・横断勾配：2%（1/50）以下
 - ・縦断勾配を設ける箇所には横断勾配を設けない。
- 歩道等面には、車いす等の安全な通行を考慮して、原則として100cm以上の平坦部分（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けるものとする。また、当該平坦部分には、道路標識その他の路上施設又は電柱その他の道路占用物件は、やむを得ず設置される場合を除き、原則として設けないこととする。なお、歩道等の幅員が十分確保される場合には、車いすの円滑なすれ違いを考慮して、当該平坦部分を200cm以上確保するよう努めるものとする。
- 横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部若しくは車両乗入れ部において設けられる縦断勾配箇所の間隔が短い場合又は将来沿道の状況より、短くなることが考えられる場合であって、車いす等の通行に支障をきたす恐れがある場合には、排水施設の設置、交通安全対策、民地側とのすりつけ等を勘案し、一定区間において、歩道等面を切下げる等、必要な措置を講ずる。
- 歩道等の整備にあたっては、歩行者及び自転車の快適な通行を考慮して、水はねの防止のための親水性舗装の実施等必要な措置を講ずる。
- バス停車帯又はバス停留所に接続する歩道等においては、乗降する車いすの利便性を考慮して、必要に応じ歩道等面の高さの調整等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 分離帯において車道境界に縁石を設ける場合には、その高さは25m以下とする。

図1-f.幅員の直線部に横断歩道のある場合の切り下げ整備例

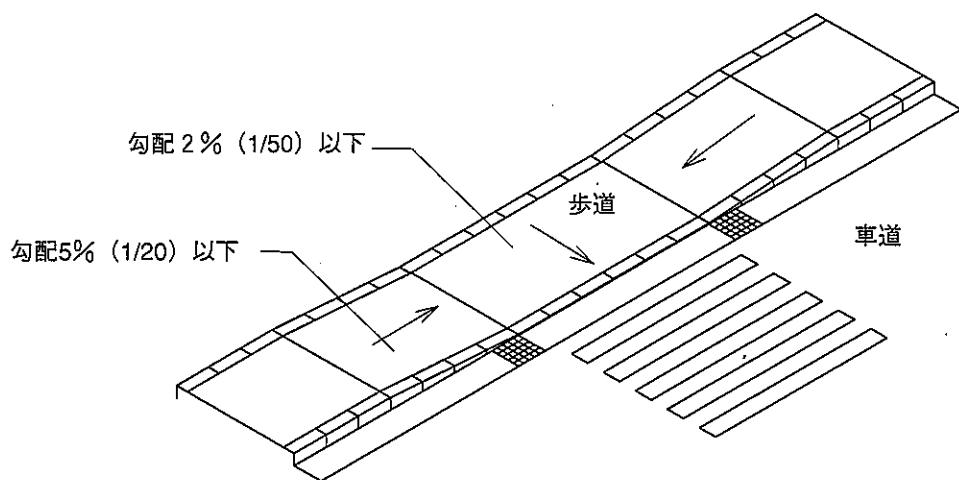
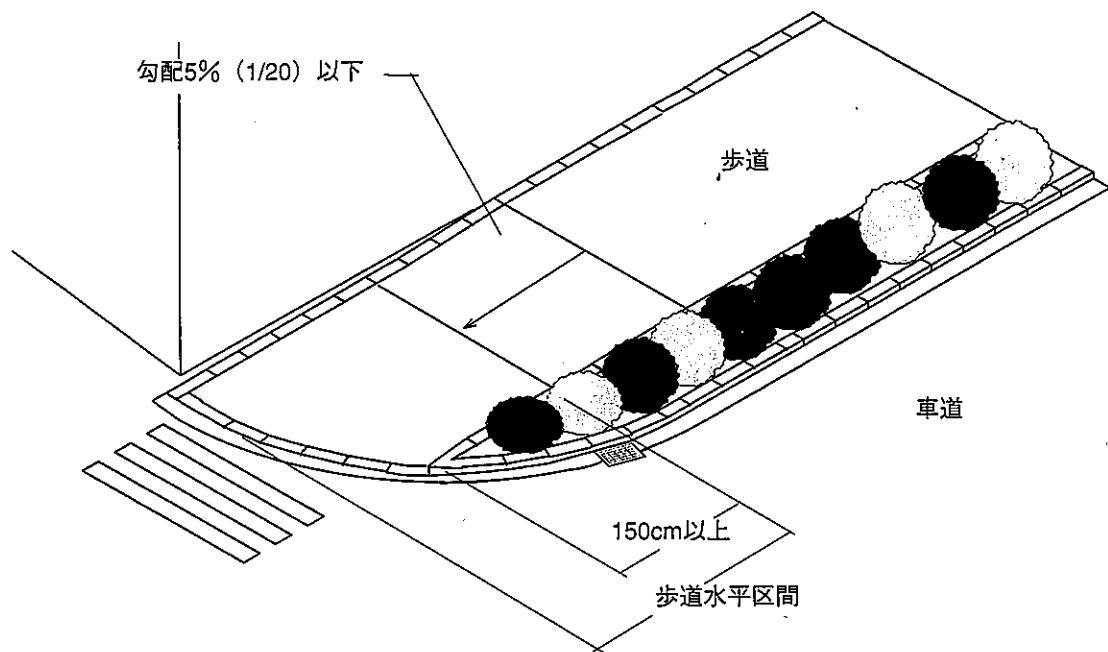


図1-g.切り開き形式の場合の切り下げ整備例（歩道幅員が広い場合）



整備基準

解説（望ましい基準を含む）

〈横断歩道箇所における車道とのすりつけ部の構造〉

- すりつけ部の縦断勾配は、車いす等の安全な通行を考慮して 5 % (1/20) とする。
- ☆ 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況などにより、やむを得ない場合には 8 % (1/12) 以下とする。
- 縦断勾配と段差との間には水平区間を設けることとし、その値は 1.5m 程度とする。
- 車道と歩道の段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して 2 cm とする。
- 横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。
- ☆ 歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は 2 cm とする。
- 歩道等面が低いために強雨時に水のたまる恐れが生ずる箇所では、雨水ますを追加する等、排水に十分配慮するものとする。
- 歩道等の巻込み部又は交差点の歩道屈曲部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面して柵若しくは低木の植込みを設置する。又は縁石を高くする等、必要な措置を講ずるよう配慮する。
- 車道とのすりつけによって、歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮するものとする。

〈車両乗入れ部〉

- 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる場所以外に設けるものとする。
 - ・横断歩道及び前後 5 m 以内の部分
 - ・トンネル、洞門等の前後 50m 以内の部分
 - ・バス停留所、路面電車の停留所（ただし、停留所を表示する標注又は表示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分）
 - ・地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分
 - ・交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。

図1-h. 交差点に横断歩道がある場合の切り下げ整備例

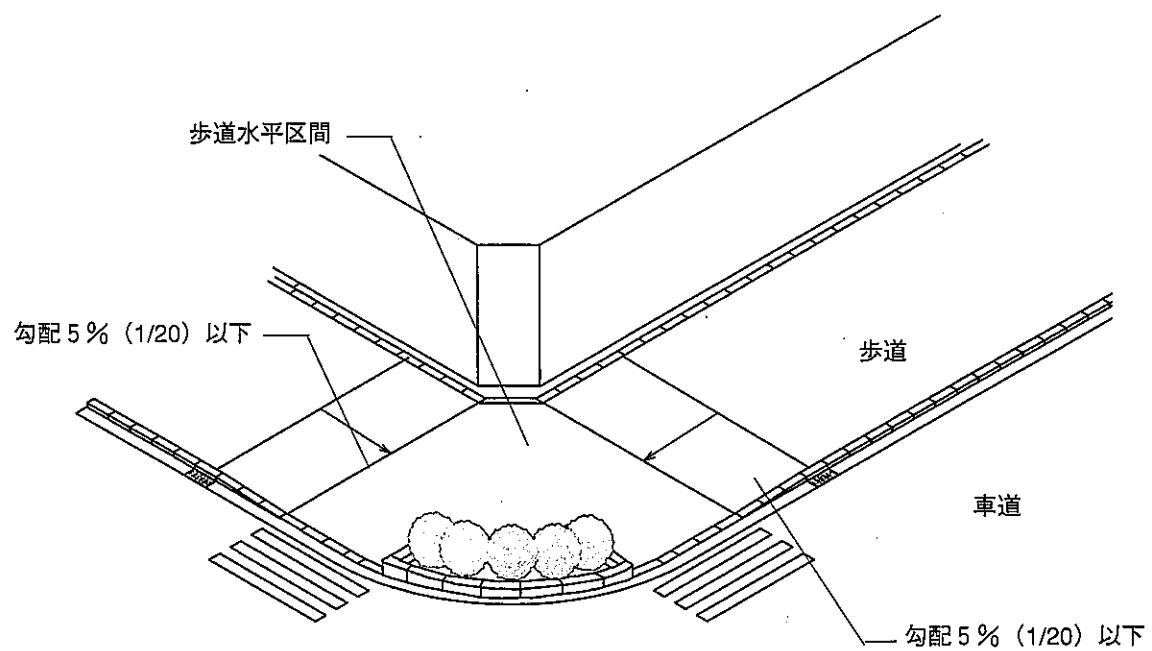
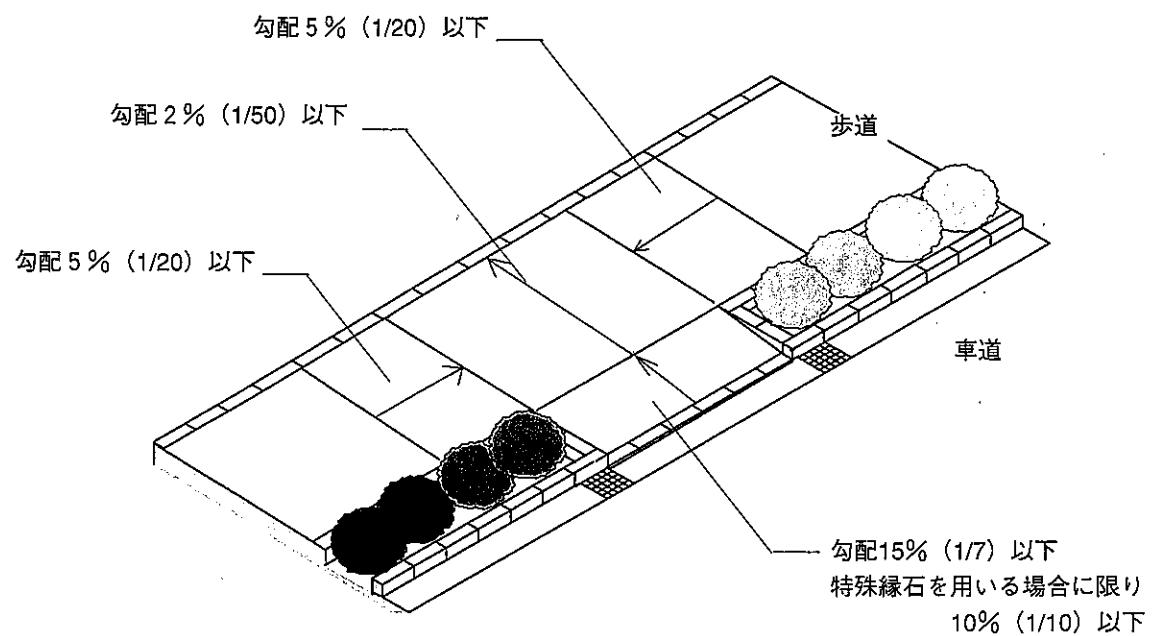


図1-i. 車両乗り入れ部の整備例



整備基準

解説（望ましい基準を含む）

- ・バス停留所の部分／橋の部分
 - ・横断防止柵、ガードレール及び駆止の設置されてある部分
 - ・交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所
- 〈車両乗入れ部の構造〉
- 1.植樹帯等の範囲内ですりつけを行う構造
 - 植樹帯等（路上施設帯を含む）がある場合には、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内でのすりつけを行い、歩道等の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。
 - すりつけ部の横断勾配は15% (1/7) 以下とする。ただし、特殊縁石（歩道等の切り下げ量を少なくすることができる形状を持つ縁石）を用いる場合には10%以下とすることができる。
 - 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮して5cm以下とする。
 - 2.歩道等内においてすりつけを行う構造
 - 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても上記の構造がとれない場合には、歩道等の平坦部分を確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとする。
 - すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。
 - 3.歩道等の全面切下げを行う構造
 - 歩道等の幅員が狭く上記の構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道等、歩道等と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切下げて縦断勾配により、すりつけるものとする。
 - すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況により、やむを得ない場合には8%以下とする。
 - 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5cm以下とする。
 - 路面は粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げかつ、平たんとすること。

図1-j.歩道の有効幅員

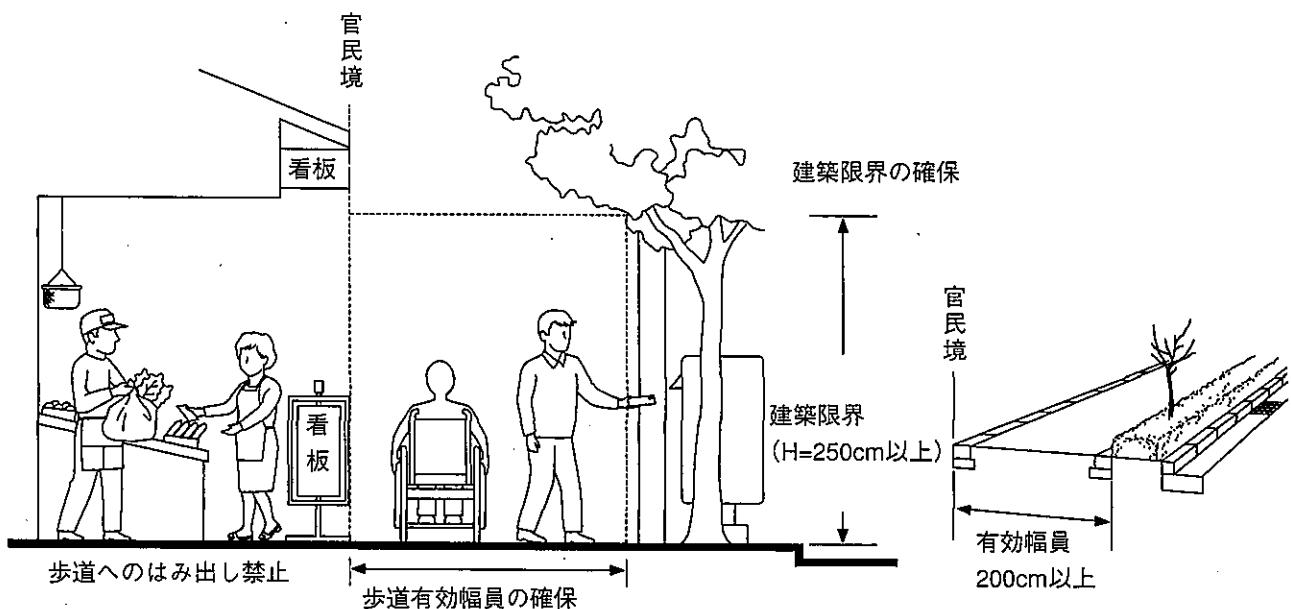
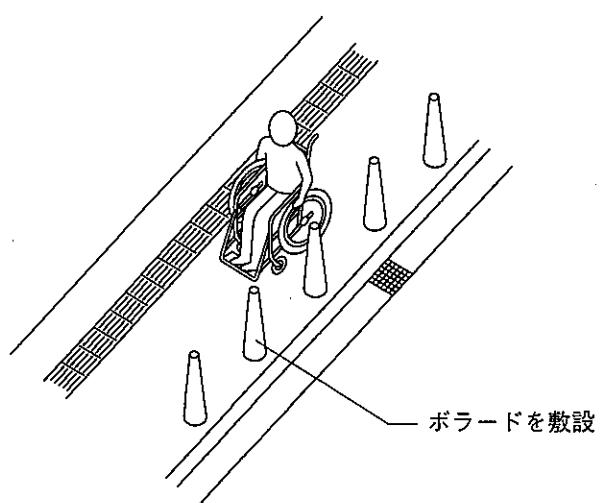


図1-k.歩道への乗り上げ駐車を防ぐ整備例



整備基準**〈路面〉**

- 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

〈幅員〉

- 2 有効幅員は、200cm以上とし、車いす使用者が安全かつ円滑に通過できるものとすること。

〈落下防止〉

- 3 歩道に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

〈勾配〉

- 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとすること。

〈視覚障害者誘導用ブロック〉

- 5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他）の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下「誘導用ブロック」という。）及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下「注意喚起用ブロック」という。）を敷設すること。

解説（望ましい基準を含む）

- より多くの歩行者が利用する歩道では、積雪について配慮することが望ましい。
 - 有効幅員200cmは、車いす同士がすれ違いに要する幅である。
☆ 200cm以上確保することが困難な箇所等、やむを得ない場合には、車いすが回転できるスペースとして、要所に150cm以上の幅員を確保する。
 - つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とは、穴の大きさが円形の場合には直径が1.5cm以下、格子型の場合には長さ10cm、幅1cm以下のピッチのものをいう。
 - すりつけ勾配は、5%（1/20）以下の車いす使用者が昇降できる勾配とし、歩行者の通行動作の方向と一致させる。
 - 敷設場所は、平面的に車両と交差する交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道とする。特に、市町村役所（場）、広域的な総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には、誘導用ブロックを連続して敷設する。
 - 誘導用ブロックが識別しやすいように、周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部には段差が生じないように施工する。
 - 歩道に連続して敷設する場合には、歩道の中央部に敷設し、かつ境界部から通行の支障とならない距離を確保する。
 - 危険を知らせる箇所（交差点、横断歩道の直前）は黄色とする。また、その他の場所も原則として黄色とする。
 - 材質は、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすい。また弱視者等への視認性に欠けるので使用は避けたい。
- 《1共通事項(5)視覚障害者誘導用床材参照》

図1-l.直線的に横断歩道がある場合の敷設例

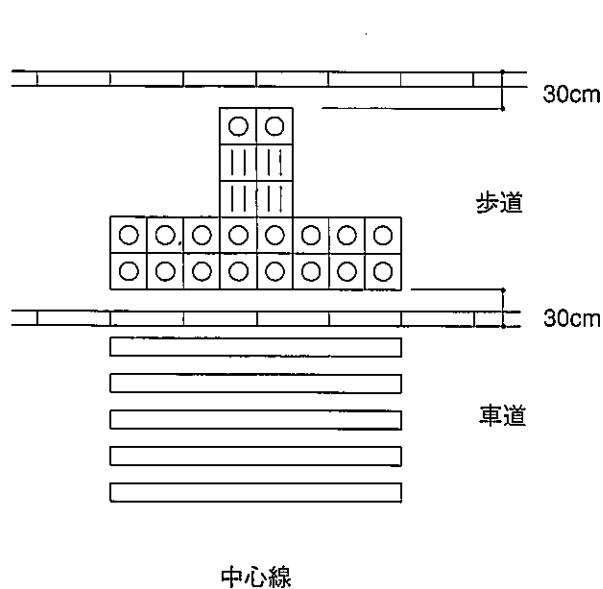


図1-m.巻込み部に横断歩道がある場合の敷設例

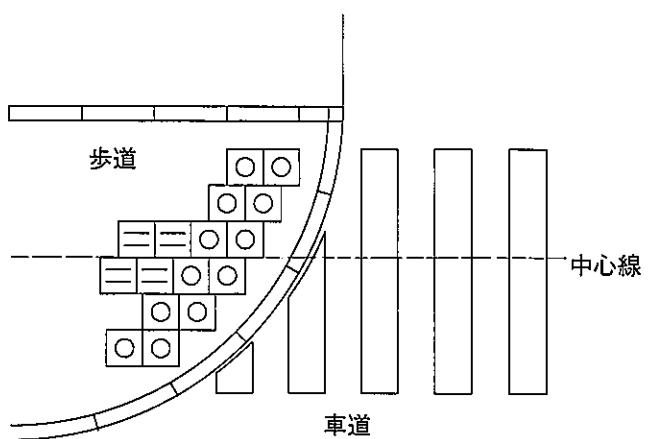


図1-n.2方向に横断歩道がある場合の敷設例 図1-o.横断歩道が近接している場合の敷設例

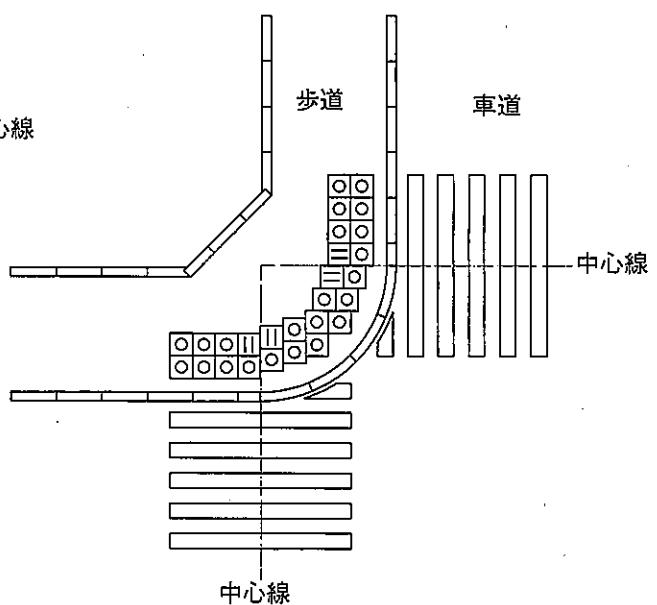
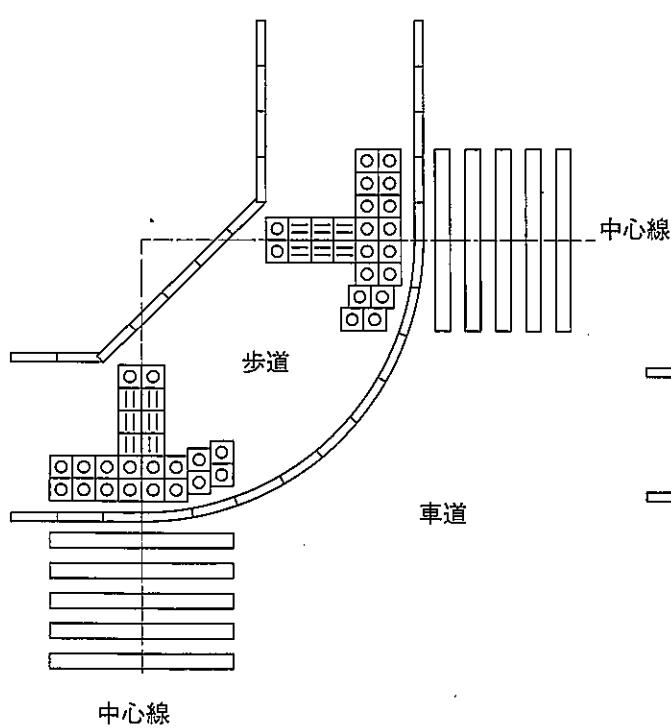


図1-p.障害物回避の敷設例

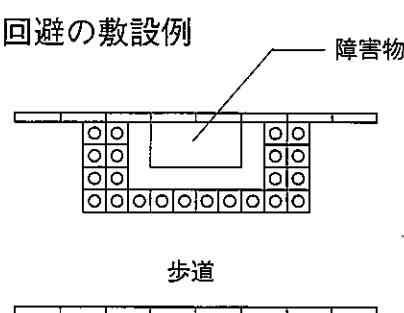
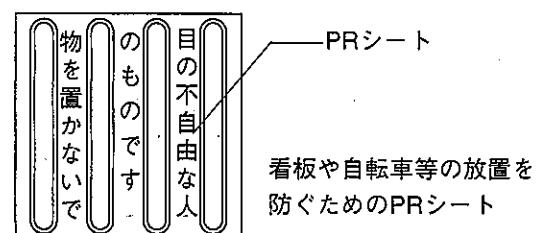


図1-q.障害物回避の敷設例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

立体横断施設は安全を確保するための施設であり、高齢者、障害者にとっては利用しにくい施設である。交通安全上、やむを得ず設置することもあるが、その場合には立体横断施設が高齢者等にも安全かつ円滑に利用できるように配慮することが必要である。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

- 立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。

<幅員>

- 1 横断歩道橋の幅員は120cm以上、地下横断歩道の幅員は170cm以上とすること。

<仕上げ>

- 2 表面は粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

<階段>

- 3 階段には、回り段を設けないこと。

<手すり>

- 4 階段、傾斜路及び踊場の両側には手すりを設けること。

<視覚障害者用誘導床材>

- 5 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。

その他

<屋根、消融雪装置>

<横断歩道橋>

- 横断歩道橋の幅員は、やむを得ない場合を除き150cm以上とする。
- 自転車、ペビーカー、車いす使用者等の利用を考慮する場合の幅員は原則として300cm以上とする。

<地下横断歩道>

- 斜路の幅員は、やむを得ない場合を除き220cm以上とする。
- 斜路付階段は、やむを得ない場合を除き230cm以上とする。
- 高齢者、視覚障害者、自転車走行者が利用しやすい構造とする。階段の勾配は途中で変えてはならない。

- 高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性を配慮し、回り段を設けない。
- 踊場の幅員は直通階段の場合、120cm以上とする。その他の場合は階段の幅員以上とする。
- けあげ寸法は15cm以下とする。やむを得ない場合でも18cm以下とする。踏面寸法は、30cm以上とする。やむを得ない場合でも26cm以上とする。

- 手すりは耐久性、耐食性の優れたもので、冬期間の冷たさに配慮した材質を用いる。
- 300cmを越える幅員を有する場合は、中間に手すりを設ける。

- 視覚障害者等を配慮し、上下する前面には誘導用ブロック、注意喚起用ブロックを適切に敷設する。

- 横断歩道橋には冬期間利用に配慮して屋根又は消融雪装置を設けることが望ましい。

図2-a.横断歩道橋の整備例

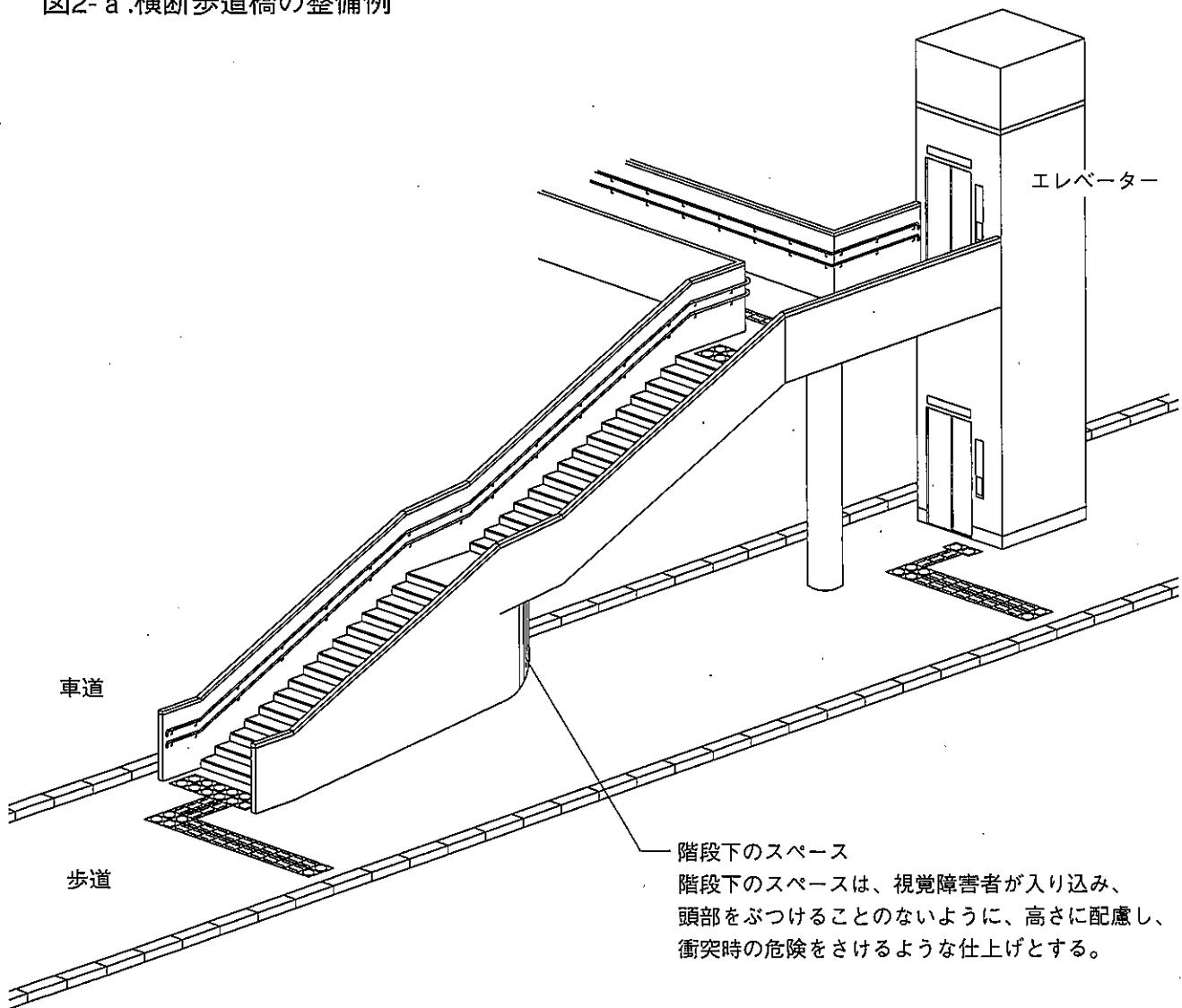
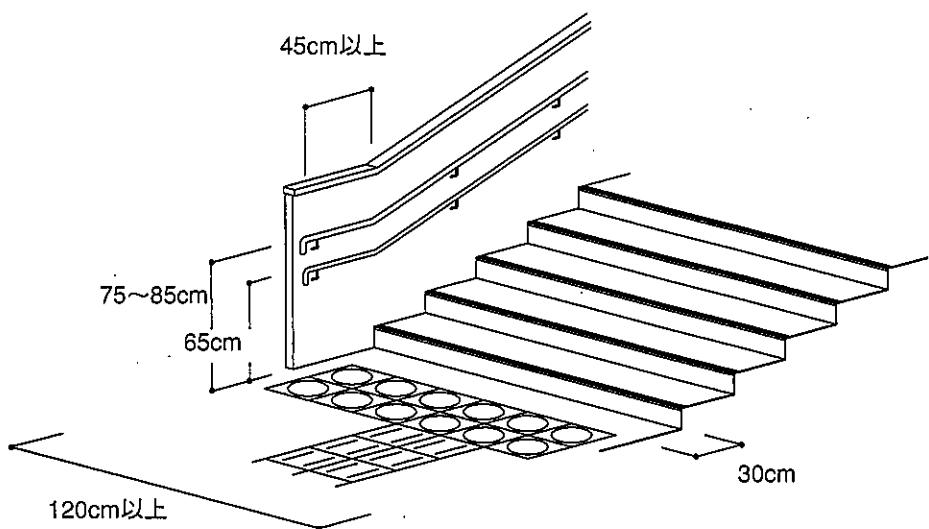


図2-b.階段の整備例



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

案内板は、高齢者、障害者等誰もが見やすくわかりやすいように配慮する。

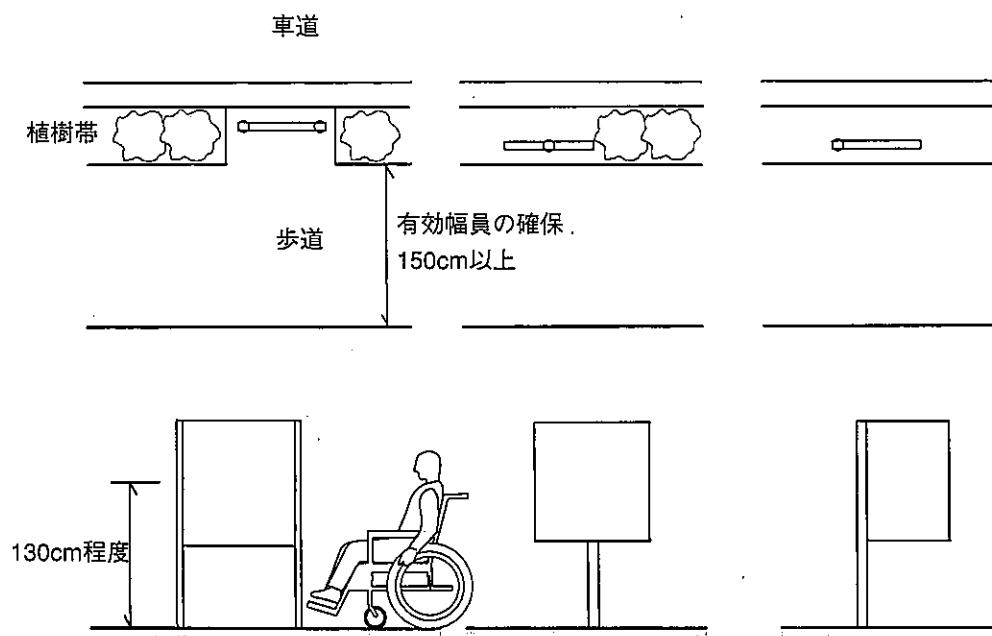
整備基準

- 案内標示を設ける場合においては、第1号(14)に定める構造に準じたものとすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 案内標示を設ける場合においては、主要場案内標示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとすること。
《2建築物(14)案内標示参照。》

図3-a 案内標示設置の際に歩行の妨げとならない場合の例



5. 公園

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等が利用できる出入口を配置する。特に、車いす使用者やベビーカーが利用できるよう段差の解消をはじめ、いくつかの配慮を行わなければならないが、一方でオートバイなどが出入りしないような工夫も必要である。また、高齢者や障害者等が利用できる出入口から、これと連続した園路との動線も確保する。

整備基準

- 公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

<有効幅員>

- 1 幅は、内法は120cm以上とすること。

<段差>

- 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、勾配8%以下の傾斜路を設けること。

<路面>

- 3 路面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

<視覚障害者誘導ブロック>

- 4 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。

解説（望ましい基準を含む）

- すべての人に使いやすく安全な出入口を設け、これと連続した園路との通行動線を確保する。
- 出入口の幅の120cmは、車いす1台と人が横になつてすれ違うことのできる最低スペースであり、車いす使用者が円滑に通行しやすい幅でもある。
- ☆ 車止め柵を設ける場合には、柵と柵の間の間隔は、90cm以上を確保する。
- 出入口の車止め柵の前後には、車いすの回転スペースである150cm以上の水平面を設けることが望ましい。
この際、自転車等が出入口付近に停められない工夫をする。

- 段は車いす使用者の通行の妨げになるだけでなく、高齢者等にとってもつまずきや転倒の原因となる。
- 傾斜路については、1建築物(2)5による。なお、勾配8%とは建築物でいうところの1/12になる。
- ☆ やむを得ず段を付ける場合には車いすで何とか乗り越えることができる寸法の2cm以下とし、可能な限り滑らかにすりつける。

- 塗装材についてはぬれたときの滑りにくさを考慮し、また、水たまりやぬかるみ対策として、排水について十分配慮する。
- 通行に支障となる凸凹のない仕上げとし、つまずく原因となる摩擦が大きい塗装材としない。
- 砂利敷きや石畳は車いすでは移動できないので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部に段差が生じないように施工する。

- 3 道路(1)歩道5による。

- 視覚障害者誘導用ブロックは、建築物等が公園内にある場合、必要に応じて出入口から建築物等まで連続して敷設する。

図1-a 出入口の整備例 1

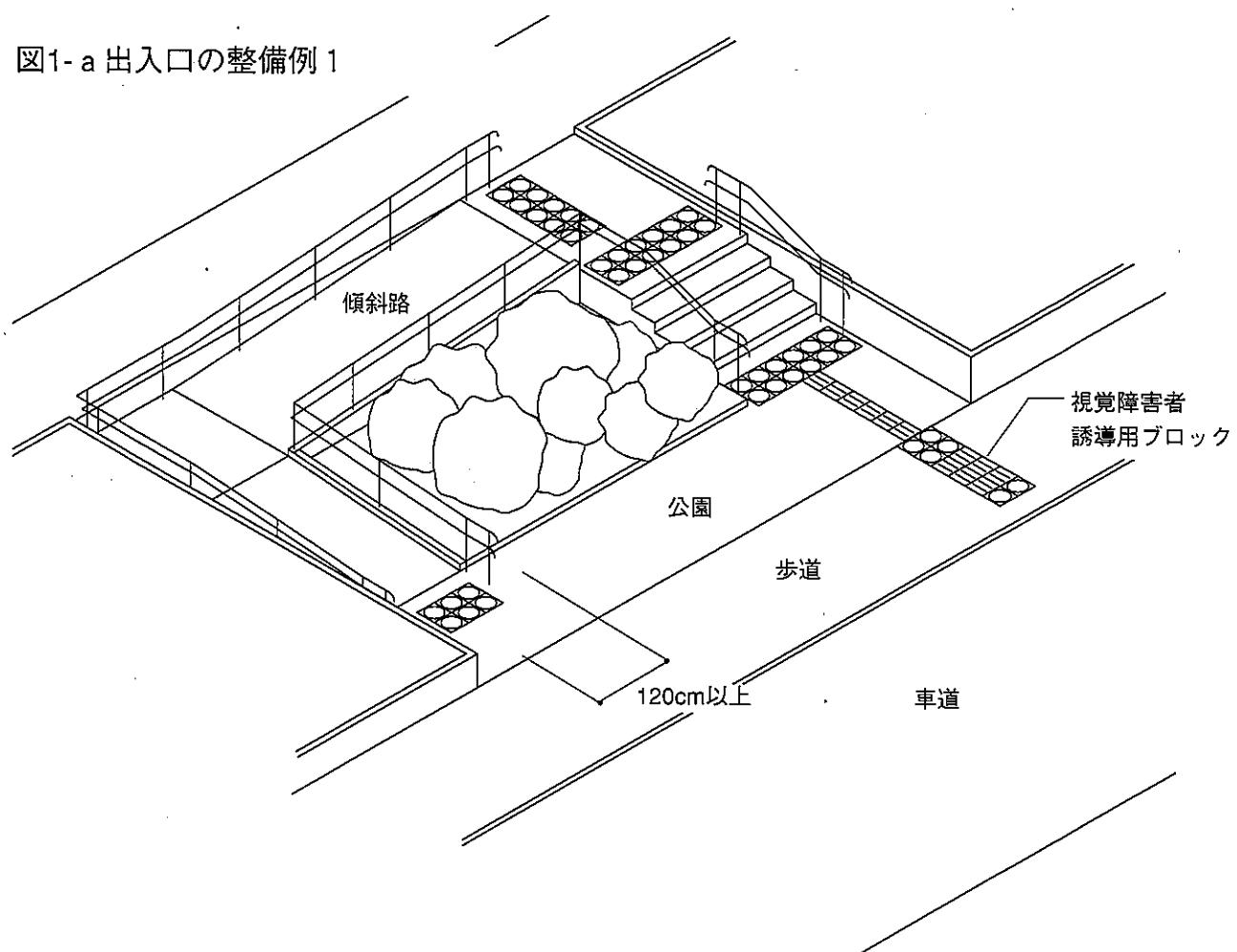
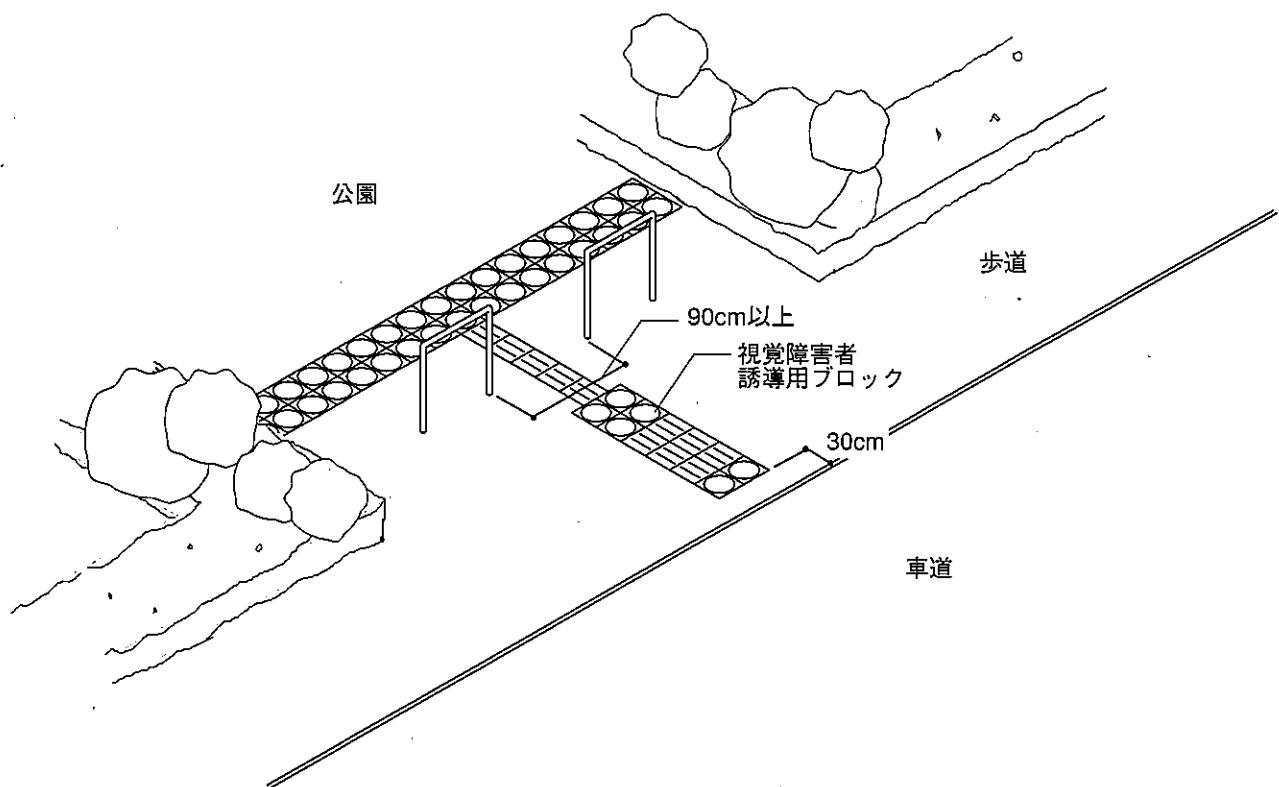


図1-b 出入口の整備例 2



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等が、公園内を安全かつ快適に散策できるように、また公園内の各設備を利用できるように、段差の解消、幅員、勾配（横断勾配も含めて）、仕上げなどに配慮した園路を整備する。

整備基準

- (1)に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。

<有効幅員>

- 1 幅員は120cm以上とすること。

<勾配>

- 2 縦断勾配は8%以下とすること。

<路面>

- 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

解説（望ましい基準を含む）

- 園路は、障害者や高齢者等誰もが公園内の諸施設を利用することができるよう、園内を一巡できる配置に配慮する。
- 出入口の幅の120cmは、車いす1台と人が横になってすれ違うことのできる最低スペースであり、車いす使用者が円滑に通行しやすい幅でもある。
- 砂利敷き等の園路の一部に車いす等通行帯を設ける場合の有効幅も120cm以上とする。
- 車いす同士が円滑にすれ違うための幅、180cm以上とすることが望ましいが、有効幅が180cm未満の場合は幅180cm以上のすれ違い箇所を適宜設ける。
- 切り下げ部分の幅は、120cm以上とする。
- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するに相当の体力が必要である。下降する場合でも、腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の諸条件が加わればその困難度はより高まるため、勾配は、できる限り緩くする。また、勾配は進行方向以外の側方へ傾斜させない。
- 縦断勾配はできる限り4%以下とすることが望ましい。斜路が30m以上続く場合は、その途中に150cm以上の水平部分を設ける。斜路が長すぎる場合、車いす使用者の腕の負担が大きくなったり、下降時にスピードが出過ぎるなど危険である。
- ☆ やむを得ず園路上に水平部分を確保できない場合には、園路際に車いすの退避スペースを設置すること。
- 平たんであることが望ましいが、水たまりやぬかるみ対策として排水について十分配慮し、浸透性の塗装材料を使用する。
- 通行に支障となる凸凹のない仕上げとし、つまずく原因となる摩擦が大きい塗装材としない。
- 砂利敷きや石畳は車いすでは移動できないので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では、目地部に段差が生じないように施工する。
- 老朽化や摩耗に対して変化が小さいもので、補修が直ちに可能な材料を使用する。

図2-a 園路の整備例 1

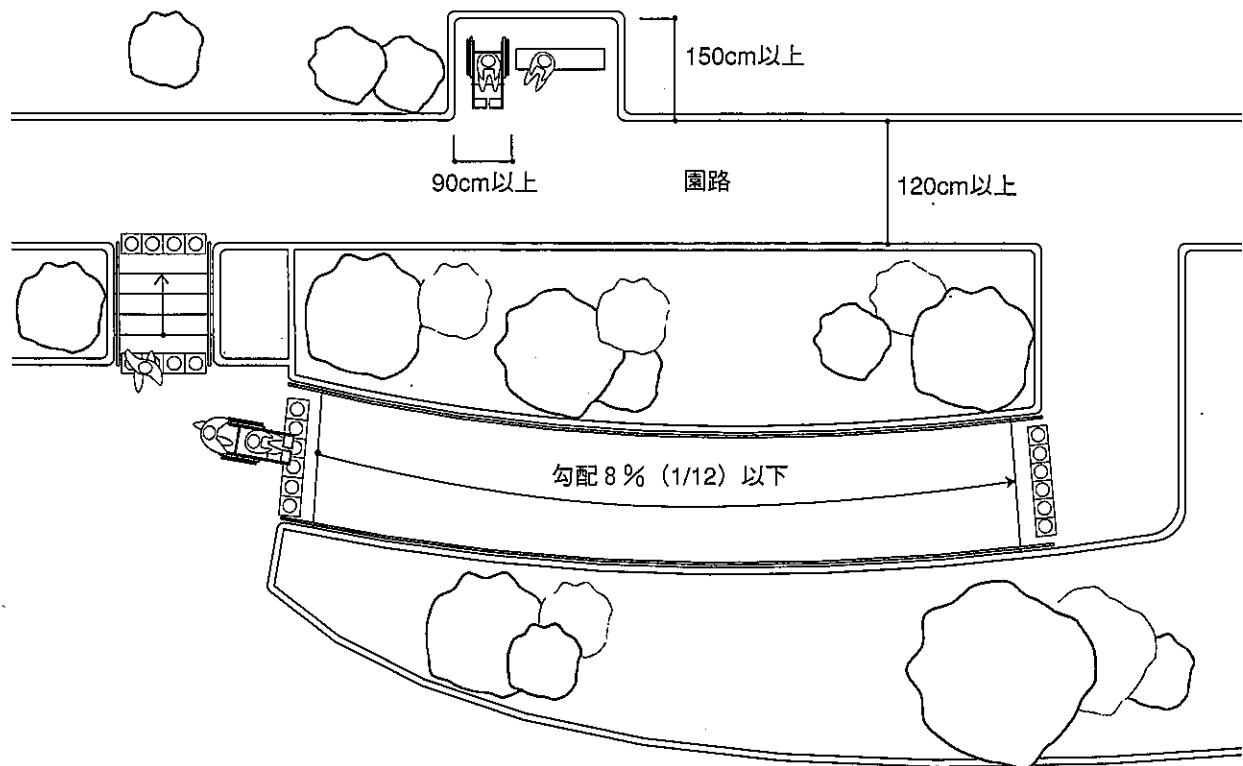
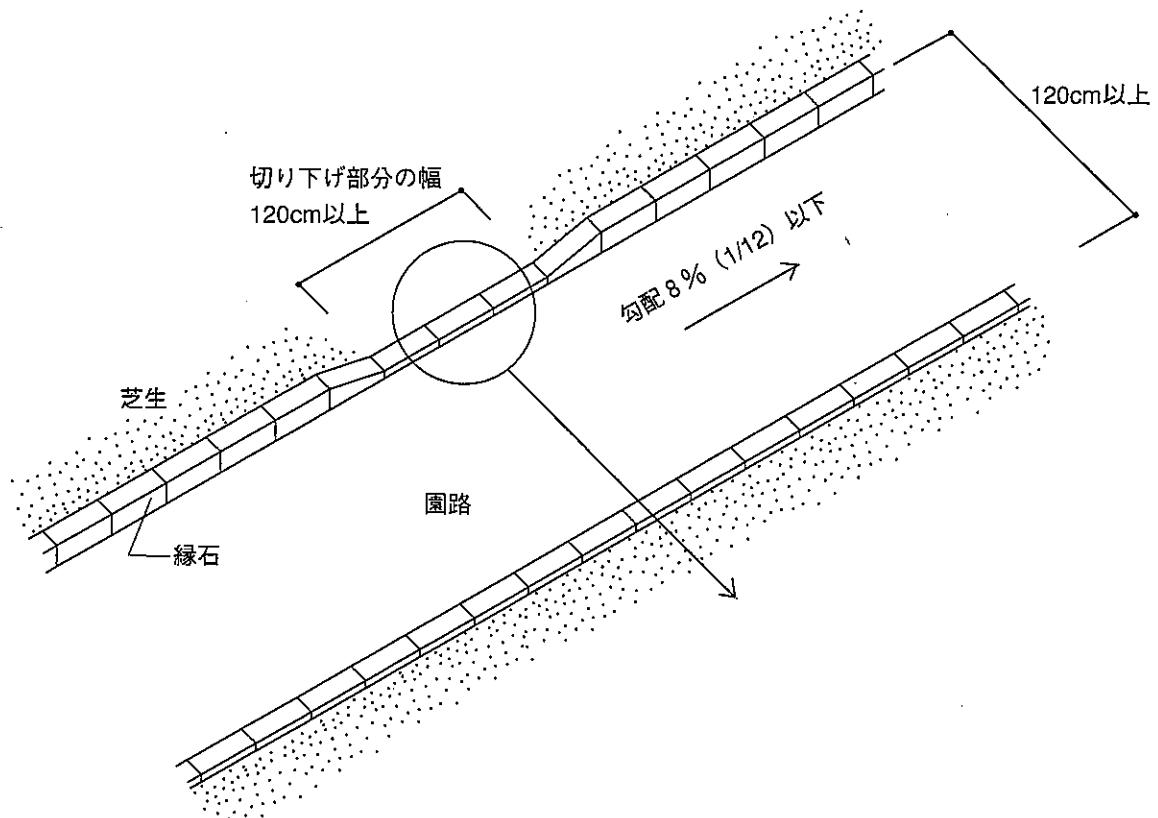


図2-b 園路の整備例 2



整備基準**解説（望ましい基準を含む）****〈溝ぶた〉**

4 園路に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

《3道路(1)歩道その4による。》

- つまずいたりしないように、溝ぶたは園路と同レベルに施工する。
- 排水溝は、なるべく歩行動線から外して設けることが望ましい。
- 連続する園路には段を設けるない。

〈段〉

5 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。

《1建築物(3)階段による。》

☆ 蹴上げは15cm以上、踏面は35cm以上、蹴込みは2cm以下とし、同一階段では蹴上げ、踏面の寸法は同一にする。蹴込み寸法が大きすぎると足先が引っかかって転倒する可能性がある。

- 段鼻は、踏面の色と明度の差が大きく、識別しやすいノンスリップを設けることが望ましい。
- 階段の幅員が300cm以上の場合には、中央に手すりを設ける。
- 主要な動線以外の園路についても、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。
- 階段付近に照明施設を配置することが望ましい。

イ 第1号(3)に定める構造に準じた構造とすること。

ロ 第1号(2)5に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。

《1建築物(2)5傾斜路等による。》

- 傾斜路等には、つえや車いすの脱輪防止用の立ち上がりを設置する。

〈視覚障害者用ブロックの構造〉

6 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。

《3道路(1)歩道5による。》

- 視覚障害者誘導用ブロックは、建築物等が公園内にある場合、必要に応じて出入口から建築物等まで連続して敷設する。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

公園内の便所は、高齢者や障害者等が利用できる園路に接続して設け、誰でも利用できる便所としなければならない。特に、車いす使用者が異性介助によっても利用しやすいように、その配置には留意する。また、乳幼児のためのベビーシートやベビーチェアも男女それぞれに配置することが望ましいが、やむを得ない場合には車いす使用者用対応便房内に配置する。車いす使用対応便房が設置されている場所を園内の案内図に明示するとともに、サイン計画をしっかりと行う。

整備基準**解説（望ましい基準を含む）**

- 利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第1号(5)に定める構造に準じたものとすること。

《1建築物(5)便所による。》

- 車いす使用者対応便房は、公園利用者の便所と一体のものとして配置する。
- 便所は、車いす使用者等すべての人が園路から安全かつ円滑に利用できる位置に設ける。車いす使用者対応便房はできるだけ園路から最も近い位置とする。
- 車いす使用者対応便房は、車いす使用者だけでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等すべての人に利用しやすいものであり、便房出入口付近にはその旨を標示する。
- 公園の用途に応じて、便所内にベビーベッド、ベビーチェア、大人用のベッド、温水洗浄便座等を設置することが望ましい。また、設置した場合にはその旨を標示する。
- 非常用押しボタンを設けることが望ましい。その際、管理事務所などの通報先が近くにない場合には、屋外へその旨を知らせる措置を施す。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等にとって、自動車は有効な移動手段である。したがって、自動車による来園者は、今後増加するものと考えられるので、駐車場を設置する場合には、高齢者や障害者等が利用できる出入口の直近に車いす使用者対応駐車施設を確保する。台数は公園の規模や駐車場の規模を考慮して決定する。具体的な構造は「建築物」の駐車場を参考にすること。

整備基準

- 1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、第1号(6)1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を設けること。

<公園内通路>

- 2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号(7)1から3までに定める構造に準じたものとすること。

解説（望ましい基準を含む）

《2建築物(6)駐車場による。》

- 駐車場は、車いすで利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも留意する。
- 駐車場の入口から、車いす使用者対応駐車施設までの誘導標示を随所に設ける。標示は、駐車車両により視認を妨げられないよう、位置及び高さに留意する。
- 幅は350cmとする。この幅は、自動車のドアを全開した状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅であり、普通車用駐車スペースに車いすが転回（180度方向転換）でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm）を見込んだものである。
- 車体分のスペースの両側に、車いす回転スペースとして幅250cm程度の乗降スペースを設けることが望ましい。
- 車いす使用者対応駐車施設は、2台以上連続して設置することが望ましい。この場合、乗降用スペースは、隣接する駐車施設と共用できる。
- 路面表示と同時に、標識による位置表示を行うことが望ましい。

《1 建築物(7)敷地内通路による。》

- 歩行通路との境に段差ができる場合には、(2)園路5口による。

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

案内標示は、高齢者や障害者等にわかりやすい位置にわかりやすい表示方法をもって行う。わかりやすい表示方法とは、高さ、文字の大きさ、色彩、夜間の照明方法等に配慮することが重要であるが、視覚障害者には音声による情報伝達を併せて検討する必要がある。また、知的障害者を考慮した「ひらがな表示」等もよく行われている。

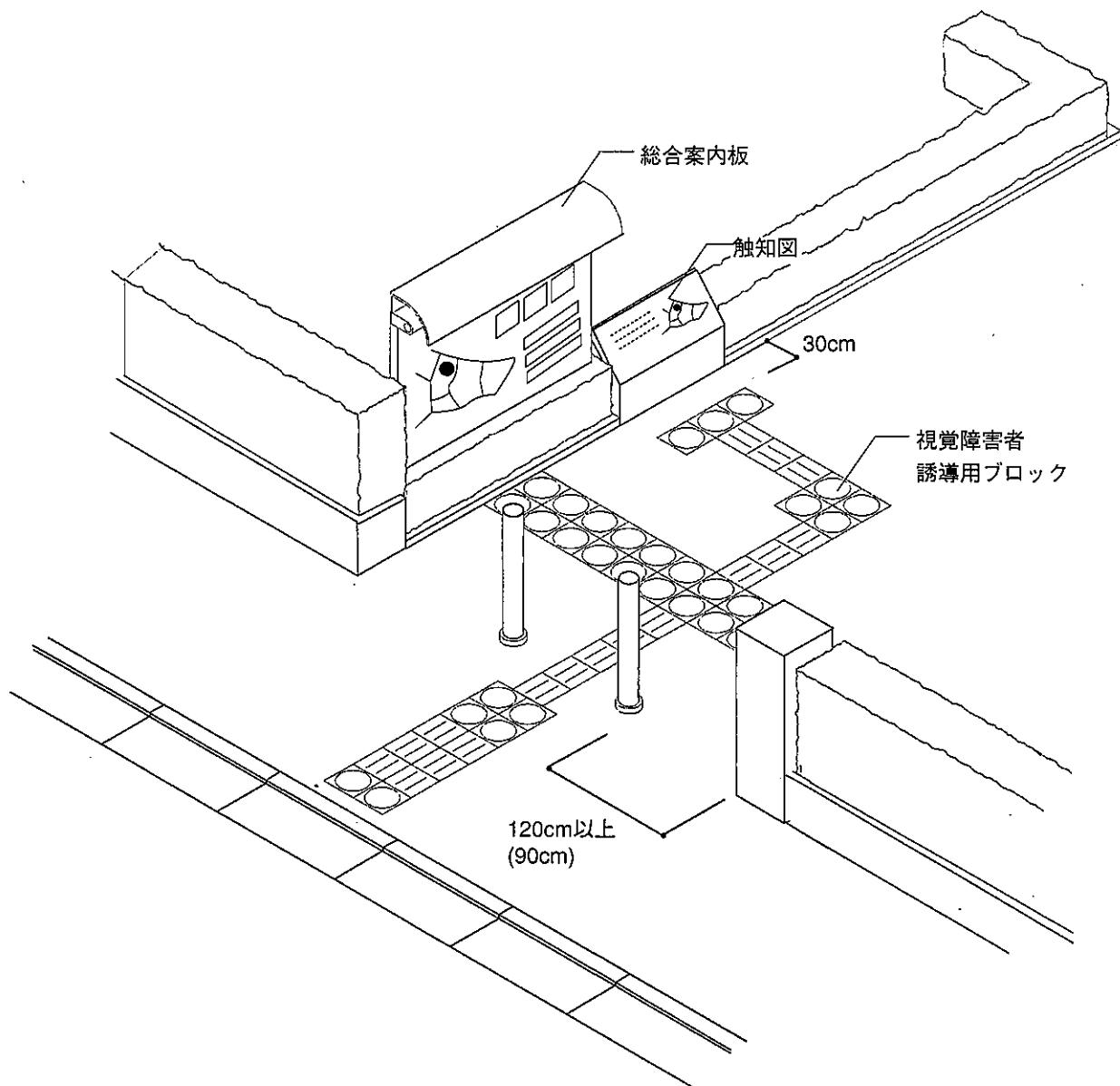
整備基準**解説（望ましい基準を含む）**

- 案内標示を設ける場合においては、第1号(14)に定める構造に準じたものとすること。

《2建築物(14)案内標示による。》

- 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設ける。特に、車いすでの利用が可能な園路及び施設を標示する案内板を設置する。
- 出入口には案内板を設置する。
- 案内板に顔を近づけて読むことができるよう、また車いす使用者も十分に近づくことができるよう、案内板は、擁壁や植え込みの中等、奥まった位置に設置しない。
- 必要に応じ、案内板に点字標示をし、触知図を設けることが望ましい。この場合、案内板に指先が届きやすいように、高さは90～120cm程度とする。
- 園路には視覚障害者誘導用ブロックと共に、視覚障害者へ出入口の方向が分かるよう誘導サインのデザインに配慮することが望ましい。
- 緊急避難に用いる公園にあっては、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板等の設備を設けることが望ましい。

図5-a 案内標示廻りの整備例 1



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

公園内には、その他ベンチ、柵、水飲み、外灯等さまざまな設備がある。これらも高齢者や障害者等に利用しやすい配慮を行わう。

整備基準

- ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とすること。

解説（望ましい基準を含む）

- ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備の廻りは、車いす使用者等が利用しやすいように平たんにする。また、移動の妨げとならない位置に設ける。

〈ベンチ〉

- 肢体不自由者や高齢者等の立ち座りを配慮した高さ、形状とする。ベンチの座面の標準的な高さは40～45cm程度とし、その両端に手すりや肘掛けを設ける。
- ベンチには背もたれを設けることが望ましい。

〈屋外卓〉

- 屋外卓を設ける場合は、車いす使用者等が移動しやすい路面の仕上げとし、凸凹のある仕上げ材としない。
- 車いす、ベビーカー使用者のために椅子を置かない場所を設ける。
- 複数の屋外卓を設ける場合は、車いす使用者等の移動や利用の妨げとならないように配置する。
屋外卓は、天板の下部に車いす使用者が近づきやすいよう、高さ65cm以上、幅75cm以上、奥行き45cm以上のクリアランスを設け、この部分には車いすのフットレストがぶつからないように足つなぎの水平棒は設けないこととする。また、卓間は車いす使用者の移動や転回のため、介護者のスペースを確保するために220cm以上とする。
- 雨天時を考慮し、屋根付の屋外卓を設置することが望ましい。

図6-a ベンチ廻りの整備例

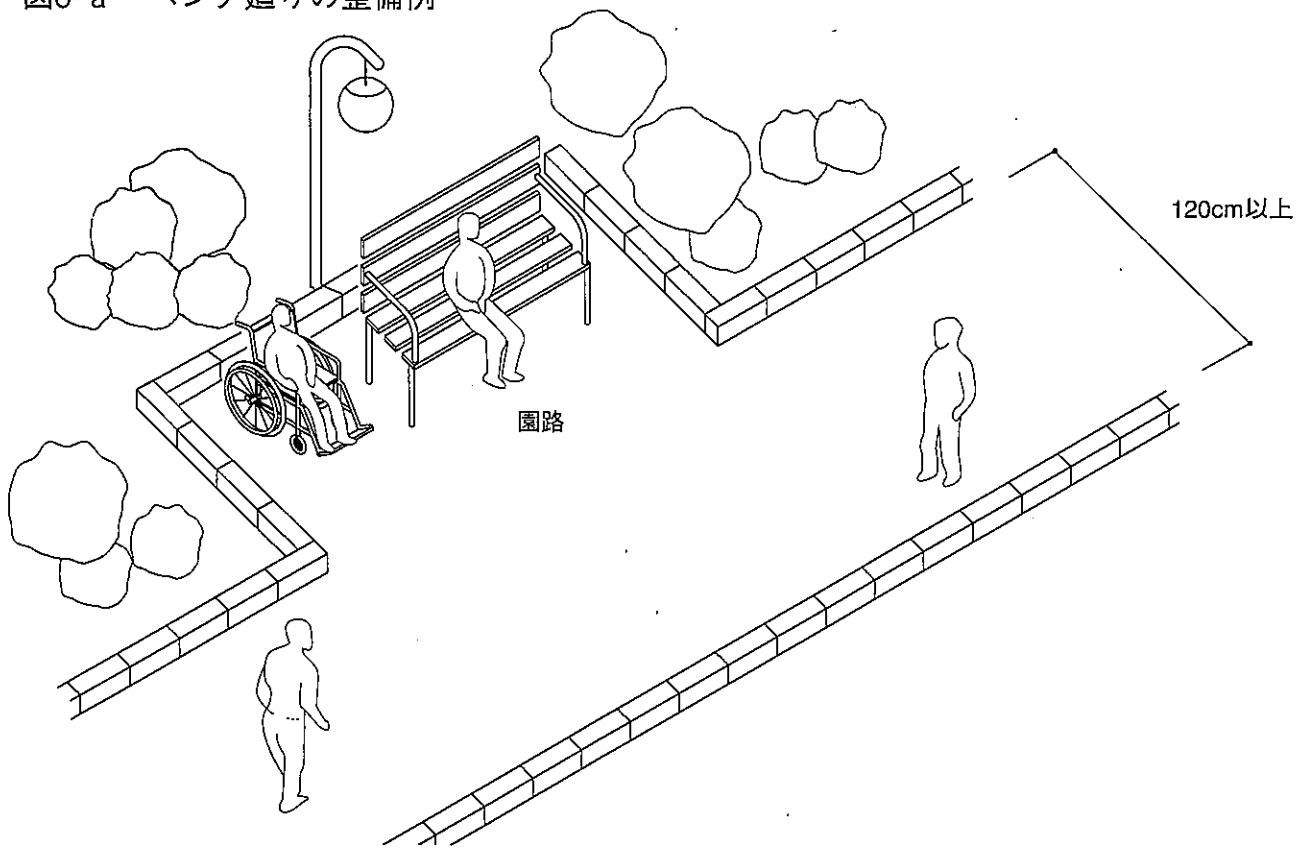


図6-b 野外卓廻りの整備例1

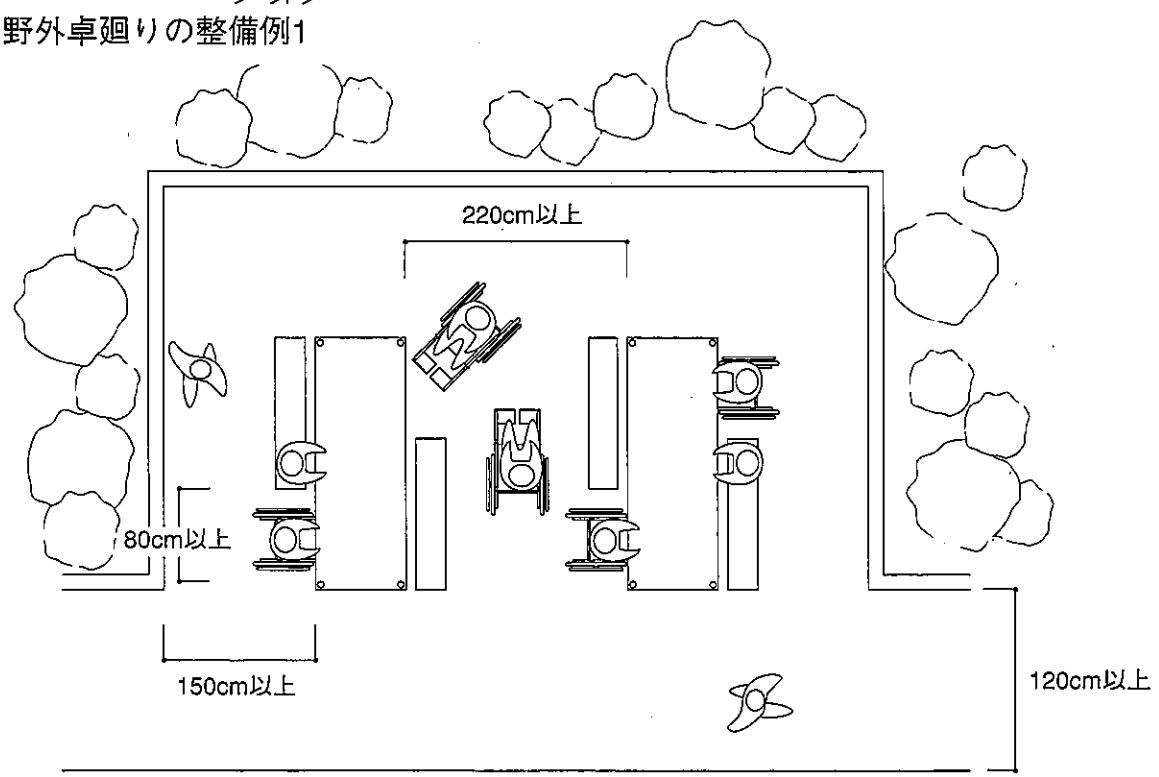
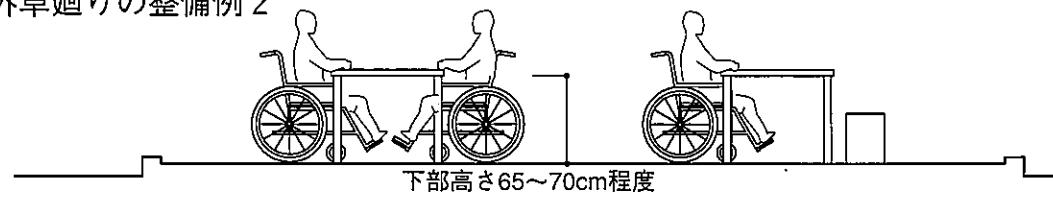


図6-c 野外卓廻りの整備例2



基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

水飲み器や自動販売機の設置にはあたっては、その設備が利用しやすいようにするとともに、その周辺も車いす使用者等が利用しやすいように配慮する。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

〈水飲み器〉

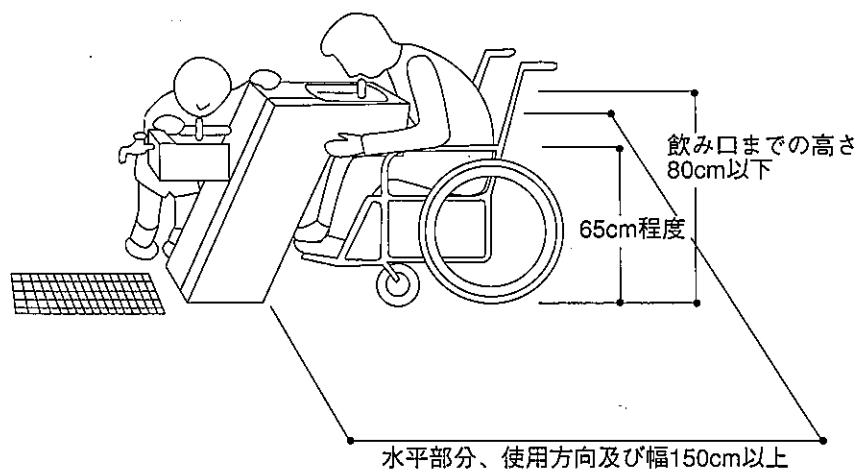
- 水飲み器は、車いす使用者が近づきやすい形状とし、車いすが転回できるように使用方向及び幅が共に150cm以上の水平部分を設ける。水飲み器の飲み口は、上向きとし、飲み口までの高さは、80cm以下とする。
- 車いす使用者が正面から近づいて利用できるように、下部に膝の入る奥行き45cm程度の空間（けこみ）を確保する。
- 給水栓はレバー式等の使いやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。
- 幼児用水飲み器を併設、又は踏み台を設けることが望ましい。
- つえを立てかける場所、又は椅子を設けることが望ましい。
- 壁から突出している水飲み器は視覚障害者にとって衝突の危険性があるので、アルコープを設け、その中に設置することが望ましい。

〈自動販売機〉

- 転倒防止の措置を施す。
- コイン投入口、操作ボタン及び取り出し口が、高さ40～125cmの範囲にあるもので、操作ボタンや品目、金額等が見やすく大きいもの、点字標示のあるもの等を選定することが望ましい。

なお、公園についての設計指針として
「みんなのための公園づくり
（平成11年7月建設省都市局監修（社）日本公園緑地協会）」
が出されている。

図 6-d 水飲み器の整備例



自動販売機：2 建築物（13）券売機を参照

6. 路外駐車場

(建築物を除く)

基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場は、1以上の車いす使用者用駐車場区画を確保し、車いす使用者駐車区画から出入口までの通路は、車いす使用者に配慮した構造とする。
精算所及び精算機も同様とする。

整備基準

解説（望ましい基準を含む）

<出入口>

- 1 出入口（自動車のみの用に供するものを除く。）のうち1以上は、第1号(1)1及び4に定める構造に準じたものとすること。

- 第1号(1)では、「幅は内法80cm以上とすること」と記されている。これは、車いす使用者が通過できる最低の寸法である。
- 主要な出入口等は、車いす使用者と人がすれ違うことができたり、松葉つえ使用者等が円滑に通過できるような出入口幅員120cm以上を確保することが望ましい。
- 第1号(4)では「車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」としている。「やむを得ず段差が生ずる場合は2cm以下とする。」と記されている。段差の2cmは車いすで乗り越えることができるぎりぎりの寸法である。

<幅員>

- 2 第1号(6)1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。

- 第1号(6)1では、「車いす使用者対応施設へ通じる経路は距離ができるだけ短くなる位置に設けること」「建築物等からの落雪等がない場所に設ける等冬季間の積雪及び路面凍結等に十分配慮した場所に設けること」「車いす使用者対応駐車施設の幅は350cm以上とすること」と記されている。この幅は、普通自動車駐車スペースの幅に車いすで転回でき、介護者が横に付き添えるスペースを見込んだものである。

<経路>

- 3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る経路は、第1号(7)1から3までに定める構造に準じたものとすること。

- 第1号(7)1では「表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること」と記されている。特に、冬季積雪時も滑りにくい対応をする。
- 第1号(7)2では「段を設ける場合には両側に手すりを設けること」、「主なる階段には回り段を設けないこと」「階段の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること」と記されている。
- 第1号(7)3では、「幅員は120cm以上とすること」「高低差がある場合においては内法120cm（段を併設する場合にあっては90cm）以上とすること」「勾配は1/12（傾斜路の高さが $\geq 16\text{cm}$ 以下の場合にあっては1/8を超えないこと）とすること」「高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること」「傾斜路には、手すりを設けること」と記されている。

図1-a.路外駐車場の整備例

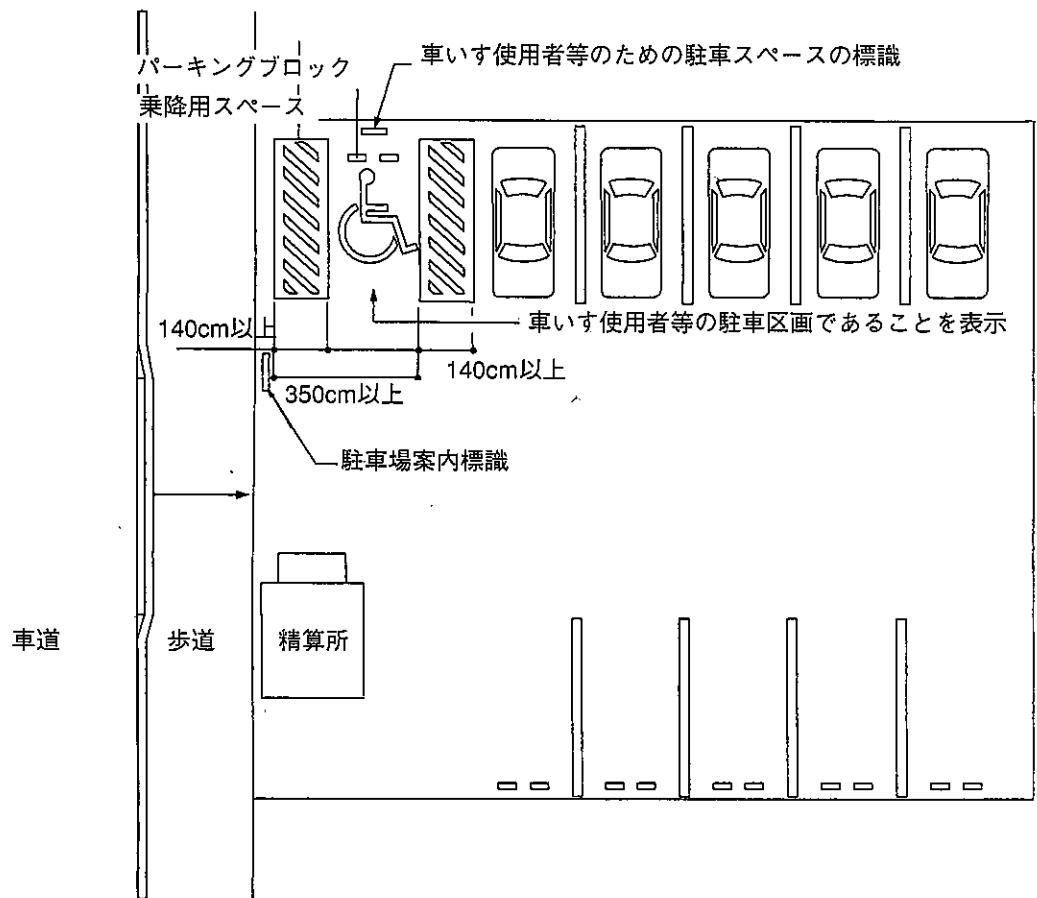
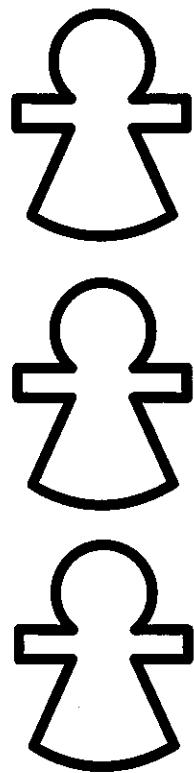


図1-b.案内標識の例



III 資料



青森県福祉のまちづくり条例（原文縦書）

平成10年10月14日青森県条例第46号
改正 平成11年12月24日青森県条例第59号

目次

前文（略）

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 施策の基本方針等（第7条—第10条）

第3章 公共的施設等の整備（第11条—第17条）

第4章 雜則（第18条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる公共的な施設等の整備のための措置について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「福祉のまちづくり」とは、高齢者、障害者等の社会のあらゆる分野への参加を促進するため、高齢者、障害者等が施設、物品及び役務を安全かつ円滑に利用できるようにするための措置をいう。

2 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第4条 削除

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

一 事業者及び県民が積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚が図られるとともに、県、市町村、事業者及び県民の連携の下に福祉のまちづくりが推進されるよう体制の整備が図られること。

二 高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共施設その他の施設の整備が促進されること。

三 高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安全かつ快適に生活を営むことができるよう高齢者、障害者等に配慮された住宅の普及が促進され、並びに高齢者、障害者等の交通の安全が確保され、及び高齢者、障害者等が災害等から保護されること。

(啓発)

第8条 県は、事業者及び県民の福祉のまちづくりについての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむとともに、福祉のまちづくりに関する知識の普及を図るため、教育用の資料の提供、学習の機会の提供その他の福祉のまちづくりに関する教育及び学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第9条 県は、公共施設その他の施設の構造及び設備で高齢者、障害者等の利便性の向上に資するもの、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活を営むことができるように配慮された住宅、高齢者、障害者等の日常生活上の便宜を図るために用具等に関する研究及び技術開発の促進に努めるとともに、市町村、事業者及び県民に対し、当該研究及び技術開発の成果、福祉のまちづくりの状況等福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供を行うものとする。

(自発的な活動の促進)

第10条 県は、福祉のまちづくりに関する県民の自発的な活動の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

(整備基準の設定)

第11条 知事は、病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるもの（以下「公共的施設」という。）の構造及び設備の整備に関し、当該公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めなければならない。

2 整備基準は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認める部分について、規則で定める。

(整備基準の遵守等)

第12条 公共的施設の新築、増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）又は新設（用途の変更をして公共的施設にする場合における当該用途の変更を含む。以下この項及び第19条第1項において同じ。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等又は新設に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、当該公共的施設を整備基準に適合させる場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は当該公共的施設を地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合はこの限りでない。

2 知事は、公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、当該公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設を整備基準に適合させるための措置、当該公共的施設のうち整備基準に適合している部分の機能の維持保全のための措置その他の当該公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。

(適合証の交付及び公表)

第13条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

3 知事は、適合証を交付したとき、又は適合証の交付に係る公共的施設が整備基準に適合しなくなつたと認めるときは、その旨を公表しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、適合証に関する必要な事項は、規則で定める。

(特定施設の新築等の届出)

第14条 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるもの（以下「特定施設」という。）の新築等又は新設（用途の変更をして特定施設にする場合における当該用途の変更を含む。第19条第1項を除き、以下同じ。）をしようとする者は、当該特定施設の新築等又は新設に係る部分が整備基準に係るものであるときは、当該特定施設の新築等又は新設に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他規則で定める場合はこの限りでない。

一 特定施設の種類及び規模

二 特定施設の新築等又は新設の区分

三 特定施設の新築等又は新設の着手予定日

四 特定施設の構造及び設備の内容（整備基準に係るものに限る。）

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出（以下「新築等届」という。）をした者は、当該新築等届に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該変更に係る新築等又は新設に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による指導若しくは勧告又は第16条第2項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

(特定施設の新築等に係る措置)

第15条 知事は、新築等届又は前条第2項の規定による新築等届の変更に係る届出（以下「新築等変更届」という。）があった場合において、当該新築等届又は新築等変更届に係る特定施設（当該新築等届又は新築等変更届に係る部分に限る。以下この項において同じ。）が整備基準に適合しないと認めるときは、当該新築等届又は新築等変更届をした者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導し、又は書面により、勧告することができる。

2 前項の規定による指導又は勧告は、当該新築等届に係る特定施設の新築等又は新設に着手する日（新築等変更届に係るものにあっては、特定施設の当該新築等変更届に係る部分の新築等又は新設に着手する日）の前日までにしなければならない。

(特定施設の無届新築等に係る措置)

第16条 知事は、新築等届をしなければならない者が新築等届をしないで特定施設の新築等又は新設に着手した場合において、当該特定施設（当該新築等又は新設に係る部分に限る。以下この項において同じ。）が整備基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、書面により、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、新築等変更届をしなければならない者が新築等変更届をしないで特定施設の変更に係わる部分の新築等又は新設に着手した場合において、当該特定施設（当該新築等又は新設に係わる部分に限る。以下この項において同じ。）が整備基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、書面により、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公共車両等及び公共工作物に係る措置)

第17条 知事は、一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるもの（以下「公共車両等」という。）又は案内標識、公衆電話ボックスその他の公共の用に供する工作物で規則で定めるもの（以下「公共工作物」という。）を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、当該公共車両等又は公共工作物を所有し、又は管理する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第4章 雜則

(財政上の措置)

第18条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努るものとする。

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公共的施設の新築等若しくは新設をしようとする者又は公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物を所有し、若しくは管理する者に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、公共的施設の工事現場、公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物に立ち入り、公共的施設、公共車両等、公共工作物、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第20条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表することができる。

- 一 第14条第1項の規定により届出をしなければならない者が正当な理由がなく当該届出をしないで特定施設の新築等又は新設に着手したとき。
- 二 第14条第2項の規定により届出をしなければならない者が正当な理由がなく当該届出をしないで特定施設の変更に係る部分の新築等又は新設に着手したとき。
- 三 第15条第1項又は第16条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたとき。
- 四 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は調査若しくは質問についての協力の要請を受けた者が正当な理由がなく当該要求又は要請に応じないとき。
- 五 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は質問についての協力の要請を受けた者が当該要求又は要請に対して、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の答弁をし、又は関係者に虚偽の答弁をさせたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

(国等に対する特例)

第21条 第12条から第17条まで及び前条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者については、適用しない。

(施行事項)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 第14条の規定は、規則で定める日以後に特定施設の新築等又は新設に着手する者について適用する。

附 則（平成11年12月条例第59号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

青森県福祉のまちづくり条例施行規則 (原文縦書)

平成11年3月31日青森県規則第47号
改正 平成12年3月17日青森県規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県福祉のまちづくり条例（平成10年10月青森県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公共的施設)

第3条 条例第11条第1項に規定する不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものは、別表第1の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める施設とする。

(公共的施設の整備基準)

第4条 条例第11条第1項に規定する公共的施設に係る整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証)

第5条 条例第13条第1項の規定により適合証の交付を受けようとする者は、適合証交付請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類及び図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 別表第3の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める図書

二 知事が別に定める公共的施設整備項目表

三 その他知事が必要と認める書類及び図書

2 適合証は、第2号様式による。

3 相続、贈与、譲渡等により適合証の交付に係る公共的施設を所有し、又は管理することとなった者は、適合証交付施設所有者等変更届（第3号様式）により知事に届け出なければならない。

4 適合証の交付を受けた者（前項の規定による届出をした者を含む。以下同じ。）は、当該適合証を失し、又は当該適合証が滅失したときは、適合証再交付請求書（第4号様式）を知事に提出して、適合証の再交付の請求をすることができる。

5 適合証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、適合証返還届（第5号様式）に適合証（第4号の場合にあっては、発見した適合証）を添えて知事に返還しなければならない。

一 適合証の交付に係る公共的施設が新築等のため取り壊されたとき。

二 適合証の交付に係る公共的施設が災害等により滅失したとき。

三 適合証の交付に係る公共的施設が用途を変更して公共的施設でなくなったとき。

四 適合証の再交付を受けた場合において、亡失した適合証を発見したとき。

6 知事は、次に掲げる事由が生じたときは、適合証の交付を受けた者に適合証を返還させることができる。

一 適合証の交付を受けた者（第3項の規定による届出をした者を除く。）が偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたとき。

二 適合証の交付に係る公共的施設が整備基準に適合しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認められるとき。

(特定施設)

第6条 条例第14条第1項に規定する公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるものは、別表第1の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に定める施設とする。

- 2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 仮設の建築物等で存置期間が90日を超えないものの新築等又は新設を行う場合
 - 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物の新築等を行う場合
 - 三 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第83条の2に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内における同法第2条第1項第5号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物の新築等を行う場合
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、新築等届をすることが困難であると知事が認める場合
(特定施設の新築等の届出)

第7条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定施設新築等届出書（第6号様式）に次に掲げる書類及び図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 別表第3の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める図書
- 二 知事が別に定める特定施設整備項目表
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図書

2 条例第14条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定施設の名称及びその所在地
- 二 特定施設の新築等又は新設に係る工事の完了予定年月日
- 三 適合証の交付請求の予定の有無

(特定施設の新築等の変更の届出)

第8条 条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定施設の種類若しくは規模又は構造若しくは設備の内容（整備基準に係るものに限る。）
 - 二 特定施設の新築等又は新設の着手予定年月日（3月を超える変更に係るものに限る。）
- 2 条例第14条第2項の規定による届出をしようとする者は、特定施設新築等変更届出書（第6号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類及び図書で当該変更に係るものを添付して知事に提出しなければならない。

(公共車両等及び公共工作物)

第9条 条例第17条に規定する一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- 二 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
- 四 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する同条第4項に規定する旅客船
- 五 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する定期航空運送事業の用に供する同条第1項に規定する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

2 条例第17条に規定する公共の用に供する工作物で規則で定めるものは、次に掲げる工作物とする。

- 一 案内標識
- 二 公衆電話ボックス
- 三 バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物
- 四 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機
- 五 銀行その他の金融機関の現金自動預払機の設置の用に供する工作物

(身分証明書)

第10条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第11条 知事は、条例第20条第2項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第12条 前条の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第13条 条例第21条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 簡易保険福祉事業団

二 雇用促進事業団

三 地域振興整備公団

四 日本鉄道建設公団

五 日本道路公団

六 緑資源公団

七 労働福祉事業団

八 青森県道路公社

(公表の方法)

第14条 条例第13条第3項又は第20条第1項の規定による公表は、青森県報に登載して行うものとする。

(特定施設の新築等の届出に係る適用日)

第15条 条例附則第2項に規定する規則で定める日は、平成12年1月1日とする。

附 則（平成11年3月青森県規則第47号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月青森県規則第62号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第6号及び別表第1第1号の改正規定は公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

区分	公共的施設	特定施設
一 建築物	<p>(一) 保健・福祉施設</p> <p>1 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センタ-</p> <p>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（同法第40条に規定する児童遊園を除く。）</p> <p>3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設</p> <p>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>5 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>6 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設</p> <p>7 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>8 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第21条第1項に規定する母子福祉施設</p> <p>9 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター</p> <p>10 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設</p> <p>11 その他1から10までに掲げる施設に類する施設</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(二) 医療施設</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(三) 学校等</p> <p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校</p> <p>2 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所</p> <p>3 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校、同項第4号に規定する職業能力開発促進センター及び同項第5号に規定する障害者職業能力開発校</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(四) 公益事業の営業所等</p> <p>1 郵便局の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの</p> <p>2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの</p> <p>3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設

区分	公共的施設	特定施設
	<p>4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの</p>	
	<p>(五) 金融機関の店舗 日本銀行その他の銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社、農業協同組合、水産業協同組合その他の金融の店舗</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(六) 火葬場 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(七) 集会・文化施設 1 集会場 2 公会堂 3 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 4 冠婚葬祭の用に供する施設 5 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 6 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館 7 その他1から6までに掲げる施設に類する施設</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(八) 公共交通機関の施設 1 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 2 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 3 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する停車場</p>	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	<p>(九) 飲食業・物品販売業・サービス業店舗 1 飲食店営業の用に供する店舗 2 物品販売業の用に供する店舗 3 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第2項に規定する理容所、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業及び同条第2項に規定する旅行業者代理業の営業所、貸衣装屋の店舗その他のサービス業を営む店舗</p>	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを越える施設
	<p>(十) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場</p>	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを越える施設

区分	公共的施設	特定施設
(十一) スポーツ・興行・遊興施設 1 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設、スポーツの練習場その他に類する施設 2 劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設 3 ダンスホール、遊技場、まあじやん屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類する営業の用に供する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを越える施設	
(十二) 展示施設 展示場その他これに類する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設	
(十三) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第5項に規定する下宿営業を除く。）の用に供する施設その他これに類する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設	
(十四) 自動車車庫 自動車車庫（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により建設大臣が認める特殊の装置用いる駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設	
(十五) 共同住宅等 1 共同住宅（共用部分に限る。） 2 寄宿舎（共用部分に限る。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、戸数（寄宿舎にあっては、共用のものを除く室数）が50を超える施設	
(十六) 官公庁の庁舎 官公庁の庁舎で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの（（一）から（十五）までに掲げる施設を除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設	
(十七) 事務所 事務所（（一）から（十六）までに掲げる施設に附属するものを除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える施設	
(十八) 公衆便所 公衆便所（（一）から（十七）までに掲げる施設に附属するものを除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設	
(十九) 複合施設 （一）から（十八）までに掲げる施設の用途のうち二以上の異なる用途に供する施設（各施設が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設	
二 公共交通機関の施設 (建築物を除く。)	公共交通機関の施設 1 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 2 空港整備法第2条第1項に規定する空港の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 3 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル 4 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する停車場	公共的施設の欄に掲げるすべての施設

区分	公共的施設	特定施設
三 道路	道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
四 公園	(一)公園・緑地 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 3 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (二)動物園等 1 博物館法第29条の規定により博物館に相当する設として指定された動物園及び植物園 2 遊園地	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
五 路外駐車場（建築物を除く。）	路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場

別表第2（第4条関係）

区分	整備項目	整備基準
一 建築物	(一) 出入口	<p>公共的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下この表において「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下この表において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
	(二) 廊下その他 これに類する もの（以下「廊 下等」という。）	<p>利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(三)に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>3 直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から各室の(一)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、(四)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ニ (一)に定める構造の出入口並びに(四)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>

区分	整備項目	整備基準
		<p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p>
	(三) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下この表において同じ。）は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 両側には、手すりを設けること。 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
	(四) 昇降機（エレベーター）	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者対応駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターで次に定める構造のものを設けること。ただし、当該階において提供される役又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。 かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとすること。 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（7に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が安全かつ円滑に操作することができる構造とすること。 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

区分	整備項目	整備基準
	(五) 便所	<p>1 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造となること。</p> <p>ニ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及び誰でも使用できる旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ト 車いす使用者が安全かつ円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。</p> <p>2 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すり付きの床置式の小便器のある便所を1以上設けること。</p>
	(六) 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は(七)1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 建築物等からの落雪等がない場所に設ける等冬季間の積雪及び路面凍結等に十分配慮した場所に設げること。</p> <p>ハ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者対応駐車施設を設けている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、(七)1から3までに定める構造とすること。</p>
	(七) 敷地内の通路	<p>利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(三)1から4までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>3 直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表において「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(一)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p>

区分	整備項目	整備基準
		<p>イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(イ) (二)5のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ロ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>(ハ) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、ひさしを設ける等積雪及び路面凍結時の通行に支障がないよう配慮すること。</p> <p>4 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
	(八) 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。以下この表において同じ。）を有する公共的施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を、観覧席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の(一)に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、(二)5イ、ロ及びホに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>3 聴覚障害者のための観覧席等を設ける場合においては、聴覚障害者用集団補聴装置等を設けること。</p>
	(九) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）	<p>利用者の利用に供する浴室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室等を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>1 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>2 浴槽、腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。</p> <p>3 浴室等の出入口の幅は、内法[※]80センチメートル以上とすること。</p> <p>4 浴室等の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>5 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>6 水栓器具は、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が安全かつ円滑に操作できるものとすること。</p>

区分	整備項目	整備基準
	(十) 客室	<p>宿泊施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る以下この表において同じ。）の客室（宿泊用のものに限る。以下この表において同じ。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 2 (五)1イからホまでに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 3 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができる浴室及び脱衣室を設けること。当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する(九)に定める構造の浴室及び脱衣室を設ける場合は、この限りでない。 4 視覚障害者及び聴覚障害者に、音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
	(十一) 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合においては、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。 2 下部に車いす使用者が利用しやすい空間（以下この表において「けこみ」という。）を設けること。
	(十二) 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部にけこみを設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口（一）に定める構造に準じたものとすること。
	(十三) 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金銭投入口の高さ、けこみ等を車いす使用者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとすること。 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとすること。 3 直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路は(七)4イ及びロに定める構造とすること。
	(十四) 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、主要な案内表示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとすること。</p>
	(十五) 授乳及びおむつ替えの場所	<p>別表第1第1号(一)に掲げる保健・福祉施設のうち市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センター、同号(二)に掲げる医療施設のうち病院、同号(八)に掲げる公共交通機関の施設、同号(九)2に掲げる物品販売業の用に供する店舗のうち百貨店及びマーケット並びに同号(十六)に掲げる官公庁の庁舎のうち保健所においては安全かつ円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッドを設けること。</p>
二 公共交通機関の施設（建築物を除く。）	(一) 改札口	<p>改札口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一号(一)1及び4に定める構造に準じたものとすること。 2 誘導用床材を設けること。

区分	整備項目	整備基準
	(二) 通路その他 これに類する もの（以下 「通路等」とい う。）	利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。 1 第一号(二) 1 及び(三) 1 から 4 までに定める構造に準じたものと すること。 2 (一)に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路につい て、当該経路に高低差がある場合においては、経路となる通路等の 1 以上に第一号(二) 3 ハに定める構造に準じた構造の傾斜路及びそ の踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	(三) 階段	利用者の利用に供する階段は、第一号(三)に定める構造に準じたものと すること。
	(四) 昇降機（エ レベーター）	前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の公共交通機 関の(一)に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の 高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第一号(四) 1 から 7 までに定める構造のエレベーターを設けること。
	(五) 乗降場	利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。 1 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 2 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。 3 縁端には、注意喚起用床材を敷設すること。
	(六) 便所	1 利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第一号(五) 1 に定める構造に準じたものとすること。 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合にお いては、第一号(五) 2 に定める構造に準じたものとすること。
	(七) 案内標示	案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じた ものとすること。
三 道路	(一) 歩道	歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とす ること。 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。 2 有効幅員は、200センチメートル以上とし、車いす使用者が安全かつ 円滑に通行できるものとすること。 3 歩道に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター 等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに 横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が 通過する際に支障とならないものとすること。 5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロ ック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周 囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものと いう。以下「誘導用ブロック」という。）及び視覚障害者の注意を喚起 するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度 の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロ ックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下「注意喚起用ブロッ ク」という。）を敷設すること。
	(二) 横断歩道橋 及び地下横断 歩道（以下 「立体横断施 設」という。）	立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に 定める構造とすること。 1 横断歩道橋の幅員は120センチメートル以上、地下横断歩道の幅員 は170センチメートル以上とすること。 2 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 3 階段には、回り段を設けないこと。

区分	整備項目	整備基準
		<p>4 階段、傾斜路及び踊場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>5 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>
	(三) 案内標示	案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じたものとすること。
四 公園	(一) 出入口	<p>公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 幅員は、内法120センチメートル以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、勾配8パーセント以下の傾斜路を設けること。</p> <p>3 路面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>4 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>
	(二) 園路	<p>(一)に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>2 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦んとすること。</p> <p>4 園路に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>5 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 イ 第一号(三)に定める構造に準じた構造とすること。 ロ 第一号(二)5に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。</p> <p>6 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>
	(三) 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第一号(五)に定める構造に準じたものとすること。
	(四) 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、第一号(六)1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第一号(七)1から3までに定める構造に準じたものとすること。</p>
	(五) 案内標示	案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じたものとすること。
	(六) 附帯設備	ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とすること。
五 路外駐車場 (建築物を除く。)	路外駐車場	<p>1 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。)のうち1以上は、第一号(一)1及び4に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>2 第一号(六)1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る通路は、第一号(七)1から3までに定める構造に準じたものとすること。</p>

別表第3（第5条、第7条関係）

区分	図書の種類	明示すべき事項
一 建築物	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、高齢者、障害者等の利用する経路の位置及び幅並びに高齢者、障害者等の利用する経路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、受付等から建築物の出入口までの廊下等に敷設された誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、廊下等の位置及び幅、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びその寸法、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅、車いす使用者用席の位置及び寸法、車いす使用者用席からその室の出入口までの通路の位置及び幅、客室に設けられた車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
二 公共交通機関の施設（建築物を除く。）	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び公共交通機関の施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに届出に係る公共交通機関の施設と他の施設との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、客室の用途、床の高低並びに改札口の位置及び幅、通路等の位置、通路等に設けられる傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びその寸法乗降場の位置、乗降場に設けられるさく及び注意喚起用床材の位置車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
三 道路	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位並びに歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
四 公園	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅出入口に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、主要な園路の位置、幅及び縦断勾配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

区分	図書の種類	明示すべき事項
五 路外駐車場（建 築物を除く。）	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

第1号様式（第5条関係）

(その1)

適合証交付請求書（建築物である公共的施設）

青森県知事

殿

年月日

請求者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他	
	電話番号	()	

青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称				
公共的施設の所在地				
主要用途				
構造・階数	造	地上階	地下階	
規 模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延べ床面積(共同住宅等にあっては、延べ) (床面積及び戸(室)数)			m ²
	内訳	用途()	m ²	
		用途()	m ²	
		用途()	m ²	
		用途()	m ²	
用途()		m ²		
工事着手年月日	年月日	工事完了年月日	年月日	
新築等届の有無	有	・	無	

※受付欄	年月日	※処理欄	
	第号		
	係員印		

注1 新築等届の有無欄は、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定による届出の有無について、該当するものを○で囲むこと。

- 2 ※欄には、記入しないこと。
- 3 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項各号に掲げる書類及び図書を添付すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

適合証交付請求書（建築物以外の公共的施設）

年 月 日

青森県知事

殿

請求者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				印
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号			
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他			
	電話番号 ()				

青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称				
公共的施設の所在地				
区分	公共交通機関の施設 · 道路 · 公園 · 路外駐車場 · その他 ()			
規模				
工事着手年月日	年 月 日	工事完了年月日	年 月 日	
新築等届の有無	有 · 無			

※受付欄	年 月 日	※処理欄	
	第 号		
	係員印		

注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。

- 2 規模欄には、公共交通機関の施設にあっては面積を、道路にあっては延長距離を、公園にあっては敷地面積を、路外駐車場にあっては駐車の用に供する部分の面積を記入すること。
- 3 新築等届の有無欄は、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定による届出の有無について、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※欄には、記入しないこと。
- 5 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項各号に掲げる書類及び図書を添付すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

表



- 備考1 材質は、アクリル樹脂製とする。
- 2 文字の色は黒、りんご（ハート）の部分の色は赤、葉の部分の色は緑、地の色は白とする。

裏

公共的施設の名称	
公共的施設の 所 在 地	
適合証交付番号	No
交付年月日	年 月 日交付

← 15センチメートル →

10センチメートル

第3号様式（第5条関係）

適合証交付施設所有者等変更届

年月日

青森県知事

殿

届出者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

適合証の交付に係る公共的施設の所有者（管理者）の変更があったので、青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第3項の規定により届け出ます。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
区分	建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・道路・公園・建築物以外の路外駐車場・その他()		
適合証交付番号及び 交付年月日	No 年月日交付		
公共的施設 の所有者 (管理者)	区分	変更後	変更前
	氏名又は名称		
住所又は所在地			
変更の理由			
変更年月日	年月日		

※受付欄	年月日	※処理欄	
	第号		
	係員印		

注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。

- 2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。
- 3 変更の理由欄には、所有者（管理者）の変更の理由を簡潔に記入すること。
- 4 ※欄には、記入しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第5条関係）

適合証再交付請求書

年月日

青森県知事

殿

請求者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	㊞
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第4項の規定により、次のとおり適合証の再交付を請求します。

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
区分	建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・道路・公園 建築物以外の路外駐車場・その他()
適合証交付番号及び 交付年月日	No 年月日交付
再交付請求の 理由	

※受付欄	年月日	※処理欄	
	第号		
	係員印		

注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。

なお、適合証の交付番号又は交付年月日が不明の場合は、記入不要であること。

3 再交付請求の理由欄には、適合証の再交付を請求する理由を簡潔に記入すること。

4 ※欄には、記入しないこと。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式（第5条関係）

適合証返還届

年月日

青森県知事

殿

届出者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第5項の規定により、次のとおり適合証の返還します。

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
区分	建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・道路・公園 建築物以外の路外駐車場・その他()
適合証交付番号及び 交付年月日	No 年月日交付
返還理由	

※受付欄	年月日	※処理欄	
	第号		
	係員印		

注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。

なお、適合証を亡失し、又は滅失したため、交付番号又は交付年月日が不明の場合は、記入不要であること。

3 返還理由欄には、適合証を返還する理由を簡潔に記入すること。

なお、適合証を亡失し、又は滅失した場合は、その旨を記入すること。

4 ※欄には、記入しないこと。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式（第7条、第8条関係）

(その1)

特定施設新築等（変更）届出書（建築物である特定施設）

年 月 日

青森県知事

殿

届出者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()	

特定施設（建築物）の新築等の内容（変更）について、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称					
特定施設の所在地					
主要用途					
工事の種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更				
構造・階数	造 地上階 地下階				
規 模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
			新築等の部分	その他の部分	合計
	延べ床面積（共同住宅等にあっては、延べ床面積及び戸（室）数）		m ²	m ²	m ²
	内訳	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）		m ²	m ²	m ²	
用途（ ）		m ²	m ²	m ²	
工事着手予定年月日	年 月 日				
工事完了予定年月日	年 月 日				
適合証交付請求の予定の有無	有・無				

※受付欄	年 月 日	※処理欄		
	第 号			
	係員印			

注1 工事の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 適合証交付請求の予定の有無欄には、青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲むこと。

3 ※欄には、記入しないこと。

4 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第1項各号に掲げる書類及び図書（変更届の場合には、当該変更に係るものに限る。）を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

特定施設新築等(変更)届出書(建築物以外の特定施設)

年月日

青森県知事

殿

届出者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

特定施設(建築物以外)の新築等の内容(変更)について、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称			
特定施設の所在地			
区分	公共交通機関の施設・道路・公園・路外駐車場 その他()		
工事の種別	新設・改修		
規模			
工事着手予定年月日	年月日		
工事完了予定年月日	年月日		
適合証交付請求の予定の有無	有・無		

※受付欄	年月日	※処理欄
	第号	
	係員印	

- 注1 区分欄及び工事の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 規模欄には、公共交通機関の施設にあっては面積を、道路にあっては延長距離を、公園にあっては敷地面積を、路外駐車場にあっては駐車の用に供する部分の面積を記入すること。
- 3 適合証交付請求の予定の有無欄には、青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※欄には、記入しないこと。
- 5 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第1項各号に掲げる書類及び図書(変更届の場合は、当該変更に係るものに限る。)を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

表

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職氏名

年 月 日生

上記の者は、青森県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により
立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

青森県知事 氏 名 ㊞

← 9センチメートル →

↑ 6センチメートル

裏

青森県福祉のまちづくり条例（抜粋）

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公共的施設の新築等若しくは新設をしようとする者又は公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物を所有し、若しくは管理する者に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、公共的施設の工事現場、公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物に立ち入り、公共的施設、公共車両等、公共工作物、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式（第5条、第7条関係）

(その1)

公共的施設（特定施設）整備項目表（建築物）

公共的施設の名称 (特定施設)		公共的施設の所在地 (特定施設)	
主要用途		構造・階数	造・地上 階 地下 階
延べ床面積	m^2		

整備項目	整備基準	図面の名称及び 出入口の番号	設計内容	適合状況	判定*
(一) 出入口					
(1) 建物出入口(直接地上へ通じる1以上の出入口)	1 内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	2 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造		(開閉方式)	合・否	
	3 透明な戸は衝突防止装置を講ずる		(講じた措置)	合・否	
	4 車いす使用者に支障となる段を設けない		(最大段差) cm	合・否	
(2) 駐車場出入口(駐車場に通ずる1以上の出入口)	1 内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	2 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造		(開閉方式)	合・否	
	3 透明な戸は衝突防止装置を講ずる		(講じた措置)	合・否	
	4 車いす使用者に支障となる段を設けない		(最大段差) cm	合・否	
(3) 建物内出入口(利用者の利用に供する各室の1以上の出入口)	1 内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	2 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造		(開閉方式)	合・否	
	3 透明な戸は衝突防止装置を講ずる		(講じた措置)	合・否	
	4 車いす使用者に支障となる段を設けない		(最大段差) cm	合・否	
(二) 廊下					
3(1)(一)の建物出入口から(一)の建物内出入口までの廊下等	1 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	2 段を設ける場合は、(三)の階段の構造			合・否	
	イ 内法幅120cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ 車いすの転回できる部分を末端及び50mごとに設置			合・否	
	ハ 高低差がある場合は、5の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	合・否	
	ニ (一)の出入口並びに(四)のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分が水平			合・否	
3(2)(一)の駐車場出入口から(一)の建物内出入口までの廊下等	イ 内法幅120cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ 車いすの転回できる部分を末端及び50mごとに設置			合・否	
	ハ 高低差がある場合は、5の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	合・否	

	ニ (一)の出入口並びに(四)のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分が水平			合・否	
4 建物出入口から受付等までの廊下	誘導用床材又は誘導用音声装置の設置等	(講じた措置)		合・否	
5 傾斜路及びその踊場	イ 内法幅120cm以上(段併設の場合90cm以上) ロ 勾配1/12以下(高さ16cm以下の傾斜路1/8) ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 ニ 手すりの設置 ホ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ ヘ 踊場、周囲の廊下等と識別しやすい ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設	(内法寸法) cm (勾配) (高さ) cm (踏幅) cm (仕上げ材) (講じた措置)		合・否	
(三) 階段	1 両側に手すりの設置 2 回り段を設けない 3 粗面又は滑りにくい材料仕上げ 4 段は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設	(仕上げ材) (講じた措置)		合・否	
(四) 昇降機(エレベーター)	利用階に停止する次に定める構造のエレベーターの設置(床面積2,000m ² 以上の施設) 1 かごの床面積1.83m ² 以上 2 かごの奥行き(内法)135cm以上 3 かごは車いすの転回に支障がない形状 4 かご内に停止予定階及び現在位置の表示装置の設置 5 かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 6 かご及び昇降路の出入口の内法幅80cm以上 7 かご及び乗降ロビーに車いす用制御装置の設置 8 かご及び乗降ロビーの制御装置(7を除く。)は、視覚障害者の安全かつ円滑な操作が可能なもの 9 かご内の左右両面の側板に手すりの設置 10 乗降ロビーの幅及び奥行きの内法150cm以上 11 乗降ロビー等にかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	(設置数) (床面積) m ² (内法寸法) cm (内法寸法) cm (内法寸法) cm (内法寸法) cm (幅) cm (奥行き) cm		合・否	
(五) 便所(1以上)					
1 便所(車いす使用者対応便房)	イ 車いす使用者対応便房の設置 ロ 車いす使用者対応便房等の出入口の内法幅80cm以上 ハ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造 ニ 出入口に段がない ホ 床面は粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(設置数) (内法寸法) cm (開閉方式) (最大段差) cm (仕上げ材)		合・否	

	ヘ 出入口付近に車いす使用者対応便所設置及び誰でも使用可である旨の表示 ト 安全かつ円滑に使用できる洗面器の設置	(表示方法)	合・否	
2 男子用小便器	手すり付き床置式小便器の設置	(設置数)	合・否	
(六) 駐車場				
1 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設の設置 イ (一)の駐車場出入口に近い位置に設置 ロ 冬季間の積雪及び路面凍結に十分配慮した場所に設置 ハ 幅員 350cm以上 ニ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(設置数) (幅員) cm (表示方法)	合・否 合・否 合・否 合・否	
2 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	(1) 粗面はぬれても滑りにくい材料仕上げ (2) 段を設ける場合は、(三)の階段の構造 ・両側に手すりの設置 ・回り段を設けない ・粗面又は滑りにくい材料仕上げ ・段は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造 (3) 幅員 120cm以上 (4) 高低差がある場合は、(二)の5の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置 (5) 傾斜路は、踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい (6) 排水路には溝ぶたの設置 (7) ひさしの設置等、積雪及び路面凍結時の通行に支障がないものの設置	(仕上げ材) (仕上げ材) (講じた措置) (幅員) cm (講じた措置) (講じた措置) (講じた措置)	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
(七) 敷地内の通路	1 粗面又はぬれても滑りにくい材質仕上げ 2 段を設ける場合は、(三)の階段の構造 ・両側に手すりの設置 ・回り段を設けない ・粗面又は滑りにくい材質仕上げ ・段は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造	(仕上げ材) (仕上げ材) (講じた措置)	合・否 合・否 合・否	
3(1) (一)の建物出入口から道等に至る敷地内通路	イ 幅員 120cm以上 ロ (イ) 高低差がある場合は、(二)の5の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置 (ロ) 傾斜路は、踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい (ハ) 排水路には溝ぶたの設置 (ニ) ひさしの設置等、積雪及び路面凍結時の通行に支障のないものの設置	(幅員) cm (講じた措置) (講じた措置)	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
3(2) (一)の建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る敷地内通路	イ 幅員 120cm以上 ロ (イ) 高低差がある場合は、(二)の4の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置 (ロ) 傾斜路は、踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい (ハ) 排水路には溝ぶたの設置 (ニ) ひさしの設置等、積雪及び路面凍結時の通行に支障のないものの設置	(幅員) cm (講じた措置) (講じた措置)	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	

4 (一) の建物出入口から道等に至る敷地内通路	イ 誘導用床材の敷設又は誘導用音声装置の設置等		(講じた措置)	合・否	
	ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に接する部分（踊場を含む。）に注意喚起用床材の敷設		(敷設箇所)	合・否	
5 傾斜路及びその踊場	イ 内法幅 120cm以上（段併設の場合90cm以上）		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ 勾配1/12以下（高さ16cm以下の傾斜路1/8）		(勾配)	合・否	
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		(高さ) cm	合・否	
	ニ 手すりの設置		(踏幅) cm	合・否	
	ホ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ			合・否	
				合・否	
(八) 観覧席及び客席（観覧席等）					
1 車いす使用者用席の設置	設置数（観客席総数 500以下の場合 2以上、総数 500超の場合 観客席×1／500+2以上）		(設置数)	合・否	
	イ 幅90cm以上、奥行き110cm以上		(幅) cm (奥行き) cm	合・否	
	ロ 床面は滑りにくい材料仕上げ、かつ水平		(仕上げ材)	合・否	
	ハ 席後方に出入り及び転回できる部分の設置		(講じた措置)	合・否	
2 車いす使用者席に至る通路	イ 幅 120cm以上		(幅) cm	合・否	
	ロ 高低差がある場合、(二)の傾斜路及び踊場の設置			合・否	
	・内法幅 120cm以上（段併設の場合90cm以上）		(内法寸法) cm	合・否	
	・勾配1/12以下（高さ16cm以下の傾斜路1/8）		(勾配)	合・否	
	・粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
3 聴覚障害者用集団補聴装置等の設置	聴覚障害者用集団補聴装置等の設置		(講じた措置)	合・否	
(九) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（浴室等）	次に定める浴室等の設置		(設置数)	合・否	
	1 十分な床面積の確保		(床面積) m ²	合・否	
	2 高齢者、障害者等に配慮した浴槽、腰掛台、手すり等の設置		(講じた措置)	合・否	
	3 出入口の内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	4 出入口に通過の支障となる段がない		(最大段差) cm	合・否	
	5 床面はぬれても滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	6 レバー式、光感知式等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に操作できる水栓器具の設置		(設置数)	合・否	
			(講じた措置)		
(十) 客室（5,000m ² を越える宿泊施設）	次に定める客室の設置		(設置数)	合・否	
	1 十分な床面積の確保、手すりの適切な配置		(床面積) m ²	合・否	
	2 イ 車いす使用者対応便房の設置			合・否	
	ロ 車いす使用者対応便房の出入口の内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	ハ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造		(開閉方式)	合・否	

	<p>ニ 出入口に段がない</p> <p>ホ 床面は粗面又は滑りにくい材料仕上げ</p> <p>3 車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる浴室等の設置((九)に定めるものを設置する場合を除く。)</p> <p>4 光、音その他の方法による視聴覚障害者用非常警報装置の設置</p>	<p>(最大段差) cm 合・否</p> <p>(仕上げ材) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p>
(十一) 受付カウンター及び記載台(受付カウンター等)	<p>車いす使用者の利用に配慮したカウンター等の設置</p> <p>1 車いす使用者の利用に配慮した高さ</p> <p>2 けこみの設置</p>	<p>(設置数) 合・否</p> <p>(高さ) cm 合・否</p> <p>合・否</p>
(十二) 公衆電話所	<p>車いす使用者等の利用に配慮した公衆電話所の設置</p> <p>1 車いす使用者の利用に配慮した高さ、けこみを設けた公衆電話機を設置するための台の設置</p> <p>2 出入口を設置する場合は、(一)の出入口の構造に準じたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内法幅80cm以上 ・戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造 ・透明な戸は衝突防止装置を講ずる ・車いす使用者に支障となる段を設けない 	<p>(設置数) 合・否</p> <p>(高さ等) cm 合・否</p> <p>合・否</p> <p>(内法寸法) cm 合・否</p> <p>(開閉方式) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p> <p>(最大段差) cm 合・否</p>
(十三) 券売機	<p>車いす使用者等が安全かつ円滑に使用できるよう配慮された券売機の設置</p> <p>1 車いす使用者が安全かつ円滑に使用できるよう金銭投入口の高さ、けこみ等に配慮された券売機の設置</p> <p>2 点字表示等視聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された券売機の設置</p>	<p>(設置数) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p> <p>(設置数) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p>
3 (1) 直接地上へ通ずる出入口から券売機への通路	<p>イ 誘導用床材の敷設又は誘導用音声装置の設置等</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に接する部分(踊場を含む。)に注意喚起用床材の敷設</p>	<p>(敷設箇所) 合・否</p>
3 (2) 券売機から改札口に至る通路	<p>イ 誘導用床材の敷設又は誘導用音声装置の設置等</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に接する部分(踊場を含む。)に注意喚起用床材の敷設</p>	<p>(敷設箇所) 合・否</p>
(十四) 案内表示	<p>高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる案内表示の設置</p> <p>主要な案内表示の高さ</p> <p>文字の大きさ</p> <p>表示の内容</p>	<p>(設置数) 合・否</p> <p>(講じた措置) 合・否</p>

(十五) 授乳及びおむつ替えの場所	(施設種別名)		(設置数)	合・否	
	授乳及びおむつ替えのできる場所の設置、かつ、ベビーベッドの設置				

※記入欄

- 注1 共同住宅等においては、延べ床面積欄に、延べ床面積を記入するほか、戸（室）数を記入すること。
- 2 設計内容欄については、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容を記入すること。
- 3 適合状況欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※欄は、記入しないこと。
- 5 特定施設新築等変更届出書に添付する場合は、変更に係る整備項目について記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

公共的施設（特定施設）整備項目表（公共交通機関の施設（建築物を除く））

公共的施設の名称 (特定施設)		公共的施設の所在地 (特定施設)	
面 積		m ²	

整備項目	整備基準	図面の名称及び 出入口の番号	設計内容	適合状況	判定*
(一) 改札口	1 イ内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ車いす使用者に支障となる段を設けない		(最大段差) cm	合・否	
	2 誘導用床材の敷設			合・否	
(二) 通路その他これに類する もの（通路等）	1 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	段を設ける場合の構造				
	(1) 両側に手すりの設置			合・否	
	(2) 回り段を設けない			合・否	
	(3) 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	(4) 段は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造		(講じた措置)	合・否	
	2 高低差がある場合は、次の構造の傾斜路 及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	合・否	
	イ 内法幅120cm以上(段併設の場合90cm以 上)		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ 勾配1/12以下（高さ16cm以下の傾斜路 1/8）		(勾配)	合・否	
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の 踊場の設置		(高さ) cm	合・否	
	ニ 手すりの設置		(踏幅) cm	合・否	
	ホ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ			合・否	
	ヘ 踊場、周囲の廊下等と識別しやすい		(仕上げ材)	合・否	
	ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下 等及び踊場の部分に注意喚起用床材の 敷設		(講じた措置)	合・否	
				合・否	
(三) 階段	1 両側に手すりの設置			合・否	
	2 回り段を設けない			合・否	
	3 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	4 段は、識別しやすく、かつ、つまづきに くい構造		(講じた措置)	合・否	
	5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及 び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否	
(四) 昇降機（エレベーター）	前年度1日当たり平均乗降客数5,000人以上の 公共交通機関で改札口から乗降場に至る経路 に5m以上の高低差が生ずる箇所がある場合		(平均乗降客数) 人		
	1 かごの床面積1.83m ² 以上		(床面積) m ²	合・否	
	2 かごの奥行き（内法）135cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	3 かごは車いすの転回に支障がない形状			合・否	
	4 かご内に停止予定階及び現在位置の表 示装置の設置			合・否	

	5 かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			合・否	
	6 かご及び昇降路の出入口の内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否		
	7 かご及び乗降ロビーに車いす用制御装置の設置		合・否		
(五) 乗降場	1 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否		
	2両端に、転落防止用のさくの設置		合・否		
	3 縁端に、注意喚起用床材の敷設		合・否		
(六) 便所 (1以上)			合・否		
1 便所 (車いす使用者対応便房)	イ 車いす使用者対応便房の設置	(設置数)	合・否		
	ロ 車いす使用者対応便房等の出入口の内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否		
	ハ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否		
	ニ 出入口に段がない	(最大段差) cm	合・否		
	ホ 床面は粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否		
	ヘ 出入口付近に車いす使用者対応便房設置及び誰でも使用可である旨の表示	(表示方法)	合・否		
	ト 安全かつ円滑に使用できる洗面器の設置		合・否		
2 男子用小便器	手すり付き床置式小便器の設置	(設置数)	合・否		
(七) 案内表示	高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる案内表示の設置	(設置数)	合・否		
	主要な案内表示の高さ	(講じた措置)	合・否		
	文字の大きさ				
	表示の内容				

※記入欄

- 注 1 設計内容欄については、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容を記入すること。
 2 適合状況欄には、該当するものを○で囲むこと。
 3 ※欄は、記入しないこと。
 4 特定施設新築等変更届出書に添付する場合は、変更に係る整備項目について記入すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その3)

公共的施設（特定施設）整備項目表（道路）

路線名		所在地	
延長距離	km		

整備項目	整備基準	図面の名称及び出入口の番号	設計内容	適合状況	判定*
(一) 歩道	1 滑りにくい材料仕上げ、かつ、平坦		(仕上げ材)	合・否	
	2 有効幅員200cm以上、車いす使用者が安全かつ円滑に通行できるもの		(有効幅員) cm	合・否	
	3 排水溝を設ける場合、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造		(溝ぶたの構造)	合・否	
	4 すりつけは、車いす使用者の通過に支障とならない構造 ・歩道の巻込部の歩道と車道			合・否	
	・横断歩道の歩道と車道			合・否	
	・横断歩道の中央分離帯と車道			合・否	
	5 誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの敷設			合・否	
	1 幅員 横断歩道橋 120cm以上 地下横断歩道 170cm以上		(幅員) cm	合・否	
	2 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	3 回り段を設けない			合・否	
(二) 横断歩道橋及び地下横断歩道（立体横断施設）	4 両側に手すりの設置 ・階段 ・傾斜路 ・踊場			合・否	
	5 誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの敷設			合・否	
	1 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる案内表示の設置		(設置数)	合・否	
	2 主要な案内表示の高さ		(説じた措置)	合・否	
	3 文字の大きさ				
	4 表示の内容				

※記入欄

- 注1 設計内容欄については、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容を記入すること。
 2 適合状況欄には、該当するものを○で囲むこと。
 3 ※欄は、記入しないこと。
 4 特定施設新築等変更届出書に添付する場合は、変更に係る整備項目について記入すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その4)

公共的施設（特定施設）整備項目表（公園）

公園の名称		公園の所在地	
敷地面積		m ²	

整備項目	整備基準	図面の名称及び 出入口の番号	設計内容	適合状況	判定*
(一) 出入口（1以上の出入口）	1 内法幅120cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	2 車いす使用者に支障となる段を設けない ・やむを得ず段を設置する場合は勾配8%以下 以下の傾斜路の設置		(傾斜路の勾配) %	合・否	
	3 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	4 誘導用ブロック及び注意喚起用ブロック の設置		(設置箇所)	合・否	
(二) 園路	1 幅員120cm以上		(幅員) cm	合・否	
	2 縦断勾配8%以下		(縦断勾配) %	合・否	
	3 滑りにくい材料仕上げ、かつ、平たん		(仕上げ材)	合・否	
	4 排水溝を設ける場合、つえ、車いすのキ ャスターが落ち込まない構造		(溝ぶたの構造)	合・否	
	5 イ 段を設ける場合の構造 (1) 両側に手すりの設置				
	(2) 回り段を設けない			合・否	
	(3) 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	(4) 段は、識別しやすく、かつ、つまづ きににくい構造		(講じた措置)	合・否	
	(5) 階段の上端及び下端に近接する廊下等及 び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否	
	ロ 傾斜路及びその踊場 (1) 内法幅120cm以上(段併設の場合90cm 以上)			合・否	
	(2) 勾配1/12以下(高さ16cm以下の傾斜 路1/8)		(勾配)	合・否	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 の踊場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	(4) 手すりの設置			合・否	
	(5) 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	(6) 踊場、周囲の廊下等と識別しやすい		(講じた措置)	合・否	
	(7) 傾斜路の上端及び下端に近接する廊 下等及び踊場の部分に注意喚起用床 材の敷設			合・否	
	6 誘導用ブロック及び注意喚起用ブロック の敷設			合・否	
(三) 便所（1以上）	1 便所（車いす使用者対応 便房）				
			(設置数)	合・否	
			(内法寸法) cm	合・否	
			(開閉方式)	合・否	
			(最大段差) cm	合・否	
			(仕上げ材)	合・否	

	ヘ 出入口付近に車いす使用者対応便所設置 及び誰でも使用可である旨の表示	(表示方法)	合・否	
	ト 安全かつ円滑に使用できる洗面器の設置		合・否	
2 男子用小便器	手すり付き床置式小便器の設置	(設置数)	合・否	
(四) 駐車場			合・否	
1 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設の設置 イ (一) の駐車場出入口に近い位置に設置 ロ 冬季間の積雪及び路面凍結に十分配慮 した場所に設置 ハ 幅員 350cm以上 ニ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(設置数) (幅員) cm (表示方法)	合・否 合・否 合・否 合・否	
2 車いす使用者用駐車施設 に至る駐車場内の通路	(1) 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ (2) 段を設ける場合は、(三)の階段の構造 ・両側に手すりの設置 ・回り段を設けない ・粗面又は滑りにくい材料仕上げ ・段は、識別しやすく、かつ、つまづきに くい構造 (3) 幅員120cm以上 (4) 高低差がある場合は、(二)の5の傾斜路 及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置 (5) 傾斜路は、踊場及び傾斜路に接する敷地 内通路と識別しやすい (6) 排水路には溝ぶたの設置 (7) ひさしの設置等、積雪及び路面凍結時の 通行に支障がないものの設置	(仕上げ材) (仕上げ材) (講じた措置) (幅員) cm (講じた措置) (講じた措置) (講じた措置) (合・否) (合・否) (合・否) (合・否) (合・否)	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
(五) 案内表示	高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用でき る案内表示の設置 主要な案内表示の高さ 文字の大きさ 表示の内容	(設置数) (講じた措置)	合・否 合・否	
(六) 附帯設備	高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用でき る構造 ・ベンチ ・屋外卓 ・水飲み器 ・自動販売機 ・その他の設備	(講じた措置)	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	

※記入欄

- 注 1 設計内容欄については、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容を記入すること。
- 2 適合状況欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 特定施設新築等変更届出書に添付する場合は、変更に係る整備項目について記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その5)

公共的施設(特定施設)整備項目表(路外駐車場(建築物を除く))

名 称		所 在 地	
駐車の用に供する面積		m^2	

整 備 項 目	整 備 基 準	図面の名称及び 出入口の番号	設 計 内 容	適合状況	判定*
路外駐車場(建築物を除く)					
1 出入口の構造	(1) 内法幅80cm以上		(内法寸法) cm	合・否	
	(2) 車いす使用者に支障となる段を設けない		(最大段差) cm	合・否	
2 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設の設置		(設置数)	合・否	
	イ (一) の駐車場出入口に近い位置に設置			合・否	
	ロ 冬季間の積雪及び路面凍結に十分配慮した場所に設置			合・否	
	ハ 幅員 350cm以上		(幅員) cm	合・否	
	ニ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示		(表示方法)	合・否	
3 通路の構造	1 粗面又は滑りにくい材料仕上げ			合・否	
	・両側に手すりの設置			合・否	
	・回り段を設けない			合・否	
	・粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
	・段は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造		(講じた措置)	合・否	
3(1) 出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路	イ 幅員120cm以上		(幅員) cm	合・否	
	ロ (ア) 高低差がある場合は、(二)の5の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	合・否	
	(イ) 傾斜路は、踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい			合・否	
	(ウ) 排水路には溝ぶたの設置			合・否	
	(エ) ひさしの設置等、積雪及び路面凍結時の通行に支障がないものの設置			合・否	
				合・否	
3(2) 傾斜路及びその踊場	イ 内法幅120cm以上(段併設の場合90cm以上)		(内法寸法) cm	合・否	
	ロ 勾配1/12以下(高さ16cm以下の傾斜路1/8)		(勾配)	合・否	
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		(高さ) cm	合・否	
	ニ 手すりの設置		(踏幅) cm	合・否	
	ホ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ			合・否	

※記入欄

注1 設計内容欄については、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容を記入すること。

2 適合状況欄には、該当するものを○で囲むこと。

3 ※欄は、記入しないこと。

4 特定施設新築等変更届出書に添付する場合は、変更に係る整備項目について記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

この整備マニュアルの策定にあたりましては、日本大学理工学部野村歡教授をはじめとする「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル作成委員会」並びに「社団法人青森県建築士事務所協会」から格別の御支援、御協力を賜りました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル作成委員会

委員長	野 村 欢	日本大学理工学部建築学科教授
委 員	金 沢 善 智	弘前大学医療技術短期大学部理学療法科講師
	山 内 英 夫	根本測量設計株式会社代表取締役
	野 呂 敏 秋	株式会社鳳建築設計事務所会長
	中 澤 雅 宏	株式会社八洲建築設計事務所所長
	小 山 光 央	小山連一建築研究所所長
	高 樋 忍	有限会社クレイドル代表取締役
	松 島 秀 憲	青森県土木部建築住宅課建築指導班長
	堀 内 芳 男	青森県健康福祉部障害福祉課福祉のまち推進監
	木庭袋 輔	青森県健康福祉部障害福祉課障害企画班総括主査

事務局	高 樋 輝志朗	青森県建築士事務所協会会长
	小山内 守	青森県建築士事務所協会事務局長
編集協力	木 村 禎 子	cradle.bis.
	中 澤 宏太郎	有限会社クレイドル

青森県福祉のまちづくり推進会議

(氏名五十音順)

会 長	北 原 啓 司	弘前大学教育学部助教授
副会長	成 田 春 洋	青森県重症心身障害児(者)を守る会会長
委 員	阿 部 弘 一	(社)青森県バス協会専務理事
	五十嵐 勝 朗	国立療養所岩木病院院長
	幾 田 せい子	(社)青森県手つなぐ育成会副会長
	伊 藤 宏	(社会福祉法人)青森県社会福祉協議会専務理事
	小 山 光 央	(社)青森県建築士事務所協会理事
	加 茂 良 男	東日本旅客鉄道株式会社青森支店長
	木 村 勝 弘	青森県町村会事務局次長
	倉 本 弘 美	青森県農業協同組合中央会営農生活部生活課長
	佐 藤 升 昇	青森商工会議所総務委員会副委員長
	杉 本 健 健	イオン下田ショッピングセンター・ゼネラルマネージャー
	高 樋 忍	(有)クレイドル代表取締役
	千 葉 健 一	青森県市長会事務局次長
	中 山 京 子	(社)青森県観光連盟理事
	羽 賀 キ ヌ	(社)青森県ボランティア連絡協議会理事
	樋 口 礼 子	青森県精神障害者家族会連合会常任理事
	船 水 京 子	(財)青森県老人クラブ連合会副会長・女性部長
	前 田 保 保	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会会长
	三 浦 昭 子	(社会福祉法人)弘前愛成園理事長
	村 上 秀 一	青森県医師会常任理事

本書の作成に際して、下記の図書等を参考にさせていただきました。

- 福島県人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル（平成7年9月発行）
埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック（平成8年2月発行）
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成8年8月発行）
世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施設整備マニュアル（平成9年4月発行）
北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成10年3月発行）
川崎市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成10年3月発行）
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成10年8月発行）
改訂版・ケア住宅の計画（社団法人日本住宅設備システム協会
／ケア住宅研究会・創樹社）

青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル

平成12年3月発行

発 行：青森県（健康福祉部障害福祉課）

〒030-8570

青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9307 FAX 017-734-8092

編集委託先：社団法人青森県建築士事務所協会

〒030-0803

青森市安方二丁目9番13号 建設会館5階

電話 017-773-1596

印 刷：不二印刷工業（株）